

第6回

参議院政府開発援助（ODA）調査

—— 派遣報告書 ——

第1班 フィリピン共和国、シンガポール共和国、
インドネシア共和国

第2班 アメリカ合衆国、カナダ

第3班 フランス共和国、ケニア共和国、ウガンダ共和国、
南アフリカ共和国

第4班 ブラジル連邦共和国、パナマ共和国、
ペルー共和国

平成 22 年 2 月

(裏余白)

報告書の作成にあたって

（ODA調査派遣の経緯）

参議院は、平成 15 年 7 月 28 日の参議院改革協議会（座長：青木幹雄議員（当時））報告書の提言「ODA経費の効率的運用に資するため、新たにODAに関する専門の調査団を派遣すること」等に基づき、平成 16 年度から毎年度ODA調査のための議員派遣を行っている。

平成 16 年度は中国地域、東南アジア地域、南米地域の 3 地域で調査を行った。平成 17 年度はアフリカ・中東地域、中国・東南アジア地域、南西アジア地域の 3 地域で調査を行った。平成 18 年度は北東アジア地域、東南アジア地域、中央アジア地域、アフリカ地域の 4 地域で調査を行った。平成 19 年度は東南アジア地域、南西アジア地域、中東地域、アフリカ及び欧州地域の 4 地域で調査を行った。平成 20 年度はアジア地域、大洋州地域、欧州地域、アフリカ及び欧州地域の 4 地域で調査を行った。

平成 17 年度以降は、政府開発援助等に関する特別委員会において、ODA調査派遣団各班からの報告聴取及び意見交換が行われている。

平成 21 年度のODA調査派遣については、平成 21 年 6 月 11 日の議院運営委員会理事会上において決定され、次の枠組みで行うこととなった。

（ODA調査派遣の枠組）

派遣の目的については、参議院改革の一環として、ODA経費の効率的運用に資するため、実施することとされた。

派遣議員団については、4 班 16 名を派遣することとし、会派の割当として、第 1 班 5 名（民主 3、自民 2）、第 2 班 5 名（民主 2、自民 2、公明 1）、第 3 班 3 名（民主 2、自民 1）、第 4 班 3 名（民主 1、自民 1、共産 1）とした。

派遣地域については、東アジア地域、米州地域、アフリカ及び欧州地域、中南米地域の 4 地域を派遣候補地とした。

なお、具体的な視察事業等については派遣団において決定することとし、派遣期間については、おおむね 10 日程度とした。

また、派遣報告書については、過去の取扱いと同様に、関係委員会等における国政審議のために活用されるよう全議員に配付するとともに、関係諸機関等に送付し、また、本院ホームページ等を通じて、広く一般に公表することとした。

（派遣の実施）

各会派から推薦を受けた参加議員は、それぞれの班ごとに打合会を開催し、まず団長の決定を行った後、それぞれ数回の協議を経て派遣期間及び視察対象事業の決定を行った。また、外務省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等から概況説明の聴取及び調査のための事情聴取を行うなど、国内における事前調査を行った。

各派遣団のODA調査は、第1班（フィリピン、シンガポール、インドネシア）が平成21年10月11日（日）から19日（月）までの8泊9日、第2班（米国、カナダ）が21年10月8日（木）から16日（金）までの8泊9日、第3班（フランス、ケニア、ウガンダ、南アフリカ）が21年10月11日（日）から23日（金）までの12泊13日、第4班（ブラジル、パナマ、ペルー）が21年10月10日（土）から23日（金）までの13泊14日で、それぞれ実施された。なお、詳細な派遣日程については、本報告書の各派遣団の調査報告を参照されたい。

さらに、帰国後においても補足的な調査を行い、報告書作成のための作業を行ったところである。

（調査報告書の位置付けと内容）

本報告書は4地域に派遣された議員団の調査結果を1冊に取りまとめたものである。構成は、各派遣団に1章を割り当て、訪問した国別に調査の概要を記述している。なお、各派遣団の記述の文責は、各派遣団が負っていることを明らかにしておきたい。また、報告書に記述した問題点の指摘等については、努めて参加した議員の総意となるよう表現を工夫した。

（最後に）

参議院改革協議会報告書の趣旨を踏まえ、参議院は、第6回目のODA調査派遣を行った。近年ODA予算は、厳しい財政事情の中で減少傾向にあるが、平成21年度一般会計で6,722億円の予算が計上されている。この財政支出による政府開発援助が、より一層効率的、効果的に行われるために、本報告書がこれまでの報告書と同様に、国政審議の場を始めとする様々な機会、議員各位の参考として頂くことを切望するものである。

最後になったが、今回のODA調査派遣の実施に当たっても、事前調査及び現地調査で、内外の関係機関等の方々には大変なご協力を得た。ここに改めて感謝の意を表したい。

平成22年2月記

参議院政府開発援助調査派遣団

第1班（フィリピン、シンガポール、インドネシア）

団長 若林 正俊

第2班（米国、カナダ）

団長 藤末 健三

第3班（フランス、ケニア、ウガンダ、南アフリカ）

団長 木俣 佳文

第4班（ブラジル、パナマ、ペルー）

団長 藤原 良信

目 次

第1章 フィリピン共和国、シンガポール共和国、 インドネシア共和国班報告

I. 派遣団の構成・調査日程	3
第1 派遣団の構成	3
第2 調査日程	4
II. フィリピン共和国における調査	7
第1 フィリピン共和国の概況	7
第2 我が国のODA実績	9
第3 調査の概要	11
III. シンガポール共和国における調査	21
第1 シンガポール共和国の概況	21
第2 調査の概要	23
IV. インドネシア共和国における調査	30
第1 インドネシア共和国の概況	30
第2 我が国のODA実績	32
第3 調査の概要	34
V. アジア開発銀行における調査	41
第1 アジアに対するODAの状況	41
第2 調査の概要	43
VI. 派遣議員団としての所見	51

第2章 アメリカ合衆国、カナダ班報告

I. 派遣団の構成・調査日程	59
第1 派遣団の構成	59
第2 調査日程	60
II. 米国の対外援助に関する調査	62
第1 米国の援助政策の概要	62
第2 説明聴取・意見交換の概要	67

Ⅲ. カナダの対外援助に関する調査	76
第1 カナダの援助政策の概要	76
第2 説明聴取・意見交換の概要	80
Ⅳ. 世界銀行の開発援助政策に関する調査	96
第1 世界銀行の概要	96
第2 説明聴取・意見交換の概要	99
Ⅴ. 国連の開発援助政策に関する調査	103
第1 国連開発計画（UNDP）の概要	103
第2 意見交換の概要	106
Ⅵ. 派遣議員団としての所見	112

第3章 フランス共和国、ケニア共和国、ウガンダ共和国、 南アフリカ共和国班報告

Ⅰ. 派遣団の構成・調査日程	125
第1 派遣団の構成	125
第2 調査日程	126
Ⅱ. 調査の視点、概要と所感	131
Ⅲ. フランス共和国における調査	136
調査の視点と概要	136
第1 フランスの援助機関と援助政策	137
第2 OECD-DACの概要とその活動	141
第3 意見交換の概要	146
Ⅳ. ケニア共和国における調査	156
調査の視点と概要	156
第1 ケニア共和国の概況	157
第2 我が国のODA実績	160
第3 意見交換等の概要	162
第4 案件視察等	167
Ⅴ. ウガンダ共和国における調査	177
調査の視点と概要	177
第1 ウガンダ共和国の概況	178
第2 我が国のODA実績	181

第3 意見交換の概要	183
第4 ワトト（WATOTO）村視察	184
第5 ネリカ米の普及についての追加調査	186
VI. 南アフリカ共和国における調査	187
調査の視点と概要	187
第1 南アフリカ共和国の概況	188
第2 我が国のODA実績	192
第3 意見交換等の概要	194
第4 案件視察	212
VII. 派遣議員団としての所見	217

第4章 ブラジル連邦共和国、パナマ共和国、ペルー共和国班報告

I. 派遣団の構成・調査日程	223
第1 派遣団の構成	223
第2 調査日程	224
II. ブラジル連邦共和国における調査	229
第1 ブラジル連邦共和国の概況	229
第2 我が国のODA実績	233
第3 調査の概要	236
III. パナマ共和国における調査	253
第1 パナマ共和国の概況	253
第2 我が国のODA実績	257
第3 調査の概要	259
IV. ペルー共和国における調査	266
第1 ペルー共和国の概況	266
第2 我が国のODA実績	270
第3 調査の概要	272
V. 派遣議員団としての所見	285

付録：参考資料

参議院政府開発援助（ODA）調査派遣の実績	291

(裏余白)

第 1 章

フィリピン共和国、シンガポール共和国、
インドネシア共和国班
報告

(裏余白)

第1章 フィリピン共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国班報告

I. 派遣団の構成・調査日程

第1 派遣団の構成

○期間

平成21年10月11日（日）～平成21年10月19日（月）[8泊9日　うち機中1泊]

○派遣団の構成

団長	参議院議員	若	林	正	俊（自民）
	同	松	浦	大	悟（民主）
	同	石	井	準	一（自民）

同行	決算委員会調査室次席調査員	奥	井	俊	二
	委員部第四課課長補佐	萱	森	裕	介
	予算委員会調査室調査員	三	角	政	勝

第2 調査日程

	午 前	午 後	宿泊
1 日目 10 月 11 日 (日)	【移動】 成田発 (9:30)	【移動】 →マニラ着 (13:05) 【説明聴取】 ・在フィリピン日本国大使館	マニラ
2 日目 10 月 12 日 (月)	【説明聴取・意見交換】 ・フィリピン国家経済開発庁	【説明聴取・意見交換】 ・青年海外協力隊 ・アジア開発銀行 (ADB) (拠出金) ・日系企業駐在員	マニラ
3 日目 10 月 13 日 (火)	【説明聴取・意見交換】 ・国連世界食糧計画 (WFP) (拠出金)	【説明聴取・意見交換】 ・フィリピン政府へ派遣の農業 専門家 (技) ・フィリピン稲研究所 (無、技) ・NGO	マニラ
4 日目 10 月 14 日 (水)	【移動】 マニラ発 (8:20) →シンガポール着 (11:50)	【説明聴取・意見交換】 ・在シンガポール日本国大使館 ・海賊対策情報共有センター (拠出金) ・シンガポール外務省 ・日系企業駐在員	シンガポール
5 日目 10 月 15 日 (木)		【移動】 シンガポール発 (15:30) →ジャカルタ着 (16:05) 【説明聴取】 ・在インドネシア日本国大使館	ジャカルタ
6 日目 10 月 16 日 (金)	【案件視察】 ・障害児童向け学校修復計画 (草の根) ・警察改革支援 (無、技)	【説明聴取・意見交換】 ・日系企業駐在員 ・インドネシア国家開発企画庁	ジャカルタ

7日目 10月17日 (土)		【移動】 ジャカルタ発(14:30) →ジョグジャカルタ (15:30)	ジョグジャカルタ
		【案件視察】 ・プランバナナ国立史跡公園建設事業、遺跡群修復事業支援 (有、草の根文化)	
		【意見交換】 ・青年海外協力隊・シニアボランティア	
8日目 10月18日 (日)	【案件視察】 ・ボロブドール国立史跡公園建設事業(有)	【移動】 ジョグジャカルタ発(16:10) →ジャカルタ着(17:15) ジャカルタ発(22:15)	機中
9日目 10月19日 (月)	【移動】 →成田着(7:45)		

(注) (有)は有償資金協力(円借款)、(無)は一般プロジェクト無償資金協力、(技)は技術協力、
(草の根)は草の根・人間の安全保障無償資金協力、(草の根文化)は草の根文化無償協力、
(拠出金)は国際機関等への拠出金であることを示す。

フィリピン共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国 調査対象案件



【フィリピン・マニラ】

- ・フィリピン国家経済開発庁
- ・アジア開発銀行（ADB）
- ・国連世界食糧計画（WFP）フィリピン事務所
- ・フィリピン稲研究所（マニラにて意見交換）
- ・フィリピン政府へ派遣の農業専門家との意見交換
- ・青年海外協力隊、NGO、日系企業駐在員との意見交換

【シンガポール】

- ・海賊対策情報共有センター
- ・シンガポール外務省
- ・日系企業駐在員との意見交換



【インドネシア・ジャカルタ】

- ・インドネシア国家開発企画庁
- ・障害児童向け学校修復計画
- ・警察改革支援
- ・日系企業駐在員との意見交換



【インドネシア・ジョグジャカルタ】

- ・国立史跡公園建設事業、遺跡群修復事業支援
- ・青年海外協力隊、シニアボランティアとの意見交換

Ⅱ. フィリピン共和国における調査

第 1 フィリピン共和国の概況

(基本データ)

面積：299,404km²（日本の約 8 割）。7,109 の島がある。

人口：8,857 万人（2006 年 8 月国勢調査）

首都：マニラ首都圏（人口 1,155 万人）

民族：マレー系が主体。他に中国系、スペイン系、及びこれらとの混血、更に少数民族等がいる。

言語：国語はフィリピノ語、公用語はフィリピノ語と英語。80 前後の言語がある。

宗教：カトリック 83%、その他のキリスト教 10%、イスラム教 5%

政体：立憲共和制

元首：大統領

議会：上・下二院制（上院 24 議席、下院 250 議席）

在留邦人数：14,424 名（2007 年 10 月現在）

1. 内政

アロヨ大統領は、2001 年 1 月、エストラダ大統領の後継として副大統領より昇格した。その後、2004 年 5 月の大統領選挙で当選し、任期は 2010 年 6 月末までとなっている。

大統領は、就任直後、貧困対策やテロ・治安対策を重視。その後、2004 年 6 月末の政権発足に際し、政策課題「10 ポイント・アジェンダ」を掲げ、特に、財政赤字解消を含む行財政改革、反政府勢力との和平、社会階層や政党の違いを超えた国民融和に取り組んできた。近年では、投資環境整備、インフラ整備計画「スーパー・リジョン構想」等、ビジネス環境に関する言及が目立っていたが、2008 年 7 月の施政方針演説では、国民の生活を直撃していた食料・原油価格の高騰への対処に力点を置くことを表明した。

さらに、米国のサブプライム問題を発端とする世界的な金融危機が深刻化したことを受け、同年 10 月、官民合同の総額 1,000 億ペソの景気刺激策を発表するなど経済分野の取り組み強化に努めている。

2. 外交

アロヨ大統領は、安全保障、経済外交、海外出稼ぎ者の保護という従来の三本柱に加え、日本、米国、中国を「決定的影響を与える国」として強調してきた。

日本との関係については、日本との国交正常化 50 周年にあたる 2006 年を二国間の「友好年」、国交を回復した 7 月 23 日を「友好の日」と宣言。2006 年は年間を通じて、外相の相互訪問、首脳間の日・フィリピン経済連携協定署名、政策対話、各種文化行事等を通じ、

二国間関係が多方面で緊密化した。同年12月には安倍総理がマニラを訪問し、アロヨ大統領との間で、両国の今後の協力分野を謳った共同声明「親密な隣国間の包括的協力パートナーシップ」に署名した。

3. 経済

2007年は、過去31年間で最高のGDP成長率（7.3%）、かつ極めて低いインフレ率（2.8%）を記録した。しかし、2008年は、原油・食料価格高騰に続いて、金融危機が発生し、インフレ率が高止まりしたまま（9.3%）、GDP成長率は大きく鈍化した（4.6%）。

世界的な経済危機克服のための景気対策とともに、持続的成長を確保する基盤として、経済構造改革、財政赤字解消、不良債権処理、治安回復によるフィリピン経済への信頼回復が課題となっている。

○ 主要な経済指標

	GNP (億米ドル)	経済成長率 (%)	物価上昇率 (%)	失業率 (%)
2006年	1,278	5.4	6.2	11.0
2007年	1,576	7.3	2.8	7.3
2008年	1,863	4.6	9.3	7.4

4. 日比貿易・投資

フィリピンにとって、日本は米国に次ぐ第二位の貿易相手国となっている（2008年：143億ドル。米国は154億ドル）。貿易構造は、電子機器の半完成品を輸入し、それを半導体等に加工した上で輸出するという中間貿易となっている。2008年は、輸出総額（490億ドル）の58.2%が電子機器であり、そのうち半導体が74.2%を占めた。また、輸入総額（567億ドル）の35.3%が電子機器、21.8%が鉱物資源となっている。

日・フィリピン経済連携協定（EPA）は、2008年12月11日発効した。同協定は、貿易、投資の自由化と円滑化、自然人の移動、ビジネス環境の整備、人材養成等を含む幅広い分野での協力等について規定している。これに基づき、2009年5月、フィリピン人看護師候補者及び介護福祉士候補者が来日した。

（出所）外務省資料より作成

第2 我が国のODA実績

1. 対フィリピン援助の目的と意義

フィリピンは、共通の価値観を持つ近隣国として長年にわたる友好関係にある。同国に対する援助を行う重要性としては、①海上交通路の要衝に位置し、地政学上及び地域安全保障上重要であること、②自由、民主主義、人権、市場経済等、我が国と価値観を同じくする東南アジア外交における重要なパートナーであること、③長年来密接な経済関係にあることなどが挙げられる。

我が国にとってこのような重要性を有するフィリピンには、依然として大きな援助需要があり、同国の安定、繁栄に向けた援助を実施することは、我が国の平和と繁栄にもかなうものとなっている。

2. 我が国の対フィリピン援助の重点分野

我が国は2008年6月に対フィリピン国別援助計画を改定し、現在、以下の3つの重点分野の下、支援を実施している。

○ 雇用機会の創出に向けた持続的経済成長

フィリピン政府が取り組んでいるマクロ経済の安定（財政改革）や政策実施能力・ガバナンス向上を支援するとともに、海外からの直接投資の促進に資する支援を行う。また、マニラ首都圏地域及びセブを始めとする経済成長の核となる地域を中心として、環境問題に留意しつつ、インフラ・サービス向上の観点から、持続的経済成長基盤となるインフラ整備に加え、運営維持管理能力の改善等ソフト面の支援を行う。

○ 貧困層の自立支援と生活環境改善

人間の安全保障の観点から、直接貧困層に届く支援を行うため、地域の視点を重視し、生計向上や基礎的社会サービスの拡充に係る支援を行う。

○ ミンダナオにおける平和と安定

長期の紛争による影響で国内最貧困地域となっているミンダナオに対し、①ミンダナオの最貧困地域からの脱却、②ミンダナオの平和の定着を目標に、重点的に支援を行っていく。そこでは、2002年12月に小泉総理が発表した「平和と安定のためのミンダナオ支援パッケージ」を踏まえつつ、①政策立案・実施に対する支援、②基礎的生活条件の改善、③平和構築を重点分野として支援を行う。

3. フィリピンに対する援助実績

フィリピンにとって日本は最大の援助供与国であるとともに、日本にとっては、フィリピンは最重点供与国の一つであり、2008年度の円借款は341億円、無償資金協力は29億円（交換公文ベース）、技術協力は38億円（JICA経費実績ベース）となっている。また、同年度までの援助累計では、円借款2兆1,033億円、無償資金協力2,480億円、技術協力1,884億円となっている。

○ 援助実績の推移

(単位：億円)

年度	2004	2005	2006	2007	2008	累計
円借款	—	—	85.29	365.12	341.39	21,033.19
無償資金協力	6.15	6.55	10.05	32.22	29.79	2,480.52
技術協力	51.29	42.72	48.79	44.59	38.33	1,884.88

* 円借款及び無償資金協力は、E/Nベース、技術協力はJICAベース。

(参考) DAC諸国の対フィリピン経済援助実績

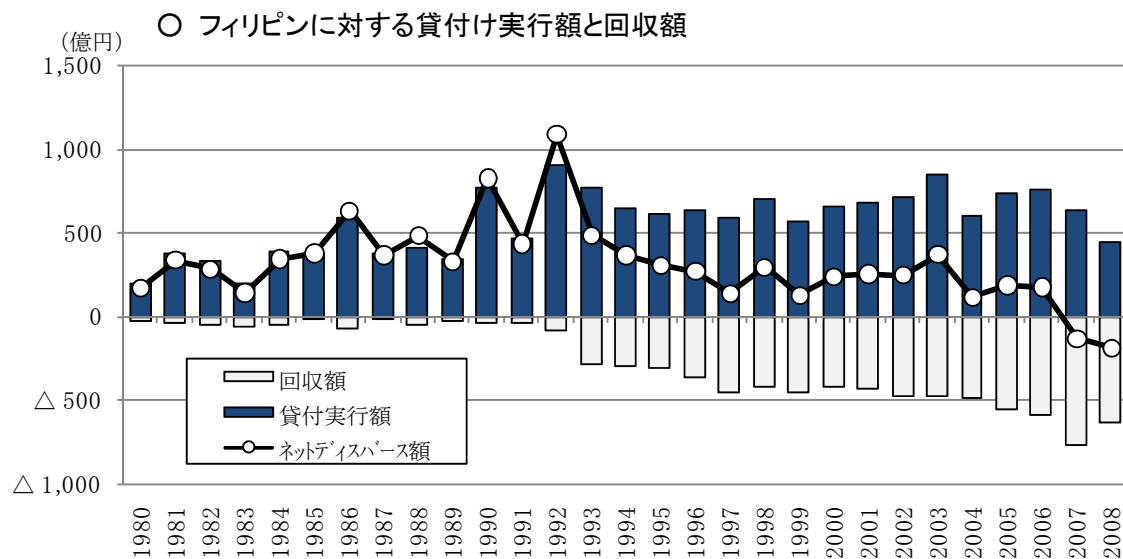
(支出純額ベース、単位：100万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位
2004	日本 211.38	米国 79.45	ドイツ 39.11	オーストラリア 33.63	オランダ ^a 16.90
2005	日本 276.43	米国 96.76	ドイツ 49.43	オーストラリア 43.10	オランダ ^a 22.33
2006	日本 263.58	米国 97.82	オーストラリア 52.18	ドイツ 47.24	カナダ ^a 19.85
2007	日本 222.16	米国 84.79	ノルウェー 78.97	オーストラリア 67.61	スペイン 29.21
2008	オーストラリア 74.28	米国 71.26	スペイン 35.31	ドイツ 31.62	ノルウェー 19.58

(注) 2008年は、日本の支出純額がマイナスとなったため、日本が掲載されていない。なお、本表と下のグラフとは、暦年と年度との違いなどから、厳密な対応関係にはない。

4. マイナスに転じた円借款の純支出

円借款の貸付実行額と回収額の推移をみると、近年、既往の貸付の回収額の増加傾向が続いている。2007年度からは、貸付から回収を差し引いた純支出がマイナス（回収超過）に転じ、2008年度では183億円の回収超過の状況となっている。



(出所) JICA資料より作成

(出所) 外務省資料等より作成

第3 調査の概要

1. フィリピン国家経済開発庁（NEDA）

（1）先方の説明概要（トゥンパラン次官）

国家経済開発庁（NEDA）は、フィリピンの中期国家開発計画の策定に重要な責任を負う機関である。中期国家開発計画は6年タームで策定しており、現計画は2010年に終了する。

フィリピンの人口約9千万人のうち、約3千万人が貧困層と捉えられている。したがって、このような貧困の削減が我々の計画の核となっており、持続的に貧困削減を可能とする経済発展を成し遂げることが必要と考えている。

ODAのプロセスにおいては、NEDAの投資調整委員会という機関がプロジェクトの選考をしている。ODAの各実施機関からプロジェクトの提案が行われるが、同委員会では、これらが中期国家開発計画に沿ったものであるか否かに加えて、プライオリティ、予算面での実行可能性を考え決定する。資金の確保面では、二国間のODAが重要となっており、ODA供与国の意向も反映されるよう努めている。

プロジェクトの予算を決定した後も、状況によっては変更もあり得る。したがって、事後のモニタリングや事後評価が重要となる。NEDAが議会に対しODAのモニタリングに関する年次報告書を提出することが法律で義務付けられている。

次に、日本のODAの重要性であるが、フィリピンにとって日本は引き続き最大の供与国となっており、全体の約4割を占めている。日本のODAは、主にインフラ整備や農業面での開発、地方開発に振り向けられている。また、最近ではフィリピンでも環境に対する関心が高まっており、気候変動に対する取組について日本政府と緊密に協力し、特にクールアース・パートナーシップを進めていきたい。日本政府による人材育成プログラムも重要である。また、草の根無償支援のスキームにより、NEDAや農業省では、地方の貧困層の収入増加を図る対策を実施している。ODAはフィリピン経済の競争力を高めるとともに、貧困削減のための重要なツールとなっている。

フィリピンにおいては、2010年6月に新政権が発足し、また、同年に現行の中期開発計画も終了するという重要な時期に差し掛かっているが、フィリピンの課題は明確である。すなわち、経済発展、貧困削減、環境の持続的な保護といった問題に焦点を当て、そのために、インフラ整備、人材育成、フィリピン政府組織のガバナンスの強化に取り組んでいきたい。



（写真）フィリピン国家経済開発庁での意見交換

日比は、50年以上のパートナーであり、長期にわたる良好な関係、フィリピンの経済発展に対する自助努力を重視してくれる日本の姿勢に感謝する。アジア、太平洋地域の開発における日本の主導的な役割を今後も期待する。

（２）質疑応答

（派遣団）現在、日本のODA、特にアジア向けの支出については、削減の方向にある。

こうした中、日本がこれ以上資金を出しても、フィリピンにとって、かえって負担になるのではないかという議論もあるが、率直にどのように考えるか。

（NEDA）日本の円借款が、フィリピンにおけるプライオリティに従った形で活用されない場合は、指摘のとおり、フィリピンにとって負担となることもあり得る。

ODAはフィリピンの経済成長のための財政的な能力を長期的に支えるものである。したがって、フィリピン政府としては、引き続き日本からのODAを歓迎したい。また、技術協力においても、重要なプロジェクトを効果的に実施していると考えている。フィリピン政府としては、ODAの活用に関する説明責任、透明性を高めていくことを通じて、ODA資金の間違った運用を防ぎたいと考えている。

（派遣団）日本は、高度成長期において、鉄鋼や自動車など特定分野に重点投資する傾斜配分方式により発展を遂げたが、このような議論はフィリピンにないのか。

（NEDA）フィリピン政府としては、中期計画のプライオリティに従いODAを運用しており、ドナーと緊密に協力しながら、効果的な活用に努めている。一例として、ODAによるミンダナオ支援への優先的な活用が挙げられる。日本政府には、ミンダナオ問題への支援に対し、重点的に取り組んでもらっている。

（派遣団）今後、貧困率が高まるおそれはないのか。人口対策、貧困対策にどう取り組んでいくか。

（NEDA）人口問題は、常にフィリピンにおける中心的な課題となっている。人口増加への基本的なマネジメントとしては3つのアプローチを持っている。

1つ目は、家族計画のアプローチである。政府としては、地方自治体や企業と協力して、避妊具に対する補助を行っている。これには、ODAによる支援も受けている。ただし、避妊に対する考え方は人により異なるため、個人的な選択肢の1つとして提供している。2つ目のアプローチは、母子保健の取組である。これは、国連のミレニアム開発目標（MDGs）における優先課題の1つにもなって



（写真）フィリピン国家経済開発庁トウンパラン次官と

いる。3つ目は、貧困層に対する教育である。子供を学校に行かせ、栄養を与えることを条件として、親に対し現金供与を行っている。これにより、教育を充実させ、人口政策に反映させたいと考えている。

(派遣団) 我が国のODA予算がピーク時から4割程度も削減されており、アジアからアフリカへのシフトが進んでいる状況をどう考えるか。

(NEDA) 大変政治的で、難しい質問である。アフリカに多くの貧しい人がいることは認識している。しかし、フィリピンは中所得国であるものの、依然としてODAを必要とする貧困層が存在している。今回の経済危機の教訓は、日比がともに属する東アジア地域の経済的な強固さが重要であるということである。今後もサポートを望んでおり、フィリピンへのODAが、日本の利益でもあることを感じていただけるようにしたい。

(派遣団) 今、人類が直面する最大の問題は、気候変動問題への対応と食料の安全保障である。人口の伸びと食料供給のアンバランスが生じており、食料増産が大きな課題である。気候変動の視点、食料投資をどのように進めていくかということを念頭に、我が国はODAを通じて世界への貢献を進める必要があると考えている。

(NEDA) 気候変動や食料安全保障には高い意義を見いだしており、日本大使館とも議論している。食料自給率についても、日本の技術協力を期待している。我々は、鳩山イニシアティブを歓迎しており、これを踏まえた対応を検討している。今後も引き続き、日本大使館、JICA等と議論をしていきたい。

2. 国連世界食糧計画(WFP) フィリピン事務所

(1) 国連世界食糧計画(WFP)の組織と活動

WFPは国連で唯一の食料の支援機関として、飢餓と貧困の撲滅を目的に1963年から正式に活動を始めている。本部はローマであるが、約9,000人の職員のうち9割以上は実際に支援が行われている途上国での活動に従事している。

WFPの活動資金は、各国政府からの任意拠出金と、民間企業や団体、個人からの募金により調達されており、2007年には、80か国において8,600万人に330万トンの食料支援を実施、その総支出は30億米ドルに上っている。

WFPは、紛争などの人為的災害や、干ばつ、洪水、病虫害などの自然災害に起因する食料不足により、死の危険にさらされた人々の生命を守ることを目的として、緊急食料支援を行っている。また、子どもや妊産婦・授乳期の女性、HIV/エイズ感染者など、自力で食料の調達が困難な人々も支援対象となっている。さらに、住民参加の下、耕地・牧場などの開墾、道路・灌漑用水路などの建設や修復、植林などのプロジェクトを実施し、労働の提供者にその対価として食料を配布している。

これらの活動の内容は、おおむね次表のとおりである。

○ WFPによる食料支援活動の内容

生命維持を目的とした食料支援 (Food-for-Life)	戦争や紛争の勃発時、あるいは自然災害に起因する緊急事態発生時に、死の危険にさらされた人々の生命を守ることを目的とした緊急食料支援。
成長や教育を目的とした食料支援 (Food-for-Growth)	学校で給食や家に持ち帰るための食料を提供し、子どもたちの就学率と学習能力を高めることを目的としたプロジェクト。 また、医療機関においても、検診時の妊産婦や乳幼児に対して栄養補給を実施。
労働の対価としての食料支援 (Food-for-Work)	地域社会の自立を促すことを目的としたプロジェクト。 生活する上で必要な農地や社会インフラを整備するプロジェクトを受益者参加型事業として実施し、その労働の対価として基本的な食料を支給。
ジェンダーの平等の促進としての食料支援	ジェンダーの平等を促進し、女性・女子へのエンパワーメントに取り組むことは、飢餓を撲滅するための大きなステップ。WFPでは、毎年約8,000万人から1億人に食料支援を行っており、その半分以上が女性や女子。 ・世界の飢餓人口の70%が女性と子ども ・女性・女子は、教育、保健衛生、情報、女性の声に耳を傾けられる権利へのアクセスが乏しい ・特に女性・女子がHIV/エイズの感染に苦しむ多数者 ・世界中で学校に通えない子どものうち2/3が女子
食料支援による基本的人権の保護	飢餓は、人間の尊厳の侵害であり、社会・政治・経済面で発展していく上で大きな障害。 「食料への権利」との考え方は、1996年の世界食糧サミットで再確認。権利をベースにして考えるアプローチ（rights-based approach）は、開発の対象となる受益者を消極的な立場として扱うのではなく、積極的に参加させ開発を進めていく上で重要。

(出所) WFPウェブサイトより作成

(2) 日本政府によるWFPへの支援

日本は米国や英国、EUとともに、WFPの主要な援助国となっており、2009年10月時点では第3位の拠出国となっている。拠出は、毎年一定の分担金によるのではなく、任意拠出金により賄われている。

なお、日本政府は、2009年10月、フィリピンを直撃した台風16号の被災者への緊急食料支援として、WFPを通じた450万ドル（約4億円）の拠出を決定した。この拠出はコメの購入費用及び支援物資の空輸等の費用に充てられる。この時点で、2009年の日本の拠出額は1億9,500万ドル（約175.5億円）に達している。

○ 日本政府からWFPへの拠出額

2005 年	約 1 億 6,053 万ドル
2006 年	約 7,119 万ドル
2007 年	約 1 億 1,874 万ドル
2008 年	約 1 億 4,306 万ドル
2009 年*	約 1 億 9,500 万ドル

* 2009 年の拠出額は 10 月現在。

(出所) WFP ウェブサイトより作成

(3) 先方の説明概要 (WFP フィリピン事務所アンダーソン代表)

まず、2009 年 10 月の台風被害に対して、日本からの時宜にかなった緊急援助に心からの感謝を表明したい。WFP は国連の一組織であり、食料が不足している最前線に行き、飢餓に対処している。昨年は、1 億 200 万人の飢餓を救い、400 万トンの食料を供給した。日本は WFP の第 3 位のドナー国であり、常にトップドナーの 1 つであり続けている。

フィリピンでは、毎年、20 もの台風が襲来する。こうした自然災害と貧困の問題が、国内での飢餓を引き起こしている。特にミンダナオ地域やルソン島中部地域において飢餓が深刻になっている。こうした状況に対し、WFP は次のような活動を行っている。1 点目は、紛争の影響を受けているミンダナオ地域への支援であり、2 点目は、今般の台風被害によるルソン島の支援である。ミンダナオ問題は、基本的にはイスラム教徒とキリスト教徒との間の紛争で、40 年以上続き、高い貧困がもたらされている。大規模ではないものの、常に小規模な紛争が継続しているのが特徴であり、ミンダナオの人々の生計に被害をもたらしている。WFP は、ミンダナオに対し 2006 年から定期的、継続的な食料支援を行っているが、2008 年 8 月以降、再び紛争が激化しており、多くの人々が難民となっている。WFP は和平プロセスに資するための援助を行っており、日本政府もこれに資する経済援助を実施しているほか、国際監視チームに人材を派遣している。

このほか、教育のための食料援助（子供たちをなるべく学校にとどまらせ、栄養のある食事を与えることにより、子供たちのより良い生活につなげる援助）や、職業訓練のための食料援助、就業のための食料援助、さらに、栄養失調の問題、特に 6 か月から 24 か月の子供に十分な栄養を確保することにも取り組んでいる。

今回の台風による洪水被害は深刻になっている。台風 16 号では 410 万人が影響を受け、24 万人以上の人々が避難生活を送っている。台風 17 号でも 250 万人が被災し、農業において 56 万トンのコメ生産の被害が出ている。今回の洪水被害への対応のため、現時点で、国連は総額 78 億円の援助を国際社会に要請している。今般の日本政府による 450 万ドル（約 4 億円）の支援決定は迅速で、国連の要請からわずか数日での対応であり、また、金額の大きさも重要であった。WFP では、日本の支援を利用して 6,600 トンのコメを購入し、支援物資の空輸の費用としても活用した。運用している 2 機のヘリコプターには、日本の支援を示すステッカーを貼っている。

(4) 質疑応答

(派遣団) 支援の実施に当たって、どのような地域を優先するかの基準はあるのか。

(WFP) WFPは、単独で支援を決定できるわけではなく、フィリピン政府、特に公共福祉保健省とよく協議して決める。また、NGOや赤十字といった団体とも協議し、支援対象とする地域を決め、優先順位をつけて実施している。このため、災害に当たっては、被害状況を評価することとしており、実際に現地に行って、どのような支援が優先するのかを決定する。現在、日本人女性も被害査定チームの一員として活動している。

(派遣団) フィリピンの貧困状況は、改善に向かっているのか。もし、向かっていないとすれば、何が原因か。

(WFP) 難しい問題であるが、フィリピンの貧困は大きく改善したとはいえない。多くの理由があるが、第1に人口が多いこと、第2に自然災害が貧困を悪化させていること、第3に政府のガバナンスである。率直に言って政府の腐敗が貧困問題の原因となっている。昨年来の食料価格の高騰や金融危機は、フィリピンの貧困問題にも大きな影響を及ぼした。

(派遣団) 地球温暖化により災害が各地で毎年発生する可能性があると考えるが、食料を計画的に備蓄するシステムはあるのか、また今後検討する考えはあるか。

(WFP) 科学者たちは、気候変動と自然災害の関連性を指摘している。WFPは、以前、世界的な食料備蓄についての提案を行ったが、各国の支持が得られず実現していない。その理由は、備蓄計画が貿易面に悪影響を与えるという懸念があったためである。しかし、被害が生じてからではなく、事前の防止策が重要であり、現在、人道的な観点から食料備蓄のアイデアを検討している。

(派遣団) 将来の食料の需給は厳しくなると予測されているが、現在でも紛争や自然災害、貧困を要因とする飢餓が拡大している。このような深刻な事態が集中的に現れているのがフィリピンの現状であるということが理解できた。

皮肉なことに日本では水田の4割で生産調整が行われているにもかかわらず、なおコメの消費が減少し生産が過剰となっている。WTOの協定により、コメの輸入制限の見返りとして日本はミニマムアクセス米の輸入が義務付けられているが、この一定量をアジア地域で現物備蓄し、緊急援助に活用するシステムを実現できないかということを考えている。通常の貿易が阻害されるとのコメ輸出国の心配に対しては、WFPによる国際的な管理の下、緊急的、人道的な支援に限定して放出するという前提で行うも



(写真) WFPとの意見交換を終えて

のであり、今後、WFPにおいても、こうした備蓄方策を検討されるよう希望したい。
(WFP) 来週、WFPのシーラン事務局長がフィリピンを訪問し、フィリピンのヤップ農務長官とも会談する。その中で備蓄問題を始めとした議論を行う予定であり、会談の結果については、日本大使館を通じて、議員団にもお伝えしたい*。

* なお、この件に関しては、後日、日本大使館を通じて、以下のとおり連絡があった。

「WFPシーラン事務局長とフィリピンのヤップ農業長官との会談が行われたが、食料備蓄問題については、WFP側として議論するための準備はしていたものの、結果的に会議では議論されなかった。」

3. フィリピン稲研究所（無償資金協力、技術協力）

（1）事業の概要

フィリピン稲研究所（Philippine Rice Research Institute、通称フィルライス）は、1985年、稲の研究開発及び技術の普及支援を目的に、マルコス大統領による大統領令で設置された。

同研究所は、本所のほか6支所を有し、職員は、管理部門150名、研究部門202名（うち博士26名、修士109名：2008年1月現在）。事業予算は、2.725億ペソ（6.5億円、2008年度予算）となっている。

（2）これまでの我が国の協力

フィルライスに対する我が国の支援は、1990～91年の無償資金協力に始まり、1997～98の食料増産援助、1992年以降現在までTCP1～4の技術協力援助が継続的に実施されている。

無償資金協力により、本館試験棟と宿泊施設、食堂、管理棟、灌漑施設等が造られ、食料増産援助においては、農家研修センターや農家宿泊施設が供用された。技術協力では、長期専門家研修20人、短期専門家50人、日本人研修生61人、日本人の修士・博士の受入れ11人等の協力が行われた。

援助の成果として、技術協力であるTCP1、2では、6つの品種が生まれた。それらは、日比の交配により行われたPJ（フィリピン・ジャパン）品種と呼ばれている。また、農業機械の開発も行われ、これらにより稲作の生産性が60%向上した。

TCP1、2の成果を受け、TCP3では、技術普及を行っている。成果としては、多くの農家の研修を行うことにより、90%以上の農家が技術を修



（写真）フィリピン稲研究所との意見交換

得し、60%の農家において1トン以上の増産、農業収益の100%以上の増加を実現した。TCP4では、紛争地域であるミンダナオにおいて、農業生産を向上させることを目的として技術開発、普及等を行っており、その成果として90%以上の農家が稲と野菜の技術を習得し、90%以上の収益の増加が認められている。

（３）質疑応答

（派遣団）この研究所では営農の普及に関し、行政と研究がどのように関係しているのか。

（JICA）フィルライスは研究開発機関であり、普及機関ではない。なぜ普及を行うかという、そこがまさに行政の欠如である。地方分権により、普及、育成事業は地方に移されたが、もともと自治体に人材はおらず、技術力も低いため、対応できない実態にある。

もともとフィルライスには6つの試験ステーションがあり、そこを拠点に開発した技術を農家レベルで展開できる条件が整っている。国にも地方にも能力がなく、使えるのはフィルライスしかないとの実態から、農務省としてもフィルライスに対する依存度が高まっている。

（研究所）そのとおりで、農業は横断的なものであるが、この国は基本的に縦割りで、現場としては困っている。

（派遣団）研究所の管理運営予算は誰が負担するのか。

（研究所）予算は国からでている。フィルライスは、フィリピンの機関の中では、比較的、予算が確保されている方である。

（派遣団）PJ種の育成は、技術的には難しくないのか。また、苗が高いということはないのか。さらに、コメの収穫量と収益との関係はどうなっているのか。

（研究所）種子を素材として農家に提供しており特に問題はない。これまでの品種と比べて育てにくいということもない。価格も、普通の品種と同じである。生産費に占める種子の購入費の割合は約5%であり高くない。収穫量と収益との関係は、仮に生産量が1トン増すと、そのまま純収益となり、農家の生産意欲が高まる。

4. フィリピンにおける農地改革の現状

フィリピン政府に派遣されている日本人農業専門家からも、同国における農業問題等に関して意見を聴取した。その際、日本工営（株）よりフィリピン農地改革省に派遣されている河原行弘専門家から提出された論文『フィリピン共和国の農地改革の現状』を、同氏の許諾を得た上で、以下の（１）～（３）に要約引用する。

（１）総合農地改革計画

フィリピン政府は1930年代から農地改革に取り組んできたが、1986年に成立したアキノ政権は、過去の農地改革事業を集大成するため、総合農地改革計画（Comprehensive Agrarian Reform Program：CARP）に係る法律を1987年7月に制定した。CARPの

主要な事業は以下の3つであり、これらを一体として実施することにより自作農を創設し、農業発展を図ることを目標としている。

1. 土地無し小作農民に対する農地配分 (Land Acquisition and Distribution: LAD)	原則として1地主が5ha以上の農地を保有する場合は土地配分の対象。配分を受ける側である受益者は、最大3haの農地所有が可能。法人所有の農地については受益農家の多数意志により、受益農民組合による農地の共同所有及び株式の配分で、農地配分の代替とすることも可能 (Stock Distribution Option)。
2. 定額小作農創設制度 (Leasehold Operation)	5ha以下の農地を所有する地主は農地改革対象外であるが、この農地内に小作人がいる場合、小作料は過去3作物栽培年の平均純生産額の25%の定額とする。
3. 農家支援事業 (Support Services)	配分後の農業生産性改善及びCARP受益農民の生活向上のため、灌概、市場道路、収穫後処理施設、給水、保健所、集会場等の農業生産基盤・農村生活インフラ整備と、農協設立強化、農業普及、農民金融等の農業活動に不可欠なソフト面の支援。

総合農地改革法 (CARL) は1988年6月に発効し、当初は1998年までの10年間に農地配分を終了させる時限立法だったが、2008年まで10年間の延長が承認された。さらに再度10年の延長法案が提出されたが審議が紛糾し、2009年8月によりやうく2014年までの5年間の延長が承認された。

土地配分の計画面積は約900万ヘクタールであり、フィリピンの可耕地1,000万ヘクタールの9割、日本の農地改革面積270万ヘクタールの3.3倍に相当する。2008年12月時点で82%の土地配分が完了しており、農地配分事業の受益農家は約458万戸。また、定額小作農創設の対象面積は同時点で169万ヘクタールとなっており、これの受益農家は119万戸となっている。

○ 土地配分の計画値と進捗

(単位: ha)

実施官庁 現況土地利用形態	当初計画値 (1988年)	現計画値	土地配分実績 (2008年12月時点)
農地改革省	<u>3,820,600</u>	<u>5,163,751</u>	<u>4,106,528</u> (79.5%)
私有農地	3,265,100	3,353,784	2,326,824 (69.4%)
非私有農地	555,500	1,809,987	1,779,704 (98.3%)
環境天然資源省	<u>6,475,000</u>	<u>3,837,999</u>	<u>3,291,147</u> (85.8%)
譲渡処分可能公有地	4,595,000	2,502,000	1,955,148 (78.0%)
総合社会林業地	1,880,000	1,335,999	1,335,999 (100.0%)
合 計	10,880,000	9,001,750	7,397,675 (82.2%)

(出所) CARP Summary of Data 農地改革省 2009年2月報告書、他。

マルコス大統領時代は、コメ、トウモロコシ農地のみが対象であり大きな進捗は見られなかった。アキノ大統領時代はCARP初期であり、また、政治行政ともに混迷を深めたこともあり大きな成果は上がらなかった。ラモス大統領時代になると土地配分が飛躍的に進捗した。これは積極的な国有地の土地配分が最大の要因だが、以下に述べるARC開発戦略（農民支援のためにNGOとの積極的な連携を取ったことも含む）を導入し、CARP実施が農家にとって有効であることを認識付けたことも要因と考えられている。

農地改革省は、農地配分の進捗の高い地区に対して、農家支援事業を優先的に実施しているが、財政逼迫の中でこの事業効果を高めるために、数箇の農村集落を一つの農地改革共同体（Agrarian Reform Community：ARC）として認定し、この共同体に対して総合的な農村整備事業を実施するという開発方式を採用している。

（２）農地改革インフラ支援事業

我が国の円借款案件である農地改革インフラ支援事業（Agrarian Reform Infrastructure Support Project：ARISP）は、土地配分進捗の高い地区を対象として、農村インフラの整備と農民組合の育成強化を行っている。1996年から2002年までの6年間に、全国の76地区を対象として第一期事業を、2000年から2007年までの7年間に同じく150地区を対象として第二期事業を実施した。現在、第三期事業（2008年4月に開始）として2014年4月までの6年間に約130地区を支援する計画が実施中である。

ARISPでは、支援するARCを選定する際、土地配分が75%以上完了していることを必要条件と定め、土地配分と支援事業との関連を重要視している。また、ARISPの第一期、第二期事業を通して農民組合の強化なくしては農家経済の確実な向上は望めないとの判断から、第三期事業では州単位での農協連合体の設立を目的としている。ARC単位の農協は基本的に小規模で活動には限界があるので、ARCごとの農協（15農協以上）の連合体を結成し、市場流通への関与や農村金融等を連合体が行うことを目指している。

（３）今後の農業開発

農地改革へのODAは今後も重要だが、毎年200万トン近いコメを輸入していること、灌漑可能農地310万ヘクタールのうち、灌漑施設が整備されているのは僅か46%の140万ヘクタールといった現状から考えると、フィリピンの農業全体を考察した上で支援を考えねばならない。ARISPのような小規模農業総合整備と合わせて大規模農業整備事業も行わねば、食料自給のポテンシャルを有しながら、貴重な外貨を食料輸入に浪費する現状は改善できないだろう。（以上、要約引用了）

* なお、フィリピンにおいては、マニラに本部があるアジア開発銀行（ADB）を訪問したが、これについては、後述の「V．アジア開発銀行における調査」において記載している。

Ⅲ. シンガポール共和国における調査

第 1 シンガポール共和国の概況

(基本データ)

面積：707km²（東京 23 区とほぼ同じ）

人口：約 484 万人（うち、シンガポール人・永住者は 364 万人）

民族：中華系 75%、マレー系 14%、インド系 9%、その他 2%

言語：国語はマレー語、公用語として英語、中国語、マレー語、タミール語

宗教：仏教、イスラム教、キリスト教、道教、ヒンズー教

政体：立憲共和制

元首：大統領

議会：一院制（選出議員数 84）

在留邦人数：23,583 名（2008 年 10 月現在）

1. 内政

建国以来、与党・人民行動党（PAP）が国会における圧倒的多数を占め、政権運営を担っており、内政状況は安定している。リー・シェンロン首相は、2008 年の建国記念日大会演説で、厳しい制限下にある政治活動の一部緩和を発表し、これを受け、9 月より街頭デモに関する規制が一部緩和されたほか、政治映像の条件付き解禁等の方針が打ち出された。

世界金融危機以降、金融業等も大きな影響を受けたが、2009 年 1 月に発表された予算案において、雇用対策、企業の資金調達支援策、インフラ投資など 205 億シンガポールドル（約 1.2 兆円）の景気対策が公表された。

2. 外交

自国のおかれた不利な条件（小国、資源不足）を直視し、戦略的な外交政策を展開している。アジア地域における安定した国際環境を維持するとともに、多角的自由貿易体制の維持、強化を通じて世界経済に関わることを重視している、

A S E A N 諸国との友好協力関係を基軸とした地域協力に注力しつつ、アジア・太平洋地域における米国の軍事プレゼンス及び政治的コミットメントの維持を重視している。

3. 経済

1 人当たりの名目 GDP は、37,597 ドル（2008 年）で、A S E A N 内では突出している。ただし、世界的な食料品・資源価格の高騰により 2008 年に入りインフレが加速し、政府は、シンガポールドル高誘導政策により輸入財の価格抑制に努めた。一方、欧米の需要落ち込みと輸出競争力の低下により製造業が振るわず、また、リーマン・ショック

以降金融業も影響を受け、2008年のGDPは1.1%増にとどまった(2007年同7.8%増)。

○ 主要な経済指標

(%)

	実質成長率	物価上昇率	失業率
2006	8.4	1.0	2.7
2007	7.8	2.1	2.1
2008	1.1	6.5	2.2

4. 日本・シンガポール関係

両国間には大きな懸案はなく、極めて良好な状態にある。1970年代後半以降の工業化の過程では、多くの分野で我が国の経験が参考とされた。

先進国となったシンガポールに対し、現在、我が国はODAを実施していないが、過去の実績は次のとおりである。

- ・有償資金協力 127.4 億円 (1972 年度まで)
- ・無償資金協力 31.37 億円 (1987 年度まで)
- ・技術協力 239.88 億円 (1998 年度まで)

2002年1月には、日・シンガポール新時代経済連携協定(JESPA)が署名され、2002年11月30日に発効した。これは日本にとって初めての経済連携協定であり、関税の撤廃にとどまらず、相互承認(MRA)、知的財産協力等による貿易円滑化、サービス貿易や投資の自由化、電子商取引関連制度の調和、人の移動の円滑化など幅広い分野が対象となっている。

(出所) 外務省資料より作成

第2 調査の概要

1. シンガポールの援助政策の動向

(1) シンガポールの途上国支援

シンガポールは、1965年の独立以降、人材開発を重要視しており、行っている経済協力のほとんどが、研修等による技術協力となっている。

1992年には、従来の技術協力プログラムを統合して「シンガポール協力プログラム」(Singapore Cooperation Programme : S C P)を策定し、これに基づき、アジア、アフリカのほか、旧ソ連、中東欧、中近東、中南米の国々も含む途上国169か国、6万1,000人に対して、これまで研修等が実施されてきた(2009年3月現在)。

このSCPによる主な協カスキームとしては、次のものがある。

- ① シンガポールが途上国に対し単独で実施するもの(二国間技術協力プログラム)
- ② シンガポールが先進国や国際機関等(30以上の国及び機関)と協力して途上国に実施するもの(第三国研修)

日本との間で実施している「J S P P 2 1」もその1つであり、最大規模となっている。

- ③ 「ASEAN統合イニシアティブ(I A I)」

2001年以降、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーの発展を支援する目的でこれら4か国にシンガポール政府の研修用施設を設置し、研修を実施している。

- ④ 途上国の若者をシンガポールの主要大学に留学させる奨学金制度

(2) 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」

上記のシンガポール協力プログラムのうち、シンガポールが先進国等と協力して実施するプログラムの最大かつ最も成功したとされるものが、本件の「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム」(Japan-Singapore Partnership Programme for the 21st Century : J S P P 2 1)である。

1993年5月、我が国との間でパートナーシップ・プログラムを締結することが合意され、1994年1月にJ S P Pが署名された。これは、シンガポールによる途上国向け援助を我が国が支援することにより、ODAから卒業したシンガポールの援助国化を促進させるとともに、シンガポールが蓄積してきた技術や知識を、開発途上国へ波及させることを目的としたものであった。

その後、シンガポール側から、対等な立場で共同事業を実施する新たなパートナーシップ・プログラムの締結が要望され、1997年5月に「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム(J S P P 2 1)」が署名された。このJ S P P 2 1は、2001年10月に更新され、2007年12月には、J S P P 2 1の10周年記念と日本・シンガポール外交関係樹立40周年記念を受けて再更新されている。

J S P P 2 1の具体的な事業は、途上国の公務員等をシンガポールに招聘して研修等を実施することである。費用は日本とシンガポールで折半し、毎年15から25程度の研修コ

ースを設け、各コースに12名から30名程度が受講している。このうち一部のコースでは、日本人専門家も講師として参加している。招聘対象地域は、ASEAN諸国を始めとしたアジア・大洋州が主であるが、近年はアフリカや中近東を対象としたコースもあり、1994年から2008年3月までに、210のコースに74か国・地域から約3,500名が参加している。

なお、これまでに実施されたコースとしては、例えば、シンガポールが日本の交番制度に準じて地域密着型警察署制度を導入した経験を踏まえた「交番セミナー」や、船舶の安全航行のための航路標識の整備・管理等の技術指導を行う「海上安全管理」などがある。

○ JSPP 21の予算規模の推移（日本負担分）

年度	予算額（千円）
2004	22,134
2005	19,203
2006	23,158
2007	32,640
2008	35,252

（出所）外務省資料より作成

（3）先方の説明概要（シンガポール外務省リー副次官）

シンガポールの独立は1965年だが、自治政府は1959年に発足しており、今年はちょうど50年目に当たる。建国以来、UNDPや日本などの先進国にお世話になったが、現在、我々が先進国から受けた経験を、アフリカなどの途上国に伝えることを目指している。

途上国への援助の理念は、「我々にできることは、彼らにもできる」ということであり、「人に魚を与えれば、その人は1日生きられるが、魚の捕り方を教えれば、その人は一生生きられる」というアプローチである。強調したいのは、政治のリーダーシップが重要ということであり、明確で達成可能な目標を設定することである。

このような理念の下、1992年、対途上国プログラムである「シンガポール協力プログラム」を策定した。それ以降、170か国、6万2,000人以上の途上国の公務員を招いて研修を行った。港湾整備、空港、コンピュータ・プログラムなど、我々の経験や専門性が発揮できる分野を中心に研修を行っているが、我々の経験が必ずしも被援助国のニーズに合うとは限らないので、日本など国際社会と協調して行うジョイント・プログラムも実施している。我々のプログラムには、世銀、IMF、UNDPなどの国際機関も含め、30以上のパートナーがいる。数あるパートナーの中でも、最



（写真）シンガポール外務省との意見交換

も重要なのは日本であり、J S P P 2 1 である。

この J S P P 2 1 に基づき、3,700 名以上の途上国の公務員を指導している。支援する優先分野は、貿易、投資、情報通信、医療などであるが、状況の変化に合わせて柔軟に対応し、必要があれば変更する。例えば、ASEAN のニーズを踏まえ、水不足問題などの新しいコースを実施している。また、国境を超えた災害への対応や港湾、海運の安全など、新しいニーズにも合わせていく必要がある。このほか、新たな分野として、2000 年に独立した東チモールの例を挙げると、多くのものが破壊され、多数の犠牲者が出ていた独立後の東チモールのニーズを探るため、我々はチームを派遣し、まずは警察を訓練して国内治安を安定させた。

今後も日本とシンガポールが協力し合うことにより、より良いプログラムが実施できるものと考えている。

(4) 質疑応答

(派遣団) 魚の捕り方の比喻はとても重要である。シンガポールが独立後、著しい発展を遂げたことは世界が評価しており、特にアジア諸国から見れば、非常にうらやましく、具体的な目標とされている。やる気を起こす、人材をつくるとの根本的な理念は重要であり、シンガポールが最もふさわしく、効果的になし得る仕事であると思う。このように考えると、J S P P 2 1 のシステムは、シンガポールと組まなければできなかったとも思える。

(派遣団) J S P P 2 1 が大きな成果を収めていることをうれしく思うが、こうしたプログラムに日本が関わっていることは、途上国に余り知られていないのではないか。日本人は PR が苦手であるが、シンガポールではどのように広報し、途上国の人に周知しているのか。

(外務省) 重要なことは、その国のニーズに合わせた支援を行うこと、これが一番の広報につながる。特に、日本の援助のうち、交番システムは、世界でよく知られており、非常に優れたシステムである。日本の支援は、謙虚に行われて成功を収めている。援助を受けた側のリーダー、例えば、マハティール氏（元マレーシア首相）は、オープンに日本への感謝の意を示している。日々の広報では、例えば、J S P P 2 1 のプログラムについては、オープニングに在シンガポール大使等を招いたり、プレスリリースで取り上げている。

日本が支援を行えば、民間企業による投資も誘発される。例えば、日本がシンガポールへの援助を行ったことにより、1970～80 年代に投資家が確信を持つようになり、住友化学による投資が行われた。これは、日本が資金を正



(写真) シンガポール外務省との意見交換を終えて

しい方向で使った例であろう。こうしてシンガポールは、日本の支援によって最も成功した生徒となり、それが今日のパートナーにつながった。

(派遣団) ODAの理念として、インフラ整備だけでなく人材育成の重要性、質への転換の重要性を改めて認識したが、援助の量と質についてどのように考えるか。

(外務省) 途上国支援のための金銭的、人的資源には限りがある。我々は、ミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムに、5年間で5,500万シンガポールドルの支援を行っている。これに人材の提供も加わるのでコストは掛かるが、費用対効果を追求するようにしている。

このほか、近年、近隣諸国の災害への支援に力を入れている。先般、インドネシアのアチェに7,000万シンガポールドル以上を投じて医療関係者や部隊を派遣した。これらはお金がかかるが必要な支援だった。「量より質」との考え方には同意するが、同時に量も大切である。まずニーズに応えることであり、それがあって初めて質の向上が問題となる。

(派遣団) 途上国支援は国民負担により行われるものであり、国民が理解できるものでなければならない。その意味で、途上国支援が国民全体の幸せにつながることを国民に伝える努力をし、ODAに対する理解を得られるようにしなければならないと強く感じた。

(外務省) あまり知られていないが、東チモールに対して、国民投票の監視のために200名の部隊を派遣した。シンガポールがこれだけの大部隊を派遣したことに対して、東チモールから大いに感謝されている。自分から言うのではなく、支援された側から感謝されることが重要だ。政府指導者も一般の人も、日本の支援に感謝している。

我々はお金をあげるだけの援助は行っておらず、人材の提供のみを行っており、常に質を追求している。

2. アジア海賊対策地域協力協定・情報共有センター (ISC)

(1) アジア海賊対策地域協力協定及び情報共有センター

アジア海賊対策地域協力協定 (Regional Cooperation Agreement on Combating Piracy and Armed Robbery against Ships in Asia : ReCAAP) は、2001年11月、小泉総理がアジアの海賊問題に有効に対処すべく地域協力促進のための法的枠組み作成を提案したことに始まり、2004年11月に採択、2006年9月に発効した。

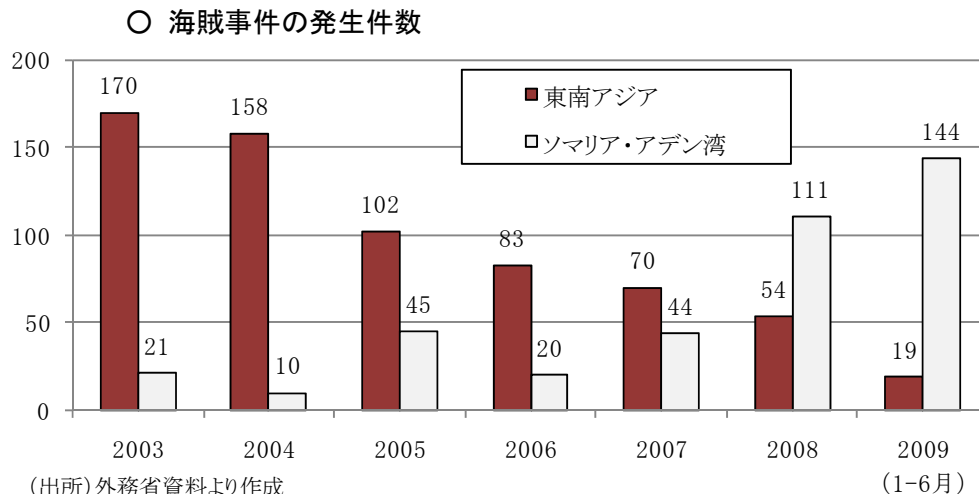
同協定の交渉参加国は16か国となっている (フィリピン、マレーシア、インドネシア、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジア、日本、中国、韓国、インド、スリランカ、バングラデシュ)。このうち、協定締結国は、上記16か国からマレーシアとインドネシアを除き、ノルウェイを加えた15か国となっている。

協定は、海賊に関する情報共有体制と協力網の構築を通じて各締約国間の協力強化を図ることを目的とし、第1に情報共有センター (ISC) の設立、第2にISCを通じた情報共有及び協力体制の構築、第3にISCを経由しない締約国同士の二国間協力の促進を行うこととしている。

これにより、2006 年 11 月、シンガポールに I S C が設立され、加盟各国との情報の共有、キャパシティビルディング（対応能力の形成）を図るとともに、各関係機関との協力を強化することとされた。

なお、海賊事件の発生件数の推移は次のとおりである。

ソマリア・アデン湾では増加傾向が続いているのに対して、東南アジアでは減少傾向となっている。



(2) 先方の説明概要（伊藤事務局長）

1997 年にアジア金融危機が生じた時は、その 1 年後に経済的困窮者が海賊になることで海賊事案が増加した。現在は、昨年の金融危機から約 1 年が経過した時期に当たり、同様の事態が生じないかと緊張して臨んでいる。日中韓印など、海賊対策について共通した利益がある諸国がまとまって協力的であるので、我々のサポートになっている。

海賊問題の時代背景として、1990 年代後半、テンユウ号事件や、アロンドラレインボー号事件など、船ごと強奪されるような重大な事案が頻発した。地理的には、マラッカ・シンガポール海峡は、世界の貿易の 30% 以上、また、原油タンカーの約半分が通過する重要な交通路となっているため、対策を講ずる必要があった。

アジア海賊対策地域協力協定（リキャップ）の 3 本柱は、①情報の共有、②キャパシティ・ビルディング、③他の関係機関との関係強化である。

当センターの組織については、各国のガバナー（代表者）で構成される総務会を最高機関として、その下に事務局長を始めとする 15 名の職員が対応している。最近では、ノルウェイも高い関心を示し加盟した。

情報の共有については、「フォーカルポイント」（海軍、沿岸警備隊、海上警察など、加盟国の連絡窓口）を設定し、これらのネットワークを通じて海賊事案に係る情報を入手したり、情報を提供したりしている。民間の船主や運行会社などとも連絡体制を密にし、必要な情報のやり取りを行っている。キャパシティ・ビルディングについては、各国の能力

には差があるため、スムーズな情報共有が図れるように、上級士官のミーティングや実務者のセミナー・訓練を実施している。

海賊事案が発生した場合、それを分析した報告書を作成し、ウェブサイトにおいて公表している。分析の視点として、武器の種類などの暴力性、被害額などの経済的観点を考慮して、重大度を3段階に分類している。最近の傾向（2004年～2008年）は、件数が全体として減少傾向にある中、最も重大な分類であるカテゴリー1の件数も同様に減少傾向となっている。一方で、船の備品を盗むなど比較的程度が軽いカテゴリー3は、最も件数が多く、横ばい傾向で推移している。

被害の一般的な傾向として、錨泊中に発生することが多いが、これは比較的軽微な事案であることが多い。また、タンカーが被害に遭うケースが多い。曳航中のタグボートについても、現金が狙われて被害に遭うケースが増加している。一方、航行中に襲われる事案は、全体の件数としては多くないものの、概して被害の重大度が大きい。

海賊対策の更なる向上を目指すため、IMO（国際海事機関）や海賊対策の専門家を招いた講演の実施、ジブチ行動規範の署名国（アフリカ、中東で9か国）を招待してのワークショップの開催などにも取り組み、これまで以上に各機関、団体との協力・協調関係を強化していく考えである。

（3）質疑応答

（派遣団）当センターに着任して海賊対策をどう認識したか。

（ISC）驚いたのが、海賊の取締りについて、各国政府が、事案の取扱いや情報自体を隠しているケースがあり、政府機関同士でも情報が共有されていないことである。海賊事案等の全体像が分かっていないため、危険であるという懸念のみが先走りして、例えば、保険会社が保険料を釣り上げるなどの問題が起きている。実際に、複数の情報を突き合わせると、単に船が停船命令に従わなかっただけであるとか、保険金詐欺であるなど、海賊事案でないケースもある。そういう意味で情報の共有を働きかけることは重要である。

特に重要なのは、官民の情報ギャップである。船会社は情報を沿岸国に依存しているが、取締り側は船会社を信用していないことが多く協力しないケースもある。

（派遣団）海賊行為を行うのは、どのような人たちか。

（ISC）千差万別であるが、魚が捕れなくなった漁民や、中国系、インド系の犯罪組織、あるいは極めて貧しい人である。このうち、犯罪組織による海賊行為には、船を乗っ取っ



（写真）海賊対策情報共有センターでの説明聴取

て、積荷を売り払った後、船を沈めてしまうという悪質なケースも年に1件程度ある。
(派遣団) 情報共有センターの業務は、海賊を捕まえて、裁判にかけるなど、どの範囲までカバーするのか。

(ISC) 業務の範囲は、条約をつくる上での重要なポイントであった。中国などは主権について、非常にセンシティブであり、司法手続など、どこまでを国際機関に委ねるのかということが大きな問題となったが、結局は、情報の共有にとどめることとなった。当センターは、設立してまだ3年目であるが、日本の支援が重要であり、よろしくお願いしたい。

IV. インドネシア共和国における調査

第1 インドネシア共和国の概況

(基本データ)

面積：約189万km²（日本の約5倍）

人口：約2.28億人（2008年推計）

首都：ジャカルタ（人口914万人：2008年推計）

民族：大半がマレー系（ジャワ、スンダ等27種族に大別）

言語：インドネシア語

宗教：イスラム教88.6%、キリスト教8.9%、ヒンズー教1.7%等

政体：大統領制、共和制

元首：大統領（任期5年）

議会：(1)国会（DPR）：定数560人

(2)国民協議会(MPR)：692人(国会議員560人、地方代表議員132人)

在留邦人数：11,453人（2008年10月現在）

1. 内政

2004年10月に行われた初の大統領直接選挙において、国軍出身のユドヨノ氏が大統領に就任。同大統領は政権発足後、治安対策、汚職撲滅、投資環境整備等に積極的に取り組んだ。その後、2009年7月に大統領選挙が実施され、ユドヨノ大統領が約60%の得票率を得て再選、10月20日に就任式が行われ新内閣が発足した。

なお、2009年9月30日に発生した西スマトラ州パダン沖地震では、1,000人を超える死者、3,000人近くの負傷者を出した。

2. 外交

ASEANとの連帯、独立かつ能動的な外交による全方位外交を基本方針としている。イスラム教徒人口が最多の国としての存在感をアピールしつつ、ASEAN諸国を重視するとともに、日中米露などの大国との関係も拡大している。

3. 経済

2009年第1四半期の実質GDP成長率は、4.4%増となり、金融危機による世界的な景気減速局面の中、比較的高い成長を維持した。その後、第2四半期は同4.0%増にとどまったものの、通年の政府目標である4.5%成長は達成される見通しとなっている。輸出も2009年3月から回復傾向にあるほか、内需も堅調であることなどから、2010年には5.5%の成長が見込まれている。

○ 主要な経済指標

	名目GDP (億米ドル)	経済成長率 (%)	物価上昇率 (%)
2006 年	3,643	5.5	6.6
2007 年	4,330	6.3	6.6
2008 年	5,088	6.1	11.1

4. 日・インドネシア関係

日インドネシア両国は、国交樹立 50 周年にあたる 2008 年を「日本インドネシア友好年」とし、教育、文化・草の根交流、経済を重点分野として、官民の連携の下、様々な記念行事を実施した。

経済面では、インドネシアにとり日本は輸出で第 1 位、輸入で第 2 位を占める最大の貿易相手国であるが、対日輸出額は 277.4 億ドル、対日輸入額は 151.3 億ドルと、日本の大幅な入超となっている（2008 年）。

日本のインドネシアからの主な輸入品は、石油・液化天然ガス、石炭、鉱物資源、エビ、パルプ、繊維及び繊維製品、一般機械、電気機器等であり、インドネシアは日本にとって重要なエネルギー供給国となっている。他方、日本からインドネシアへの主な輸出品は、一般機械及び部品、プラスチック等化学製品、鉄鋼、電気機器、電子部品、輸送機械及び自動車部品となっている。

日インドネシア E P A は、2007 年 8 月の安倍総理のインドネシア訪問時に首脳間で署名、2008 年 7 月 1 日に発効した。今後、これまで以上の投資・貿易の交流が期待されている。また、本 E P A による看護師、介護福祉士候補者を日本として初めて受け入れている。

（出所）外務省資料より作成

第2 我が国のODA実績

1. 対インドネシア援助の目的と意義

インドネシアは、国土、人口、資源等の面でASEAN最大であるのみならず、約2億人という世界最大のイスラム教徒人口を持つ国である。また、マラッカ海峡を始め国際航海海上重要な海上交通路を擁するとともに、同国はエネルギーを中心とする重要な天然資源供給源ともなっており、同国の政治的安定と経済的発展は、我が国を含む東アジア全体の平和と繁栄と不可分であることから、同国の安定とバランスのとれた経済発展を支援することは、我が国にとって意義のあることである。

2. 対インドネシア援助の重点分野

2004年11月策定の対インドネシア国別援助計画では、我が国として、以下の3つの分野を重点分野とし、インドネシア政府の自助努力に対して、できる限りの支援を行っていくこととしている。

○「民間主導の持続的な成長」実現のための支援

財政の持続可能性の確保、投資環境改善のための経済インフラの整備、裾野産業・中小企業振興、経済諸制度整備、金融セクター改革等

○「民主的で公正な社会づくり」のための支援

貧困削減（農漁村開発による雇用機会の創出及び所得・福祉の向上、教育及び保健・医療等の公共サービスの向上等）、ガバナンス改革（司法改革・警察改革、地方分権等）、環境保全等

○「平和と安定」のための支援

アチェ、マルク、パプア等の平和構築・復興支援、治安確保（テロ対策、海賊対策、海上保安体制の強化）等

3. インドネシアに対する援助実績

1958年の国交樹立以来、我が国はインドネシアの国づくりに大きく貢献してきた。2008年度のインドネシアに対する円借款は1,205億円、無償資金協力は28億円（交換公文ベース）、技術協力は62億円（JICA経費実績ベース）となっている。また、同年度までの援助累計では、円借款4兆3,925億円、無償資金協力2,620億円、技術協力2,953億円となっており、累計ベースで我が国ODAの最大の受取国となっている。

○ 対インドネシアの経済協力の実績

(単位：億円)

年度	2005	2006	2007	2008
円借款	930.05	1,252.34	1,060.03	1,205.99
無償資金協力	63.32	53.71	66.64	28.74
技術協力	85.22	77.85	61.12	62.52

* 円借款及び無償資金協力は、E/Nベース、技術協力はJICAベース。

(参考) DAC諸国の対インドネシア経済援助実績

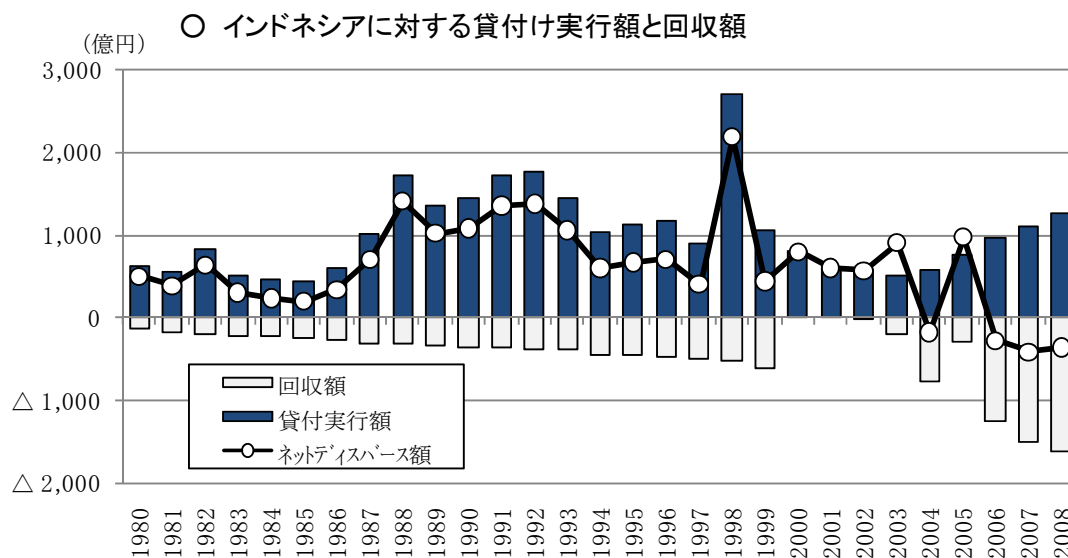
(支出純額ベース、単位：100万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位
2004	オーストラリア 106.11	米国 68.87	英国 37.36	スペイン 10.89	カナダ 9.25
2005	日本 1,223.13	オーストラリア 184.67	オランダ 175.99	ドイツ 164.67	米国 155.64
2006	オーストラリア 240.23	米国 190.10	英国 101.56	オランダ 75.62	ドイツ 50.39
2007	オーストラリア 335.06	米国 117.34	英国 69.73	カナダ 53.44	オランダ 42.43
2008	オーストラリア 325.23	米国 115.12	フランス 103.53	英国 100.69	カナダ 82.41

(注) 2004年及び2006年以降は、日本の支出純額がマイナスとなったため、日本が掲載されていない。

4. マイナスに転じた円借款の純支出

インドネシアに対するこれまでの円借款の貸付実行額と回収額の推移をみると、前述のフィリピンと同様、近年、既往の貸付の回収額が増加しており、2004年度には貸付から回収を差し引いた純支出で初めてマイナス（回収超過）となった。翌2005年度は再びプラスとなったものの、2006年度以降は再び回収超過となり、2008年度では352億円の回収超過となっている。



(出所)JICA資料より作成

(出所：外務省資料等より作成)

第3 調査の概要

1. インドネシア国家開発企画庁

(1) インドネシアに対する気候変動対策プログラム・ローン

日本政府は、インドネシア政府に対し、「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款の第一弾として、同国による気候変動対策努力を支援するため、総額 307 億 6,800 万円を限度とする円借款（気候変動対策プログラム・ローン）を供与することとし、2008 年 8 月 28 日、このための書簡の交換が両国外務大臣の間で行われた。

インドネシアの温室効果ガス排出量は、森林に由来する二酸化炭素の排出を含めると、中国、米国に次ぐ世界第3位、また、森林に由来する分を含めない場合でも、ASEAN で第1位（世界第11位）となっていた。さらに、経済成長に伴うエネルギー需要の増加等により、エネルギー・産業分野からの排出量が急増しており、森林面積の減少抑制、再生可能エネルギーの開発、省エネルギーの推進などが急務となっている。将来の気候変動に伴う災害の深刻化や発生頻度の増加が、経済活動の停滞や貧困の増加等の経済的・社会的損失を招くことも懸念され、このような背景の下、同国は途上国の中でも積極的に気候変動問題へ取り組むこととしている。

本件プログラム・ローンにおける分野ごとの具体的目標は、次のとおりである。

○ 気候変動対策プログラム・ローンにおける分野ごとの目標

森林分野	①森林減少の防止を図る新たな市場メカニズム（森林減少・劣化に由来する排出削減：REDD）のパイロット事業を先行して開始する。 ②森林火災防止策や泥炭地回復を含む植林地の確実な管理を実施することを通じ、森林セクターによるCO ₂ 吸収能力の増強を図る。
エネルギー分野	①2025年の地熱発電設備容量を9,500MWに増強（これによる温室効果ガス排出量削減見込みは年間約6,000万トン）する。 ②全エネルギー供給に占める再生可能エネルギー（地熱を除く）の割合を2025年までに少なくとも10%まで高めるため、関連法令の整備や民間投資を促すための投資環境整備等を進める。 ③再生可能エネルギーの導入及び省エネ対策により、発電分野のCO ₂ 排出量を2025年までに対策を講じなかった場合と比べて17%削減する。
産業、国内（家庭）及び商業分野	①エネルギー効率を2025年までに12-18%改善する。 ②エネルギー効率の改善に向け、関係法令等の整備を行う。 ③エネルギー消費データ整備の改善を図り、主要な産業セクター（鉄鋼やセメント等）について、CO ₂ 排出削減に向けたロードマップを作成するとともに、セクター毎の目標を含むCO ₂ 排出削減規則を定める。
水資源分野	気候変動の影響に適応した最適な流域管理を実践するため、以下の施策を講じる。 ①統合水資源計画の策定

	②利害関係者の調整及び施設建設計画策定の中核となる水協議会等の設立
その他	農業セクター、国土利用計画、コベネフィットアプローチ及び気象早期警戒システムなどに関する政策や制度を構築・改善する。

(出所) 外務省資料より作成

供与条件については、金利が年 0.15%、償還期間が 15 年（5 年の据置期間を含む）、調達条件は一般アンタイドとなっている。

今後、この目標の達成状況に関する定期的なモニタリングを実施しつつ、インドネシア政府に対し、必要な政策提言を行っていくこととしている。これについて、両国政府は、「気候変動対策プログラム・ローン運営委員会」を開催し、インドネシア政府による気候変動対策の進捗状況のフォローアップを行うこととしており、現在のところ、同委員会は、2008 年 11 月から 2009 年 11 まで計 4 回開催されている。

（２）先方の説明概要（ルキタ次官）

日本のODAはインドネシアの発展のために重大な役割を果たしている。しかし、最近では、以前に比べ約 4 割の減少となっている。日本のODAは、橋や道路の整備といったインフラ整備に長けているが、教育、医療といった社会分野でも貢献している。

1997 年の経済危機以降、インドネシアではプログラム・ローンを採用した。その目的は、財政赤字の補てんと民主主義の促進である。金融危機以降、財政、金融など様々な改革があったが、それらは世銀、ADB、日本政府にも大きな支援をしてもらっている。

気候変動プログラム・ローンは 2008 年に初めて導入され、インドネシア政府はそれに向け努力している。気候変動対策プログラムにおいては、具体的なプロジェクトも重要だが、それ以上に規則の制定なども重要である。2008 年及び 2009 年には様々なプログラムが実施されたが、今後も試行を続けたい。

インドネシアは、COP13 のホスト国としての責任を果たすため、大統領自身が気候変動に取り組むための閣僚を含むグループを立ち上げたほか、プログラムを成功させるための中期開発計画を策定している。これから実施されるプログラムは、この中期計画に組み込まれている。インドネシアを始め途上国においては、これらの対策を実施するための予算が問題となる。貧困問題にもかなりの予算を組み込む必要がある中で、先進国からの援助は非常にありがたい。これからも日本政府には、気候変動対策プログラムへの根強い支援をお願いしたい。

（３）質疑応答

（派遣団）このプログラムが世界の温暖化対策の方向付けになると期待している。まず第 1 に、森林セクターによる CO₂ 吸収の役割は重要で、高い評価が与えられるべきと考えており、インドネシアにも主張してもらいたい。第 2 は、エネルギーの分野、特に、経済発展に伴う電力需要の拡大に対し、地熱や太陽光など再生可能エネルギーの

導入に力を入れていることを高く評価したい。

気候変動への対応に関しては、電力の石炭依存を減らし、再生可能エネルギーに転換するための技術革新が大きな課題だ。日本は、そのようなイノベーションで先行していると自負しているが、同時に社会環境としてCO₂の排出を少なくするような都市環境の整備を図る必要がある。そのためには、特にジャカルタの渋滞解消のため都市交通システムに大きな投資が必要である。

(国家開発企画庁) 森林セクターの重要性には同意する。我々もREDDプログラムを試行的に進めるなど植林に取り組んでいる。

エネルギー分野については、我々としても再生可能エネルギーを進めていきたい。日本政府の協力を得て、プログラムの一環として地熱発電所の建設を進めているところである。公共交通機関については、インドネシアでは渋滞が深刻であり、MR T (都市高速鉄道) の建設を進めている。ジャカルタのみならず、他の大都市でも同じ問題を抱えており、日本の支援をお願いしたい。

(派遣団) インドネシアにおける過度の森林伐採は、その需要国である我が国の無秩序な輸入が原因であった。ただし、その後、貴国が違法伐採対策に取り組み、我が国も違法伐採の木材は輸入しないこととしており、これらの成果が上がることを期待する。森林投資について、日本が資金協力をした場合、そのことがインドネシアのCO₂削減につながると同時に、協力した日本に対しても何らかの形でカウントされるようになればよいと思う。このことは、ポスト京都議定書の協議の中でインドネシアにも支援していただきたい。

再生可能エネルギーの開発促進については、研究開発と同時に、民間の力が入りやすくなる環境をつくることが重要である。日本は太陽光発電の分野で先進的な技術と実績があり、日本のビジネスが入りやすくなれば、より効果もあるのではないかと。

最後に、第二期のユドヨノ政権の下で、来年は新たな中期の開発計画を策定すると聞いている。我が国もインドネシアに対する国別援助計画を見直していく必要がある。

(国家開発企画庁) 森林分野の二国間協力についての指摘については、財務大臣とも良く話し合いたい。エネルギーについては、地熱や太陽光などのミックス政策を進めていく。そのためには民間の力が非常に有益だ。日本企業の太陽光発電技術について情報を提供してもらいたい。

新しい中期計画は、12月までに策定したい。新政権が今後5年間をどう進めるかは、日本政府とも話を進めたい。この中でも気候変動プログラムは優先的な事項である。

(派遣団) 再生可能エネルギーの導入には巨大な初期投資が必要であるが、どのくらいのスパンで回収していくの



(写真) インドネシア国家開発企画庁にて

か。また、既存企業の反発に対しどのように調整するのか。

(国家開発企画庁) ミックス・エネルギー政策については、日本は長い経験を持っており、経験を学ばせてほしい。ただ、インドネシア国民のエネルギー問題への関心は、日本ほど高くなく、国民の理解を得ることが課題である。地熱発電は、大変なコストがかかる。2万7千メガワット規模だと、回収には15～20年かかるのではないかと。再生可能エネルギーについては、民間企業も支持してくれるが、問題はコストであり、投資の回収のために、どのような優遇措置を得られるのかを求めてくる。この問題については、税制の問題もあり財務大臣とも協議する。

＊ なお、本調査終了後の2009年12月10日、我が国とインドネシア政府との間で、374億円を供与限度額とする円借款「第二次気候変動対策プログラム・ローン（景気刺激支援策を含む）」の署名が行われた。本件のうち、気候変動対策に係る円借款分は、供与限度額280億円、金利0.15%、償還期間15年（5年の据置期間を含む）、一般アンタイドであることを供与条件としている。

本件プログラム・ローンは、「鳩山イニシアティブ」による初の具体的案件として、本調査の対象とした第1次の「気候変動対策プログラム・ローン」と同様、インドネシア政府が進める気候変動対策を、政策対話を通じて支援することとしている。

2. 障害児童向け学校修復計画（草の根協力）

(1) 事業の背景

ジャカルタ首都特別州内での障害者向け学校は、主に聴覚障害・精神障害者向けのものが多く、被供与団体であるジャカルタ障害児童育成財団は、州内唯一のダブルハンディキャップ（精神及び身体の不重の不害）障害者向けの学校となっている。

同財団はこうした児童を対象に、障害者向け学校運営（幼稚園～高校レベル）、医療サービス（診療所での理学療法、言語療法、水療法、音楽療法、生活訓練及び歯/目診療）、工場での身体障害者用器具製作（障害者用靴及び関節等の支持器具）、職業訓練（裁縫、園芸、パソコン、印刷、手工芸及び調理）、デイケアセンター運営、ボーイ/ガールスカウト活動及び障害孤児のための寮運営など多岐にわたる活動を行っている。

(2) 事業の概要

同校の校舎は築年数20年以上が経過し老朽化が目立ち、また、雨季には毎年教室が冠水するほどの洪水被害を受け、授業の継続が不可能となっており、特に小学校校舎における教育環境は劣悪な状況にあった。ジャカルタ障害児童育成財団は、校舎の修復工事を計画して、総工費の約53%を民間企業からの寄付に



(写真) 障害児童学校にて

よって調達したが、依然として総工費には達しないため、我が国がその不足分につき支援を行ったものである。2008 年 3 月に贈与契約締結し、供与金額は 85,643 ドルとなっている。

(3) 質疑応答

(派遣団) 希望者のすべてがこの学校に入学できるのか。

(学校側) この学校施設に入るに当たっては、医師の診断を前提としており、あまり障害が重い場合には受け入れることができない。

(派遣団) 保護者の経済的負担はどうか。

(学校側) 負担については、経済的に支払い能力があるのかどうかを調査する。幸い寄付が集まっているし、日本の支援もある。最近の授業料は 7 万 5,000 ルピアだったが、今は 10 万ルピア (約 1,000 円) である。

(派遣団) 卒業後の生徒の進路はどうなっているのか。

(学校側) 卒業後に学校の外で働くのは、バリアフリーも進んでおらず難しい。このため、ここでライターの製作の作業などを行っている者もいる。



(写真) 障害児童学校での作業風景

3. 警察改革支援 (技術協力、無償資金協力)

(1) 事業の背景

インドネシア警察は、従来国軍の傘下に置かれ、国軍とともに国内の治安維持の任に当たってきたが、民主化の流れの中で、2000 年に国軍から分離し、大統領直轄の国家警察に移行した。警察は、独立した治安維持機関としての責任を果たすべく、関係法令の整備、組織改編等を始めるとともに、軍隊的な文化から脱却して市民の要望に誠実に対応する市民警察としての組織となるための改革が行われている。

(2) 事業の概要

インドネシアの警察改革支援には、無償資金協力による国家警察組織能力強化計画と、技術協力による市民警察活動プロジェクトがある。

国家警察組織能力強化計画は、全国の警察で使用する捜査活動通信システム、鑑識活動用資機材、現場検分活動用資機材、ブカシ署管内の交番セットを調達するための資金を支援したもので、この無償資金協力は、2005 年 9 月に署名され、供与限度額は 4 億 4,900 万円となっている。

また、市民警察活動プロジェクトは、フェーズ 1 として、2002 年 8 月から 5 年間、「モ

デル警察署」を設け、交番活動、現場鑑識、通信指令等の分野の人材育成支援が実施されてきた（執行額 6.6 億円）。さらに、2007 年 8 月から 2012 年 7 月にかけて、引き続き「モデル警察署」の能力向上を目的として、フェーズ 2 の事業が行われることとなり、我が国の警察からも専門家が派遣されている。この事業の供与に関する概算額は 5.7 億円となっている。

（３）質疑応答

（警察側）この JICA のプロジェクトは 2 年目に入っている。7 年間のプロジェクトであり、現在、日本の専門家の指導の下、順調に実行されている。

本警察署はコマンドセンターであり、犯罪が発生し市民からの通報があれば、ここから迅速に対応する。すべてのパトカーに GPS システムが装備されており、コマンドセンターで管理されている。鑑識分野の支援も重要であり、この分野の教育については、当地域だけでなく全国の警察官が学んでいる。こうした科学的な捜査手法により、事件が解決できるようになった。このほか、市民に対するサービスとして、交番制度を取り入れた活動を行っている。

（派遣団）警察官にはこの地域の人を採用しているのか。また、警察は軍から独立したとのことであるが、幹部人事において、軍と警察との交流はあるのか。

（警察側）採用は試験で決まるため、この地域の人もあるし、他の地方の人もある。ただし、幹部は国で採用しており、全国に配置される。国軍と警察との関係については、現在、人事的なつながりはない。

（派遣団）女性警察官の割合は。また、犯罪の発生率など、交番導入前と比べて、どう変わったか。

（警察側）46 万人の警察官に対し、約 6,000 人の女性警官がいる。交番が建てられた地域では、重大な犯罪が減ってきている。交番を拠点として、住民にも地域を守ろうという意識がでてきている。

（派遣団）日本が交番制度の普及に協力していることを市民は知っているか。

（警察側）ブカシの管轄については、「日本のやり方を行っている」との広報を実施している。



（写真）女性警察官により運営される交番



（写真）日本のODAであることを示す警察署のコピー機

4. ボロブドール・プランバナン国立史跡公園建設事業及び遺跡群修復事業支援

(1) 国立史跡公園建設事業（有償資金協力）

(事業の背景)

中部ジャワ地方ジョグジャカルタ市近郊に位置する宗教的文化遺産であるボロブドール寺院とプランバナン寺院の保全を行い、併せて、観光資源としての価値を高めることを目的として、両寺院を中心に各々公園を整備すると、国立史跡公園開発整備計画が策定された。

(事業の概要)

この事業に対する円借款としては、26 億円が実行された。成果としては、その後に実施した事後評価において、歴史的・文化的遺産の保全という本事業の目的が達成されたことが確認されたほか、各施設を活用した研究も盛んに行われている。また、公園造成及び施設整備等を通じ、公園への来場者が 1981 年から 2008 年までで約 3.8 倍に増加し、これに伴い同公園の収入も増加した。

○ 史跡公園建設事業による成果

	1981 年	1989 年	2008 年
公園来場者	85 万人／年	176 万人／年	321 万人／年
損 益	—	▲1.8 億ルピア／年	10.99 億ルピア／年

(2) 遺跡群修復事業支援（草の根文化無償資金協力）

(事業の背景)

2006 年 5 月に発生した中部ジャワ島地震により、世界遺産であるプランバナン寺院遺跡群は大きな被害を受け、現在もユネスコの協力を得て修復作業が続けられている。

(事業の概要)

我が国は、インドネシア政府の要請を受け、この修復作業を担当しているジョグジャカルタ考古学遺産保存局に対し、総額 89,965 米ドルの資金協力をを行うことを決定した。これにより、修復作業に必要な足場材等の機材が供与され、修復作業の促進につながる事が期待されている。



(写真) 国立史跡公園建設事業についての説明聴取

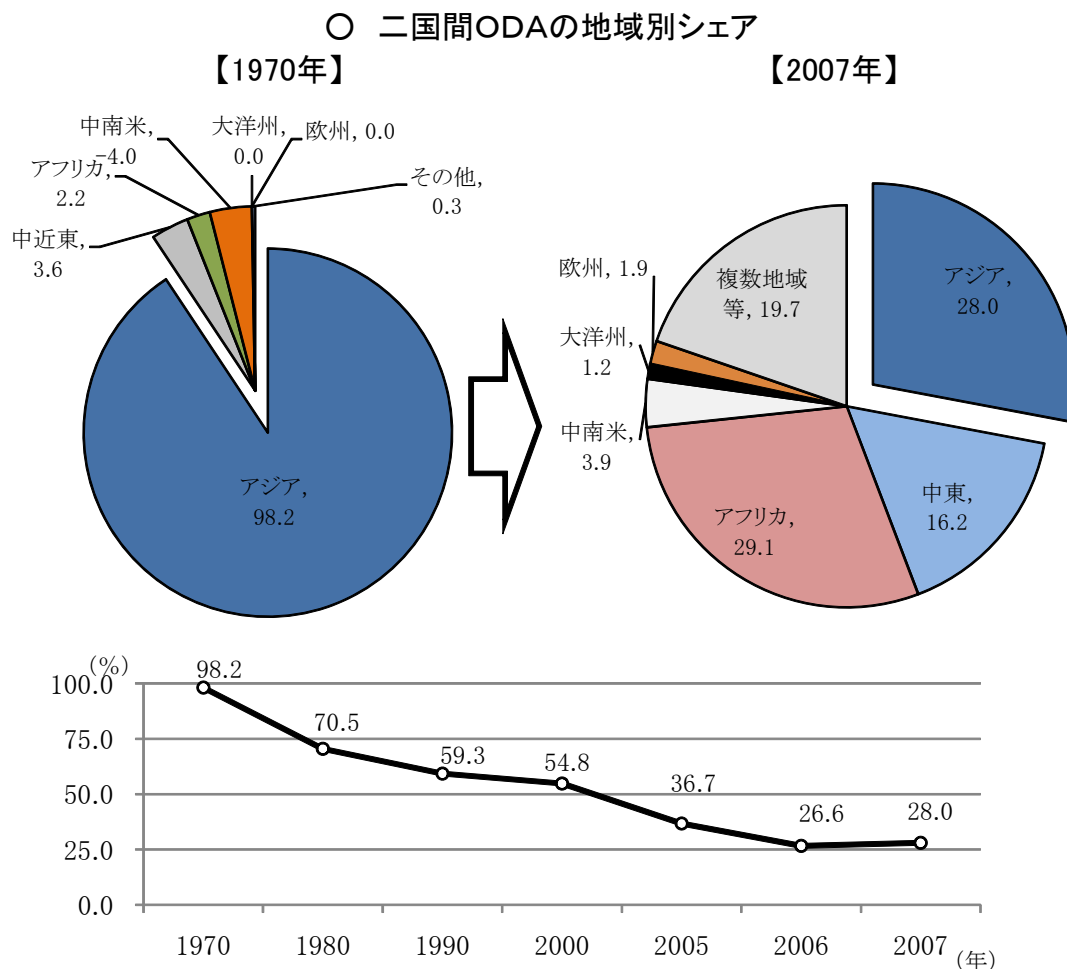
V. アジア開発銀行における調査

第1 アジアに対するODAの状況

1. アジアに対するODAのシェアの推移

アジア開発銀行に関する記述の前に、まず、我が国政府によるアジアに対するODAのシェアの推移を概観することとする。

我が国ODAは、当初、アジア諸国へ戦後賠償の一環として無償援助が供与されたように、アジアを主な対象とするものであった。その後、我が国の経済成長に伴って、ODA供与額も増加し、1989年には世界最大の援助国となった。一方、アジア以外の地域への我が国の援助の増加もあり、ODA全体でみると、アジア地域が占めるシェアはほぼ一貫して低下傾向にある。すなわち、1970年には98.2%であったものが、1980年には70.5%、2000年には54.8%、2005年には36.7%、2007年には28.0%にまで低下している。他方、2007年にはアフリカが29.1%、中東が16.2%と非アジア地域への配分が増加している。



2. アジアにおける貧困の状況

次に、世界における貧困の状況は、世界銀行の資料によれば、1日当たり1.25ドル未満で生活する貧困者は、世界で約13.7億人に上るとみられている。このうち、アジア地域（東アジア、太平洋、南アジア）の貧困者は約9億人、アフリカ（サハラ以南、北アフリカ）は約4億人となる。

近年、アジア地域の経済成長は著しいものの、地域内での各国間の経済格差や、国内における都市と地方との貧富の格差は大きく、依然として世界の貧困人口の6割以上をアジア地域が占めている。

○ 世界銀行による貧困率(2005年)

地域・国	貧困率(%)	人口(百万人)	貧困人口(百万人)
東アジア、太平洋	16.78	1,884.42	316.21
カンボジア	40.19	13.96	
中国(地方)	26.11	759.74	
中国(都市)	1.71	544.76	
インドネシア(地方)	24.01	114.47	
インドネシア(都市)	18.67	106.09	
ラオス	35.68	5.66	
マレーシア	0.54	25.65	
モンゴル	22.38	2.55	
パプアニューギニア	29.70	6.07	
フィリピン	22.62	84.57	
タイ	0.40	63.00	
東チモール	43.56	0.98	
ベトナム	22.81	83.10	
南アジア	40.34	1,476.40	595.58
バングラデシュ	50.47	153.28	
ブータン	26.79	0.64	
インド(地方)	43.83	782.30	
インド(都市)	36.16	312.28	
ネパール	54.70	27.09	
パキスタン	22.59	155.77	
スリランカ	10.33	19.67	
ヨーロッパ、中央アジア	3.65	473.60	17.29
南米、カリブ海諸国	8.22	550.43	45.25
中東、北アフリカ	3.60	305.23	10.99
アフリカ(サブサハラ)	50.91	762.88	388.38
計	25.19	5,452.96	1,373.69

(注) 1日当たり1.25ドル未満で生活する人の割合(購買力平価換算)

(出所) 世界銀行ウェブサイト“PovcalNet”より作成

第2 調査の概要

1. アジア開発銀行の組織

アジア開発銀行（Asian Development Bank：ADB）は、アジア・太平洋地域の貧困削減を目指す国際開発金融機関であり、1966年に創設され、現在67か国の加盟国から構成されている。ADBでは、各加盟国の開発戦略に基づき様々なプロジェクト、プログラムを策定し、それを実行するための資金及び開発のためのノウハウの提供、政策対話等を通じ途上国に支援を行っている。

日本は、米国と並ぶ最大の出資国であり、出資比率は15.6%、議決権は13%となっている。日本人職員数は専門職員の14%を占め、歴代総裁には日本人が就任している。ADBの組織の概要は、次表のとおりである。

○ ADBの組織の概要

設立	1966年12月（業務開始）
所在地	・フィリピン マニラ（本部） ・駐在員事務所等 24か所（開発途上加盟国） ・代表事務所 3か所（東京、フランクフルト、ワシントンDC） ・アジア開発銀行研究所（東京）
加盟国	67か国 域内国 48か国・地域（日本、豪州、ニュージーランド及び開発途上国等） 域外国 19か国（米、独、英、仏、加等）
出資比率	日本、米国各15.6%、中国6.5%、インド6.3%、豪州5.9%、 インドネシア5.5%、カナダ5.2% ほか
職員数	約2,500名 専門職 約900名（日本人約120名を含む約60か国からの職員） 一般職その他 約1,600名（主にフィリピン人）

（出所）ADBウェブサイトより作成

2. アジア開発銀行の業務

（1）業務の概要

アジア開発銀行の業務は、①通常資本財源（OCR）によるものと、②アジア開発基金（ADF）、③技術援助に大別される。

このうち、通常資本財源は、主に債券発行で市場から調達した資金を、比較的経済開発が進んだ国に供与するものである。金利は市場金利に連動し、返済期間は最長25年。主な

借入国は、インド、中国、フィリピン、インドネシア、パキスタン等となっている。アジア開発基金は、特に貧しい加盟国向けの譲許性の高い融資であり、金利年1.0～1.5%、返済期間24年又は32年。主な借入国は、パキスタン、バングラデシュ、アフガニスタン、インドネシア、ベトナム、ネパール等となっている。

技術援助は、開発プロジェクトの準備・実施の支援、開発戦略や政策等を策定する能力強化のための助言、研修等を行うものであり、加盟国からの任意拠出による技術援助特別基金（TASF）、日本からの拠出による日本特別基金（JSF）、OCR業務からの収入等が財源となっている。

これらのほか、無償援助や、協調融資、「マルチトランシェ融資ファシリティ」による融資も実施している。このうち、無償援助は、日本の拠出による「貧困削減日本基金」などにより、貧困層に直接的に効果をもたらす事業への支援に充てられる。また、協調融資は、他の公的機関や民間機関とともに実施する融資である。「マルチトランシェ融資ファシリティ」は、長期・大規模な事業の一部などを対象としてプロジェクトの進捗等に応じた融資を行う新しい金融手法で、途上国側のニーズに応える形で2005年から導入して以降、これを利用した融資規模が拡大している。

（２）業務の実績

ADBの業務実績をみると、2008年の融資は105億ドルとなっており、このうち、OCRが87億ドル、ADFが18億ドルとなっている。また、これをソブリン融資（中央政府により保証される融資）と非ソブリン融資（地方政府、国営企業、民間企業等向け融資）でみると、ソブリンが87億ドル、非ソブリンが18億ドルとなっている。このほか、無償援助が8億ドル、技術協力が3億ドル、協調融資が17億ドル等となっている。

2008年における国別融資をみると、OCRでは、インドが28.7億ドル、中国が17.5億ドル、フィリピンが9.4億ドル等となっており、ADFでは、パキスタンが5.2億ドル、バングラデシュが5.1億ドル等となっている。また、無償プロジェクトでは、アフガニスタンが2.6億ドル、ネパールが1.5億ドル等となっている。

これらの詳細は、次表のとおりである。

○ アジア開発銀行の業務実績

(単位:百万ドル、件)

	1966～2008	2005	2006	2007	2008
融資(金額) (A+B)	143,528	5,761	7,264	9,966	10,494
プロジェクト件数	2,147	63	64	79	86
通常資本財源(OCR)融資(金額)	107,176	4,398	5,992	8,073	8,705
融資件数	1,242	31	33	57	61
実行額	72,503	3,498	4,420	5,234	6,472
アジア開発基金(ADF)融資(金額)	36,352	1,362	1,272	1,893	1,790
融資件数	1,221	40	44	36	37
実行額	27,116	1,247	1,338	1,618	2,043
A. ソブリン融資(金額)	138,403	5,248	6,814	9,240	8,714
プロジェクト件数	2,018	58	58	61	72
実行額	96,729	4,541	5,399	6,361	7,921
OCR融資(金額)	102,065	3,885	5,542	7,347	6,924
融資件数	1,110	25	26	38	46
実行額	69,628	3,294	4,061	4,743	5,878
ADF融資(金額)	36,338	1,362	1,272	1,893	1,790
融資件数	1,216	40	44	36	37
実行額	27,101	1,247	1,338	1,618	2,043
B. ノンソブリン融資(金額)	5,125	513	450	725	1,780
プロジェクト件数	130	6	6	18	14
実行額	2,891	204	359	491	594
公共セクター	385	-	75	10	300
プロジェクト件数	4	-	1	1	2
実行額	85	-	1	30	54
OCR融資(金額)	385	-	75	10	300
融資件数	4	-	1	1	2
実行額	85	-	1	30	54
民間セクター	4,740	513	375	715	1,480
プロジェクト件数	127	6	5	18	12
実行額	2,806	204	358	461	540
OCR融資(金額)	4,726	513	375	715	1,480
融資件数	128	6	6	18	13
実行額	2,790	204	358	461	540
ADF融資(金額)	15	-	-	-	-
融資件数	5	-	-	-	-
実行額	14	-	-	-	-
出資(金額)	1,454	177	231	80	123
出資件数	153	7	12	5	7
株式引受(金額)	40	-	-	-	-
約定件数	6	-	-	-	-
無償援助(金額)	4,085	1,152	534	673	811
プロジェクト件数	263	50	41	39	49
技術協力(金額)	3,546	197	240	253	275
プロジェクト件数	6,599	297	259	242	299
マルチランジェ融資ファシリティ(金額)	15,072	1,520	3,810	4,024	5,718
件数	29	2	8	7	12
協調融資(金額)	15,742	396	1,354	888	1,654
プロジェクト件数	1,221	111	101	77	101
ソブリン業務(金額)	13,005	346	824	312	1,079
プロジェクト件数	1,175	110	95	72	97
ノンソブリン業務(金額)	2,736	50	530	576	575
プロジェクト件数	46	1	6	5	4
保証(金額)	3,161	68	125	376	10
プロジェクト件数	30	2	3	4	1
政治リスク保証(金額)	393	50	15	-	10
プロジェクト件数	9	1	1	-	1
部分信用保証(金額)	2,768	18	110	376	-
プロジェクト件数	21	1	2	4	-

(出所) ADB「年次報告2008」より抜粋

○ アジア開発銀行の国別支援額(2008年)

(単位:百万ドル、件)

	融 資				信用補完		出資	無償援助		マルチトラ ンシエ融資 ファシリ ティ
	OCR	ADF	ADB計	公的 協調融資	保証	シンジケー ション		無償プロ ジェクト	技術協力 無償	
中央・西アジア	1,342.4	701.3	2,043.7	-	10.0	-	-	399.7	17.6	2,780.0
アフガニスタン	60.0	-	60.0	-	10.0	-	-	266.0	3.0	970.0
アルメニア	-	17.3	17.3	-	-	-	-	-	1.0	-
アゼルバイジャン	215.4	-	215.4	-	-	-	-	-	1.2	-
グルジア	-	110.0	110.0	-	-	-	-	-	0.6	-
カザフスタン	340.0	-	340.0	-	-	-	-	-	0.3	700.0
キルギス	-	-	-	-	-	-	-	67.9	1.3	-
パキスタン	642.0	529.0	1,171.0	-	-	-	-	-	7.9	1,110.0
タジキスタン	-	-	-	-	-	-	-	61.3	0.9	-
トルクメニスタン	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ウズベキスタン	85.0	45.0	130.0	-	-	-	-	4.5	1.6	-
東アジア	1,750.1	-	1,750.1	-	-	200.0	-	88.0	25.0	100.0
中国	1,750.1	-	1,750.1	-	-	200.0	-	5.7	19.5	100.0
モンゴル	-	-	-	-	-	-	-	82.3	5.5	-
太平洋	8.6	109.7	118.3	-	-	-	-	37.5	11.6	400.0
クック諸島	8.6	6.9	15.5	-	-	-	-	-	0.4	-
フィジー諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	-
キリバス	-	-	-	-	-	-	-	-	0.8	-
マーシャル諸島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ミクロネシア連邦	-	-	-	-	-	-	-	1.0	0.8	-
ナウル	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-
パラオ	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4	-
パプアニューギニア	-	100.0	100.0	-	-	-	-	-	3.0	400.0
サモア	-	2.8	2.8	-	-	-	-	2.2	1.2	-
ソロモン諸島	-	-	-	-	-	-	-	19.7	1.6	-
東ティモール	-	-	-	-	-	-	-	-	1.3	-
トンガ	-	-	-	-	-	-	-	11.3	0.7	-
ツバル	-	-	-	-	-	-	-	3.2	1.1	-
バヌアツ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南アジア	3,107.4	606.3	3,713.7	370.0	-	140.0	23.1	231.3	40.9	1,938.2
バングラデシュ	82.0	510.0	592.0	80.0	-	-	-	18.5	4.5	-
ブータン	51.0	29.0	80.0	-	-	-	-	26.3	2.5	-
インド	2,876.9	-	2,876.9	290.0	-	140.0	18.6	-	27.4	1,938.2
モルジブ	7.5	7.5	15.0	-	-	-	4.5	-	-	-
ネパール	-	-	-	-	-	-	-	159.3	4.5	-
スリランカ	90.0	59.8	149.8	-	-	-	-	27.2	1.9	-
東南アジア	2,496.2	372.3	2,868.5	554.6	-	225.0	-	54.9	62.7	500.0
ブルネイ	-	-	-	-	-	-	-	-	0.6	-
カンボジア	-	53.8	53.8	7.0	-	-	-	36.9	5.0	-
インドネシア	925.0	160.0	1,085.0	-	-	225.0	-	-	13.0	500.0
ラオス	-	-	-	-	-	-	-	11.8	5.1	-
マレーシア	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
フィリピン	940.0	-	940.0	30.0	-	-	-	1.0	9.4	-
タイ	-	-	-	-	-	-	-	-	2.8	-
ベトナム	631.2	158.5	789.7	517.6	-	-	-	5.2	26.9	-
地域案件	-	-	-	-	-	-	100.0	-	116.8	-
合 計	8,704.7	1,789.6	10,494.3	924.6	10.0	565.0	123.1	811.4	274.5	5,718.2

(出所)ADB「年次報告2008」より抜粋

（３）長期の戦略方針

A D Bでは、2008年5月に、2008～2020年を対象とする新たな長期戦略枠組み（「ストラテジー2020」）を公表した。ストラテジー2020では、2020年に向けたA D Bの業務・組織計画及び業務プロセスに関する方針を示しており、その骨子は次のとおりである。

1. 「貧困のないアジア・太平洋地域」を実現	①すべての人に成果が行き渡るような経済成長の促進 ②環境に調和した持続可能な経済成長の促進 ③地域協力・統合の促進
2. 開発効果を高めるための5つのアプローチ	①民間セクターの育成 ②ガバナンスの改善と政策立案・実施能力の育成 ③女性の地位向上の支援 ④知的支援の強化 ⑤他の援助国、開発関係機関、団体との協力の強化
3. 2012年までに貸付け業務の8割を5つの優先分野に集中	①インフラ開発、②環境対策、③地域協力・統合、 ④金融セクター開発、⑤教育拡充

（出所）A D B説明資料より作成

3. 先方の説明概要（黒田総裁等）

（A D Bの組織）

A D Bは加盟国代表の12人の理事で理事会を構成し、重要な意思決定を行っている。個別の融資案件もすべて理事会の承認が必要である。ほとんどの決定は過半数で決まるが、日本の議決権は13%であり、日本の意向のすべてが反映されるわけではない。ただし、日本は、欧米とアジア諸国との間に立って、キャスティングボートを握っている。例えば、先進国が厳しい環境基準や入札基準を求めるといった問題については、日本は欧米と一緒に行動するが、他方、欧米が金利を引き上げたいと主張しても、それでは開発援助の意味がなくなるので、途上国側につくことになる。ちょうど、日本が間に立って、どちらかにつくことにより過半数を構成することになる。国際機関であるから、それぞれ主権国家の主張があり、最大のシェアホルダーといっても日本政府の意向に沿ったものになるとは限らないが、日本は欧米とアジアとの仲立ちをするとの重要な位置を占めている。A D Bは、日本の影響の強い機関であり、米国と並び日本は最大の出資国となっている。日本人職員は専門職で14%を占め、歴代総裁も日本人が就任している。

（A D Bの業務、金融危機への対応）

A D Bでは、政府向けの貸付けであるソブリン業務だけでなく、民間のプロジェクトに対し、政府保証なしでA D Bが自らリスクをとる非ソブリンの業務も行っている。2008年の承認額はソブリン業務が97億ドル、非ソブリンが25億ドル、計121億ドル（約1.2兆

円) 規模となっている。ADF (アジア開発基金) は、低所得国に対する支援でありODA的な業務である。これに対し、通常資本財源による業務は、ADBが市場から調達した資金を貸し付けるもので、主にインドや中国など中進国のインフラ整備に充てている。これらの国には通常のODA的な業務は行っていない。

今回の金融危機は、アジアからみれば、欧米という外部からのショックであり、その影響を早く受けたのは、欧米への輸出割合が大きい国であった。幸いなことに、各国の景気刺激策や欧米経済の回復により、アジア経済全体としては、2009年に景気は底を打ち、2010年にはV字型の回復と見通している。ただし、南アジアや太平洋の島国には、引き続き景気悪化、又はあまり回復しない見込みの国もある。ADBでは、2009～2010年の2年間で計100億ドルの追加支援を行う。このうち、貿易金融の支援のプログラムで10億ドル、各国の危機対応のための財政支援で30億ドル、ADBの内部資金によるアジア開発基金の上乗せで4億ドルの対応を行う。

(長期戦略と展望)

この経済危機が収束した後の長期戦略の展望を示したものが、2008年に公表した「ストラテジー2020」である。アジアには依然として9億人の貧困層がいるが、こうした貧困のないアジア・太平洋地域の実現のため、環境に調和した経済成長、地域協力・統合の促進を目指すことが、この戦略の基本となっている。開発効果を高めるための5つのアプローチとして、民間セクターの育成、公的セクターにおけるガバナンスの改善・政策立案能力の育成、女性の地位向上の支援などの資金面の協力だけでなく、知的支援にも力を入れていく。また、他の援助国、開発機関、NGOとの協力も強化していく。これらについて、日本とは重要な協力関係にあり、JICAやJBICとも緊密に連絡をとっている。もう1つの特徴は、限られた資金、人員で業務の効果を上げるため、インフラ開発、環境対策、地域協力・統合、金融セクター開発、教育の拡充の5つの優先分野に業務の8割を集中することとしている。インフラについては、電力、エネルギー、交通のほか、上下水道や灌漑なども含めている。環境問題の中心は、気候変動対策であり、今後3年間に約4割をこの分野に組み込む。エネルギーについては、省エネルギー、クリーンエネルギー、排出権取引も含めたプロジェクトを、エネルギーセクターの55%以上に増加させる。交通については、従来は道路を中心としていたが、鉄道、都市交通システムにも力を入れていく方針であり、すべての案件について、水位上昇などの気候変動の影響を受ける国への対応を行う考えである。

ADBは、創設以来、地域協力に力を入れているが、代表的なものとして、



(写真) アジア開発銀行での意見交換

A S E A N + 3（日中韓）での金融協力がある。特に、1997 年のアジア金融危機を踏まえ、短期の流動性資金の融通のための枠組みであるチェンマイ・イニシアティブや、アジア債券市場育成イニシアティブにおいて、テクニカルなサポートを行っており、各国から評価を得ている。また、鉄道などのインフラにおいて、いくつかの国を結び付け力をつけていく取組として、拡大メコン地域プログラムなどの地域協力の取組を行っている。

4. 質疑応答

（派遣団）ADB の意思決定における総裁の役割はどうなっているのか。

（ADB）総裁は事務局のトップとして、執行部を統括するとともに、IMF や世銀と同様、理事会の議長でもある。ただし、議長には投票権はなく、どのように議事を進めるかという観点で行動する。重要な案件はすべて理事会の承認が必要であり、いろいろな場面で意見の対立がみられるものの、理事会の投票で賛否が大きな問題になることは少ない。一部棄権などもあるが、コンセンサスが得られるようにしている。一方、最も揉めるのが、予算や利益処分であり利害対立が激しい。

組織の運営面では、欧米と途上国で潜在的に利害が対立することがあるが、なるべくコンセンサスにもっていくようにする。多数決なので、51% の議決権があればよいかというと、そうでもない。一国の政治では与野党があり、議会において多数決で決定しても、次の選挙でその構成が変わることもあるが、ADB などの国際機関では、すべての加盟国は今後も加盟し続ける。つまり、シェアは今後も基本的には変わらない。67 か国の利害が違う中で、一定の整合性をもった政策を打ち出さなければならない。

（派遣団）ADB として最も力を入れている分野は何か。

（ADB）これからの政策は、環境問題、気候変動問題が重要となるが、民間だけでは対応できない部分を ADB として対応することが重要だと思う。エネルギー効率、気候変動対応のテクニカルなプロジェクトにも取り組んでいる。

（派遣団）ADB の損益はどうなっているのか。

（ADB）今年の見込みとしては、600 億～700 億円の利益が出る。途上国からは、利益が出るならば、金利を引き下げろという主張がなされる。一方、先進国からみると、先進国の出資金を背景に利益を上げているので金利引下げはダメだということになる。協定上、配当はできるが、世界銀行も含め、戦後、国際金融機関が配当したことはない。利益は、ADF に組み入れ、低利融資の原資とすることが多い。また、金融機関として一定のリザーブを積まなければならないので、それに充てることもある。

（派遣団）資金調達における ADB の格付けはどうなっているのか。

（ADB）ADB はトリプル A となっている。ただし、ADB の拠出国の格付けは、米、英、シンガポールなどを除き、トリプル A の国は少なくなっている。ADB の資本金は、各国からの拠出であるが、すべて現金で拠出されているわけではなく、出資国が保証するというコーラブル・キャピタルであり、実際にそれを利用しているわけではない。格

付け機関は、現金やリザーブなどの資産内容を見るが、自己資本が30%あるため、格付けが高くなっていると思われる。

(派遣団) アジア地域の融資に当たり、世銀とADBの棲み分けはどうなっているのか。

(ADB) 国によって違うが、例えば、インドに対しては、ADFではなく、通常資本による市場金利で対応している。世界銀行との関係で言えば、ADBは経済インフラ、世銀は超低利融資により医療、保険、教育などの分野に融資している。ただし、最近では世銀もインフラ投資を行っており、その部分では世銀とADBは競合している。

(派遣団) 開発のために日本の省エネ技術をどれだけ提供できるかが課題であるが、エネルギー問題にどのように取り組むのか。

(ADB) 日本は世界でも最もエネルギー効率が低い経済であるが、中国などは非常にエネルギー効率が悪いので、改善するのが比較的容易であり、そのコストも安い。何らかのメカニズムで、中国、ロシアなどのエネルギー転換を助けることが必要で、その手法の1つはODAであり、1つは排出権取引などであろう。ADBのプロジェクトで排出権取引を行えば、その分インフラ整備のコストが安くなる。ADBの格付けはトリプルAなので、市場から安く資金を調達することができ、事務費を入れても、依然として、インドや中国が自分ら調達するよりも安い。

ADBは基本的にはソブリン業務だが、民間に貸すこともできる。インドや中国における風力発電は民間向けや地方政府向けであり、リスクに応じた金利を求めている。民間への融資は全体の25%しか行うことができない。このことは民間が75%を融資するということであり、このレバレッジを効かし、民間のパートナーを引っ張って行くことができる。今後は民間部門の融資を増やしていこうと考えている。

(派遣団) グローバルガバナンスの中で、情報公開への取組はどうなっているか。

(ADB) パブリック・コミュニケーション・ポリシー(情報公開政策)を策定しており、国際機関の中では最もオープンになっていると考えている。マーケットセンシティブ、当該国のコンフィデンシャル、プライバシーなど秘密とすべき部分もあるが、理事会で討議したものは、原則としてウェブサイトにおいてオープンにしている。

(派遣団) 民間への融資に対する保証はどうなっているか。

(ADB) ADBが自らリスクをとるが、それは融資全体の4分の1である。中央政府からの保証はない。このため案件をよくモニターすることが重要である。一義的にはリスクに応じた金利を求めるが、想定を上回る事態には、資本で対応するしかない。

(派遣団) ソブリン業務の場合、投資先政府のガバナンスの問題について、ADBとしてどこまで関与するのか。

(ADB) グラントや技術協力だけでは途上国政府の能力が高まらない。その点、世界銀行もADBも相手国にお金を貸し、それを使うのは相手国政府であるが、厳しく監視することとしている。

VI. 派遣議員団としての所見

ODA調査第1班は、フィリピン及びインドネシアにおける我が国ODAの実施状況について視察及び意見交換を行うとともに、援助実施国となっているシンガポール及び国際金融機関であるアジア開発銀行の援助政策、援助動向などを調査した。また、現地では、青年海外協力隊やNGOの方々等からも様々な意見をお伺いし、ODAの在り方について多角的な調査を行うことができたと考えている。

本調査を通じて得るに至った議員団の所見は、以下のとおりである。

1. フィリピンが抱える食料問題と対フィリピンODA

フィリピンでは、同国が直面する食料問題を中心に調査を行い、国連世界食糧計画(WFP) フィリピン事務所、フィリピン稲研究所、フィリピン政府に勤務する日本人農業専門家から、相次いで意見を聴取した。また、ODAの取りまとめの役割を担っている国家経済開発庁から、我が国ODAの活用状況及び開発計画の現状等について意見聴取を行った。

今般の派遣を通じて、フィリピンが抱える食料問題、貧困問題が深刻な状況にあることを改めて強く認識させられた。

農業支援は我が国ODAの主要分野の1つであり、国連世界食糧計画への拠出は世界第3位。対フィリピンODAを見ても、農業分野への支援がインフラ整備や地方開発と並んで主要分野の1つとなっている。

しかし、国連世界食糧計画フィリピン事務所からは、フィリピンでは飢餓が深刻であること、特に、紛争激化により多くの難民が発生しているミンダナオ島や、台風被害を受けたルソン島中部地域において飢餓が深刻な状況となっていることが強調された。毎年20回程度にも及ぶ台風襲来が貧困の要因となっていること等から、緊急時のための食料備蓄が課題であるとの説明も受けた。フィリピン政府に派遣されている日本人専門家からは、農地改革が不十分なこと等の説明が、また、我が国がODAを長年供与してきた稲研究所からは、フィリピンは世界一のコメの輸入国であり、食料増産や貧困削減の観点から、稲作技術の向上が大変重要な課題となっていること、一方で、米の栽培面積は増えておらず、むしろ優良農地が減る傾向にあること等の説明があり、フィリピンの人口増加率の高さを考えると、今後食料問題は一層深刻化していくことが懸念された。

食料安全保障の問題は、世界各国の首脳が知恵を出しあっても見通しが立つに至らないほど難しい問題である。将来の食料需給は厳しくなると予測されているにもかかわらず、現在でも紛争や自然災害、貧困を要因とする飢餓が拡大している。このような深刻な事態が集中的に現れているのがフィリピンの現状であると言えよう。

我が国としては、国連世界食糧計画への拠出や、対フィリピンODAとしてこれまで顕著な成果を挙げている稲研究所に対する稲作技術支援など、農業分野の支援に引き続き努める必要がある。加えて、紛争や自然災害を要因とした飢餓が発生した場合など、緊急時のための食料備蓄を実現する方策として、例えば、我が国に輸入が義務付けられているミニマムアクセス米を、公正な貿易の確保に配慮しつつ、人道的・緊急的な観点から何らかの形でアジア地域に一定量備蓄するような方策の検討を進めるべきではないかと考える。

2. 気候変動対策プログラム・ローンを中心とした対インドネシアODA

インドネシアでは、ODAの取りまとめの役割を担っている国家開発企画庁を訪問し、円借款による「気候変動対策プログラム・ローン」の活用状況等を中心に意見を聴取した。また、このほか、我が国ODAを活用した「障害児童向け学校修復計画」、「警察改革支援」、「国立史跡公園建設事業及び遺跡群修復事業支援」等の事業を視察した。

今般意見聴取した「気候変動対策プログラム・ローン」は、2008年8月、「クールアース・パートナーシップ」に基づく円借款の第一弾として、インドネシア政府に対し、総額約308億円の供与を行ったものである。この円借款は、インドネシア政府が進める気候変動対策を支援するための、ODAによる初めての試みであり、この取組の成否は、今後のODAの在り方にも大きな影響を及ぼすものと考えられる。

インドネシアはCOP13のホスト国であったこともあり、大統領自身が気候変動に取り組むために閣僚を含むグループを立ち上げ、また、気候変動対策プログラムを成功させるために中期開発計画を策定している等、その真摯な取組姿勢は評価できるものであった。しかし一方で、この円借款は個別のプロジェクトに対応した融資ではなく、資金の流れとしては、結果的にインドネシアの財政赤字の補てんに使われるという側面もある。本件が所期の成果をあげるためにも、気候変動対策の取組状況に対する監視と評価の役割が一層重要になる。

しかし、外務省ホームページに掲載されている本件プログラム・ローンのその後のモニタリングの状況等に関するプレスリリースの情報量は、わずかなものとどまっている。気候変動対策プログラム・ローンの重要性や、今後同様の気候変動対策プログラム・ローンが多くで実施されていく可能性、そもそもODAが国民の税金から支出されておりその実施状況、成果等を広く国民に理解してもらう必要があること等を考慮すると、途上国の気候変動対策の取組状況に対する監視と評価の状況を、国民が詳細に知ることができるよう工夫するべきである。

なお、2009年12月、「鳩山イニシアティブ」の初の具体的案件として、「第二次気候変動対策プログラム・ローン」がインドネシアに供与されたが、本件に関しても、

今後のインドネシア側の取組状況に対する監視と評価の状況を詳細に公表するよう、政府の検討を強く求めたい。

この他にも、多様なODA事業を視察した。

「障害児童向け学校修復計画」は、草の根・人間の安全保障無償資金協力により、老朽化した校舎の修復工事を支援したもので、障害者に対する受け皿の整備が不十分な中、事業規模は小さいながらも現地の切実なニーズに即した有益なものであった。

「警察改革支援」では、技術協力、無償資金協力により、現場鑑識など科学的な捜査手法の指導や、日本の交番制度の導入による地域に根ざした警察活動が進められており、治安の改善に寄与することが期待されていた。また、「国立史跡公園建設事業及び遺跡群修復事業支援」は、円借款や草の根文化無償資金協力により世界文化遺産に登録された寺院の保全を行うとともに、史跡公園の整備等の事業が進められ、観光資源としての価値が一層高まることが期待されていた。

これらの事業はODAとしての規模は小さいが、現地のニーズを良く踏まえた良質の案件であり、改めて、ODAは援助額の大きさもさることながら、援助の「質」の重要性を実感した。

3. シンガポールの援助体制と我が国の協力の在り方

シンガポールでは、外務省を訪問し、援助実施国としての援助政策、援助動向等について意見を聴取した。また、このほか、アジア海賊対策地域協力協定に基づく情報共有センターを訪問した。

現在、シンガポールは被援助国から卒業し、途上国に援助を行う側となっている。その援助は、「人に魚を一匹与えれば、その人は一日だけ生きられる。しかし、魚の捕り方を教えれば、その人は一生生きられる」との理念に基づき、ほとんどが研修生受入れ等による技術協力となっている。

1992年に策定された「シンガポール協力プログラム」の中には、援助の種類として(1)シンガポールが途上国に対し単独で行うもののほか、(2)30以上の国及び機関とシンガポールが協力して途上国を支援するもの等があり、我が国は、「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム(JSP21)」に基づき、一部の研修等に係る費用を両国で折半して負担している。

アジア、中近東、アフリカなど世界中から研修生をシンガポールへ招聘し、シンガポールの当該分野の機関で研修を行う仕組みに対して我が国が協力することに異論はない。今般の訪問においても、シンガポール政府側から我が国の協力に対して強い感謝の念も示されている。しかし、世界中から来る研修生等にとっては、シンガポール政府による研修と受け取られかねず、我が国が資金協力していることが見えにくいという側面は否めない。

こうしたいわゆる「南南協力」への支援は、現在シンガポールも含めて世界 12 か国で実施されているが、我が国の協力が見えにくいとの同様の問題があるものと推察される。

本件支援額は、ODAの額としては決して大きいものではない。また、JICA等においても、必要に応じた日本人講師の派遣、各コースにおける開閉講式への大使等関係者の出席等、我が国の存在感を示す努力をしているとも伺っている。しかし、我が国の厳しい財政下で実施されるODAを、日本の国益にかなうものとするためには、本件支援を、より「顔」の見える援助とするような工夫を行うことについて、政府の一層の検討を求めたい。

また、シンガポールにおいては、アジア海賊対策地域協力協定に基づく情報共有センターを訪問し、海賊問題の取組等についても説明を聴取した。

同センターは、2006年に発効したアジア海賊対策地域協力協定に基づき発足した組織であり、海賊情報の共有や、関係機関との連携強化などに取り組んでいた。

海賊事案は、最近では全体的に減少傾向にあるものの、金融危機から約1年が経過する中、貧困層となった者が海賊行為をはたらくようになるとの懸念もあり、自由で安全な貿易を確保する観点からも、同センターの役割は、引き続き重要であると考えられる。

4. アジア開発銀行（ADB）の援助政策、援助動向

フィリピンでは、マニラに本部があるアジア開発銀行（ADB）も訪問し、開発援助政策等について意見交換を行った。ADBは、日本が米国と並び最大の出資国となっており、歴代総裁には日本人が就任している。

ADBでは、市場から調達した資金を貸し付ける「通常資本財源」による業務のほかに、ODA的な業務である「アジア開発基金」による低所得国支援が行われており、2008年の融資規模は、「通常資本財源」が約68.9億ドル（約6,200億円）、「アジア開発基金」が約24.9億ドル（約2,240億円）に達しているとのことである。

最近の援助動向としては、2008年秋以降顕著になった世界金融危機に対応するために、2009～2010年の2年間で100億ドル（約9,000億円）の追加支援が決定されており、現在アジア経済は、全体として2009年を底としてV字型の回復過程にあるとみているとの説明がなされた。

また、金融危機克服後の長期的な展望として、アジア地域には1日1.25ドル未満の収入しかない貧困者が依然として約9億人おり、こうした貧困の削減のため、ADBでは、民間セクターの育成、公的セクターのガバナンスの改善、女性の地位向上などへの資金面での対応に加え、知的支援にも力を入れ、他の援助国やNGOとの連携も強化していくとの方針も示されている。

ADBは、従来から、我が国のJICAとも連携し事業を実施しているところであるが、日本の影響力が最も大きい国際機関の1つとして、ADBへの支援と連携を一層強化していく必要があると考える。

5. 全般的所見

最後に、上記3か国の訪問を通じて得た全般的な所見について述べておきたい。

(1) 人類が直面する課題への対応

今回の派遣を通じ、人類が直面する最大の課題として、気候変動問題への対応と、食料の安全保障の重要性を再認識した。今後、我が国のODAを考えていく上で、この点を念頭において協議を進めていくことが重要である。

特に、気候変動問題に関して、我が国政府は、90年基準で25%の温室効果ガスの削減を打ち出している。この点について、ODAの分野でも途上国に対する資金協力が必要になるだけでなく、例えば、森林投資に我が国が資金協力した場合に、それが当該国のCO₂削減になるとともに、資金協力した我が国に対しても、何らかの形でカウントされるような仕組み作りを考える必要がある。具体的には、排出権を優先的に購入できるクリーン開発メカニズム(CDM)を更に進めて我が国のCO₂削減に直接つながるような仕組み作りを、困難な課題ではあるが、被援助国の理解を得つつ目指す必要があると考える。

(2) 重点地域としてのアジア、特に東・東南アジア地域の重要性の再認識

近年、アジアに対するODAのシェアが低下傾向にある。

二国間ODAに占めるアジアのシェアは、1980年に70.5%であったものが、2000年には54.8%、2005年には36.7%、直近の2007年には28.0%と低下し、29.1%を占めるアフリカと逆転している。特に近年、ODAの絶対額が減少傾向にある中で、このようなアジアのシェアの低下は見過ごすべきでないと考ええる。

実際、円借款の純支出額(貸付実行額と回収額の差額)を見ても、訪問したフィリピンでは2007年以降マイナスとなり、また、インドネシアでは2004年に初めてマイナスとなった後2006年以降再びマイナスとなり、毎年の円借款貸付額よりも回収額の方が大きい状況となっている。

一方、アジア地域における援助の需要は依然大きい。1日1.25ドル未満の収入しかない貧困者が約9億人(アフリカは約4億人)に達していることは、前述したとおりである。

東・東南アジア地域と我が国の歴史的・経済的結び付きの強さは改めて説明する要もないだろう。今後も経済的相互依存関係の深まりが予想され、21世紀のグローバル社会の中で、我が国が立脚していく中心地域が東・東南アジアで有り続けるとすれば、さらに、東・東南アジア地域における中国の影響力が高まりつつある中で我が国のプ

レゼンスを維持していくとの考えであれば、同地域に対するODAは、単に一人当たりGNP等をものさしとして対応するのではなく、戦略的な重点地域としての位置付けを再認識した対応を検討する必要があると考える。

（３）円借款における日本企業の受注

現地において、「円借款の受注に際し、外国企業が多くを落札し、日本企業が入り込む余地が少ない」との指摘があった。

アンタイドである以上、日本が受注できなくても止むを得ない面もあるが、ODAに対する国民の理解を得る観点からは、大使館等と現地企業側との情報交換をこれまで以上に密にするとともに、例えば、環境技術を活用したステップローン（日本タイドとなる）を一層活用するなど、何らかの工夫の必要性について、改めて議論を行う余地があるのではないかとと思われる。

（４）青年海外協力隊及びNGOへの支援

青年海外協力隊については、近年、志願者が減少しているとの指摘もあるが、派遣議員団が意見交換を行った隊員たちは、いずれも極めて優秀であるとの印象が強かった。このような優れた人材は、日本に帰国した後も、様々な分野で活躍されることが期待されるところであり、隊員たちに対する帰国後の一層の支援が必要であると考えられる。

援助人材の育成については、キャリア・パスの確立など、これまでも参議院ODA特別委員会の提言「新たな国際援助の在り方に向けて」（平成19年6月）や、累次のODA派遣団の派遣報告書で再三その必要性が言及されているが、我が国の厳しい雇用情勢等もあって、残念ながら顕著な改善が見られていない状況にある。

政府は、青年海外協力隊員等のキャリア・パス確立に向け、一層の取組を行うべきである。

また、NGOの方々からも、途上国における貧困者支援や公衆衛生の向上などの活動状況を伺うとともに意見交換を行った。限られた予算の中で、頭の下がるような素晴らしい活動をされているとの印象を持った。

ODAの効果的、効率的活用を図るためにも、政府はNGOの一層の活用を検討する余地があろう。NGOの財政面での充実支援等の強化も含めて、NGOとの関係強化を、更に進めるべきである。

以上が第1班の調査の概要と所見である。

最後に、調査に御協力をいただいたフィリピン、シンガポール及びインドネシアにおける訪問先の方々、並びに内外の関係各機関の方々に対し、心からの感謝を申し上げる次第である。

第2章

アメリカ合衆国、カナダ班 報告

(裏余白)

第2章 アメリカ合衆国、カナダ班報告

I. 派遣団の構成・調査日程

第1 派遣団の構成

○期間

平成21年10月8日（木）～平成21年10月16日（金）[8泊9日 うち機中1泊]

○派遣団の構成

団長	参議院議員	藤	末	健	三（民主）
	同	泉		信	也（自民）
	同	草	川	昭	三（公明）

同行	第一特別調査室次席調査員	松	井	一	彦
	外交防衛委員会調査室調査員	中	内	康	夫
	議事部議案課課長補佐	折	茂		建

第2 調査日程

日程	午前	午後	宿泊
1日目 10月8日 (木)	【移動】 成田発(11:05)(所要12h35m) 〔日付変更線通過〕 →ワシントン着(10:40) 【説明聴取】 ・在米日本国大使館及びJICA米国事務所	【意見交換】 ・イノウエ米上院議員(歳出委員長) ・ランカスター・ジョージタウン大学 外交政策大学院長 ・カルダー・ジョンズホプキンス大学 ライシャワー東アジア研究所長	ワシントン
2日目 10月9日 (金)	【意見交換】 ・米国務省(QDDR担当上級部長等) ・ホミカラス・ブルッキングズ研究所 上級研究員	【意見交換】 ・世界銀行(アダムズ副総裁) ・米国国際開発庁(USAID)(開発パートナー オフィス部長等)	ワシントン
3日目 10月10日 (土)	【移動】 ワシントン(10:00)→ニューヨーク着(11:15)	【説明聴取】 ・国際連合日本政府代表部 【意見交換】 ・斉藤淳エール大学准教授	ニューヨーク
4日目 10月11日 (日)	【政治経済事情等調査】	【政治経済事情等調査】	ニューヨーク
5日目 10月12日 (月)	【意見交換】 ・国連開発計画(UNDP)(クラーク総裁) ・弓削UNDP管理局長等の国連機関で働く 邦人職員との懇談	【移動】 ニューヨーク発(13:35)→オタワ着(14:48) 【説明聴取】 ・在カナダ日本国大使館	オタワ
6日目 10月13日 (火)	【意見交換】 ・カナダ国際開発庁(CIDA)(ビッグス 長官、サムソン副長官代行等) ・ウィルファート下院議員(加日国会 議員連盟共同議長)	【意見交換】 ・ピアソン平和維持センター(モナガ ン所長等) ・カナダ外務国際貿易省アフガニスタ ン・タスクフォース(二国間・オペ レーション担当課長等)	オタワ
7日目 10月14日 (水)	【意見交換】 ・CANADEM(NGO)(人材登 録担当部長等) ・カナダ外務国際貿易省安定化復興タ スクフォース(START)(担当局 長等)	【視察】 ・カナダ議会 【意見交換】 ・カナダ外務国際貿易省アフガニスタ ン・タスクフォース(政策課長等)	オタワ
8日目 10月15日 (木)	【移動】 オタワ発(8:53)→シカゴ着(10:01)(乗換) シカゴ発(10:50)(所要12h55m)	【移動】	機中泊
9日目 10月16日 (金)	【移動】 〔日付変更線通過〕	【移動】 →成田着(13:45)	

訪問先等一覧

【アメリカ合衆国（米国）】



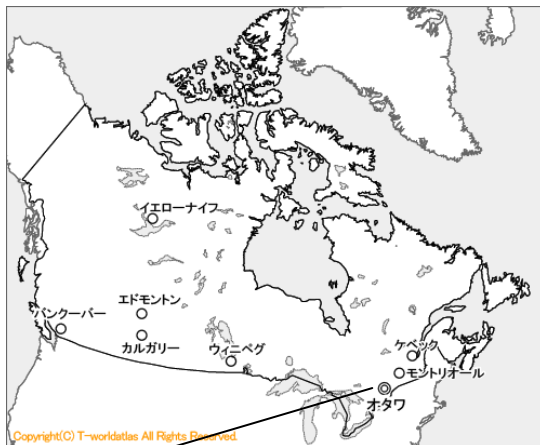
【ニューヨーク】

- ・国連開発計画（UNDP）〔クラーク 総裁等〕
- ・弓削 UNDP 管理局長等の国連機関で働く邦人職員との懇談
- ・大学関係者〔斉藤淳エール大学准教授〕

【ワシントン】

- ・米連邦議会〔イノウエ上院議員（歳出委員長）〕
- ・米務省〔「外交・開発に関する4年毎の見直し(QDDR)」策定担当上級部長等〕
- ・米国際開発庁（USAID）〔開発パートナーオフィス部長、アフリカ局長官補代行等〕
- ・世界銀行〔アダムズ東アジア・大洋州地域担当副総裁〕
- ・大学・シンクタンク関係者〔ランカスター・ジョージタウン大学外交政策大学院長、カルダー・ジョンス・ホプキンス大学ライシャワー東アジア研究所長、ホミカス・ブルッキングス研究所上級研究員〕

【カナダ】



【オタワ】

- ・カナダ議会〔ウィルファート下院議員（加日国会議員連盟共同議長）等〕
- ・カナダ国際開発庁（CIDA）〔ビッグス長官、サムソン副長官代行等〕
- ・カナダ外務国際貿易省〔アフガニスタン・タスクフォース及び安定化復興タスクフォースの担当局長等〕
- ・ピアソン平和維持センター（平和構築の人材教育・訓練機関）〔モナガン所長等〕
- ・CANADEM（援助人材の登録・派遣を行う NGO）〔人材登録担当部長等〕

Ⅱ．米国の対外援助に関する調査

第 1 米国の援助政策の概要

1. 米国の対外援助の特徴

日米両国の対外援助を比較した場合、米国の対外援助には幾つかの際立った特徴が見られる。その第 1 は、日本が対外援助を経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定める「政府開発援助」（ODA）と同じものとして取り扱っているのに対し、米国の場合、それはODAに限らず、麻薬対策、核拡散防止、PKO、外国軍隊への教育訓練費なども含んでいることである。また、それは、開発途上国だけでなく、比較的高所得国をも対象に実施されている。

第 2 の特徴は、世界において米国のプレゼンスとリーダーシップを維持するために、援助において米国の国益を重視していることである。とりわけ、2001 年 9 月の同時多発テロ後は対外援助を米国の安全保障との関わりの中で実施しようとする傾向が強まっている。そうしたこともあり、米国の対外援助では二国間援助が主になっており、供与先では政治的に不安定な中東やアフリカが多い。

第 3 の特徴は、米国の援助の理念は、援助を通じて自由主義経済や民主主義国家の拡大を目指すというものであり、これは冷戦期から変わりはない。

第 4 の特徴は、他の特徴とも関連するが、米国の対外援助が外国政府のみならず、非政府組織、宗教系組織、権利擁護団体、研究機関、中小企業等も対象にしている点である。また、民間セクターからの開発援助が大きいことも米国の特徴である。実際、政府部門から供与される資金よりも民間セクターから途上国に流れる資金の方がはるかに大きく、実施者としてだけでなく資金供給者としても民間セクター、NGO の役割が拡大している。

第 5 の特徴は、援助のほとんどが贈与であることである。

そして第 6 の特徴は、援助の実施に当たっては現場主義を採り、現場機関の権限が比較的大きいことである。

2. 米国の対外援助の沿革

米国の本格的な対外援助は、第 2 次世界大戦後、共産主義勢力に対抗するために開始され、その後、1954 年に開発途上国に低利の融資を行う開発融資基金（DLF）が設立されたほか、技術協力を行うための機関として、国際協力庁（ICA）が設立された。

1961 年には、対外援助法が制定され、同法に基づき、DLF と ICA を統合し、すべての非軍事援助を行う機関として米国際開発庁（USAID）が設立された。

1980 年代には、米国の経済・財政状況の悪化のため援助額は減少し、1991 年にはODA実績で世界一の座を日本に譲ることとなった。しかし、その後、次第に経済・財政状況が好転するにつれ、援助額は徐々に増加し、2001 年には世界一位の地位に復帰した。

2001 年 9 月の同時多発テロ後は、貧困がテロの温床であり、貧困緩和のためには経済援

助が必要であるとの認識がなされるようになり、国家安全保障戦略の一環として援助政策が強化された。2002年3月、ブッシュ大統領（当時）は、米州開発銀行における演説で「今後3年度以内に米国の開発援助を50%増額する」との方針を発表し、この増額分のための新たな会計「ミレニアム挑戦会計（MCA）」と組織「ミレニアム挑戦公社（MCC）」を設立した。また、2004年には、エイズ・結核・マラリアに対する米国リーダーシップ法に基づき、HIV・エイズ支援向けとして、今後5年間で150億ドルを拠出する大統領イニシアティブ（PEPFAR）を開始した。その後、PEPFARの予算は次第に増え、その結果、アフリカ向け援助の中でエイズ対策支援が突出することとなった。

3. オバマ政権の援助政策

2009年1月に発足したオバマ政権は、スマートパワーの重視及び国際協調路線の基本的考え方の下で、開発を国防、外交とならぶ米国の対外政策の柱の一つであるとし、それを米国の安全保障を推進する上での対等のパートナーとして位置づけている。

対外援助予算については、2015年までに倍増して500億ドルにすると表明している。

分野別では、基礎教育、国際保健、食料安全保障、気候変動、人道支援及び経済成長と民主的統治を通じた貧困削減を重視している。また、地域別では、アフリカ（特にサブ・サハラ地域）、南・中央アジア（特にアフガニスタン、パキスタン）及び中南米・カリブ地域を重視し始めている。

援助政策や実施体制については、政府内外で援助改革に向けた議論が行われており、政府部内における政策枠組や体制に反映されることになると考えられる。

なお、供与実績、法的・政策的枠組、援助実施体制、議会の役割は次のとおりである。

（1）供与実績

2008年の米国のODA総額支出純額（暫定値）は、対前年比実質16.8%増の260.1億ドルである（国別では第1位。対GNI比は0.18%で第21位）。

米国のODA実績は2000年には99.5億ドルであったが、その後大幅に増え、過去10年間で3倍近くに増加している。これにより、米国は、2001年以降8年連続で年間支出純額ベースで世界最大の援助国となっている。

米国のODA実績（2008年）（括弧内は日本）

支出純額（ネット）	260.1億ドル	（93.6億ドル）
支出総額（グロス）	269.3億ドル	（174.0億ドル）
対GNI比	0.18%	（0.18%）
二国間ODA	88.9%	（70.9%）
贈与比率	99.9%	（52.2%）

（２）法的・政策的枠組

米国の対外援助の法的・政策的枠組としては、1961 年対外援助法（その後何度か改正されている）、国家安全保障戦略（2002 年 6 月、ホワイトハウス（ブッシュ政権時））及び政策枠組（2006 年、U S A I D（ブッシュ政権時））がある。

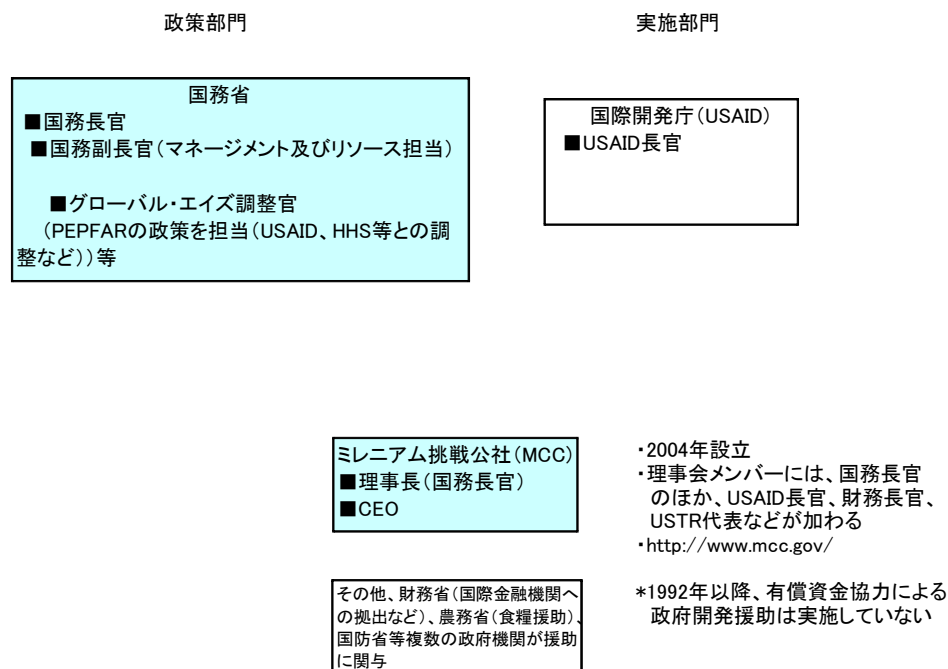
（３）援助実施体制

現在、50 以上の援助関係機関が存在するが、援助政策の企画立案は国務省を中心に行い、援助全体の 90%を占める二国間援助の実施はU S A I Dを中心に行っている。

2008 年 9 月現在、U S A I Dでは全職員数（直接雇用のみ）2,551 人のうち、海外が 908 人、本部が 1,643 人であり、現地事務所に権限が大幅に委譲されている。なお、2006 年 1 月に開始された対外援助改革の中で、U S A I D長官は国務省の対外援助部長が兼務することとされており、両者の間で政策的連携が図られていたが、新政権における国務省とU S A I Dの関係はQ D D R（後述）において議論中である。U S A I Dは、援助プログラムの実施を専門省庁に委託することもあるほか、国・課題ごとに、国務省、U S A I Dその他関係省庁の関係部局が協議する体制となっている。また、U S A I Dは、援助における官民（NGO、企業等）連携を重視し、「グローバル開発同盟（Global Development Alliance）」という担当部署を設け、民間が提案する事業をマッチングファンドで支援するなどの取組を積極的に行っている。

他方、多国間援助のうち、国際開発金融機関は財務省が、国連専門機関は国務省がそれぞれ管轄している。

米国援助実施体制図



（出典：外務省資料）

（４）議会の役割

連邦議会上下両院には対外援助を専門に扱う委員会はないものの、援助関連法案の審議については、上院では外交委員会、下院では国際関係委員会が担当している。また、毎年
の援助予算を定める対外関係歳出法案の審議については、上下両院ともに歳出委員会が担
当している。

4. 援助改革をめぐる最近の動き

米国ではブッシュ政権後半に、国防総省所管の援助増額への懸念などから、対外援助の
目標や実施体制をめぐり論議が活発化した。その中で、国務省から独立した国際開発省の
設置の必要性も指摘された。

2009 年 1 月に発足したオバマ政権の下では、米国の援助政策と実施体制の見直しの議論
が政府内外で行われている。

オバマ大統領は、2009 年 8 月、政府全体の開発援助政策の見直し作業を国家安全保障会
議（NSC）が実施するための「大統領調査令」に署名した。現在、NSCにおいて、2010
年初頭を目途に見直し案を作成すべく検討作業を行っている。

他方、国務省においては、2009 年 7 月、クリントン長官が、今後 4 年間の米国の外交・
開発政策の指針を示す「4 年毎の外交・開発政策の見直し（QDDR）」の策定作業を開始
すると発表した。これは、「4 年毎の国防計画見直し（QDR）」を参考に、国務省も外
交の基本方針や食料・医療など外国支援の在り方、USAIDの業務体系などの長期戦略
を初めて作るものである。

また、議会においては、2009 年、上下両院にそれぞれ対外援助改革のための法案（次頁
参照）が超党派の議員から提出され、審議が行われている。上院の法案がUSAIDの機
能強化や援助評価の充実を求めているのに対し、下院の法案は、開発を外交の手段として
ではなく、貧困削減のための手段としてとらえ、取組の充実を図ろうとしており、今後の
審議の行方が注目される。

（注）本節は、調査団が米国を訪問した 2009 年 10 月までの情報に基づき記載している。

（参考文献）

『American View』（在日米国大使館 2008 年夏号）

ODA研究会『主要先進国における海外援助の制度と動向に関する調査』（平成 20 年 3 月）

山本愛一郎『アメリカ援助事情・第 20 号』（GRIPS Development Forum 2009.10.22）

外務省資料

(参考)

米国議会で審議中の対外援助改革関連法案

○米国下院法案 H.R. 2139

(2009 年 4 月 28 日提出。同日国際関係委員会に付託。現在委員会で審議中。)

[表題] 大統領に対し、グローバルな開発の促進といった米国の外交政策目標達成のための包括的な国家戦略の策定及び実施を求めるための法案

[発議者] ハワード・バーマン議員 (民主、カリフォルニア州、下院国際関係委員長)、他に 120 名の共同発議者

[要旨]

- (1) 本案は、2009 年対外援助改革法を発議するものであり、大統領に対し、人道上の危機への対処を含め、途上国における貧困削減及び経済成長への寄与といった米国の外交政策目標達成のためのグローバルな開発国家戦略及び米国の対外援助の効果を監視・評価する制度を策定し、実施するよう求めるもの。
- (2) また本案は、米国の納税者及び対外援助の受取者の双方が、可能な限り最大限、米国の対外援助に関する情報に完全にアクセスできるようにすべきであるとの議会の見解を表明するもの。

○米国上院法案 S. 1524

(2009 年 7 月 28 日提出。同日外交委員会に付託。現在委員会で審議中。)

[表題] 米国の対外援助プログラムを 21 世紀の新たな課題及びその他の目的に合致させ、効果的に実施するための能力、透明性及び説明責任の向上に関する法律案

[発議者] ジョン・ケリー議員 (民主、マサチューセッツ州、上院外交委員長)、他に 17 名の共同発議者

[要旨]

- (1) USAID 強化のため、1961 年対外援助法を抜本的に改正するもの。
- (2) 米国の政策における「グローバルな開発」、「良い統治」、「貧困・飢餓削減」重視を表明するもの。
- (3) USAID の援助政策・計画立案能力向上のために措置するもの。
- (4) 対外援助プログラムの影響評価のため、「対外援助研究・評価委員会」を設置するもの。
- (5) USAID 人材の能力向上のために措置するもの。
- (6) 役割の明確化による、現地における開発機関間調整の強化のために措置するもの。
- (7) 透明性の向上のために措置するもの。
- (8) USAID の行政経費改革のために措置するもの。

第2 説明聴取・意見交換の概要

1. イノウエ上院議員（歳出委員長）との意見交換

10月8日、本調査団は、ワシントンの米議会議事堂内において、イノウエ上院議員（歳出委員長）から、米国の対外援助及び日米関係について説明を聴取し、意見交換を行った。

（1）イノウエ上院議員による説明の概要

【米国の援助政策】

日本のODA予算は、1996年以降、約40%削減され、国連開発計画（UNDP）の（執行理事会での事実上の常任）メンバーの地位も失っている。ODAの削減は、日本が対外援助において取り得るリーダーシップにも悪い影響を与えていると思う。

現在、米議会では予算を審議しているところであるが、米国は対外援助を増大させる方向となっている。米国の援助の多くは二国間支援となっており、特にHIVエイズ対策支援に力を入れ



（写真）イノウエ上院議員とともに

ている。また、政治的な安定を求めるための援助、すなわちアフガニスタン、パキスタン、イラクといった国々への支援が対外援助の予算の半分以上を占めている。対外援助は他国との関係において重要な影響を与えていると考えている。対外援助を通して様々な課題を解決することにより相手国との友好関係が増幅される。我々の援助プログラムの多くは、民間団体（NGO、国際赤十字等）に負うところが大きく、これは効果的である。政府が直接実施する援助は相手方から疑惑の目で見られることもあるが、赤十字等が行えば警戒されず歓迎されることとなる。

【日米関係について】

日米が軍事的・経済的に緊密な連携を維持しているときには、アジア太平洋地域には平和と安定が保たれてきた。両国の利益のためにもこの関係が続くことを望んでいる。

沖縄の米軍基地問題について言及しておきたい。現在、普天間飛行場の移設先について、日本側の考えが示されるのを待っている状況である。ただし、現在でも移転コストがかなり増えており、これが遅延してしまうと憂慮される状況となる。米軍の空母や戦闘機のプレゼンスが日本にある中、日本政府は米軍に対してロジ面での支援を行うことにより、少ない防衛予算で日本を守ることができた面もある。ただし、今後どうなるのか、どうするかという点については分からない状況である。

（２）意見交換の概要

【アフガニスタン支援】

（調査団）日本の新政権は、インド洋での海上自衛隊による補給活動を中止し、アフガニスタンでの民生支援を強化することを検討しているが、御意見をお聞きたい。

（イノウエ上院議員）日本政府がインド洋での海上自衛隊による補給活動を中止する方針であると聞いたときには、正直に申し上げて少し失望した。ただし、憲法との関係で問題が生じる可能性があるという見解があったことは承知している。日本がアフガニスタンやパキスタンでの民生支援を拡大することは歓迎する。

【中国との関係】

（調査団）これから中国の影響力が大きくなっていく。日本国内では、将来、米中が日本の頭越しに重要な決定をしてしまうのではないかと心配する声もある。

（イノウエ上院議員）クリントン国務長官が就任後に最初に訪問したのは日本であった。また、オバマ大統領が最初にホワイトハウスに招いた外国首脳は日本の首相だった。それはアジアにおける最重要パートナーは日本であるとの対外的なメッセージである。

（調査団）知的財産権保護の問題などについても日米が連携して中国に働きかけていくことは重要ではないかと考える。

（イノウエ上院議員）我々も中国に対して従来から経済的ルールをきちんと整備してほしいと発言してきている。日米で連携していきたい。

２．ランカスター・ジョージタウン大学外交政策大学院長との意見交換

10月8日、本調査団は、ワシントンのジョージタウン大学において、ランカスター・ジョージタウン大学外交政策大学院長（元USAID副長官）から、米国の対外援助の動向等について説明を聴取し、意見交換を行った。

（１）ランカスター氏による説明の概要

【米国における援助改革の動き】

オバマ政権の下では、対外援助に関して2つの見直し作業が進んでいる。まず、クリントン国務長官が「4年毎の外交・開発政策の見直し（QDDR）」策定に向けての検討作業を国務省中心に行うことを表明している。これは既に実績のある国防総省の「4年毎の国防計画の見直し（QDR）」を参考としたものであり、特にUSAIDやMCCの位置付けが問題となっている。また、ホワイトハウスの中の国家安全保障会議（NSC）においても、政府全体の開発援助政策の見直し作業を進めており、これは国務省の見直し作業と



（写真）ランカスター氏との意見交換

競合する部分が出てくるかもしれない。

さらに米議会においても対外援助改革の議論が行われている。そのような意味で、現在は「移行中」の時期とも言え、オバマ政権下での今後の対外援助改革の見通しについてははっきりしたことが言えない状況である。

【オバマ政権の援助政策の動向】

まず米国の対外援助予算について、オバマ大統領は、2015 年までに対外援助の予算を倍増する方針を表明しており、現在、その予算は増加傾向にある。ただし、財政赤字の削減を優先しようとなったときには、その増加傾向は止まるかもしれない。

次に援助政策の内容について、アフガニスタン、パキスタン、イラク等への援助を重視する方針は今後も変わらないだろう。また、国際保健、特にH I V対策についても引き続き重視されるであろう。さらに、開発における女性支援については、クリントン国務長官が関心を持っていることもあり、今後、その比重が高まってくるであろう。

【日本との協力】

私がU S A I D の副長官をしていた頃には日本の外務省とは緊密に連絡を取っており、毎年、協議を行っていた。当時、ドナー国と協議を行っていたのは日本とのみである。ただし、最近はその協力関係が若干減ってきたようにも感じられる。今回、日本で新政権が発足したことを契機として、新たな協力関係が築かれていくことを期待したい。

（２）意見交換の概要

【ミレニアム開発目標達成に向けての長期計画の必要性】

（調査団）ミレニアム開発目標（MDG s）においては、援助実施国の国民総所得（G N I）に対するODAの支出割合を0.7%にすることが掲げられている。しかし、日本も米国もそれに達していない。その達成に向けて長期的な計画を立てて取り組むべきではないかと考えるが見解をお聞きしたい。

（ランカスター氏）計画を立てることは有益だと考えるが、米国政府はそうした計画を立てられないであろう。米国の経済規模の大きさを考えると、G N I の0.7%の目標を達成しようとするとなら米国の対外援助予算は2倍から3倍に大幅に増やさないと行けなくなるが、それは困難である。米国政府はこれまで国際的指標に則って政策を立てるということを見てきた。これは国内事情もあり、O E C D や国連で定められていることだから米国も従うべきという形で米議会に対して説得を行うことは有益ではないと米政府は考えている。オバマ大統領はMDG s に言及はしているが、それが実際の米国の援助政策の指標として何か意味を持つということにはならないであろう。

【日本のアフガニスタンなどへの支援の在り方と日米連携の可能性】

（調査団）アフガニスタン、パキスタン、イラクへの日本の支援の在り方について見解をお聞きしたい。

（ランカスター氏）日本はそれらの地域への支援を既に行っており、現地で日本のODAは感謝され、米国も評価していると承知している。

（調査団）日本の新政権は、インド洋での海上自衛隊による給油活動を止めて、アフガニ

スタンでの民生支援を強化することを検討しているが、見解をお聞きしたい。

(ランカスター氏) 米国が日本の給油活動によってどの程度の利益を得ていたのか承知していないので、その点についてのコメントはできないが、開発分野で日米が協力することは非常に有益であると考えます。ただし、アフガニスタンでは治安の問題がある。仮にタリバンと何らかの合意が得られれば、より安全な状況で効果的な取組ができるようになるかもしれない。しかし、現時点ではオバマ政権はタリバンと正式な交渉を行うことはしないであろう。交渉という点では、日本の方ができることが多いかもしれない。

【米国の対アフリカ支援の内容】

(調査団) 米国の対アフリカ支援について説明願いたい。

(ランカスター氏) 米国の対アフリカ支援の特徴として第1に言えるのがエイズに対する支援である。PEPFARに基づく支援国の多くはアフリカ諸国である。それ以外では、初等教育、農業、脆弱・破綻国家への支援、ガバナンス強化といった分野も優先順位は高いであろう。さらに、開発における女性支援も今後比重が高まるであろう。

(調査団) エイズ対策に力を入れているとのことだが、どのような基準で効果をとらえているのか。アフリカでエイズ患者が減っているようには思えない。

(ランカスター氏) 治療のための抗ウイルス薬の使用数が増加傾向にあるのは確かであるが、実際にそれが効果があるのかということになるとはっきりしない。しっかりした予防策を確立することが長期的には一番重要な課題となるであろう。

【援助におけるNGOの活用】

(調査団) ODAを効果的に活用するためにはNGOを活用すべきと考えるが、その点についての見解をお聞きしたい。

(ランカスター氏) 米国政府とNGOは、特にODAの執行段階において大きな協力関係にある。20年前には日本のNGOは規模も小さく数も少なかったが、日本政府によるNGO支援策の結果、近年は状況が異なっている。現在では、日米のNGOによる協力ができるようになっており、様々な課題に対処できると考えている。

3. 米 국무省 QDDR 担当上級部長等との意見交換

10月9日、本調査団は、ワシントンの 국무省において、ピットマン上級部長等から、「4年毎の外交・開発政策の見直し(QDDR)」について説明を聴取し、意見交換を行った。

(1) 「4年毎の外交・開発政策の見直し(QDDR)」について

2009年7月10日、クリントン国務長官は、国防総省が実施している「4年毎の国防計画の見直し」(QDR: Quadrennial Defense Review)をモデルに「4年毎の外交・開発政策の見直し」(QDDR: Quadrennial Diplomacy and Development Review)を策定することを発表した。現在、ルー国務副長官を責任者として、 국무省内に、「戦略的パートナーシップ」、「外交問題の政府横断的解決」、「開発と安全保障を通じた強固な社会の建設」、「危機に対する文民対応能力の向上」及び「外交・開発のための人的資源のプラットフォーム

の構築」の5つのワーキンググループを設けて検討作業を進めている。

（２）ピットマン上級部長等による説明の概要

クリントン国務長官は、対外政策の2つの柱である外交と開発援助について、現状では十分な連携がとれておらず、21世紀の諸課題に適切に対応できる状況にないとの問題意識を持っており、そのためQDDR策定の指示が出された。国務省とUSAIDの間では、既にシニアレベルで検討作業を始めており、これから8～10か月の間には、どのような取組が必要となってくるかについての提言を出したいと考えている。



（写真）国務省ピットマン上級部長等との意見交換

2つの重要な点を指摘しておきたい。まず、これは単に対外援助だけの問題ではなく、開発政策をいかに外交政策の中に取り込んでいくのか、あるいは、21世紀の諸課題に対応するために、外交分野と開発分野をいかに統合していくのかという問題だという点である。2つ目の重要な点は、今回の取組の要は、組織・機関の能力向上にあるということである。戦略的な課題の洗い出し作業や予算の有効活用も今回の取組の一部であるが、全体としては、最も重要なのは組織・機関の能力をいかに高めるかという点である。

次に、5つのワーキンググループについて、説明したい。第1のグループは、戦略的パートナーシップに関するものであり、具体的には、自分たちのパートナー（各国政府、国際機関、NGO、個人等）をどのように活用するのかを検討する。第2のグループは、外交問題の政府横断的解決に関するものであり、国務省、USAIDだけでなく、財務省等の他の機関も含めてどのように連携し、統括するのかを検討する。第3のグループは、開発と安全保障を通じた強固な社会基盤の建設のためのものであり、開発分野、安全保障分野等の支援においてどのようなアプローチをしていくのが適切であるのかを検討する。第4のグループは、平和構築等の現場における文民の対応能力の向上について検討するものである。第5のグループは、外交・開発のための人的資源のプラットフォームの構築に関するものであり、予算等も含めた組織内部の問題が中心となる。

最後に強調しておきたいのは、21世紀の諸課題への対応について、米国はリーダーシップをとる用意はあるが、米国だけでは問題は解決できず、他のパートナーといかに協力していくのが重要であることを認識しているということである。

（３）意見交換の概要

【ブッシュ政権とオバマ政権の対外援助政策の違い】

（調査団）政権交代により外交・開発政策にどのような変化があったと言えるのか。

(国務省) オバマ政権になってブッシュ政権と根本的に考え方を変えたということではない。過去を見て本当に何が効果的であったのかをきちんと検証した上で、戦略的に対応していこうというのがオバマ政権の基本的な考え方である。つまり、QDDRの中で一番のキーワードは「4年毎の (Quadrennial)」ということである。きちんと4年毎に評価を行い、必要な見直しを行っていくということが重要である。

【QDDR策定による具体的な援助政策の変化の見通し】

(調査団) 米国には援助関連の機関が数多くあり、それらが複雑に絡み合っている。今回の取組ではそれらの整理・統合も検討するのか。また、QDDRを策定することで、米国の対外援助政策にどのような変化が出てくるのか。

(国務省) 今行われているプログラムを見ると、MCA、PEPFAR等の様々な支援が行われているが、それらは独自に動いている。今回の取組では、そうしたプログラムを整理し、互いに調和させることにより、全体として一番高い効果を得るようにしていくことが課題となる。ただし、現時点では様々な意見が出されており、QDDR策定作業を通じて、最終的には何らかの方向性を示したいと考えている。なお、我々が行っている国務省、USAIDにおける見直し作業のほか、大統領調査令に基づきホワイトハウスのNSCにおいても、別途、開発政策の見直し作業が行われている。この議論には、国務省、USAIDの職員も積極的に参加するとともに、我々が検討しているQDDRにもその議論の内容を組み込む予定である。

【外交政策と援助政策の統合について】

(調査団) 米国ではどのような基準で対外援助の内容を決めているのか。

(国務省) 対外援助を強化することは重要であるが、その際に外交とどのように組み合わせていくのが重要となる。対外援助を外交の手段とまでは言ってしまいたくないが、外交政策を踏まえて援助を実施すべきである。例えば、「テロとの闘い」においては、外交と開発の統合が要求されるが、それが現状では十分にできていない。開発における長期的な目標と比較的短期の戦略目標をどのように統合していくのか、これが一つのポイントになると思う。具体的な計画を立てる際には、現場のミッションから情報を入手するとともに、在外公館等の意見を聞くことも重要となってくる。

【QDDR策定と国防総省との関係】

(調査団) 米国の対外援助では国防総省も大きなウェイトを占めているが、今回のQDDRでは国防総省による対外援助の部分も含めた内容となるのか。

(国務省) そのとおりである。QDDRの検討チームには国防総省の者が加わっている。現在のQDDRの検討状況においては、国務省、USAIDとどのように連携していくのかという様々な観点から国防総省への言及がなされている。

【QDDR策定の検討を行っている人員等の体制】

(調査団) QDDRの検討を行っている人員の体制等を教えていただきたい。

(国務省) QDDRの策定についてフルタイムで従事しているメンバーは7～8人である。それに加えてそれぞれのワーキンググループが活動しているが、それはかなり広範なベースで構成されており、ワシントンにいる者だけではなく、インターネット等を通

じて在外公館等からの情報のインプットもなされる。国務省以外でも、国防総省、財務省といった他省庁、さらにはシンクタンク、NGO、ビジネス界などとも意見交換や情報収集を行っている。それに加えて、議会との話合いも行われており、そうした多方面の機関や人々と話合いを進めているところである。

(調査団) それぞれのワーキンググループは何人で構成されているのか。

(国務省) いまはまだワーキンググループを立ち上げている段階なので、はっきりした見通しはないが、ワーキンググループにはフルタイムで従事する人が付くということではない。各ワーキンググループに委員長がいて、その下にスタッフが付く形となる。多ければそれぞれ20〜30人程度のスタッフが付くのではないかな。それに必要に応じて専門家も参加してもらう形になるだろう。

4. 米国際開発庁（USAID）との意見交換

10月9日、本調査団は、ワシントンのUSAID本部において、ターナー開発パートナーオフィス部長等の複数の幹部から、米国の対外援助政策、実施体制等について説明を聴取し、意見交換を行った。

(1) USAID幹部による説明の概要

【米国の開発援助政策、実施体制】

米国ではオバマ政権になり、外交、国防と並んで開発援助に重点が置かれるようになった。現政権の開発援助においては、貧困問題への対処、経済成長の促進、社会的発展の達成に力を入れており、それはある意味では外交政策の目標にもなっている。また、オバマ大統領は国際機関等との関係を重視すると表明している。



(写真) USAID幹部との意見交換

予算面では、対外援助のための予算を倍増させる方針が示されている。倍増達成の期限は明確に決まっていないが、開発援助を重視していく動きは既に始まっており、特に国際保健や食料安全保障に係る分野の予算を増やしていこうとしている。

組織改革としては、USAIDを米国政府内でどのように位置付けるのかが議論されている。USAIDと他の対外援助関連の省庁、機関との関係をどのように整理するのかという問題であり、この点では新JICAが発足した日本の方が先に進んでいるとも言える。

【米国の対アフリカ支援】

グレンイーグルズ・サミットが開かれた2004年を基準にすると、米国のアフリカへの援助額は2倍になっている。今後、食料安全保障（農業支援）、気候変動問題への対処、グッド・ガバナンス（良い統治）の3つが重点事項となるだろう。これまでのアフリカ各国

への援助は、PEPFARによるエイズ対策等の資金が突出するなど、必ずしもバランスの取れたものとなっていなかった面もあったが、この3つの重点分野を中心に予算を配分することにより、今後は全体としてバランスの取れた内容の援助になるだろう。

なお、USAIDの実施体制について、アフリカへの援助に携わる職員を3年間で3倍、全体の職員数では2倍に増やす方針が打ち出されている。

【米国の平和構築分野での取組】

USAIDの平和構築に係る政策は、民主主義・紛争・人道支援局が担当しており、米国の安全保障政策に資するような形で取組を行うことが方針となっている。紛争国等においては、その紛争の原因を分析し、それを踏まえた上での政策の実行を行う必要があり、そのための予算、体制がUSAIDに与えられている。例えば、紛争の原因が土地問題にある場合には、それに関連する知識や技術を用いて、その対立を緩和させる取組を行うこととなる。その一環として、USAIDの職員に対して紛争の原因等を分析するために必要な知識・技能を身に付けさせる訓練も実施している。

また、平和構築に係る取組についての7つの報告書を発表しており、例えば、土地に係る紛争、天然資源をめぐる紛争、女性の保護などがテーマとなっている。

平和構築に係る活動としてUSAIDが意識していることは、草の根レベルでの活動拠点をきちんと作るということがある。それにより政策の効果が持続可能なものとなり、紛争状態から平和な状態への移行プロセスが確かなものとなっていく。

【米国における官民連携の取組】

オバマ政権はパートナーシップの重要性ということを打ち出している。米国はこれまでもNGOや民間セクターとの連携には取り組んできた。ただし、1960年代には、米国から途上国へのリソース（資本・資金等）の流れの71%はODA等の公共セクターによるものだったが、現在では公共セクターの割合は大幅に下がっており（2005年実績で17%）、その分、様々な役割を果たす組織、個人の活動が増えている。そうした観点からも、ODAの執行に当たっては、政府以外の組織等との連携を考えることが重要になってきている。

NGOが活躍する場面はいろいろとある。民間から潤沢に寄附金を集めることができること、草の根レベルのきめ細かい対応ができること、専門家のいるNGOも多く当該専門分野での活動が期待できることなどが特徴である。

次に民間セクター（企業、財団等）も開発援助において重要な役割を果たしてきている。USAIDと民間セクターとの関係は2001年頃から本格化した。この頃に「グローバル開発同盟」という取組が打ち出され、ODAを触媒として民間セクターからの資金が活用されるように促していこうということになった。民間セクターの取組は、元々は慈善事業や企業の社会的責任（CRS）に基づくものであったが、近年はそれだけでなく、本業のビジネスにおいて利益を生み出すことと直接関係するものも増えてきている。

2001年以降、ODAを呼び水として活用することにより、民間セクターの資金がどれだけ動いたかを推計すると約90億ドルに上ると言われている。これはODAを1ドル使うことによって、2.5～3ドルの民間セクターの資金が動いたという計算になる。

（２）意見交換の概要

【対外援助について国民の理解と支持を得るための取組】

（調査団）日本同様、米国も厳しい財政状況にあると思うが、その中で対外援助に税金を使うことについて、国民の理解と支持を得るためにどのような取組をしているのか。

（U S A I D）米国民になぜU S A I Dの活動が重要であるかを理解してもらうことについては常に努力が必要であると認識している。一つの方法は、議会に対してきちんと説明していくということである。もう一つの方法は、国民への直接の対話ということである。職員は、U S A I Dの活動の重要性について、地元のコミュニティでも積極的に説明するようにしている。また、報道機関に対する働きかけも行っている。U S A I Dの取組に関する記事や社説を書いてもらうようにP Rするとか、米国の外交にとって開発がどういう意味合いがあるのかということを各記者に説明したりもしている。ただし、法的な制約があり、米国民に対するU S A I Dの説明において、特定のプログラムや資金調達のためのロビイングをしているとみなされることは避けなければならない。その点のバランスをいかに取るかが非常に難しいと感じている。

5. その他

上記のほか、ワシントンにおいては、ケント・カルダー・ジョンズホプキンス大学ライシャワー東アジア研究所長及びホミカラス・ブルッキングス研究所上級研究員から、ニューヨークにおいては、斉藤淳エール大学准教授から、それぞれ米国の対外援助政策、日米関係等について説明を聴取し、意見交換を行った。

Ⅲ. カナダの対外援助に関する調査

第 1 カナダの援助政策の概要

1. 援助理念、基本方針

2006 年 2 月に発足したハーパー保守党政権は、2005 年 4 月に旧自由党政権が『対外政策に関する基本方針』において打ち出した「選択と集中」の方針を事実上継承しつつ、それを適宜修正することで新たな方向付けを図っている。

2008 年度予算においては、今後数年間、「効率の最大化」、「地理的集中の強化」、「一層のアカウンタビリティ（説明責任）の確保」の 3 つのアプローチを柱として、成果重視で援助効果の向上を図るとしている。

2. 援助実績等

2008 年のカナダのODA総額支出純額（暫定値）は、対前年比実質 12.2%増の 47.3 億米ドルである（国別では第 9 位、対GNI比は 0.32%で第 16 位）。

カナダのODAは行財政改革の影響で 90 年代を通じて大幅に削減され、対GNI比が 1986 年度に 0.50%でピークに達して以来下降の一途をたどり、2001 年度には 0.27%まで落ち込んだ。しかし、旧自由党政権が 2002 年の開発資金閣僚会合（モンテレイ）において、国際援助予算（カナダの国際援助予算の定義。債務救済等を含まない一方、東欧向け援助等を含む）を毎年 8%増額し、2010 年度末までに 2001 年度実績より倍増して 50 億カナダ・ドルとするとの方針を表明したことを契機として、それ以降は堅実な伸びを見せている。

なお、ODAの対GNI比は当面 0.3%前後に留まるものと見込まれており、0.7%の国連目標の達成時期は未定である。

また、カナダのODAは、一部を除き全額無償（資金協力・技術支援）であり、有償は 1986 年以来実施していない。

カナダのODA実績（2008 年）（括弧内は日本）

支出純額（ネット）	47.3 億ドル	（ 93.6 億ドル）
支出総額（グロス）	47.6 億ドル	（174.0 億ドル）
対GNI比	0.32%	（0.18%）
二国間ODA	70.0%	（70.9%）
贈与比率	100.0%	（52.2%）

3. 最近の動向

「効率の最大化」に関し、2008 年 4 月、カナダ政府は、食料危機に対応するため、今後、食料援助を 100%アンタイドとするとの方針を発表し、さらに 2008 年 9 月には、2013 年までの今後の 5 年間で全ての開発援助の 100%アンタイド化を実現する旨を発表している。

「地理的集中」に関しては、2009 年 2 月、カナダ政府は、援助効果を高める観点から、カナダの援助の大半を占める二国間援助のうち、80%を重点対象国 20 か国に集中させることを発表した。その地域内訳はアジア 5 か国、アフリカ 7 か国、中南米 6 か国、その他 2 か国となっており、具体的な国名は、アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム、エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア、ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー、ウクライナ、パレスチナ自治区である。

アフリカ向け支援については、グレンイーグルズ・サミットでの決定を踏まえ、2005 年度予算において表明した 2008 年度末までの対アフリカ ODA 倍増(2003 年度実績を基準)との公約を達成済みである。

重点分野については、グッド・ガバナンス(良い統治)、保健(HIV/エイズに重点)、基礎教育、民間セクター開発の 4 分野と、その全てに反映されるべき横断的テーマである男女格差是正、持続可能な環境を掲げている。さらに、2009 年 5 月、カナダ政府は、援助効果向上の観点から、今後、①食料安全保障、②持続的経済成長、③児童・若年層の将来確保を重視する方針を公表している。

なお、ハーパー政権にとって、アフガニスタン復興は最重要の政策課題となっており、「全政府的アプローチ(Whole of Government Approach)」に基づく「3D(外交・開発・軍事)」の支援を展開している。アフガニスタンは、カナダにとって最大の二国間援助対象国であり、2001 年から 2011 年までの 10 年間で、2008 年 6 月に追加公表された 6 億カナダ・ドルを含む総額 19 億カナダ・ドルを供与すると表明している。また、カンダハルを中心に約 2,800 名のカナダ軍の部隊が派遣されているが、政府は、2011 年には軍隊を撤退させる方針を示している。

4. 援助政策の決定・実施

ODA の大半は、国際協力大臣の下にあるカナダ国際開発庁(CIDA)が管轄しており、ODA 予算の約 8 割を計上している。

その他の主要機関としては、債務救済及び国際開発金融機関への拠出を担当する財務省、平和・安全保障基金等を主管する外務国際貿易省、開発途上国における調査研究活動の支援を目的とする公益法人であるカナダ国際開発研究センターなどがある。

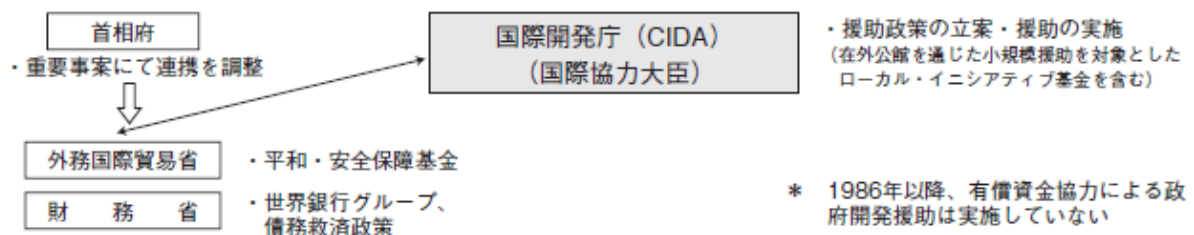
ただし、事業実施の主体は、NGO、大学、協会等を含むカナダの市民社会組織、多国籍機関、開発途上国政府及び民間セクター等であり、CIDA 自身が直接実施に携わることは稀である。なお、カナダには約 350 の援助関係 NGO が存在すると言われており、資金や物資の供与、人材派遣、緊急支援等幅広い活動を行うとされている。

援助政策の立案や支援に関する決定は、CIDA が外務国際貿易省を始め関係省庁と協議しつつ行っていたが、近年は、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国での復興支援等)に関しては、政策の整合性を確保すべく、首相府の調整の下、関係省庁が連携して企画立案にあたっている。特にアフガニスタン支援においては、2008 年 2 月にアフガニスタンに関する閣内委員会、及びそれをサポートするタスクフォースが枢密院に設置され、

C I D A、外務国際貿易省、国防省、公共安全省等の間で連携が図られている。

C I D Aの職員数は、1,834人（2008年度予算）、そのうち在外勤務は約135人である。本部勤務者の割合が高いことが従前より問題視されており、従来、重要な政策、支出等に関する決定が全て中央で行われる結果、援助効果向上が極めて困難であるとの批判がなされてきた。これを改善すべく、C I D Aは2007年6月に大規模な組織改革に着手し、本部から現場への人的・物的資源の再配分、権限委譲、現地職員の増員等を進めている。在外勤務の場合は、コスト軽減を図るため、通常はC I D A独自の在外事務所は設置せず、既存在外公館に1～2名のアタッシェを派遣する形で対応している。

援助実施体制図



（出所）外務省資料

5. 議会の役割

援助関連法案の審議については、下院の外交通商常任委員会等において、予算審議については、下院読会において行われる。

2008年5月に「ODA説明責任法」（次頁参照）が成立し、ODAにおける透明性、説明責任の向上を政府に義務づけた。ODA予算全体の議会に対する説明責任は、年次報告書を通じて一括してC I D Aが負っているほか、C I D Aは毎年「歳出案詳細」を議会に提出している。

（注）本節は、調査団がカナダを訪問した2009年10月までの情報に基づき記載している。

（出所）外務省資料より作成

(参考)

カナダの「ODA説明責任法」について

2008年5月、議員立法としてカナダ議会に提出されていた「ODA説明責任法 (Official Development Assistance Accountability Act)」が成立した。同法ではODAにおける透明性、説明責任の向上等を政府に義務付けている。

【法律のポイント】

① 貧困削減への重点化（貧困者の視点や人権に配慮）

所管大臣（国際協力大臣、財務大臣、外務大臣等）が以下の3条件を満たしているとの見解を持っている場合に限り、カナダのODAは提供される（自然災害、人為災害、その他の緊急事態の場合を除く）。

- (a) 貧困削減に貢献すること。
- (b) 貧困層の人々の観点を考慮していること。
- (c) 国際的な人権基準と合致すること。

② 援助関係機関（政府、国際機関、市民社会組織）の協議義務

所管大臣は、少なくとも2年に一度、（カナダの援助に関係する）政府、国際機関及びカナダの市民社会組織¹と協議するものとする。

③ 政府の説明責任の強化（ODAに関する報告書の内容充実）

- ・ 年2回、ODAの実施状況等に関する報告書を議会に提出
- ・ 年1回、ODAに関する統計資料を公表 等

¹ civil society organizations ; 民間非営利組織 (NGO、NPO)、民間シンクタンク、民間財団等。

第2 説明聴取・意見交換の概要

1. ウィルファート下院議員（加日国会議員連盟共同議長）との意見交換

10月13日、本調査団は、オタワにおいて、ウィルファート下院議員（加日国会議員連盟共同議長）とカナダの援助政策、日加関係等について意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

【議会によるODAの執行監視】

（ウィルファート議員）かつて下院外交委員会の委員であったときにODA説明責任法が成立するように努力した経験がある。議会が開発援助など政府の活動をしっかりと監督することは非常に重要である。議会が監督し、政治主導で取り組むことにより、国民が大きな利益を得るだろうし、ひいてはより良い成果を生み出せる。



（写真）ウィルファート下院議員とともに

【アフガニスタン支援】

（調査団）我々はアフガニスタンの民生

支援を検討しているが、CIDAの取組はとても参考になった。CIDAやUSAIDなどとの連携の下で民生支援を行うことが重要であると感じた。CIDAもUSAIDもその活動が国民に広く理解されており、そのような機関と連携することによって、日本の国際貢献について米国やカナダの人々にも知ってもらうことができる。

（ウィルファート議員）訪日した際、アフガニスタンのPRT（地方復興支援チーム）に日本政府の関係者が参加していることを知った。その活動は日本の援助理念に合致するのではないかと感じている。他国のODA関係機関との協力には賛成である。

【日加FTAの締結について】

（調査団）カナダが日本にとって重要な国だと改めて思った。食料安全保障、エネルギー安全保障、さらには水の安全保障などの面でもカナダは日本にとり非常に大事な国である。今後、FTAについても協議していきたい。

（ウィルファート議員）是非、FTAの交渉を進めていきたい。カナダは韓国などとFTA交渉を進めている。もし韓国や中国とのFTAが結ばれようとするのであれば、それが日本とカナダのFTA締結に向けての刺激となるのではないかと感じる。

2. CIDAとの意見交換

10月13日、本調査団は、オタワのCIDA本部において、ビッグス長官と面会するとともに、サムソン副長官代行等の複数の幹部から、カナダの援助政策について説明を聴取し、意見交換を行った。

（１）ビッグス長官による説明の概要

この２年間にカナダ政府が力を入れているのは、開発援助をいかに効果的に実施するかという点である。OECDから、カナダの開発援助の問題点として、援助を薄く広く実施しすぎていること、また、現地への配慮が不十分であることが指摘された。

これらの批判に対応するため、カナダ政府は幾つかの改革を決定した。第１の改革は二国間援助の相手国の数を減らすことである。この結果、20 か国が最優先国として指定された。地域的には、アフリカ、米州、アジア、東欧、中東に広がっており、20 か国に集中する一方で、地域としては世界全体をカバーすることとなっている。

第２の改革は援助対象分野であり、最も優先順位の高い３分野を選んだ。一つ目は、食料安全保障であり、カナダの首相が対外的に公表したとおり、食料援助、農業開発及び研究に重点的に取り組んでいる。二つ目は、持続的経済成長である。多くの国が社会開発面での貢献を強調しており、カナダもこの分野の支援を続けるが、民間主導の持続可能な経済成長がなければ、こうした社会開発面での改善も長続きしない。三つ目は、児童・若年層の将来確保であり、保健衛生や母子保健も含まれている。なお、食料援助はすべてアンタイド化している。それによって、最も価格の安いところから食料を調達できるようになり、20%から30%も援助の価値が高まった。また、今後２年以内には、すべての開発援助のアンタイド化を行う予定である。

第３の改革は援助プログラムの現地化である。援助の担当職員をもっと多く現地に送り込み、現地のニーズに適切に対応する方針である。

アフガニスタンについては、カナダ政府は 2011 年で軍隊を撤退させる方針を示している。その後は開発と外交を通じてアフガニスタン復興に取り組む予定であるが、具体的にどのようにそれを進めるかはこれからの検討課題である。

パキスタンについては、現在、カナダ独自の援助戦略を策定中である。パキスタン支援は、アフガニスタン支援と比べて困難な面もある。それは、テロの頻発があるかと思えば、難民の増大の問題が急に起きるなど、パキスタン情勢が急激に変化していることによる。

このように、紛争が勃発するような脆弱国家での開発援助にいかに取り組むかがこれまで以上に重要な課題となっており、地域全体の戦略の中で考えていく必要があるだろう。

最後にまとめると、①開発援助は量だけでなく質・効果も重要であること、②脆弱国家における開発援助の在り方を改めて考える必要があること、③開発援助の成果についての国民へのより一層の説明責任が求められていること、この３点がカナダの開発援助における重要な課題であると考えている。



（写真）ビッグス長官とともに

（２）ビッグス長官との意見交換の概要

（調査団）カナダは2011年にアフガニスタンから軍隊が撤退する方針とのことだが、その後のアフガニスタンへの支援の在り方について見解を伺いたい。

（ビッグス長官）第1の方法は、国際機関の基金等に拠出することである。これはアフガニスタンという国への支援になる。その場合、その資金が必要とされる地域で効果的に使われているかどうかを確認する必要がある。現在でも効果が上がっている支援の例は幾つかある。第2の方法は、国ではなく地方に直接支援を行うやり方で、カナダは実際にカンダハル地域で行っている。この場合、文民の安全確保が重要になる。

（３）サムソン副長官代行等のCIDA幹部による説明の概要

【カナダの開発援助の特徴】

カナダの援助の特徴としては、まず、援助対象国の重点化を行ったことである。2国間援助の80%を20か国に集中させることとした。

次に、援助のアンタイド化である。カナダは食料援助に関しては100%アンタイド化しており、2012年度までにすべての援助をアンタイド化したいと考えている。

また、カナダ政府は、援助効果向上の観点から、今後、食料安全保障、持続的経済成長、児童・若年層の将来確保を重視する方針を表明している。

グレンイーグルズ・サミットでG8各国はアフリカ援助を倍増するとの公約を出したが、カナダはこの目標を既に達成している。食料援助をアンタイド化したことにより、アフリカ援助では大きな成果が上がり、より多くの食料がより低価格で購入できるようになった。

【カナダの官民連携の取組】

援助を実施する市民社会組織の活動資金の約25%は自前で調達したもので、残りはCIDAなどからの拠出によるものである。ここでいう市民社会組織の定義に含まれるものは、開発関係のNGO、大学、研究所、専門学校等である。NGOは自ら援助活動を行うほか、途上国のNGOと連携したり、NGO間のネットワークを構築したり、NGOとして主張・提言も行っている。

こうした市民社会組織とCIDAとの協力は、プロジェクトとプログラムに区別される。プロジェクトは、初めてCIDAと提携する団体や小規模の団体が対象となり、金額は50万ドル以内、期間は3年未満である。他方、プログラムは、大規模かつCIDAとの提携の経験があり、現場で実績を上げている団体が対象となり、金額は数百万ドル規模で期間も3年以上となる。

また、CIDAは民間セクター（民間企業）とも連携しており、民間企業が行うフィージビリティ・スタディに要する資金の一部を拠出することにより、民間企業が途上国への投資を行うことをサポートしている。また、現地に熟練労働者がいないことが投資のネックになっている場合、CIDAが現地で民間企業が職業訓練を行うための助成金を提供することもある。なお、この2つの取組はCIDAよりも外務国際貿易省が実施する方がふさわしいということで所管を変更する予定となっている。

【開発援助について国民の理解と支持を得るための取組】

CIDAは、開発援助について国民の理解と支持を得るための取組に関する予算を持っている。まず、市民社会組織はCIDAから途上国で実施するプロジェクトやプログラムのための資金提供を受けるが、その10%までの資金をカナダ国内向けの活動に使うことが認められている。

また、特定の目的に使われる基金が幾つかある。例えば、開発援助に一般国民の参加を促すための基金がある。他にはマスメディア向けの基金があり、開発援助に関係する映画やドラマを作ったり、新聞記事を書いてもらったりするのに使われる。

さらに、カナダ人の援助ボランティアを海外に派遣したり、青少年に対して開発援助関係の研修を海外で実施するというような取組もある。

【アフガニスタン支援について】

2009年にカナダがアフガニスタン支援に用いた予算は2億2,300万ドルであった。1970年代からCIDAのアジア局を通じてアフガニスタンでの支援活動を実施してきたが、90年代後半から活動が本格化した。

現在、アフガニスタン支援については、全政府的アプローチが採られている。アフガニスタンの問題が極めて複雑であることが認識され、関係省庁が一体となって取り組むことが必要であると考えられた。中核となるのは、外務国際貿易省、国防省、CIDA、公共安全省などである。閣僚によって構成される閣内委員会の中に開発援助に関する小委員会が設けられている。アフガニスタンに関する政策とプログラムは各省庁ではなく閣内委員会がすべて決定している。このほかに、各省庁間の連絡・調整や施策の実施等の実務を行うタスクフォースが枢密院事務局や外務国際貿易省、CIDAに置かれている。

アフガニスタン支援における優先課題は、法と秩序の普及、アフガン当局の能力向上、人道的支援の提供、国境の安全強化、民主的統治能力の向上、政治的和解の促進である。カナダはこれらの優先的課題を中心に支援を行っており、そのプロジェクトの多くはカナダハル地域で行われている。

アフガニスタンのような極めて複雑な環境の中で平和構築を行うに当たり、最初にカナダが直面した課題は、長期的な開発と軍事行動とをいかに両立させるかということである。そのため、いろいろな改革が行われた。第1に、カナダ国内に現地とよく似た環境の訓練施設を作り、全員がそこで訓練を行ってからアフガニスタンに派遣されることにした。第2に、アフガニスタン支援に関係する省庁の関係者が定期的に会合をもち、支援の在り方について協議を行っている。第3に、カナダには非常にレベルの高いコミュニケーション戦略があり、アフガニスタン駐在経験者をカナダ全土に派遣し、カナダがアフガニスタンで何をしているかを国民に説明している。

（４）サムソン副長官代行等のCIDA幹部との意見交換の概要

【援助対象国の重点化について】

（調査団）援助における重点国として20か国を選定した基準を教えてください。

（CIDA）20か国を選定した基準は3つあり、第1は援助を受ける側のニーズであり、国際機関が示す各国の貧困、人間開発の指数などを基準としている。第2の基準はガ

バランス、つまり援助が有効に使われる状況にあるかどうかである。例えば、金融制度が整っているか、統治機構の腐敗の状況はどうかといった点である。第3は、カナダの国益との関わりであり、その国に援助を行うことでカナダにどのような利益が期待できるのかという点である。

【ODA説明責任法について】

(調査団) カナダのODA説明責任法の内容について説明願いたい。

(CIDA) ODA説明責任法は既に発効しており、ODAの透明性と一貫性を非常に重視している。この法律に基づき年に2回報告書を議会に提出することになっており、最近、最初の報告を議会に対して行った。法律では、各担当大臣が3つの基準に照らしてODAを実施したかどうかを報告することになっており、それは貧困削減の効果、貧困者の視点、カナダの人権に関する国際的約束との整合性である。2番目の報告は来年春に出される予定だが、これは開発援助に関する統計資料となる。法律では、少なくとも2年毎に援助を受け取る相手国、国際機関、カナダの市民社会組織等との協議を行うことが規定されている。

(調査団) この市民社会組織には具体的に何が含まれているのか。

(CIDA) 法律の中には具体的な組織の名称は規定されていない。実際には、現地でカナダの開発援助に携わっているNGOと継続的に協議を行ってきているほか、カナダ国内の代表的な開発NGOやNGO協会といった団体とも協議を行っている。

(調査団) 貧困削減という話があったが、相手国政府の腐敗や受け取った援助の横流しというケースは報告書の中で触れられているのか。

(CIDA) その点は別の法律で報告書の提出が義務づけられている。各省庁の業績報告書の中で援助の成功、失敗の事例を詳細に説明している。この報告書は年1回出されており、本年のものは今月末に出される予定である。

(調査団) カナダ議会には参議院のODA特別委員会のようなものはあるのか。

(CIDA) ODA専門の委員会はない。毎会期毎に設置される国際関係の委員会で開発問題を扱っている。

【アフガニスタンにおけるNGOの活動と安全の確保】

(調査団) カンダハルにNGOのスタッフは何人おり、その安全をどのように確保しているのか。

(CIDA) アフガニスタンにはCIDAの職員は26人、政府全体では140人程度の職員(軍人を除く)がいる。全員が大使館や基地などのカナダ管理下の敷地内で暮らしており、安全の確保はカナダ軍と民間警備会社に負っている。NGOのことは明確には分からないが、常時50人から100人規模で現地にいるのではないかと。その安全は自ら確保することが前提であり、カナダ政府の職員と行動を共にするときにカナダ軍が警備することもあるが非常に稀である。民間警備会社を雇っているNGOもある。

3. 外務国際貿易省アフガニスタン・タスクフォースとの意見交換

10月13日、本調査団は、オタワのカナダ外務国際貿易省において、アフガニスタン・

タスクフォースのホジンズ二国間関係・オペレーション担当課長から、カナダのアフガニスタン支援における文民の対応能力向上支援等について説明を聴取し、意見交換を行った。また、翌 14 日、同タスクフォースのノーフォーク政策課長等から、アフガニスタン支援における外交政策と開発政策の連携等について説明を聴取し、意見交換を行った。

（１）カナダ政府のアフガニスタン復興支援（「全政府的アプローチ」）について

ハーパー政権はアフガニスタン復興を最重要の政策課題と位置付けており、治安から復興開発に至る平和構築の多面的プロセスについて、関係省庁が一体となって取り組む「全政府的アプローチ」を展開している。

内閣の中には「アフガニスタンに関する閣内委員会」（議長：国際貿易大臣、副議長：国際協力大臣、委員：国防大臣、外務大臣、公共安全大臣）が設けられ、3 D（外交・開発・軍事）と要員の安全に関する政策を決定するとともに、政府内の連携と効果的な実施の監督を行うこととなっている（枢密院アフガニスタン・タスクフォースがその事務局）。

また、閣内委員会が決定した政策・施策の実行を行う関係省庁のうち、外務国際貿易省やC I D Aには「アフガニスタン・タスクフォース」が設置され、各省間の連携・調整を図りつつ、効果的な実施に努める体制となっている。

カナダ政府は、アフガニスタン復興支援において、6つの優先課題（①法と秩序の普及、②アフガニスタン当局の能力向上、③人道的支援の提供、④国境の安全強化、⑤民主的統治能力の向上、⑥政治的和解の促進）を掲げており、これらの優先課題への対応を中心に支援活動を行っている。

なお、現在、カンダハルを中心に約 2,800 名のカナダ軍の部隊が派遣されているが、カナダ政府は、2011 年には軍隊を撤退させる方針を示している。

（２）ホジンズ課長による説明の概要

【アフガニスタン・タスクフォースの業務内容】

外務国際貿易省のアフガニスタン・タスクフォースには4つの課がある。まず「政策・アドボカシー（主張）担当課」では、政策等の企画・立案を行う。「コミュニケーション課」では、カナダの政策に関して各国の支持を取り付けるような宣伝活動を行っている。「財務運営課」では、予算面等の管理を行っている。

最後に私が課長を務める「オペレーション課」では、諸外国及びカナダの国防省、警察等の各省庁との連絡・調整を担当している。外務大臣が議会で報告する際の資料の準備も当課の仕事である。さらに、アフガニスタンでのフィールド・オペレーションも担当しており、物資調達のほか、文民職員の現地での対応能力向上の支援を行う。具体的には、まず派遣する人材の採用を行い、次に1年間の駐在に必要な十分な訓練を行い、現地では派遣された職員の安全の確保に努め、任務を終えてカナダに帰国後は社会にうまく復帰できるよう支援している。

【援助要員を現地に派遣するまでの手続と教育・訓練】

多くの文民を援助要員としてカナダから遠く離れた紛争地域に長期間にわたって派遣

したのは、アフガニスタンが初めての経験であった。そのため、これまで数多くの失敗を経験してきたが、そこから教訓を得て、現在の対応方針となっている。

まず、アフガニスタンでの援助要員のポストに空席が出ると、カナダ国内で公募する。次に応募者に対して面接を行い、資格や経験などを確認する。そこで候補者を絞り込み、紛争地域に耐えられるかどうかのストレス・テストを行う。次に曖昧性のテストを行い、諸般の状況がまったくカナダとは異なる、アフガニスタンの非常に曖昧な状況下での勤務に耐えられるかどうかをテストする。そのテストにパスすれば、カナダ軍のオタワ郊外の基地に行き、3日間の演習を行い、チームとして機能できる人物かどうかを審査する。

そのようにして選んだ人物を外務国際貿易省に招き、アフガニスタンでの仕事の中身についてブリーフィングを行う。現地での滞在期間はほとんどの場合が1年であるが、出発までのブリーフィングなどにより、現地に着いてからの時間の無駄を省くことが可能となる。また、地雷を踏まない方法や軍の車両で移動する方法といった訓練も行う。

その後、これまで軍と行動を共にした経験のない者に軍の流儀や思考方法などを教えるとともに、消火活動や戦闘の際の救命活動なども教育する。そして、アルバータ州にある軍の基地に移動し、軍と共同訓練を行う。それはロール・プレイによる訓練であり、アフガニスタンで実際にどのような状況に遭遇し、そのときにいかに対応すべきかを学ぶ。

【援助要員に対する現地及び帰国後の支援】

アフガニスタンに援助要員を派遣した後は、彼等を2つの方法で支援している。まず、派遣職員のストレスに対応するため、精神衛生の専門家を年に2回現地に派遣している。派遣職員は現地到着後しばらく経ってから休息のための休暇期間が与えられる。休暇期間には代わりの者をカナダから派遣するので、カンダハルでの作業は滞りなく行われる。同時に、こうした職員の安全確保の支援も行っている。宿泊施設等の安全に留意しているだけでなく、職員に安全確保の訓練を受けさせている。

職員がカナダに帰国した後は、社会や家庭生活への復帰のための訓練を行っている。これには精神衛生面でのケアも含まれている。

（３）ノーフォーク課長等による説明の概要

【外交政策と開発援助の調整】

カナダのアフガニスタンへの支援活動において、外交政策と開発政策がどのように調整がなされているかについて説明したい。我々は、アフガニスタン支援の実施に当たり、各省庁と調整を行っているが、特にCIDAとは非常に密に連絡調整を行っている。アフガニスタン支援では外交と開発が両輪であるので、CIDAとの関係がとても重要である。

大臣レベルでは、内閣の中に関係閣僚が



（写真）アフガニスタンTFとの意見交換

ら成るアフガニスタンに関する閣内委員会が設けられている。週に1回か2回会合を持ち、直面する課題について議論している。また、実務レベルでも、外務国際貿易省が関係省庁を集め、週に1回か2回会合を持ち、政策の実施に当たっての調整が図られている。

【法と秩序の普及】

アフガニスタンでの法と秩序の普及に関するカナダの取組は、警察制度、司法制度、矯正施設制度の改善が主たる内容であり、関係省庁が関わっている。

第1は、警察官や矯正施設の職員の給与への資金援助である。この支援は、国連内にある信託基金を通じて実施されている。第2は、関連施設の建設等であり、カンダハル地域を中心に行っている。第3は、警察官や内務省の職員に対する指導・訓練である。現在、カナダの文民警察官12人をカブールに派遣している。また、EUの警察官育成ミッションとの合同プログラムとして、カンダハルに30人の文民警察官を派遣している。

【政治的和解の促進】

和解プログラムは、カナダが取り組む6つの優先課題に入っており、以前よりもその優先度は高まっている。アフガニスタン問題の根本的な解決は、軍事力だけでは不可能であり、長期的にはタリバンとの和解が必要と認識されてきたからである。

ただし、現時点では、和解プログラムはあまり進捗していない。アフガニスタン南部の治安状況が極めて悪く、反乱軍を交渉のテーブルにつかせるような状況になっていないためである。また、大統領選挙が行われているために、和解に向けた取組は一時停止になっている。

【人道問題への対応】

人道問題への対応は、6つの優先課題に入っていないが、それは人道問題はすべての分野に横断的に存在するからである。カナダ政府は、アフガニスタンの独立人権委員会に対し財政支援を行っており、最も多額の拠出を行っている国の一つである。その他にも外務国際貿易省とCIDAが互いに協力・連携しつつ、それぞれのプログラムを実施している。

【民主的統治能力の向上】

アフガニスタンにおける民主的統治能力の向上は、カナダの取り組むべき優先課題に入っており、この分野での外務国際貿易省の業務はCIDAとも密接に関連し、協力しながら取り組んでいる。その典型例が選挙制度改革であり、実務者レベルで週1回の会合を持ち、情報を交換し、今度の課題や取組について協議を行っている。

（４）意見交換の概要

（調査団）現在、何人の職員がアフガニスタンで活動しているのか。

（外務国際貿易省）100人強のカナダ人文民が活動している。これには大使館の職員も含まれている。このうち約50人が外務国際貿易省の職員で、他はCIDAが約30人、他は連邦警察から20人から25人、法務省矯正局から2人などである。警察官は増員される予定となっている。この構成は、アフガニスタン側との協議の中で、どの分野に何人必要かということが定まり、それを踏まえて決められる。ガバナンス関係は外務国際貿易省職員、開発関係はCIDA職員が担っている。外務国際貿易省職員の中

には、軍との連絡係もあり、現地の軍の指揮命令系統に入っている職員がいる。米軍がカンダハルより南に駐留しているが、米軍との連絡係もいる。

(調査団) 政策の立案・実施について、外務国際貿易省内及び他省庁との間でどのような手続で調整が行われるのか。

(外務国際貿易省) 外務国際貿易省内の調整と並行して他省庁との調整も行っている。こうした調整は常に行われており、問題に応じて、省内及び他省庁との間において、実務者、課長、局長、次官といったあらゆるレベルで行われている。

(調査団) 日本では各省庁の縦割りが強く、政策調整がうまくいかない場合があるが、なぜカナダでは各省庁間の調整がスムーズに行われているのか。

(外務国際貿易省) ここ 20 年間で対外関係についての外務国際貿易省の権限は弱まってきた。例を挙げれば、開発に関しては C I D A が担っており、保健衛生に関しては保健省が行っているため、現在、外務国際貿易省としては、外交を行うためには、他省庁と協力し、その専門知識を活用せざるを得ない立場にある。また、アフガニスタン支援などでは、各省庁が個別に対応するのではなく、全省庁一体となった取組が必要であることが認識されるようになった。こういうことから、現在では、対外問題への対応について、関係省庁間で密接に協議が行われるようになり、外務国際貿易省が調整役となって、政府全体としての政策の整合性がとれるように努めている。

4. 外務国際貿易省安定化復興タスクフォース (S T A R T) との意見交換

10 月 14 日、本調査団は、オタワのカナダ外務国際貿易省において、安定化復興タスクフォース (S T A R T) のゴルバーグ局長等から、カナダの脆弱国家支援等について説明を聴取し、意見交換を行った。

(1) 安定化復興タスクフォース (S T A R T) について

人為災害・自然災害を問わず、国際的な危機への迅速で調和のとれた対応を実施するための組織として 2005 年 9 月に外務国際貿易省内に設置された。

カナダの国益と密接な脆弱国家 (スーダン、アフガニスタン (パキスタン国境地域含む)、ハイチ、パレスチナ等) への支援が中心であり、C I D A が行う中長期的な観点からの開発と連携しつつ、即応性・外交的観点からの支援を実施することとしている。

年 4 回開催される局長級諮問委員会等を通じて、戦略レベルでの省庁間調整が行われることとなっており、それを踏まえて、S T A R T の下に設けられた 4 つのサブ・グループ (①紛争予防・平和構築、②人道・災害対応、③平和維持・平和活動、④地雷・小火器) が具体的な戦略を検討することとなる。

(2) ゴルバーグ局長による説明の概要

S T A R T は 2005 年に外務国際貿易省内にできた新しい組織であり、それまでバラバラにあった組織を一元化したものである。設立の背景としては、1990 年代から 2000 年にかけての経験から学んだ教訓がある。バルカン半島やアフリカでの紛争への対応の教訓と

して、平和維持活動、平和構築活動及び人道的な活動に対応するための機能を一元化した組織を作り、そこに予算を付けることになった。

STARTという全体をとりまとめる組織はできたが、国防省、CIDA、公共安全省、司法省等の様々な省庁が関わっており、政府全体として、一貫性があり、整合性のとれた政策を立案することが重要となってくる。実施するプログラムは統合的アプローチが求められる分野であり、特に、外務国際貿易省とCIDAが相互補完的な形で協力する必要がある。外務国際貿易省ではより政治的なプログラム、つまり治安確保や司法改革、政治的和解などを担当し、他方、CIDAは基本的なサービス提供、貧困撲滅といった開発に関連する活動を行うこととなる。

このような統合的アプローチが重要であるのは、国際社会でもこうしたアプローチが標準になっているからである。国連でも強力な民軍協力が行われている。また、長期的に支援活動が成功するためには、NGO等の市民団体が現地できちんとした仕事ができることが重要である。我々は、カナダ政府の各省庁と協力するだけでなく、カナダ国内のNGOや外国政府とも協力を行っている。

(3) 意見交換の概要

【STARTのような組織を作る方法】

(調査団) 日本では各省庁がバラバラに動いており、効果的な支援ができていない部分がある。STARTのような組織を設立するにはどういった方法があるのか。

(外務国際貿易省) 外務国際貿易省は構想から10年をかけてこのような組織を設立した。バルカン半島などの危機の際には各省庁がアドホックに対応していたが、外務国際貿易省としては、今後もこのようにバラバラに対応したのでは、効果的な支援ができないと認識した。本来ならばカナダができる対応策のうち、例えば司法制度の構築等が抜けていたことが実感された。設立までに長い時間を要したが、組織ができた後は活動を始めるまでは短時間であった。カナダの場合は、まったく新しい局を作ったのではなく、ある程度オペレーションの機能を持った部署を一元化し、そこに予算と権限を与えた。この点が米国や英国の同様の組織作りと異なる点である。つまりカナダの場合、いったん組織ができると、それが省内で効果的に機能したが、米国や英国の場合には必ずしもそうではなかった。このような組織を作って成功するためには、以下のポイントが重要である。第1は、最初から政府のトップレベルの支持を取り付けておくことである。カナダの場合、STARTのような組織が必要であることは首相府でも認識していた。第2は、新組織を作ることによるメリットを十分に説明できるようにしておくことである。もう一つ成功に必要な技術的なポイントは、組織の予算がODA予算である必要はないということである。つまり、自由に対応できる予算であれば、状況に応じて、開発より治安の方により多くの予算を使うこともできる。言い換えれば、外務国際貿易省の中にCIDAに似た組織を作ろうとしたわけではなかったということである。

(調査団) STARTに配属されている職員数は何人か。

(外務国際貿易省) S T A R Tのスタッフの総数は66人である。

(調査団) S T A R Tに対する議会の関与はどうか。

(外務国際貿易省) 政治家である閣僚の承認なしには何も進まない。S T A R Tのような組織を作るかどうかは、議会の外交委員会を始め各委員会で長い間議論されてきた。そうした議会での議論や要請に応える形でこのようなものができたとも言える。外務国際貿易省はS T A R Tの活動状況やそれに対する評価を議会に対し定期的に報告している。

【アフガニスタンの各部族をまとめる方法】

(調査団) アフガニスタンでは各部族によって考え方がかなり違うのではないかと。彼らをまとめていくための基本的な考え方はあるのか。

(外務国際貿易省) これはカナダが実際の経験から学んだことである。ここ数年、部族対策のためいろいろなイニシアティブが取られている。例えば、軍の情報収集専門家と外務国際貿易省の専門家が協力できるオフィスを現地に作った。このような民軍協力により、各部族内のことがよく把握でき、活動がよりスムーズに行くようになった。なお、我々が学んだ経験では、軍は単独で支援活動をしてはならず、大きな安定化戦略の下で、全体を把握しながら取り組まなければならない。軍が単独で支援活動を行えば、危険は増す。安定化や復興には時間がかかり、軍の性格からして、そうした活動には必ずしも向いていない。

5. ピアソン平和維持センターとの意見交換

10月13日、本調査団は、オタワのピアソン平和維持センターにおいて、モナガン所長等の複数の幹部から、同センターの活動等について説明を聴取し、意見交換を行った。

(1) ピアソン平和維持センターの概要

ア. 概要

ピアソン平和維持センター (Pearson Peacekeeping Centre) は、1994年4月、カナダ政府の創設資金を基に設立された独立・非営利組織である。訓練施設は、ノバ・スコシア州のコーンワリスとケベック州のモントリオールの2カ所にあり、オタワには本部 (連絡事務所) が置かれている。

同センターの目的は、平和活動のあらゆる側面における質の高い研究、教育、訓練を通じて国際平和と安全に対するカナダの貢献を支援・促進することであり、セミナー・訓練コースの実施及び各種出版物の発行等の活動が行われている。

これまでカナダを含め150か国以上から18,000人以上の受講者が同センターの訓練を受けている。また、約30か国において特別訓練を実施している。

イ. 研修・訓練の特徴

- ① 軍人、警察官、文民のすべてを同じ研修に参加させる「統合訓練」を実施することにより、実際の平和維持活動の現状により近い環境を生み出している。近年では、世界各国の平和活動研修のほとんどがこの形を導入している。

- ② 研修生をカナダに呼び寄せる形から、育成する人材の拠点であるアフリカなどで研修を実施する形に重点を移しつつある。これには、ピアソン平和維持センターの持つノウハウを技術移転することで、現地の研修能力・人材の能力強化を促進する目的もある。
- ③ 講師が一方的に講義形式で授業を行うのではなく、「PBL (Problem Based Learning)」と呼ばれる、参加者を主体的に巻き込むワークショップ形式で研修を行っている。PBLでは、研修参加者が自らの経験と知識を共有し議論に活用することで、より現実の問題に即したテーマ理解や対処法を学ぶことを目的としている。

ウ. 日本の取組

平和構築活動の現場で活躍できる日本及びアジアの文民専門家を育成することを目的として2007年度より実施している「平和構築人材育成事業」(外務省委託事業)の枠内で、広島平和構築人材育成センター(HPC)がピアソン平和維持センターと共同ワークショップを実施している。

(2) 意見交換の概要

【アフガニスタンにおける平和構築の課題と日本の貢献の在り方】

(調査団) 日本ではアフガニスタンへの支援が課題となっている。軍事面での貢献には限界があるが、平和構築分野でどのような貢献ができるのかアドバイスを頂きたい。

(ピアソン・センター)

まず、紛争地域での文民の対応能力向上の訓練が必要である。その上で、訓練を受けた文民の待機システムを作ったらどうか。また、紛争が終結した後の司法制度の確立や法の支配への支援、女性のための奨学資金融資の創設等が考えられる。

アフガニスタンでは汚職の問題があり、縁故採用も問題となっている。また、識字率が低く、教育水準を上げることも課題である。こうした地域では、まず、政府の統治能力や説明能力を高めることが求められる。

アフガニスタンでもう一つ欠けているのが警察・司法制度である。その分野の支援を行い、警察・司法制度を全面的に創設する必要がある。

(調査団) 日本はインドネシアにおいて警察組織の支援を行っている。捜査技術の指導を行っているほか、「交番」のようなシステムを設けるべく協力している。

(ピアソン・センター)

日本のインドネシアでの取組は興味深い。それに関連して、アフガニスタンにおける警察組織の改革に関して申し上げたい。アフガニスタンに平和をもたらすためには、治安の安定がなければならない。アフガニスタン警察の役割を、軍隊と一緒に敵と戦



(写真) モナガン所長(左から4人目)とともに

うというような軍の補完的な性格のものから地域住民のために治安を守る組織に変える必要がある。また、地域住民の信頼を得て、円滑な活動を行うためには、現在の腐敗が蔓延している状況を改めなければならない。また、現在、アフガニスタンで警察への支援に関わっている国や国際機関は数多い。どの国、機関も良い意図をもって支援活動を行っているが、その支援がバラバラに行われているため、結果的に、各地域に分断化された地域警察ができて、それぞれが対立するおそれがある。今後は、各国・国際機関が連携して、支援活動を行うようにしなければならない。

国連のPKO活動への協力は、軍や警察による参加には限られない。国連本部において各PKOを派遣する前の計画作りにスタッフを参加させることも重要な貢献である。そうした方面での貢献も日本は検討したらよいのではないか。

カナダの平和維持活動は1956年に始まり、今日に至っている。ソ連のアフガニスタン侵攻から2001年9月の同時多発テロまでの間にアフガニスタンに派遣されたカナダ軍の隊員の数と同時多発テロ以降に派遣された隊員の数を比べると、後者の方が多い。その分、最近では、カナダはアフガニスタン以外の地域では平和活動の分野であまり貢献できなかった。カナダ政府は、2011年にアフガニスタンから軍の戦闘部隊を撤退する方針を明らかにしている。現在、政府内で検討されているのは、2011年以降にカナダはアフガニスタンで何をすべきなのかということである。日本がこれからのアフガニスタン支援の在り方を検討しているということは、まさにカナダが2011年以降の貢献について検討していることと同じであり、とても興味深い。2011年以降、カナダは警察と文民による貢献を拡大していくことになるだろう。

6. CANADEMとの意見交換

10月14日、本調査団は、オタワのCANADEM本部において、マクマホン人材登録担当部長から、NGOによる援助人材の登録等について説明を聴取し、意見交換を行った。

(1) CANADEMについて

CANADEMは、1997年にカナダ政府からの創設資金を基に設立された独立・非営利組織であり、オタワに本部がある。平和構築、開発、復興分野における世界最大の人材登録バンクとして、人権、民主化、選挙、ガバナンス、治安・警察、子どもの保護、人道支援等の1万人を超える専門家が登録されており、これまでに2,500人以上の専門家を国際機関、各国政府、NGO等に派遣している。

(2) マクマホン部長による説明の概要

【設立の経緯】

CANADEM設立のルーツは、1994年のルワンダでの大量虐殺事件にある。カナダ政府は、この事件を踏まえて、国際社会としていかに対応すべきかを検討することとし、その結果分かったことは、人権問題の専門家が必要になってもすぐに探し出すことは難しいということだった。そこで人権問題の専門家の名簿を作成し、国連等が必要とする場合に

は、それを使ってすぐに専門家を探し出せる体制を作ることにした。そうした経緯を踏まえ、1997年にカナダ政府の創設資金に基づいてCANADEMは設立された。

当初、この人材登録は、人権問題の専門家に限られていたが、その後、国連は人権問題に限らず、広範な分野での専門家を必要としたため、登録する専門家の分野も次第に増えていった。今日では、紛争後の復興や平和構築に必要とする人材も含め、あらゆる分野

の人材が登録されている。現在、登録されている人数は1万人以上で、すべて文民である。

現在、CANADEMを利用しているのは、国連その他の国際機関、国際NGO、各国政府等である。カナダ政府の中では、外務国際貿易省、CIDAなどが利用している。

【NGOであることのメリット】

こうした組織は政府組織であった方がよいか、あるいは非政府組織であった方がよいかという問題があるが、非政府組織であった方がよいと我々は考えている。その理由は、第1にコストが安いことである。NGOであれば、その時々状況に合わせて、スタッフの給与水準を変更できる。第2に、政府機関ではないために情報公開法の適用外であり、登録した専門家の方々の秘密を守ることができる。第3に、明らかに専門家としての資質・能力に欠けていると判断される人が登録を希望した場合、NGOであれば、担当者レベルですぐに断ることができるが、政府機関であれば、登録の受付を担当者が勝手に拒むことはできないであろう。第4に、カナダ政府の外にある組織であれば、国連や外国政府がアプローチをしやすい。もしこれがカナダ政府の機関であれば、交換公文を締結するなどの手続が必要なので、大変時間がかかってしまう。NGOであるために、依頼を受けると、その翌日には候補者を絞り込むことができる。

【人材の派遣】

カナダ政府は、CANADEMに対して、専門家の候補者を絞り込むだけでなく、その専門家を現地に派遣してもらいたいと要請することがあり、その要請に応じて人材の派遣も行っている。そのため、派遣する人との契約書の作成やロジ面での対応、必要な装備類の調達なども行っている。これまでの主な実績としては、ウクライナへの選挙監視要員の派遣、ハイチへの選挙監視要員及び警察官の派遣、ダルフルールへの警察官の派遣等がある。

【現在の活動】

2007年にカナダ政府は、CANADEMの人材登録制度を支援する予算を全額カットした。そのため、現在では、人材紹介は有料であり、また、現地への人材派遣も有料である。

現在の活動の一つは、ラップ基金である。これは人道上の緊急性を要するような危機が発生した場合に、国連等の要請に応じて、必要な人材を短期間派遣するものである。この



(写真) CANADEMから説明聴取

基金の財源はCIDAから出ており、1年間にこのような派遣を30回行うことができる。例えば、ジンバブエでコレラが発生したときやハイチにハリケーンが上陸したとき、さらにはグルジアに対するロシアの侵攻、コンゴ民主共和国東部での反乱軍の蜂起、ケニアの総選挙後の暴力事件、ミャンマーでのサイクロン被害、ダルフル虐殺事件、ガーナの洪水、ナミビアの洪水などにおいて、この基金によって人材を派遣した。

もう一つの活動が、アフガニスタンのカブールで行っているカナダ・ガバナンス支援オフィス（CGSO）である。これはカナダ政府の依頼によるものであり、ガバナンス関係の専門家をアフガニスタンの各省庁に送り込み、政府の統治能力の向上を目指そうとするものである。カブールにはCANADEMのオフィスがあり、現地には30人ほどのスタッフがいる。この活動の資金の大部分はCIDAから拠出されている。ここでは、CANADEMが人材の採用、育成、派遣、支援などすべてを行っている。

（３）意見交換の概要

【スタッフ等の安全確保】

（調査団）カブールにスタッフが30人いるとのことだが、彼等の安全はどのように確保しているのか。

（CANADEM）現地に派遣しているスタッフについては、非常に厳しい安全に関する規則がある。許可なしに敷地から外出することは許されていないし、外出許可が出た場合でも装甲車を使うことになっている。さらに、英国の民間警備会社を雇っている。

【人材登録制度の現状】

（調査団）登録している人は1万人以上とのことだが、国籍はどうなっているのか。カナダ人の割合はどうか。

（CANADEM）現在、約1万2,000人が名簿に登録しているが、そのうち1万人がカナダ人であり、残りの方々の国籍は様々である。

（調査団）日本人で登録されている人はいるか。

（CANADEM）データベースはマックスファイヤーというソフトであり、3か月前にこれに変えた。これで検索してみたところ、どうも日本人もいるようだ。

（調査団）登録を希望した者のうち、どの程度が実際に登録されるのか。

（CANADEM）非常に高い基準を設けて、厳格な人選を行っている。概ね50%から60%が合格する。

（調査団）彼らが受け取る報酬は、カナダの公務員にくらべてどの程度の水準なのか。

（CANADEM）オタワのCANADEM本部で働くスタッフの給与はカナダの連邦公務員の70%～80%位の水準である。もっと払いたいが、CANADEMは小さなNGOであり、現在では財源はすべてプロジェクトからの収益なので、給与を高くはできない。ただし、外国に派遣される専門家の給与は我々よりも高く、公務員と同額かそれ以上である。

（調査団）人材登録を希望する人はどのような経歴の人なのか。

（CANADEM）既に政府内で良いポストに就いている人も多い。また、援助関係の仕

事をしている人も多い。彼等は、フィールドの現場で働くことによって、もっと充実した仕事をしようと考えている。なお、連邦公務員の場合には、無給での休暇制度があり、半年単位で取れる。例えば、CANADEMはモントリオール市警察との間で覚書を結んだ。こちらで必要としている技能や知識を持った警察官が応募したい場合には、ほぼ自動的に休暇の許可が出る。期間は3か月から最高で1年である。

(調査団) これまで派遣した人の中で亡くなった方はいるか。

(CANADEM) 第1次ハイチ派遣の時に首都のポルトープランスで警察官1人がギャングに襲われて、亡くなっている。

(調査団) その人は民間の保険に入っていたのか。

(CANADEM) 民間の保険である。紛争地域への団体保険を掛けた。

(調査団) オタワのCANADEM本部には何人のスタッフがいるのか。

(CANADEM) 20人から30人のスタッフがいる。

IV. 世界銀行の開発援助政策に関する調査

第 1 世界銀行の概要

1. 世界銀行グループの概要

世界銀行グループは、国際復興開発銀行（IBRD）、国際開発協会（IDA）、国際金融公社（IFC）、多数国間投資保証機関（MIGA）、国際投資紛争解決センター（ICSID）の5機関から成る世界最大の開発金融・援助機関であり、途上国にとって世界最大の資金調達源となっている。

世銀グループの中で重要な地位を占めるものが、中所得国及び信用のある貧困国に援助を行うIBRDと、特に貧しい国への援助を行うIDAである。

世銀は、国連機関と比較した場合、意思決定ルール、トップ人事及び職員の専門性の点で大きな違いがある。すなわち、国連が一国一票主義であるのに対し、世銀では各国の拠出金の比率に応じて理事会での発言権が決まる。また、国連では事務総長は大陸毎に候補者を立て、その中から選出するのに対し、世銀の総裁は代々米国出身者である。さらに、国連では教育、保健、農業、産業など様々な分野の専門家がいるのに対し、世銀ではエコノミストが多い。

（1）IBRD

IBRDは1945年に設立され、世銀グループのうち最も歴史が長く、また単一機関としては最大の開発資金の融資機関であり、中所得国及び信用力のある貧困国に融資、保証及び分析・助言サービスなどの非融資業務を提供し、持続可能な開発を推進することで、これらの国の貧困を削減することを目指している。

職員数は約9,000人（161国籍）、うち約3,000人が現地事務所（120か所）に勤務している。日本人職員は約150人である。

最高意思決定機関は各加盟国が任命する総務及び総務代理で構成される総務会で、業務運営に責任を有する機関は、加盟国が選出する24名の理事より構成される理事会である。

拠出国の比率に応じて理事会での発言権が決まるため、第1位の拠出国である米国の発言権が強い（日本は第2位）。

2008年度において、地域別融資内訳は、ラテンアメリカ・カリブ海（32%）、ヨーロッパ・中央アジア（28%）、東アジア・大洋州（20%）、南アジア（11%）、中東・北アフリカ（9%）などである。また、分野別では、運輸（23%）、エネルギー・鉱業（20%）、法律・司法・行政（18%）、上下水道・治水（10%）の順となっている。

（2）IDA

IDAは1960年に設立され、加盟国は167か国に及んでいる。その業務内容は、特に貧しい途上国に対し条件の緩い援助を与えることを目的としている。2008年度は、72か国

の 199 件の新規プロジェクトに対して 112 億ドルを融資した。

2008 年度において、地域別融資内訳を見ると、サブサハラ・アフリカ（50%）、南アジア（25%）、東アジア・大洋州（16%）、ヨーロッパ・中央アジア（4%）、ラテンアメリカ・カリブ海（3%）、中東・北アメリカ（2%）となっている。また、セクター別では、法律・司法・行政が最も多く、全体の 26%を占めた。次いで、運輸（16%）、エネルギー・鉱業（13%）、教育（11%）、農業・漁業・林業（9%）、上下水道・治水（9%）となっている。

2. 世界銀行グループの沿革

発足後 1970 年代半ばまで、各国政府の能力への信頼を基礎に、資本集約的な大規模インフラプロジェクトを中心とした援助を実施した。それ以降 1980 年代まで、石油ショックや一次産品価格の崩壊など世界経済情勢の大きな変動に伴い、途上国の累積債務問題が深刻化する中で、それまでの大規模プロジェクトによる援助から市場メカニズムによる経済成長路線に転換し、政策対話とコンディショナリティを伴う構造調整を実施した。

1990 年代に入り、冷戦終結やソ連の崩壊後の世界の政治・経済・金融情勢が大きく変化する中、それまでの経済面に偏重していた開発哲学を見直し、経済面のみならず社会・制度面も対象にした新たな開発戦略（特に良い統治、人間開発、貧困削減などを重視）を実施した。また、1999 年に貧困削減戦略（PRSP）が、また 2000 年にミレニアム開発目標（MDGs）が策定されてからは、それらに基づき、貧困等の削減への取組を強化している。

また、援助する側の主体性の尊重と途上国とのパートナーシップの重視の視点から、ワシントン本部に集中していた意思決定メカニズムを変革し、現地事務所の機能を大幅に強化した。それにより、相手国との対話やパートナーシップを強化し、迅速な対応を目指している。

3. 世界銀行と日本との関わり

日本は 1952 年 8 月に世銀に加盟し、戦後の復興に必要な多額の資金を借り入れた。

1950 年代の融資は、鉄鋼、自動車、産業、造船、ダム建設を含めた電力開発であったが、60 年代に入ると、道路・輸送セクターが主な対象となり、名神高速道路や東海道新幹線などの建設への借入が行われ、1966 年、日本は最後の借入に調印し、世銀の卒業国となった。

現在、日本は世銀にとって第 2 の資金供与国となり、様々な分野で世銀の重要なパートナーとなっている。日本が世銀から借入れた総額はおよそ 8 億 6,300 万ドル、31 件となり、最後の借款を完済したのは 1990 年である。

世銀は、以下の基金やプログラムなどを通じて、日本から様々な支援を受けている。

①信託基金を通じた支援

途上国への資金協力の効果を高めるためには、途上国の人材育成、適切な政策の立案・実施が不可欠であるとの認識に基づき、1990 年 7 月、日本政府と世界銀行のパートナーシップの下で日本開発政策・人材育成基金が設置され、プロジェクト準備のための技術協力、人材的育成活動、日本の人的貢献の支援などが行われている。

2000年6月には、90年代後半のアジア経済危機がもたらした貧困と社会的影響を緩和することを目的とし、新たに日本社会開発基金が日本政府の拠出により創設された。長期的に持続可能な発展に寄与する前向きな見通しがあり、速やかに成果が実現されるような活動を支援している。

②世銀との協調融資を通じた支援

世界銀行との協調融資において、日本は最大の資金供与国となっている。主なパートナーである国際協力銀行の経済協力勘定の協調融資は、1971年に承諾されたインドネシア・プスリ肥料改善増産事業が最初で、以後毎年実績をあげ、二国間ベースでは最大の協調融資パートナーとなっている。

1990年から1999年までの10年間の円借款との協調融資は、年平均8件のプロジェクトで行われ、1件のプロジェクトにつき約8,500万ドルとなっている。また、国際協力銀行の国際金融勘定と世銀との協調融資は、1980年代に大幅に増加し、1990年から1999年までの10年間のアンタイドローンとの協調融資は、年平均5件のプロジェクトで行われ、1件のプロジェクトにつき約1億4,700万ドルとなっている。

4. 最近の動き

ゼーリック総裁（2007年7月就任）は、「貧困層を取り込む持続可能なグローバリゼーション」を掲げ、今後の世銀業務の戦略的優先テーマとして次の6点を提示している。

- ① アフリカを始めとする最貧国の貧困削減・持続的成長（特に女兒に向けた質の高い教育、疾病、栄養改善、衛生的な水の確保を重視）
- ② 脆弱国家への対応（リベリア、アフガニスタン、ハイチ、コソボ）
- ③ 中所得国におけるビジネスモデルの多様化
- ④ 地球公共財（H I V/エイズなどの感染症、気候変動、貿易など）への取組
- ⑤ アラブ諸国の開発推進
- ⑥ パートナーシップの構築促進、実践的な知識の集積と活用

2009年度（2008年7月から2009年6月）には、世界金融危機や食料危機のため、過去最大の緊急支援実施を表明した。また、貧困削減至上から成長路線に回帰している。

5. 今後の課題

ゼーリック総裁は、世界経済危機によって通貨市場、金融政策、貿易関係のみならず、途上国の役割に変化が生じており、各国の指導者は、国際協調システムの改革に加え、バランスのとれた世界成長と金融安定化を奨励し、気候変動に対する世界的取組を含め、最貧困層のために機会を増進する必要があると述べ、世銀がそのための役割を果たす必要があることを強調している。

（注）本節は、調査団が米国を訪問した2009年10月までの情報に基づき記載している。

（出所）外務省資料・世界銀行資料より作成

第2 説明聴取・意見交換の概要

1. アダムズ世界銀行副総裁との会談

10月9日、本調査団は、ワシントンの世界銀行本部において、アダムズ副総裁（東アジア・大洋州地域担当）から、世界銀行の開発援助政策等について説明を聴取し、意見交換を行った。

（1）アダムズ副総裁による説明の概要

東アジアは世界銀行が支援する6地域のうちの一つであり、比較的、潤沢な資金を持って支援が行われていると思っている。

比較的所得の高い国向けの援助の多くはIBRDから拠出されており、中国、インドネシア、フィリピン等がその対象である。他方、比較的貧しい国はIDAの対象となっており、例えば、ベトナムへは10億ドルの資金提供がなされている。また、この地域は、世界銀行が脆弱国家と呼ぶ国々が2番目に多い地域であり、太平洋諸島の国々やカンボジア、ラオスなどがそれに含まれる。このように我々の持っているプログラムは非常に多様性がある。先の経済危機を受けて、さらに支援を強化しているところであり、例えば、インドネシアやベトナムへの援助を増強している。中国に対する援助も増強しており、その額は約15億ドルに上っているが、そのほとんどは環境関連の分野のものである。ただし、昨年（2008年）は四川省での地震関連の緊急支援を行った。



（写真）アダムズ副総裁との意見交換

日本との関係で言えば、これまでも日本との援助プログラムでの連携を重視してきた。そしてJICAともプロジェクト・レベルで緊密に連携してきた。様々な分野において協力をしていくように努めている。ここ1年を振り返ると、特に経済危機への対応ということで日本との連携をとってきた。世界銀行では、援助だけでなく、開発・経済分野に関する課題等の研究・分析も行っており、その点でも日本との連携をとっている。

日本との関係で言えば、これまでも日本との援助プログラムでの連携を重視してきた。そしてJICAともプロジェクト・レベルで緊密に連携してきた。様々な分野において協力をしていくように努めている。ここ1年を振り返ると、特に経済危機への対応ということで日本との連携をとってきた。世界銀行では、援助だけでなく、開発・経済分野に関する課題等の研究・分析も行っており、その点でも日本との連携をとっている。

（2）意見交換の概要

【日本と世界銀行との連携】

（調査団）日本のODAについてどのように評価しているのか。

（アダムズ副総裁）世界銀行と日本は、強固な関係を維持していくことが重要である。日本はこれまでも世界に対して多大な貢献を行ってきた。世界銀行との連携において、日本は個々のプロジェクトにとどまらず、プログラムのレベルでも強いリーダーシップ

プを発揮してきていた。例えば、アフリカでの経験からいうと、日本は道路の分野での貢献が顕著であった。ベトナムでは、輸送、エネルギーの分野で日本はリーダーシップをとってきた。このように、日本と世界銀行の連携というのは、重要というだけでなく、これまで実際に様々な成果を上げてきている。また、私が強調しておきたいのは、経済発展において日本は知的な基盤を作ってきたということである。過去に日本が経済的に成功を収めたということで、その成功の経験が波及して、シンガポール、韓国など、最近ではベトナムなどの経済発展などにつながっており、東アジア地域の経済発展という成果に結びついてきていると考えている。また、拠出金という点でも日本は大きな貢献を行っている。それは世界銀行の財源としてなくてはならないものであり、日本に対して感謝している。最後に強調したいのは、I F C、すなわち世界銀行の民間セクター支援の機関とも日本はよく協力を行っているという点である。東アジア地域は経済的発展が顕著であり、その民間セクター支援という意味でも、I F Cの活動は重要になってくる。I F Cは日本における民間セクターの協力を得るためにも効果を上げるのではないかと考えている。

【世界銀行における日本人職員増強の必要性】

(調査団) 世界銀行への日本からの多額の拠出について国民の理解を得るためにも、世界銀行への日本人の積極的な採用をお願いしたい。

(アダムズ副総裁) その点については、世界銀行の中でも問題となっており、よく議論も行っているが、もっと結果を出すべきだと考えている。この点については、改善の余地があると思っており、今後、更に努力していきたい。

【東アジアとアフリカにおける開発援助の成果の違い】

(調査団) 東アジア地域は比較的うまく発展してきているが、一方でアフリカ諸国は支援に見合う成果が十分に上がっていないように思われる。その理由について見解をお聞きたい。

(アダムズ副総裁) 3点指摘したい。第1点としては、戦後においてどのようなリソースがその国に元々あったのかという点である。東アジアでは、教育、人材養成、インフラ等の点で、発展のための基盤が元々出来ていた。例を挙げると、ベトナムでは12世紀から大学のような教育機関が存在していたが、タンザニアでは最初の大学が設立されたのは1960年代である。第2点としては、経済政策の大きな違いである。日本、韓国、インドネシアなどは、外に目を向け、国際貿易、競争を導入し、輸出を重視する経済政策をとってきた。一方で、アフリカ諸国は、内向きの政策をとり、国際貿易を奨励せず、障壁を作るような経済政策をとってきた。為替レートについては、東アジア諸国では常に貿易が行いやすいレートが保たれていたが、アフリカ諸国では自国通貨が過大評価されるなど必ずしも貿易に適したレートにはなっていなかった。第3点としては、組織の在り方に関係することである。アフリカ諸国においては、上層部の人たちは何をなすべきかという目標・課題を明確に持っていたが、それが下部の官僚レベルと共有できていなかった。一方で、日本、韓国、中国などでは、国として何をなすべきかという目標・課題が上層部だけでなく官僚組織全体で共有されてい

た。なお、日本の対アフリカ支援について評価できる点がある。それは日本は国を選んで援助を行っていないということである。英国やフランスなどは旧植民地などを中心に援助国を選んでいるが、日本はどの国に対しても分け隔てなく、公平に援助を行っている点が評価できる。ここ 10 年間でアフリカ諸国の経済政策は改善されてきているが、それは日本がそれを奨励するような形で援助を行っていることが大きいと考えている。東アジアでは強力な援助プログラムがあったという点もあるし、民間のプログラムも潤沢にあったという点もアフリカ諸国との違いであり、経済発展につながった点であろう。

【中国のアフリカ諸国等への投資・援助と世界銀行の対応】

(調査団) アフリカや東南アジアでは中国が非常に積極的に援助活動を行っている。これに関連して、世界銀行と中国との関係について教えていただきたい。

(アダムズ副総裁) 中国との関係では、世界銀行としては 3 つの課題があると考えている。

第 1 点は、中国国内にいるスタッフをいかに教育し、援助に関する知識・経験を与えるのかという課題である。第 2 点は、世界銀行と中国との間でプロジェクトを共同で実施することの可能性を探ることである。第 3 点は、これが一番難しい課題となるが、中国が行う投資・援助についてきちんとレビューしていくことである。一つ例を挙げると、中国がコンゴ民主共和国への支援に関する提案書を世界銀行と IMF に提出してきた。その際、鉱山投資に係る部分について政府保証が入っていたが、それは適切ではないということで削除してもらい、合意を得たということがあった。

(調査団) 中国の援助には 2 つの問題点があると考えている。一つは自国の資源獲得のための手段として援助が用いられているのではないかという点である。もう一つは、人権の関係で問題のある国については、先進国が援助を停止、又は抑制的に行っているにも係わらず、中国が大々的に援助を行っている場合があるという点である。

(アダムズ副総裁) 御指摘の点については同意する。狭い意味での政治的な問題に介入するつもりはないが、懸念のある国への支援については、世界銀行から中国に対して指摘を行うこともある。御指摘の点に加えて、中国の援助のもう一つの問題は、実際のプロジェクトの現場において中国人を連れてきて作業に従事させていることである。最近、減少してきてはいるが、こうしたやり方は、現地の人々の能力向上も念頭に置く世界銀行や先進国の援助のやり方とは異なるものである。

【中国の環境汚染等に対する世界銀行の対応】

(調査団) 中国は経済的・軍事的に大国でもある。そのような一面がある中国に対して世界銀行が援助を行うことについての見解をお聞きたい。

(アダムズ副総裁) 中国は世界銀行を活用するに当たっては非常に戦略的である。中国の工場などは非常に古いものであったが、世界銀行の援助などにより新しいものになってきた。ただし、現在でも環境汚染の問題などは他の東アジア諸国にも悪影響を及ぼすものとして懸念される状況にある。そうした点を改善するための技術支援なども行っており、そうした点では日本も技術面での協力を行っている」と承知している。

(調査団) 中国の土壌汚染、大気汚染というようなことは、中国の人々を苦しめるもので

あり、また周辺の国々にも悪影響を及ぼすものであるので、それを改善するための取組は世界銀行におかれても積極的に取り組んでほしい。

(アダムズ副総裁) 中国に対するプログラムを行うときにいつも確認しているのは、それが世界銀行にとってどういう意味があるのか、どういう正当性があるのかということであり、これは必ず自らに問いかけていることである。

(調査団) これから中国では原子力発電所の建設の話も出てくると思う。

(アダムズ副総裁) 一点お伝えしておきたいのは、世界銀行は 1960 年代以降は原子力発電には関与していないということである。気候変動の問題もあり、世界銀行内部でも原子力発電に関与すべきとの議論は行われているが、個人的見解としては、環境問題についての課題がクリアされない限り、原子力発電に世界銀行が関与するのは困難ではないかと考えている。ただし、クリーン・エネルギーの開発支援には積極的に取り組んでいる。具体的には、中国では風力発電、太平洋諸島では太陽光発電、インドネシアでは地熱発電などに取り組んでいる。

(調査団) 日本政府は国連で 2020 年までに 1990 年比で温室効果ガスの 25%削減の目標を表明した。そのための取組についても世界銀行と連携していきたい。

(アダムズ副総裁) すばらしい表明であると思う。最後に、世界銀行として日本との連携を非常に重視しているということを改めて表明したい。必ずしも、いつも意見が一致するということではないかもしれないが、その場合でも、よく相談した上で、連携・協力していきたいと考えている。

V. 国連の開発援助政策に関する調査

第1 国連開発計画（UNDP）の概要

1. 設立経緯・目的等

UNDPは、国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的資金供与機関として、1965年の第20回国連総会決議2029に基づき、それまでの「国連特別基金」及び「拡大技術援助計画」が統合されて1966年1月1日に設立された。国連、国連専門機関及び国際原子力機関（IAEA）の加盟国は、自動的にUNDPの加盟国となる（現在、191 か国・地域が加盟している）。

その任務は、国連憲章第55条の理念に基づき1961年から10年ごとに国連総会で採択される「国連開発の10年」（現在は2001～2010年の第5次）の開発戦略を指針にして、開発途上国及び市場経済移行国における持続可能な開発の実現を支援することにある。

また、UNDPは国連総会が設立した「国連資本開発基金（UNCDF）」、「国連女性開発基金（UNIFEM）」等の基金や「国連ボランティア計画（UNV）」の管理も行っている。

2. 組織

（1）総裁（Administrator）

UNDPの最高ポストであり、国連事務総長が、UNDPの執行理事会との協議及び国連総会の確認を得て任命する。任期は4年で、現職は、2009年4月に就任したヘレン・クラーク総裁（元ニュージーランド首相）である。

（2）執行理事会（Executive Board）

UNDPの政策及び活動を決定する最高意思決定機関である。理事国は36か国で、その任期は3年で毎年3分の1ずつ改選される（再選可）。

（3）事務所等

本部はニューヨークにある。130以上の国と地域に常駐事務所を置き、166の国及び地域でプロジェクトを実施している。各国の常駐代表は、多くの場合、国連システムの常駐調整官を兼務している。

（4）職員数（2009年1月末）

約7,870人（うち専門職以上の職員は約3,247人）

3. 事業の仕組み

UNDPは、開発途上国、市場経済移行国等を対象として技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、及びグローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供与等を行っている。その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われており、2007年のコア・ファンド収入合計は約11億2,000

万ドルである。

審査・決定プロセスについて、UNDPでは、各国からの任意拠出金（コア・ファンド）見込額をもとに、原則4年ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定め、これをもとに各国にあるUNDP常駐事務所が中心になって、被援助国政府と協議しつつ援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府及び他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

UNDPは、自ら実施する事業のほかに他の国連機関やNGO等に委託して事業を実施している。なお、被援助国である開発途上国政府自らがUNDPの資金協力を得て事業を実施する場合もある。

4. 最近の活動内容

1994年以降、「持続可能な人間開発」を基本原則に掲げ、この原則の下、民主的ガバナンスの確立、貧困削減、危機予防と復興、環境とエネルギーの4分野に重点を置いて援助活動を行っており、その中でも貧困削減においては「HIV/エイズ」対策プログラムも実施している。

ミレニアム開発目標（MDGs）達成に向けた取組においては、国連事務総長がUNDP総裁をMDGsのスコア・マネージャー兼キャンペーン・マネージャーに任命するなど、MDGs推進の中心的役割を果たしている。

また、国連開発グループ（UNDG）の中核（UNDP総裁が議長）として、援助効果と一貫性を国連開発機関内で高めることにつながる取組も行っている。

5. 日本との関係

日本は、UNDPの広範なネットワークとその専門的知識・経験に基づく中立的援助を評価するとの立場から、積極的な協力を行うとともに、UNDPの設立以来、2008年まで最高意思決定機関である執行理事会の理事国も務めた。

また、2009年1月末時点の日本人職員は76人（うち専門職以上は56人、JPOは20人）である。（なお、国連機関における日本人職員の在職状況は次頁を参照されたい。）

日本の同機関への資金協力は1966年以来行われており、2008年度のコア・ファンド拠出額は、約7,300万ドルで全体の6.4%を占め、引き続き第6位である。また、2009年度のコア・ファンド拠出額は、約7,400万ドルである。なお、日本は、コア・ファンド以外に、UNDP内に使途を特定した「日・UNDPパートナーシップ基金」、「日本パレスチナ開発基金」及び「アジア・アフリカ協力基金」を設置し、拠出しているほか、無償資金協力によるUNDP経由の事業実施、補正予算等の形でも資金拠出を行っている。

（注）本節は、調査団が米国を訪問した2009年10月までの情報に基づき記載している。

（出所）外務省資料より作成

(参考)

国連機関における日本人職員の在職状況

1. 国連・専門機関の日本人職員数 (2009 年 1 月現在)

専門職以上の職員 708 人 うち D (ディレクター) クラス以上 65 人

2. 国連機関の日本人職員 (カッコ内は D クラス以上)

国連事務局 (UN) 199 人 (13 人)

国連児童基金 (UNICEF) 65 人 (4 人)

国連開発計画 (UNDP) 51 人 (9 人)

国連人口基金 (UNFPA) 13 人 (3 人)

国連婦人開発基金 (UNIFEM) 2 人 (0 人)

3. 国連機関における事務次官補 (AGS) クラス以上の日本人職員 4 人

赤坂清隆氏 (国連広報局長)、山崎純氏 (国連財務官)

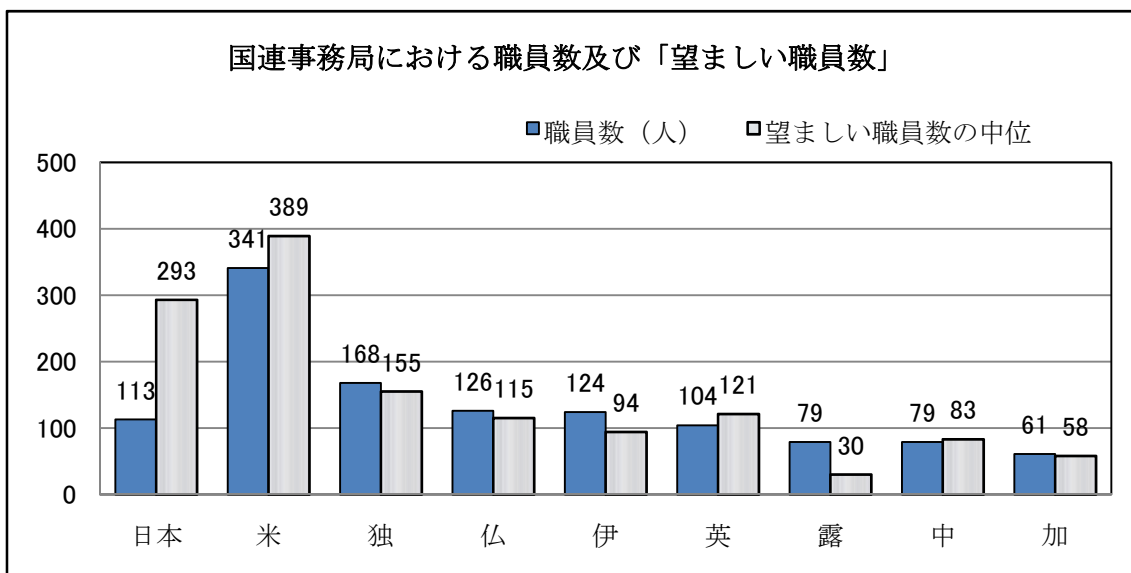
川上隆久氏 (UNMIT 副特別代表)、弓削昭子 (UNDP 管理局长)

4. 国連事務局における日本人の過少代表状況 (2008 年 6 月末現在)

専門職以上の職員総数 11,142 人 うち、2,797 人が地理的配分対象

日本人職員の望ましい範囲は 249 人～337 人

しかし、実際に地理的配分ポストに就いている日本人職員は 113 人に過ぎない。



(出所) 国連日本政府代表部からのヒアリングの際の配付資料等より作成

第2 意見交換の概要

1. クラークUNDP総裁との会談

10月12日、本調査団は、ニューヨークのUNDP本部において、クラーク総裁と国連機関の開発援助政策等について意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

【国連機関における邦人職員の増強・活用の要請】

(調査団) 国連機関で働く日本人職員の数が増え、活躍できるように努力していきたいと考えている。

(クラーク総裁) UNDPでは弓削管理局長のような優秀な方が幹部として働いている。日本からより多くの優秀な方々が国連に来てもらうことを期待しており、UNDPにおいても日本人の職員を増やす努力は続けていきたい。



(写真) クラーク総裁とともに

【日本のアフガニスタン、パキスタン支援とUNDPとの連携内容】

(調査団) 現在、日本における大きな問題は、アフガニスタン、パキスタンに対していかなる支援を行うのかという点である。

(クラーク総裁) アフガニスタンやパキスタンに対する支援は、平和構築の取組としても重要である。現在、世界各国は経済的停滞期にあるが、その影響を途上国支援に及ぼしてはならない。先進各国は長期的な観点から考えて対応してほしい。

(調査団) 我々は、アフガニスタン、パキスタン支援について、バイ（二国間協力）とマルチ（多国間、国際機関を通じての協力）の2つがあると考えている。マルチではUNDPは重要な連携相手と考えている。日本としては、アフガニスタン、パキスタンへの支援について、国際社会に対して日本の顔が見える形で行いたい。そうした支援のあり方について、UNDPとも相談・協力しながらやっていきたいと考えているし、UNDPから何か提案があればお願いしたい。

(クラーク総裁) アフガニスタン、パキスタン支援については、それぞれ支援国会合もあり、UNDPと日本はそうした支援の取組において幅広く協力できると思う。

(調査団) UNDPはアフガニスタンの人々を支援する様々なスキルを持っており、それは日本政府が持ち合わせていないものである。そうした面でもUNDPによる日本政府の活動への協力・連携をお願いしたい。

(クラーク総裁) 我々はそうした面で協力していけるであろう。ただし、現在のアフガニスタンの状況は、開発を行うには危険な地域が多く、活動が難しいとも聞いている。どのような形で日本と連携していけるのかは改めて検討する必要があるだろう。

【気候変動問題での途上国支援の必要性】

(クラーク総裁) 鳩山総理の国連での演説、温室効果ガスの25%削減目標の表明は非常にインパクトがあり、他の国々への大きなメッセージになった。UNDPは気候変動の問題は開発問題であると考えており、我々はこの問題で開発途上国支援に積極的に取り組んでいる。気候変動の影響で途上国では既に様々な自然災害が起きている。日本は台風、地震等の自然災害の多い国であり、その対策について様々な知識や技術を持っている。日本にはそうした分野での積極的な援助も期待したい。また、それに対応することは、ミレニアム開発目標(MDGs)の中心課題を達成することともつながる。地球環境問題は、貧困、食料安全保障などの問題とも関係しているのである。

2. 国連機関で働く日本人職員との意見交換

10月12日、本調査団は、ニューヨークのUNDP本部において、弓削UNDP管理局長を始め、国連事務局、UNDP、国連児童基金(UNICEF)、国連人口基金(UNFPA)で働く日本人職員の方々と意見交換を行った。その概要は以下のとおりである。

【UNDP等の国連機関と日本との協力】

(弓削局長) 日本とUNDP等の国連機関は、双方の比較優位を高める形でいろいろな協力を進められると考えている。先月、鳩山総理は国連総会での演説において、国連機関との連携を強めたいと表明された。また、平和構築、貧困削減、特にアフガニスタン・パキスタン支援、さらには気候変動、世界的な経済危機への対応ということにも言及されたが、UNDPはそうした取組に力を入れており、日本とUNDPは連携を深めていけるものと感じた。現実にもいろいろなプロジェクトが共同作業で進んでいる。また、政策面での連携ということでも深みが出てきている。特に開発理念という面では、UNDPは1994年に「人間の安全保障」という概念を世界に紹介し、その後、日本がその理念を積極的に世界に広めた。そのため、私は「人間の安全保障」はUNDPが生みの親で日本政府が育ての親かもしれないと言っている。今後も政策面で日本とUNDP等の国連機関が協力できることはいろいろあると思っている。

【UNDP等の国際機関を通じた支援のメリット】

(調査団) 援助におけるマルチとバイのメリットとデメリットについて、皆様はどう考えているのかお聞きしたい。

(弓削局長) バイとマルチの活用の問題は、それぞれの得意分野をどのように前面に出してやっていくのがよいのかということになるのではないかな。例えば、日本とUNDPは、アフガニスタンでのDDR(元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰)を協力して実施したが、UNDPはその前からアフリカ諸国等でDDRを行った経験があった。そのようなノウハウ、経験、スキルといったものと資金等をうまく合わせる場所にメリットが出てくると考える。またUNDPはアフリカ等の現場で様々なネットワークを持っている。日本があまり知識・経験のない地域・分野で活動を行う必要がある場合には、知識、ネットワークを持っているUNDP等の機関を活用することにはメ

リットが出てくるのではないか。

(日本人職員) マルチの強みの事例を紹介したい。以前にシエラレオネで働いていたが、紛争が終わり、自分達の国造りのための選挙を行うという時期であった。国の方向を決めるセンシティブな課題である選挙の支援ということで、特定の国の影響が出ないように国連に支援の要請が来た。国連の中立的な立場が評価されたものである。

【UNDP等の国連機関がドナー国のニーズを把握する方法】

(調査団) 国連機関の方でドナー国のニーズを把握するルートはあるのか。例えば、現在の日本政府の立場からすると、アフガニスタン、パキスタンに対する支援が重要項目になっている。そういうことについてUNDPから提案を頂けることはあるのか。

(弓削局長) 日本のことは東京事務所を通して情報を入手するし、必要に応じてUNDPの担当局長等が訪日することもある。また、現地での情報については、日本大使館とUNDP事務所というルートでの情報交換も行われる。

(調査団) 日本側からすると3つのニーズがあると思う。第一義的には支援する現地の方々に喜んでもらえることが大事である。次に日本の納税者への説明責任という要請がある。また、国際社会から十分な評価を受けるという要請もある。そのバランスをどのように取って支援をするのかという問題提起である。

(弓削局長) 3つのニーズを踏まえて取り組む必要があるのはそのとおりである。現場への貢献ということでは、ニーズ・ベースということで、現場から上がってくるものが大事になる。納税者への説明、国際社会の評価という点では、どのようにPRしていくのが課題となる。これは対象となる人々が違ってくるので、2つの戦略が必要になってくるだろう。アフガニスタンについては、2002年の支援国会合の頃から日本はリーダーシップを取ってきている。これまで日本がどのようなことを実施し、どのような成果を上げてきたか、これから何をやろうとしているのかといったことについてのアピールをしていくことが重要ではないか。これは日本政府だけでなく、我々のような国際機関についても言えることである。

【国連機関における重複事業の改善の取組】

(調査団) 国連機関については、組織が大きくなりすぎて、各機関が独自に活動を行い、重複している部分が多いのではないか。各国が厳しい財政状況の中で分担金・拠出金を出しているが、国連機関において無駄な支出を改善する取組はなされているのか。

(日本人職員) 私は駐在調整官事務所をサポートする部署にいる。2007年からワン・UN・パイロットという取組が幾つかの国で行われている。そこでは各国連機関の活動を一つにまとめようということで、一つのプランを作り、資金の流れも一元化している。また、管理事務所等もまとめられる所は一つにまとめている。そのようにして一つの国連として効率的に活動していこうということで取組を行っている。

(弓削局長) 国連機関の中でUNDPの常駐代表が兼任しているのが国連調整官である。その国への国連全体の支援が重複しないように調整を行っているほか、国連全体が他のドナーとの関係でも支援の重複がないように調整を行っている。本来は途上国自身がやるべきことであるが、そのお手伝いをしている。

【国連機関における日本人職員増強策】

(調査団) 国連機関等における日本人職員の増強策について、実際に働かれている皆さんの考えがあれば、お聞きしたい。

(日本人職員) ユニセフでは、それまでの実績等を踏まえ、いかにコンピテンシー・インタビューで自分の実力をアピールできるかが重要になる。国連本体でも、そういう形でインタビューのうまい人が勝ち残りがちである。日本人は積極的に自分の能力や実績をアピールするというのが苦手であり、採用や昇進で不利になってしまう。その点では、日本人職員増強策について、拠出金に見合った職員数の確保という言い方もあるが、もっと先に行って、日本人のすばらしい特性、例えば、物事を改善する能力、組織に貢献する姿勢などは、これからの国連にとって必要とされるものであるということ積極的にアピールしていくべきと考えている。

(弓削局長) 日本人は面接が苦手である。履歴書等は申し分ないのに、30～40分の面接でうまくアピールできなくて、採用されないというケースが多い。中で昇進するときも、今は全部公募制なので、いかに自分が有能であるのかをアピールできないと難しい。そのため、面接のコーチングと模擬面接が重要になってくる。採用試験を受ける前にこれを2～3回実施するとかなり違ってくる。また、面接をして不採用になった場合には、その理由を必ず聞くように薦めている。理由をすべて教えてくれないこともあるが、何が自分に欠けていたのかをある程度知ることができ、それにより次回に向けて改善すべきポイントが分かる。

(日本人職員) 確かに面接への対応は非常に重要なポイントであるが、もう少し制度的な面で、以下の提言を行いたい。

① 外務省あるいは日本政府として、国連の日本人職員を増やすということについてのビジョンと戦略を明確化する必要がある。諸外国は自国の国連職員を自らの国益や価値観を反映させるツールとして考えているのが現実で、日本政府もこれに対抗する必要がある。かかる取組により、納税者への説明責任という意味でもより説得力が増す。

② 外務省職員（特にニューヨーク、ジュネーブなどの国連機関の本部等所在地の在外公館の職員）に国連日本人職員増強を本来業務の一環として認識させ、より一層大幅な努力を促すこと。この点、トップダウンの指導力が必要である。外交政策のサブスタンスと人事を組み合わせで考える。例えば、鍵となる国への支援に併せて日本人職員（JPO¹も含め）も当該国に戦略的に派遣するなど、工夫をする。

③ 国連日本人職員の「少子高齢化傾向」を念頭に、幹部の選挙対策だけでなく中堅若手支援をしっかりと行う。幹部の選挙など短期的な取組に限らず、長期的観点から日本人職員対策にアプローチする必要がある。中堅若手を育てられなければ10年後、20年後の幹部人事で成果を上げられないことに十分留意する。

¹ JPO（Junior Professional Officer）制度：国際機関に勤務を希望する若手日本人を、日本国政府（外務省）の経費負担により、原則2年間国際機関に派遣し、勤務経験を積む機会を提供することにより、正規職員への途を開くことを目的とした制度。派遣終了後は各自が応募して正規ポストを獲得する必要がある。毎年、40人程度を新規に派遣している。

- ④ JPO制度については需要と供給がもはや必ずしもマッチしていないので、「オーバーホール（総点検）」し、強化する。その際、派遣期間を3年として（特にフィールドと本部の双方を経験させてネットワークを広げさせる）、現行のP2レベル（専門職レベル1～3の第2レベル）だけでなく、より高度なP3レベルでの派遣も行う。
- ⑤ キャリア上のリスクの少ない（身分が保障された）日本の国家・地方公務員の国連機関への派遣を促し、裾野を広げる。同時に、国連日本人職員が一時日本の公的機関などで働き、国連での経験等を共有できるような機会を拡充する。公務員改革の中で、より柔軟な公務員制度を構築するにあたり、国連日本人職員増強という観点を入れる。
- ⑥ さらに、③及び④との関連で、外務省の委託事業である平和構築人材育成事業についても見直しを行うことを提案する。現行制度では、同事業修了生に国連への就職を支援することとなっているが、ほとんどがよくてJPO採用（外務省スポンサー）あるいは国連ボランティアでの採用止まりで、国連の正規職員としての就職を斡旋するという意味では効果的な出口戦略を欠いている一方、国連への就職支援を売りにしている感があり、「誇大広告」となっているおそれがある。また、JPO制度との関係性の整理が必要である。

（日本人職員）私も現役のJPOの立場から意見を考えてきた。

- ① まず、任期の問題である。2年間で勝負するというのは厳しい。北欧の国などでは、原則は2年間だが、ほとんどの場合は1年延長されて、3年間というのが基本になっている。また、JPOでは任地があれば、そこで仕事を終えるというのが前提になっている。一方、北欧の国などでは、最初にフィールドで働いた人は3年目には本部やリージョナル・センターに行けるようになっており、2つの視点を養えるシステムとなっている。
- ② 次に外務省のサポートに関することを申し上げたい。JPOとしてどの赴任地に行くかについては、本人のコントロールの及ばないことが多い。小さな国に赴任すると、国際的に活動するスタッフと接する機会も少なく、次に正規職員の試験を受けようとするときに人的ネットワークが限られて、不利になる。そのような場合には、在外公館による何らかのサポートが制度としてあれば望ましい。①と関連するが、フィールドと本部等の2つの視点を養えるというのが望ましく、そうした点での外務省のサポートを期待する。
- ③ 個人的な見解として、ある外国がここ数年で急激にJPOによる職員を増やしているが、その分、若干、人材の質が落ちているのではないかと感じるがあった。日本のJPOを考えるに当たっては、むやみにその数を増やそうとするのではなく、きちんとした人材の質を確保するという点も重要であろう。JPO制度の再点検、見直しを行う際には、その点のバランスを考慮することが必要であると考え。

（弓削局長）JPO制度に限らず、国連機関のどういうポストに日本人を派遣したいのかを戦略的に考えることが重要である。日本政府がアフガニスタンでマルチ、バイ両面

での支援を強化したいというときには、例えば、現地に日本人の J P O を送るというように、組織全体として戦略的に取り組む必要があるだろう。

(調査団) 日本政府が国際機関の人事に対してそういう要望を伝えることはできるのか。

(弓削局長) ドナー国として、そういう希望を伝えることは出来る。また、UNDP 側では、各事務所から、日本との連携を深めたいので J P O で日本人職員を送ってほしいとの希望が出されることがある。それ以外のポストは公募制なので、日本人にも応募してもらえるよう情報提供を行うことはできる。

(日本人職員) 日本人が J P O になりたいと思うときにはそれなりの年齢になっていることが多い。日本では J P O 制度の上限は 35 歳だが、国連機関では採用の上限を 32 歳としているところが多い。大学を出て、何年か仕事をし、それから語学を勉強して大学院を卒業してとなると、J P O になるのは 32 歳くらいになってしまう。そういう意味で、中学生・高校生くらいから国際協力教育を始めることが必要だと感じている。例えば、日本の学校ではユニセフ募金などを行っているが、その募金の意味というものを子供達にどのように伝えていくのかが大事ではないか。今は Youtube 等を通じて現場の活動を見せることもできるので、それを見て私もそういう所で働きたいと思うようになると、裾野も広がるのではないかと。

(日本人職員) 模擬国連というのをこちらの高校ではやっている。日本でも一部の高校は参加しているが、国際理解を深めるという意味でも、日本の高校生も積極的にそういうものにも参加するようにしていってほしい。

(弓削局長) 国連機関で働いている人達が、家族の理由などで日本に戻る必要が出た場合でも、国連を完全に辞めないで、休職した上で、なるべく同じ分野のキャリアを日本で積んで、また国連に戻れるという、リボルビング・ドア・ポリシーのようなものがうまく構築できればよいと感じている。日本の場合、雇用が硬直的なので難しいところもあるが、大学や省庁、J I C A など働いて、また国連機関に戻れるようになれば、日本の ODA や制度を知っている人達が国連機関で働くことになるので、マルチ・バイ連携をするときでも日本の事情を踏まえた対応が出来ることとなり、日本にとってもメリットがあると思う。

VI. 派遣議員団としての所見

はじめに

今般、参議院政府開発援助（ODA）調査派遣団第2班として、米国及びカナダ両国の援助関係機関等並びに世界銀行及び国連を訪問し、両国及び国際機関の援助政策の動向等について調査を行った。

これまでの参議院のODA調査派遣は、原則として、途上国における我が国の援助案件の視察を中心に行われてきたが、前回の派遣では、新たな試みとして、経済協力開発機構（OECD）・開発援助委員会（DAC）の加盟国である欧州のドイツとスウェーデンに調査団を派遣し、両国の援助政策及びその実施の動向等を中心に調査が行われ、我が国の援助政策の在り方を考えるに当たって多くの示唆を得ることができた。

そこで今回も引き続き主要先進国の援助動向等に関する調査を行うこととし、欧州とは異なる援助理念や援助手法を持ち、近年、ODAの額を大幅に増やしてきている北米の米国及びカナダを調査することとした。また、世界銀行、国連といった国際機関がこうした主要援助国とともに世界における援助潮流の形成の上で大きな役割を果たしていることにかんがみ、これらの調査も併せて行うこととした。

米国においては、特にオバマ政権発足後の政府、議会等における様々な援助改革の議論に留意しつつ、その援助政策の動向等について、上院議員、国務省及び米国際開発庁（USAID）の幹部、さらには大学やシンクタンクの研究者等、様々な分野の方々と意見交換を行うことができた。

カナダにおいては、その援助政策の動向等について、下院議員及びカナダ国際開発庁（CIDA）の長官・幹部と意見交換を行ったほか、特に平和構築分野の取組について集中的な調査を行い、アフガニスタン等の脆弱国家支援における全政府的アプローチについてカナダ外務国際貿易省の複数の担当者から詳細な説明を受けるとともに、平和構築活動に従事する人材の教育・訓練についてピアソン平和維持センターから、人材の登録・派遣制度についてNGOから、それぞれ説明を聴取することもできた。

さらに、国連開発計画（UNDP）の総裁及び世界銀行の副総裁と国際機関の開発援助政策の動向等について議論するとともに、国連機関で働く邦人職員の方々とも様々な課題について意見交換を行った。

以上の調査活動の結果、米加両国及び国際機関の開発援助政策の動向等について、様々なことを把握し、多くの教訓や示唆を得ることができたが、以下、それらの中で、特に、我が国としてODAに関する諸課題を克服し、戦略的かつ効果的・効率的な援助を行う上で参考になると思われる点を中心に派遣議員団としての所見を述べることにする。

1. 開発援助の戦略的活用

今回の米国及びカナダの訪問を通じて、最も強く印象に残ったのは、両国が開発援助を対外政策の重要な柱の一つと位置付け、外交政策と連携する形で戦略的に活用していこうとしていることであった。

(1) 米国のQDDRについて

現在、米国では、政府、議会等において、援助政策及び実施体制の見直しの議論が様々な形で行われている。国家安全保障会議（NSC）は、「大統領調査令」に基づき、政府全体の開発援助政策の見直し作業を進めており、一方、国務省においても、クリントン長官が「4年毎の外交・開発政策の見直し（QDDR）」を策定することを表明し、そのための検討作業が行われている。また、議会においても、上下両院にそれぞれ異なった内容の対外援助改革の法案が提出されているなど、米国の援助改革の動向については、その最終的な姿はいまだ見えていないのが現状である。

こうした動きの中で、今回の米国訪問では、特に国務省のQDDR担当上級部長から、QDDRの目的や現在の検討状況について詳細な説明を聴くことができた。国務省では、「テロとの闘い」などの直面する諸課題に対応するため、これまで以上に開発援助を外交政策の中に取り込んでいく必要があると認識しており、こうした観点から、外交、開発援助、さらには安全保障をも含んだ諸政策を統合した形で対外政策に関する戦略文書を策定しようとしている。

翻って、我が国のODAについて考えると、政府開発援助大綱（ODA大綱）や中期政策が策定されているものの、対外政策全般の中でODAの位置付けを明確に示した政策文書は策定されていない。そのため、外交と開発援助の関係が必ずしも明確になっておらず、その結果、二国間、多国間外交においてODAが戦略的かつ効果的に活用されていないとの指摘もある。また、FTA交渉等の経済外交についても、その他の外交政策や開発援助と連携した形での戦略的な対応が行われているのか疑問に感じることもある。

こうした状況を踏まえれば、米国における援助改革の動きも十分に見据えた上で、我が国において、外交、開発援助、さらにはFTA等の国際経済分野の諸政策を統合する形で対外政策に関する戦略文書の策定を検討してみる価値は十分にある。

なお、米国における援助改革の議論については、政府のみならず、議会においても活発であり、議員や外部の専門家から成る諮問委員会を設置して報告書を提出するとともに、上述のとおり、現在も上下両院にそれぞれ援助改革に関する法案が提出され、審議が行われている。ODAの問題を専門的に扱う参議院政府開発援助等特別委員会においても、こうした米議会の活動を参考とし、我が国のODAの在り方等について、外部有識者の知見を活用するなどして積極的な調査が行われることを期待したい。

（２）カナダの全政府的アプローチについて

カナダにおいては、アフガニスタン等の脆弱国家支援について、治安から復興開発に至る平和構築の多面的プロセスを関係省庁が一体となって取り組む「全政府的アプローチ」が採られている。

アフガニスタン復興支援については、関係閣僚から成る「アフガニスタンに関する閣内委員会」が司令塔となり、３Ｄ（外交・開発・軍事）と要員の安全に関する政策決定を行っている。また、外務国際貿易省やＣＩＤＡには「アフガニスタン・タスクフォース」が設置されており、閣内委員会が決定した政策について、関係省庁間の連携・調整を図りつつ、効果的な実施に努める体制となっている。

さらに、紛争や自然災害等の国際的な危機への迅速で調和のとれた対応を実施するための組織として、外務国際貿易省内に「安定化復興タスクフォース（ＳＴＡＲＴ）」が置かれている。ＳＴＡＲＴは、脆弱国家への支援等について、関係省庁と戦略レベルでの調整を行った上で、ＣＩＤＡが行う中長期的な観点からの開発と連携しつつ、即応性・外交的観点を重視した支援を実施していくこととなる。

一方、我が国では、ＯＤＡに１２府省庁が関与しているが、援助政策の決定過程及び実施体制について、戦略性に欠けた援助となっており、また、効果的・効率的な援助の実施が十分にできていないとの指摘もある。さらに、今後、我が国がアフガニスタンやパキスタンへの支援を強化して行くに当たっては、外交、開発援助等の諸政策について、関係省庁が十分に連携し、政府一体となった取組が必要となってくことは明らかである。

こうした状況を考えれば、カナダ政府の取組については、今後の我が国の外交、開発援助等に関する政策の立案・実施に当たり、参考とすべき点が多々あるものと感じられた。

２．適切な援助水準の確保

我が国のＯＤＡ予算は、一般会計予算ベースにおいて、１９９７年度をピークに年々減少し、２００９年度予算までの１２年間に於いて４割以上削減されてきている。また、ＯＥＣＤ／ＤＡＣが公表した２００８年の国別援助実績（暫定値）では、我が国のＯＤＡ供与額は第５位、対国民総所得（ＧＮＩ）比では第２１位となっている。

一方、他の先進主要国は、２０００年９月の「国連ミレニアム宣言」採択を踏まえ策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）や２００１年９月の米国同時多発テロを契機として、ＯＤＡを大幅に増額してきており、こうした動きは、今回訪問した米国及びカナダでも同様である。

米国では、同時多発テロを契機に、自国の安全保障政策の一環として開発援助を重視する方向に転換し、過去１０年間で３倍近くまでＯＤＡを増やした。

さらに、現オバマ政権は、厳しい経済・財政事情にもかかわらず、米国の国際社会におけるリーダーシップを確保するため、2015年までにODAを倍増することを目指している。

また、カナダにおいても、国際援助予算を毎年8%増額し、2010年度末までに2001年度基準で倍増することを公約しており、近年、そのODAの額は堅実な伸びを続けている。

我が国におけるODA予算の現状については、主要国の中で最も悪化している財政事情を考えればやむを得ないとの意見がある一方、国際社会の一員として我が国が国際的な開発課題に対し負っている責務を果たせなくなり、さらには国際社会における我が国の影響力を弱め国益に反することとなるとの指摘もなされている。

今回の調査を通じて、米国及びカナダが様々な問題を抱えつつも、ODA増額に向けた取組を強化している姿を見ると、2008年5月の参議院政府開発援助等特別委員会の決議で示されたように、我が国はODAの減少傾向を反転させ、具体的数値目標を示した増額に向けた取組姿勢を打ち出す時機にあるのではないかと考えられる。

3. 現地援助体制の強化と権限の移譲

昨今の国際援助においては、援助国間の援助協調の度合いが増すとともに、援助の形態も個々の開発事業を対象とするプロジェクト支援のみならず、教育、医療、衛生、食料などセクター全体を対象とするプログラム支援の比率が高まっている。このような援助形態の変化に伴い、援助国は、従来にも増して被援助国のニーズの的確な把握や開発戦略を含めた被援助国との政策対話の強化、他の援助国や国際機関との迅速な調整を行うことが必要となっており、そのため現地重視の発想が求められている。

今回の調査では、米国及びカナダともに現地での援助実施体制を強化し、権限の移譲を進めていることについて認識を深めた。USAIDからは、迅速かつ効果的に援助を行うため、現場主義の立場をとり、現地への権限委譲を進めているとの説明を受け、同じくCIDAからも、2007年6月に大規模な組織改革に着手し、本部から現場への人的・物的資源の再配分及び権限移譲を進めているとの説明を受けた。また、前回、参議院ODA調査団が訪問した欧州のドイツ及びスウェーデンにおいても、同様の動きを進めていることが明らかになっている。

現在、我が国においても、大使館と実施機関を主要メンバーとする現地ODAタスクフォースが設置されるなど現地重視の取組がなされていることは承知しているが、現地での責任の所在が明確ではなく決定に時間がかかるとの指摘も一部ではなされている。そのため、諸外国の取組も参考としつつ、更なる現地体制の強化と権限委譲が行われ、援助が効率的・効果的に運営さ

れることを期待したい。

4. 援助対象国の重点化

カナダ政府は、2009年2月、援助効果を高める観点から、カナダの援助の大半を占める二国間援助について、その80%を重点対象国20か国に集中させることを発表した。こうした動きはカナダにとどまるものではなく、前回、ODA調査団が訪問した欧州のドイツ及びスウェーデンでも、同様に援助対象国の重点化が進められていた。

現在、我が国の二国間援助の対象国は160か国・地域を超えている。言うまでもなく、カナダ、ドイツ、スウェーデンといった国々と我が国では、政治・経済・安全保障をめぐる環境に違いがあり、外交関係に与える影響も考慮すれば、各国の重点化施策をそのままの形で我が国に導入することには課題が多いと言えよう。

しかし、我が国のODA予算の大幅な増加が困難な中で、援助をより効果的に実施するとともに、それを我が国の国際社会におけるプレゼンスの向上とリーダーシップの発揮に結び付けるためには、援助の戦略性の検討も含め、援助対象国の重点化について議論を深めていくべきであろう。

5. 民間企業やNGOとの連携強化

近年、主要援助国は、途上国援助における民間企業やNGOとの連携による資金、ノウハウ、技術等の活用策を積極的に講じている。

米国では、1960年代には、途上国への資本・資金等の流れの71%はODA等の公共部門によるものだったが、現在ではその割合は大幅に下がっており（2005年実績で17%）、その分、非政府部門の活動が活発化してきている。こうした状況を踏まえ、USAIDでは、近年、援助分野における官民連携（PPP；Public-Private Partnership）に本格的に取り組んでおり、「グローバル開発同盟（GDA；Global Development Alliance）」という担当部署を設け、民間が提案する事業をマッチングファンドで支援するなどの取組を積極的に行っている。

また、カナダにおいては、開発援助の事業実施の主体は、NGO、大学等の市民社会組織（事業実施の約90%を占める）や民間企業、財団等であり、CIDAが直接実施に携わることは稀である。カナダには約350の援助関係NGOが存在するとも言われており、資金や物資の供与、人材派遣、緊急支援等幅広い活動を行うとされている。

他方、我が国においても、2008年4月に民間企業との連携強化のための「成長加速のための官民パートナーシップ」が発表されたほか、NGOとの連携強化の様々な取組も行われている。ODAを効果的・効率的に活用するとの観点から、米国やカナダの状況・取組も参考としつつ、民間企業やNG

Ｏとの連携を更に強化していくことが期待されるものである。

6. 国民の理解とODA広報の充実

今日の厳しい経済・財政事情の下において、ODAを実施するに当たっては、国民の理解と支持を得ることは必要不可欠であり、ODA広報の充実は重要な課題となっている。

この点について、米国及びカナダの取組は大いに参考となるものであった。いずれも、NGO、企業等の市民社会との連携・協力による国民各層へのメッセージの発信、メディアを利用した途上国援助の理解の促進の取組に力を入れている。特に、カナダにおいて、NGOなどは、途上国でのプロジェクト実施等のためにCIDAから提供される資金について、その10%をカナダ国内向けの活動に使うことが認められているとのことである。

我が国においても、こうした米国、カナダ等の諸外国の取組を参考としつつ、ODAに対する国民の理解と支持を得るためのODA広報の在り方を検討していくべきであり、更なる工夫の余地があると感じた。

また、既に行っていることではあるが、学校教育や自治体の場において、JICA等を活用して現場経験を伝えられるような形で開発教育を行っていくことも、国民のODAに対する理解と支持を得るためには有効であり、一層の促進に力を入れるべきであろう。

7. 平和構築分野での取組強化

平和の構築は、我が国のODA大綱において重点課題の一つに掲げられており、これまで紛争後の難民支援や復興支援、またアフガニスタンでのDDR（元兵士の武装解除、動員解除及び社会復帰）など、様々な支援を行っている。

今回、平和構築分野の取組について、米国ではUSAIDから説明を聴取したほか、特にカナダにおいては集中的な調査を行い、脆弱国家支援等におけるアフガニスタン・タスクフォースやSTARTの活動、ピアソン平和維持センターによる平和構築分野の人材育成、CANADEM（NGO）による人材の登録・派遣制度等について多くの知見を得ることができた。

今後、我が国はアフガニスタンやパキスタンへの支援を強化していくに当たり、平和構築分野での取組を更に強化していく必要があるが、今回の調査を通じて、特に重要と思われた事項を以下に列挙する。

- ・ 「1. 開発援助の戦略的活用」で述べたように、アフガニスタン復興支援等においては、平和構築の多面的プロセスに対応するため、外交政策と開発援助の連携を強化し、関係省庁が一体となって取り組む必要が出てくる。こうした点で米国やカナダの取組は参考となる部分が多い。

- ・ 平和構築の現場（特にアフガニスタン）では司法・警察分野への支援のニーズが高い。こうした分野での取組を強化できるように体制を整備すべきである。その際、我が国の警察の平和構築活動へのより積極的な参加が期待される。
- ・ 平和構築への文民への参加においては、事前の訓練、活動中の安全確保及び事後の社会復帰への支援が極めて重要であり、これらを適切に行えるかどうかは成果に大きな影響を与える。米国では、紛争国における文民の支援能力向上を目的として、U S A I D内に文民復興対応部隊が設置され、教育・訓練等のための訓練センターも作られた。また、カナダにおいては、アフガニスタンに派遣される文民の援助要員に対して、外務省やC I D Aのタスクフォースが中心となって事前訓練を徹底的に行うとともに、現地及び帰国後のケアにも細心の注意を払っている。現在、我が国では、平和構築活動に参加する文民への支援体制は十分とは言えず、早急にその体制強化を図るべきである。
- ・ ピアソン平和維持センターの訓練（軍人、警官、文民職員の統合訓練が主流）を参考にした場合、自衛官と文民職員は、平和構築の現場に近い形を想定して合同で訓練を行う機会を増やしていくべきである。また、自衛隊の訓練施設への文民の訓練参加も積極的に認めるべきである。
- ・ カナダのC A N A D E Mのような平和構築・援助分野の人材バンク（非営利・独立組織）を政府が資金を出して創設することも検討すべきではないか。C A N A D E Mからは、人材登録を政府機関ではなくN G Oが行うことのメリットとして、低コストで迅速かつ弾力的な対応が可能であることなどの説明を受けた。

8. 国際機関を通じた援助の推進

我が国の国際機関への拠出金は大幅に減少してきている。例えば、U N D Pへの通常資金（コア資金）への拠出金は、2000年に1億ドルであったものが、2008年には約7,300万ドルと27%減少し、第1位から第6位に順位を下げるとともに、事実上の常任の執行理事国の地位も失っている。

こうした状況については、我が国から国際機関への拠出金が縮小するのと軌を一にして国際機関の意思決定に影響力を持つ幹部ポストに就く日本人の数も減少するなど、国連を始めとする国際機関における日本の影響力が大幅に低下し、国益を損ねているとの指摘もある。

他方、米国は、オバマ政権になり、それまで滞納していた国連分担金を支

払うなど、国連・国際機関との連携強化を目指しており、今後、更に国際機関を通じた援助を増やすことが見込まれている。

こうした国際的な動向も踏まえつつ、我が国としては、国際機関への拠出金の意義や国際機関を通じた援助の長所・短所というものを改めて確認した上で、国際機関を有効に活用していくべきであると考ええる。

例えば、我が国があまり知識・経験のない地域・分野で援助活動を行う必要が出てきた場合などは、そうした地域・分野の知識・経験・人的ネットワーク等を持っている国際機関と連携して援助を行うことは我が国にとっても大きなメリットがあるものと考えられる。

9. 国際機関における日本人職員の増強

今回の米国訪問では、UNDP 総裁、世界銀行副総裁との会談において、それぞれの機関における日本人職員の積極的採用・活用について要請を行うとともに、そのための課題について議論した。

さらに、実際に国連機関で働く日本人職員の方々と意見交換を行う機会があり、日本人職員の増強策について様々な御意見・御提言を頂いたが、まさに現場の声ということで、どれも貴重で大いに参考となるものであった。

以上を踏まえ、国際機関における日本人職員の増強策について、派遣議員団として、特に重要であると思われる点を以下に列挙する。

- ・ 国際機関の日本人職員を増やすことについてのビジョンと戦略を明確化し、外務省のみならず日本政府全体として取り組んでいく必要がある。現在、外務省に国際機関の選挙等のための対策委員会が設けられているが、政府全体で取り組むより強力な体制に改革すべきである。
- ・ 外務省職員に国際機関の日本人職員増強を本来業務の一環として認識させ、より一層大幅な努力を促す必要がある。この点については、政治レベルでのトップダウンの指導力が必要である。
- ・ 外交政策のサブスタンスと国際機関の人事を組み合わせで考えるべきである。例えば、鍵となる国への支援に併せて国際機関の日本人職員（JPO も含む）を当該国に派遣するように働きかけるなど、戦略的な取組を考えるべきである。
- ・ 国際機関の幹部の選挙対策だけでなく中堅若手支援をしっかりと行うべきである。中堅若手を育てられなければ 10 年後、20 年後の幹部人事で成果を挙げられないことに十分留意する必要がある。

- ・ J P O制度については、国連日本人職員の方々から、需要と供給がもはや必ずしもマッチしておらず、見直しを行う必要があるとの指摘があった。そうした声も踏まえ、J P O制度の見直しについて真剣に検討すべきである。その際、派遣期間を現行の2年から3年に延長し（特にフィールドと本部の双方を経験させて人的ネットワークを広げさせる）、現行のP 2レベル（専門職レベル1～3の第2レベル）だけでなくP 3レベルでの派遣も行うことを検討すべきである。
- ・ 我が国の国家・地方公務員の国際機関への派遣を拡充すべきである。同時に、国際機関で働く日本人職員が一時我が国の公的機関などで働き、国際機関での経験等を共有できるような機会を増やすことも必要である。
- ・ 外務省の平和構築人材育成事業については、国連日本人職員の方から、同事業修了生に国連への就職を支援することとなっているが、ほとんどがよくてJ P O採用又は国連ボランティアでの採用どまりで、国連の正規職員としての就職を斡旋するという意味では効果的な出口戦略を欠いているとの指摘があった。そうした指摘も踏まえ、国際機関への就職支援の在り方やJ P O制度との関係について、改めて検討する必要があると考える。
- ・ 国際的に活躍できる優れた人材を育成するため、海外への大学院留学生を増やすとともに、小中学校から国際社会に貢献できるような人材の育成に意識的に取り組んでいくべきである。

10. O D A基本法の制定

今回訪問した米国及びカナダでは、いずれも対外援助の在り方を規定する法律が存在しており、特に、我が国と同じ議院内閣制をとるカナダにおいて、議員立法として議会に提出されていたO D A説明責任法案が、2008年5月、与野党双方の議員の賛成によって成立したという事実は、非常に興味深いものである。同法では、O D Aの貧困削減への重点化、援助関係機関との協議義務、議会への報告内容の充実等が規定されており、O D Aの透明性と説明責任の向上を政府に義務付けるものとなっている。

現在、我が国のO D Aは、O D A大綱や中期政策に基づいて実施されているが、O D Aは国民の税金等が原資となっており、その予算規模の大きさも考えれば、本来、国会が制定する法律に基づいて実施されるとともに、国会に対して詳細な報告が行われるべきものと考ええる。

実は、参議院では、過去にO D A基本法の制定に向けて検討を進めていた時期があり、1998年6月に国際問題に関する調査会が議長に提出した報告書の中ではO D A基本法案の骨子が示されている。

以上を踏まえ、ODAに対する民主的な統制を確保するとともに、国民の理解と支持の下にODAを実施するという観点から、我が国においても、カナダのODA説明責任法などの諸外国の立法例も参考としつつ、ODA基本法の制定に向けて本格的な検討を開始し、合意できる事項については早急に立法化を図るべきであると考えている。

おわりに

以上、今回のODA調査派遣を通じて得た派遣議員団の所見を述べた。派遣議員団としては、今回の調査で得られた成果が参議院でのODA論議に寄与することを切に願うものである。

なお、国際的な援助潮流は激しく変化しており、先進各国においても様々な援助改革の取組が続けられている。参議院においては、そうした動向を的確に把握しつつ、我が国のODAの在り方についての議論を行っていく必要があり、次回以降の調査派遣においても先進援助国での調査を引き続き実施されんことを希望する次第である。

最後に、ご多忙の折り、米国及びカナダ両国での派遣議員団による調査を快くお受けいただいた訪問先の方々に対し、心からの感謝を申し上げたい。

また、訪問先とのアPOINTはもちろんのこと、本派遣議員団の現地調査に当たって、きめ細かい御便宜、御配慮を頂いた、米国及びカナダ日本国大使館並びに国連日本政府代表部の大使、公使を始めとする職員の方々、そして、外務本省の関係職員の方々、JICA及び同米国事務所の関係の方々に対し、深甚なる謝意を表する次第である。

(裏余白)

第 3 章

フランス共和国、ケニア共和国、
ウガンダ共和国、南アフリカ共和国班
報告

(裏余白)

第3章 フランス共和国、ケニア共和国、ウガンダ共和国、 南アフリカ共和国班報告

I. 派遣団の構成・調査日程

第1 派遣団の構成

○期間

平成21年10月11日（日）～平成21年10月23日（金）[12泊13日、うち機中1泊]

○派遣団の構成

団長	参議院議員	木	俣	佳	丈（民主）
	同	姫	井	由美子	（民主）
	同	山	本	順	三（自民）

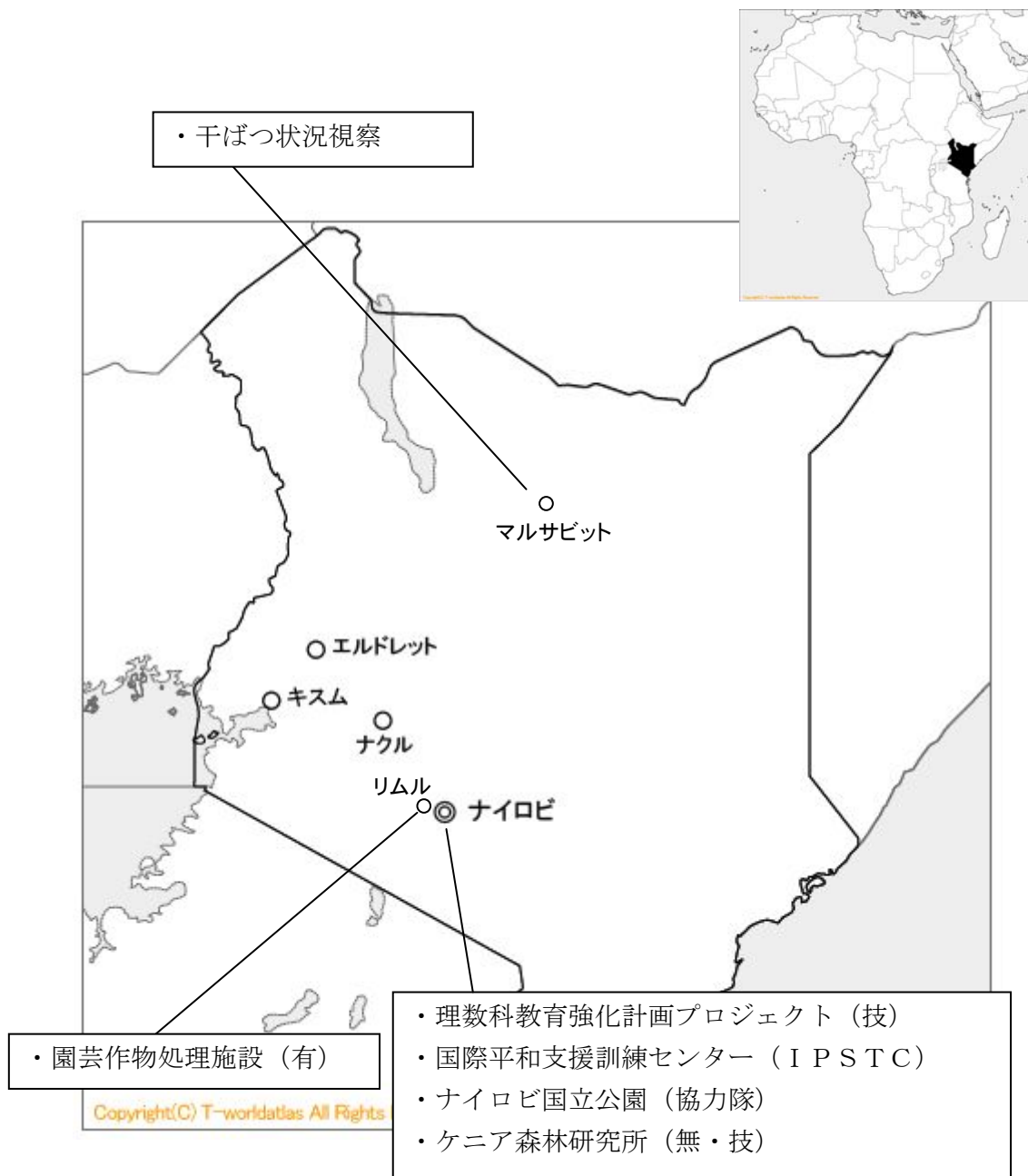
同行	企画調整室次長	矢	嶋	定	則
	内閣委員会調査室次席調査員	倉	田	保	雄

第2 調査日程

	午 前	午 後	宿 泊
10月11日 (日) 1日目	【移動】 成田発(11:20)	【移動】 →パリ着(16:40) 大使館から説明聴取	パリ
10月12日 (月) 2日目	OECD代表部から説明聴取 【案件視察等】 トマジ仏外務省世界経済・開発戦略局長との意見交換 ド・ロアン上院外務防衛委員長との意見交換	【案件視察等】 OECD-DAC(ヒール副議長、ケアリーOECD開発協力局長等)との意見交換	パリ
10月13日 (火) 3日目	【移動】 パリ発(7:35) →ロンドン着(7:55) ロンドン発(10:20)	【移動】 →ナイロビ着(20:55) 大使館から説明聴取	ナイロビ
10月14日 (水) 4日目	【案件視察等】 オディンガ首相との意見交換	【案件視察等】 理数科教育強化計画プロジェクト 国際平和支援訓練センター(IPSTC) NGO・青年海外協力隊等との懇談	ナイロビ
10月15日 (木) 5日目	【案件視察等】 青年海外協力隊活動現場(ナイロビ国立公園) ケニア森林研究所	【案件視察等】 園芸作物処理施設建設事業 現地日本企業関係者との懇談	ナイロビ
10月16日 (金) 6日目	【移動】 ナイロビ発(8:30) →カンパラ着(9:45) ンシバンビ首相との意見交換 セカンディ国会議長との意見交換	大使館から説明聴取 【案件視察等】 ワト村 【移動】 カンパラ発(19:55) →ナイロビ着(21:05)	ナイロビ
10月17日 (土) 7日目	【案件視察等】 ワールド・ビジョンとの意見交換 北部マルサビット地区において干ばつの状況等視察	【案件視察等】 園芸作物処理施設建設事業の改善計画についてJICAから報告提出・説明聴取 JICA関係者等との懇談	ナイロビ

	午 前	午 後	宿 泊
10月18日 (日) 8日目	【移動】 ナイロビ発(9:10) →ヨハネスブルグ着(12:20)	【案件視察等】 ワールド・ビジョンとの意見交換 大使館から説明聴取	プレトリア
10月19日 (月) 9日目	【案件視察等】 レタビーレ地区学校環境改善計画 ハーニック・フェロクロム社(フェロクロム の製造・販売及びクロム鉱石の採掘)	【案件視察等】 ムベキ元大統領との意見交換 カギヤ世銀南ア事務所長等との意見交換 現地日本企業関係者との懇談	プレトリア
10月20日 (火) 10日目	【案件視察等】 ギドラナNEPAD事務局CEO特別顧問 等との意見交換 旧黒人居住区ソウェト「クリップタウン機 材供与計画」 ポーザANC財務部長との意見交換	【案件視察等】 ナイドゥーDBSA総裁との意見交換 【移動】 ヨハネスブルグ発(15:40) →ケープタウン着(17:50)	ケープタウン
10月21日 (水) 11日目	【案件視察等】 ムフェケト国民議会(下院)議長代行と の意見交換 メラ全国州評議会(上院)副議長との 意見交換 エブラヒム国際関係・協力副大臣との意 見交換	【移動】 ケープタウン発(15:10) →ヨハネスブルグ着(17:10) 【案件視察等】 JICA関係者との懇談	プレトリア
10月22日 (木) 12日目	【案件視察等】 JICA・日立合同によるツワネ工科大学 学生を対象とした人材育成ワークショップ	【案件視察等】 JICA専門家との意見交換 【移動】 ヨハネスブルグ発(13:15)	機中
10月23日 (金) 13日目	【移動】 →シンガポール着(5:35) シンガポール発(7:10)	→成田着(15:10)	

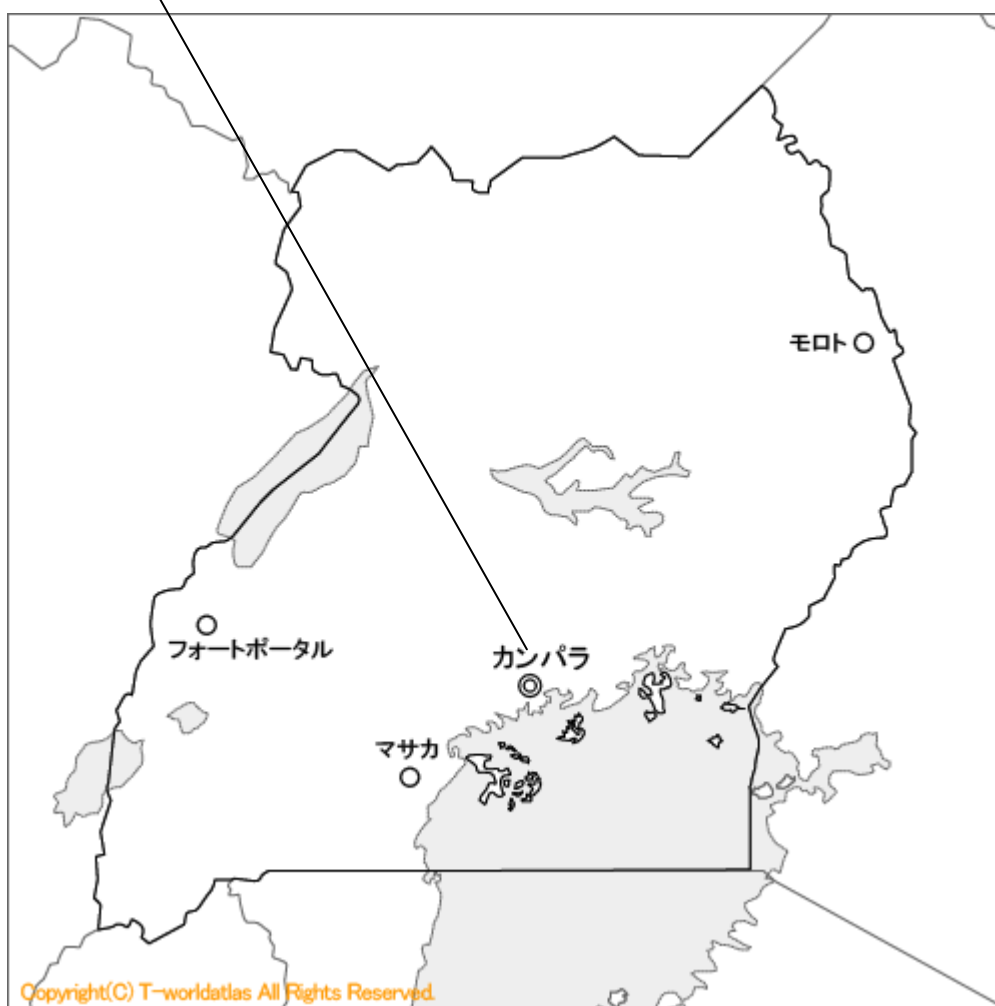
ケニア共和国 視察案件



（備考）（有）は円借款事業、（無）は一般プロジェクト無償資金協力、（技）は技術協力プロジェクト、（協力隊）は青年海外協力隊の活動現場であることを示す。

ウガンダ共和国 視察案件

・ワトト村



南アフリカ共和国 視察案件



- ・レタビーレ地区学校環境改善計画（草の根）
- ・ハーニック・フェロクロム社
- ・JICA・日立合同によるツワネ工科大学学生を対象とした人材育成ワークショップ



- ・旧黒人居住区ソウエト「クリップタウン機材供与計画」（草の根）

（備考）（草の根）は草の根・人間の安全保障無償資金協力であることを示す。

Ⅱ．調査の視点、概要と所感

ODA調査第3班は、派遣に先立ち、外務省及びJICA関係者から訪問国に対する我が国ODAの供与状況、訪問予定機関の概要等について説明を聴取するとともに、日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター長平野克己氏からアフリカの資源開発をめぐる動向、貿易・投資及びODAを効果的に組み合わせることによる国益の実現の必要性等、アフリカ開発を考える際の視点について説明を聴取した。

また、駐日南アフリカ共和国大使、駐日ケニア共和国臨時代理大使及びADC（在日アフリカ外交団）との意見交換を行い、この中ではアフリカ諸国の我が国のODAのみならず経済協力全般に対する期待の大きさが示された。

さらに、団長と民間企業、世界銀行東京事務所の間で意見交換を行い、官民連携を通じたアフリカ開発の方向性、我が国の開発政策を実現する上での国際機関の活用の在り方等、様々な示唆を得た。

また、帰国後においては、ウガンダ共和国に派遣されているJICAのネリカ米専門家である坪井達史氏との意見交換、ADCとの再度の意見交換を行うとともに、団長とADCの共同記者会見を行った。

ODA調査第3班による事前勉強会、帰国後の補充調査等一覧

○出発前	
9月 8日（火）	団の結成。外務省及びJICAからの説明聴取
9月18日（金）	有識者からの説明聴取（日本貿易振興機構アジア経済研究所地域研究センター長：平野克己氏）
	在京ケニア大使館臨時代理大使及び同国国会議員との意見交換
9月24日（木）	在京南アフリカ大使との意見交換
9月29日（火）	三菱商事（株）、伊藤忠商事（株）、三井物産（株）、丸紅（株）との意見交換（団長）
10月 2日（金）	ADC（在日アフリカ外交団）との意見交換（11 か国の大使等出席）
	住友商事（株）との意見交換（団長）
	世界銀行東京事務所長等との意見交換（団長）
10月 6日（火）	世界銀行東京事務所長等との意見交換（団長）
	在京南アフリカ大使との意見交換（団長）
○帰国後	
10月26日（月）	JICA坪井専門家からの説明聴取、意見交換
11月 5日（金）	派遣を踏まえたADCとの意見交換（11 か国の大使等出席）
11月 9日（水）	団長とADCによる共同記者会見

1. フランス共和国

〈調査の視点〉

- ・フランスの援助機関と援助政策の動向
- ・OECD-DACの活動状況とその果たすべき役割

(1) フランスの援助

- ・援助予算の60%をサブ・サハラ・アフリカに振り向け、援助は保健、教育、持続可能な開発、食糧安全保障、民間部門支援の5分野に集中
- ・フランス企業の活動支援を重視する傾向
- ・援助は当たり前であり「聖域化」
- ・援助をGNIの0.7%とする国際目標の2015年達成を首相が主催するCICID（省庁間国際協力・開発委員会）で決定
- ・ODAに対する国民の支持があることは特筆
- ・NGOとの対話を行い外交政策を立案（外相がかつてNGOに関与していたことが背景）

(2) OECD-DACとの会談

- ・日本議員団の初の訪問、対日審査調査団出発の直前のタイミング。会談は約3時間に及ぶ
- ・我が国新政権の援助政策に関心
- ・中国の援助への対応として、スタディー・グループを立ち上げ。DACは中国の援助はルールに則っていないとの認識
- ・ODAによる原子力協力には極めて消極的
- ・国際機関は世界の潮流に追いついていない側面があるが、他方これを我が国政策の実現のために積極的に活用することを検討する必要

2. ケニア共和国

〈調査の視点〉

- ・サブ・サハラ・アフリカ最大の被援助国であるケニアにおける援助案件の現状の確認（問題案件への対応を含む）
- ・ケニア及び東アフリカ地域の開発をめぐる現状と課題

(1) 全般状況

- ・2007年の大統領選挙後の混乱を乗り越え、大連立政権を樹立して諸課題に対処
- ・2007年までのサブ・サハラ・アフリカの援助実績では第1位。我が国は2000年8月に「国別援助計画」を策定するも、その後改訂されておらず問題

（２）オディンガ首相との会談

- ・ケニアは灌漑農業にシフトする考え。水、電力、インフラ、教育、保健分野での協力を重要と認識していることが示される
- ・光ファイバーネットワークを活用したビジネス・アウトソーシング、モンバサ港の経済特区に日本の投資機会があることに言及
- ・人材育成支援無償（無償資金協力を奨学金として留学生を招く制度）の導入を提案し賛同を得る
- ・同制度のアフリカ諸国への導入は極めて重要と認識し、ウガンダ、南アフリカでも提案

（３）案件視察

【理数科教育強化計画プロジェクト、中等理数科教育強化計画（SMASSE）】

- ・ケニア及びアフリカ全土で 18,000 人以上の理数科教師の能力が強化された案件
- ・第三国への波及効果が高く、更に強化する必要
- ・アフリカ大陸内における南南協力の強化が必要

【森林研究所】

- ・四半世紀に亘り我が国が援助し、日本の大学と独自に交流を行うなど完全に自立している優良案件

【問題案件である「園芸作物処理施設」】

- ・会計検査院の指摘にもかかわらず視察時に改善計画が提出されず
- ・我が国援助実施機関、現地機関が一体となった真摯な努力が必要

（４）干ばつ被害への対応

- ・北部地域の干ばつは悲惨であり、我が国独自又は国際機関を通じた援助を更に実施すべき

3. ウガンダ共和国

〈調査の視点〉

- ・国のオーナーシップを補完する民間団体（ワトト）の活動状況

（１）全般状況

- ・東アフリカで比較的安定した国。北部の反政府勢力「神の抵抗軍」との紛争も落ち着く
- ・AIDS対策のモデル国（感染率：18.5%（1990年）→6.2%（2005年））
- ・ウガンダにおいては、要人との会見に加えコミュニティー・ベースでAIDS孤児等の支援を行うワトト村を訪問
- ・我が国はウガンダをネリカ米の開発・普及の重点国に指定

- ・ネリカ米普及のための長期専門家5名の増員を要望

（２）ンシバンビ首相との会談

- ・人材育成支援無償の導入を提起
- ・「ナイル架橋建設計画」がT I C A D I Vの公約達成のための試金石となることを説明（協調融資に際してはシステムの違いを超えた柔軟な対応が必要）

（３）セカンディ国会議長との会談

- ・中国の援助の状況の説明聴取（外務省、大統領府を建設。稲作指導も実施）
- ・議長より議会間交流の促進、同国の議会及び議会事務局に対する支援の必要性に言及

（４）W A T O T O村訪問

- ・教会が運営する4つのサイトに1,800名以上のA I D S孤児等が家族として生活
- ・「いつかリーダーとなって国を支える」をキャッチフレーズとするW A T O T Oの活動は同国のオーナーシップを補完
- ・国際的NGO、W A T O T Oのような団体の活動を開発の主体の1つとして積極的に支援する必要

4. 南アフリカ共和国

〈調査の視点〉

- ・官民連携の現状（民間の投資を我が国の援助がどのように支えているか）
- ・南部アフリカ、アフリカ全体のエンジンとしての南アフリカの現状と課題、これに我が国が果たす役割
- ・D B S A／N E P A D等の役割（現状と将来像）

（１）全般状況

- ・サブ・サハラ・アフリカの全G D Pの3割を占めるアフリカのエンジンで豊富な資源
- ・我が国とは閣僚級の政策対話、ビジネス・フォーラムを実施。79社の日系企業が進出
- ・2010年は両国交流100周年に当たり、ズマ大統領訪日を含む交流の活発化が期待

（２）民間投資の周辺部分への日本の援助が調査の視点の一つ

【ハーニック・フェロクロム社】

- ・三菱商事が世界で初めて51%を出資し、4名の日本人を送り込み海外の鉱山を経営
- ・同社周辺における教育、A I D S対策でC S R活動を行い、これに草の根無償を供与

【J I C Aと日立の人材育成案件】

- ・日立の大型石炭炉（6,000億円のプロジェクト。12基で960万キロワットの出力を保持し、南アの電力の5分の1を供給）を2か所に作る巨大プロジェクトに併せてJICAが日立と共同で人材育成を実施

（３）要人との会談

【ムベキ元大統領】

- ・アフリカ開発においてNEPADは重要。開発はNEPAD、政治はAUとのスタンス
- ・我が国は、NEPAD、AUとの関係強化の方向性を検討する必要

【ポーザANC財務部長】

- ・人材育成支援無償の導入に積極的
- ・原子力の必要性を強調するとともに、外部資金が必要な場合の政府保証に言及

【ムフェケト下院議長代行、メメラ上院副議長】

- ・議会間交流の強化を提案
- ・人材育成支援無償の導入を希望する旨の意向

【エブラヒム国際関係・協力副大臣】

- ・人材交流の促進に積極姿勢
- ・エネルギー問題解決のため円借款が重要なツールである旨明確に表明
- ・南アフリカのエネルギー開発のために日本の資金は絶対に必要。会談での円借款活用に言及があったのは特筆すべき。円借款再開のための環境整備が必要

Ⅲ. フランス共和国における調査

調査の視点と概要
○フランスの援助政策（トマジ外務省局長、ド・ロアン上院外務防衛委員長） 【フランスの開発援助体制】 首相が議長を務めるC I C I D（省庁間国際協力・開発委員会）で取りまとめ。政策のステアリングは外務省、経済・財政・雇用省、移民・統合・国家アイデンティティ・連帯省が担当。A F D（フランス開発庁）がフィールドで援助の運営 2009年4月、外務省の組織を改編し「グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局」の下、「世界経済・開発戦略局」を設置し、開発政策全般を担当 【援助政策の特色等】 援助予算の60％をサブ・サハラ・アフリカに振り向け。援助は保健、教育、持続可能な開発、食糧安全保障、民間支援部門の5分野に集中。フランス企業の活動支援を重視する傾向 援助をG N I の0.7％とする国際目標の2015年達成をC I C I Dで決定 援助は当たり前であり「聖域化」。ODAに対して国民の支持が高い N G Oとの対話を行い外交政策を立案（外相がN G O出身であることが背景） 【中国の援助への評価】 競合するような政策の展開は好ましくなく、共同歩調を望む。中国は既にG20の重要なメンバーであり、そのような場でアプローチすることにより早く収斂を見る 【原子力発電所に対するODAによる協力】 貧しい国々へのアンタイドでの援助は既決事項でタイドを許すことはないとの認識
○O E C D－D A Cの活動状況とその果たすべき役割 【D A Cの対日援助審査、新政権の援助政策】 日本の援助審査は7年ぶりであり、この間に出された援助政策、新政権の援助政策、システムを見る上で重要 【中国の援助への対応】 中国の援助への対応として、スタディー・グループを立ち上げ。D A Cは中国の援助はルールに則っていないとの認識。O E C Dが中核的に提供するのは学習プロセス。中国がテーブルに着くモチベーションを与えることが重要 【原子力発電所に対するODAによる協力】 ODAではなく別の資金の流れとして報告されるべき。日本、フランス等が原子力発電所の契約を取るため援助を使うことを防止する目的 【途上国援助における腐敗防止の在り方】 ODAをめぐる汚職防止には、需給両方のサイドにアプローチを行うとともに、集団的な行動による取組が必要。O E C D－D A Cとしては個々のドナーの腐敗、贈収賄コードの評価はしていない

第1 フランスの援助機関と援助政策

1. 援助理念、基本方針

フランスの政府開発援助政策は、経済成長を促進するため、現地の民間部門、とりわけ中小企業への投資の重要性を重視しており、2008年～2015年で対アフリカ二国間援助の倍増を計画している。具体的には2億5千万ユーロの基金を創設し、それにより10億ユーロのベンチャーキャピタルの資金調達を可能とし、アフリカ大陸全体で10万人の雇用創出を目指している。また、AFD（フランス開発庁）グループの業務も倍増することとし、今後5年間で20億ユーロが投入される予定である。

HIV／エイズを含む感染症対策にも積極的な姿勢を示しており、2007年には世界エイズ・結核・マラリア対策基金に向こう3年間で900万ユーロを拠出することを明らかにした。

更に安定的な開発資金を確保するとの観点から、開発のための国際課税を含む「革新的資金調達メカニズム」を提唱しており、この一環として航空券連帯税として航空券に少額の料金上乗せを行うパイロット・プロジェクトを2006年7月より実施している。それによって調達した資金を元に感染症対策を行う国際医薬品ファシリティー「UNITAID」を英国・ノルウェー・ブラジル・チリとともに立ち上げた。

また、2009年5月末にパリで、開発資金のための連帯税に関するリーディンググループ会合を主催し、世界の開発需要に対応するための追加的な資金調達に関し、様々な資金メカニズムについて、各参加国・機関間での意見交換・情報共有を行う場を提供した。

なお、フランスでは援助政策について基本理念を記した文書等は策定されていなかったが、2008年5月のOECD-DACの援助審査において「包括的な戦略指針を示す文書、白書がない」旨の指摘を受け、2009年6月の「省庁間国際協力・開発委員会（CICID）」（首相が主宰）において、2010年中に国際協力政策に関する枠組み文書を策定することが決定された。

2. 援助実績

2004年～2008年のODA実績

	2004	2005	2006	2007	2008
支出純額(ネット)(単位:100万ドル)	8,472.56	10,026.22	10,600.59	9,883.59	10,907.55
支出総額(グロス)(単位:100万ドル)	9,800.46	11,529.65	12,763.95	11,498.00	12,539.67
対国民総所得(GNI)比(単位:%)	0.41	0.47	0.47	0.38	0.39

(出典:経済協力開発機構(OECD)開発委員会(DAC))

フランスは、2012年までに対GNI比0.7%の国際目標達成を公約(2008年0.39%)している。2008年のODA総額支出純額は、109.08億ドルであり、対前年比で10.40%増となっている。

また、二国間援助の5割程度がサブ・サハラ・アフリカ向けであり、分野では現在の優先分野（イ）教育、（ロ）水・衛生、（ハ）保健・エイズ対策、（ニ）サブ・サハラ・アフリカにおけるインフラ整備、（ホ）農業・食糧安全保障、（ヘ）環境保全、（ト）生産セクター、（チ）ガバナンスを重視している。

3. 最近の動向

2009年6月のC I C I Dで、予算状況が厳しい中、2009年も2008年同様のODA総額を維持し、2015年までにODAのG N I比を0.7%に引き上げるという目標を維持することを決定した。

その上で援助をより効率的なものとするため、対象地域を絞ることが決定された。援助予算の60%はサブ・サハラ・アフリカに向けられ、また、仏の無償援助の50%は当該地域での優先国のうちの14か国（ベナン、ブルキナファソ、コモロ、ガーナ、ギニア、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ニジェール、コンゴ（民）、中央アフリカ、セネガル、チャド、トーゴ）に供与し、援助は保健、教育、持続可能な開発、食糧安全保障、民間部門支援の5分野に集中させることにしている。

フランスの援助政策の動向の中で注目されるのは、従来の保健、教育分野の重視から、昨今は途上国の経済発展を支援するというかけ声の下、各種タイド案件の実施に見られるように仏企業の活動支援を重視する傾向が見られる。また、アフリカ開発銀行、I F A D（国際農業開発基金）等と共同でアフリカ農業投資ファンドを設立するなど、農業分野での活動も活発化している。

4. 援助政策の決定過程

1998年の改革で、首相を長として、関係閣僚により構成されるC I C I Dが創設され、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域（1999年に主にアフリカ諸国を中心に54か国を指定）の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場として機能している。

5. 援助実施体制

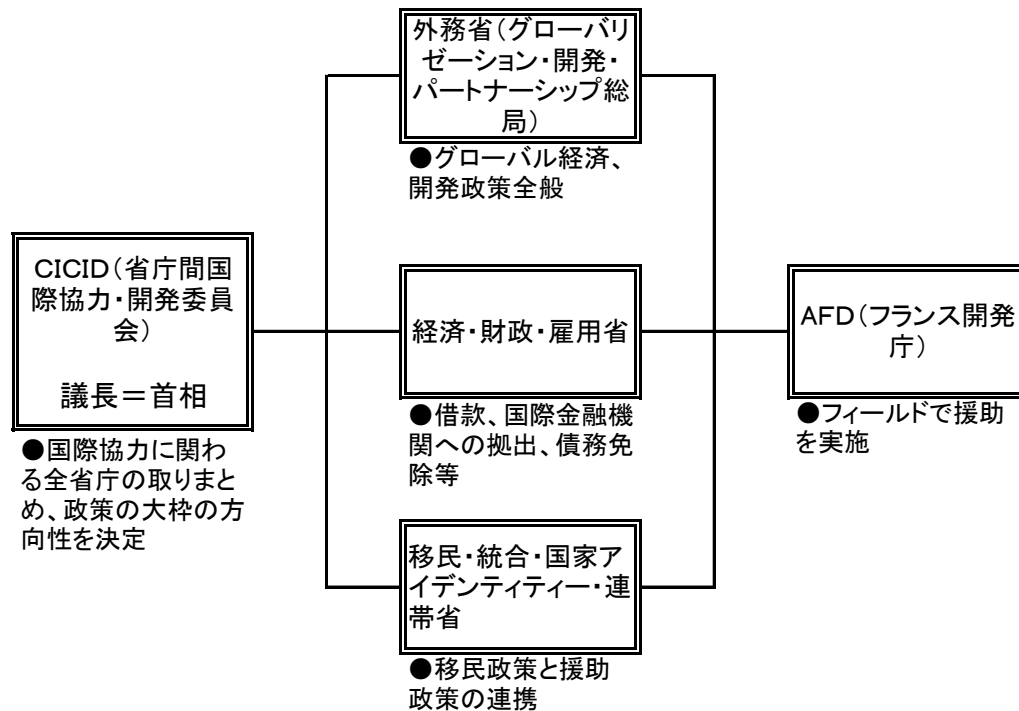
1998年の援助制度改革により、外務省、経済・財政・雇用省及び実施機関のフランス開発庁（A F D）が主要なアクターとして機能している。上記以外の省庁も独自に政府開発援助を実施してきた。

その中で、これまで外務大臣の委任を受けた開発・仏語圏閣外大臣が総括していた旧国際協力・開発総局（D G C I D）（無償、技術協力、文化・科学技術、仏語振興等を担当）が2009年4月の外務省改革により、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局（D G M）に統合されることとなった。今回の改革で外務省のほぼ全てのプロジェクト支援の計画・実施はA F Dに移管されることとなった。

A F Dは1998年の改革で政府開発援助の実施機関として位置付けられてきたが、現在、開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務では外務省及び経済・財政

・雇用省（タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務救済等を担当）との関係が特に濃密で、両省はA F Dの最高意思決定機関である監査役会に、自省幹部を送ることでA F Dの業務をコントロールしている。

フランスの援助機関の概念図



(出所) 各種資料を基に作成

6. 評価制度

外務省、経済・財政・雇用省において評価業務が行われるほか、関係閣僚により構成されるC I C I Dにおいて、両省のほか、金融監査官が率いるグループも参加しての評価・援助効果作業部会が設置されている。

7. 議会の関与

フランスでは従来、ODA予算はほとんど議論の対象になってこなかった。しかし、2008年、シャラス上院議員（元予算担当大臣、ミッテラン大統領補佐官）がフランスODA予算の不透明性やODAの有効性を批判するレポートを公表して以降、国会議員の間に、フランスのODAは途上国の開発に役立っていないため、それよりはフランス企業支援に役立てるべきとの意見も出てきている。

8. その他の各種データ（出典：いずれもOECD／DAC）

（1）二国間援助と多国間援助の割合（2004年～2008年）（支出純額ベース、単位：100万ドル）

	2004	2005	2006	2007	2008
二国間ODA	65.7%	72.2%	74.7%	63.3%	59.2%
	5,566.84	7,239.13	7,919.38	6,258.49	6,461.16
国際機関に対する拠出・出資	34.3%	27.8%	25.3%	36.7%	40.8%
	2,905.73	2,787.10	2,681.22	3,625.10	4,446.39

（2）分野別配分（2004年～2008年、約束額ベース）

	2004	2005	2006	2007	2008
社会インフラ	34.8%	25.2%	29.5%	35.9%	29.7%
経済インフラ	6.1%	9.4%	6.5%	8.5%	20.1%
農林水産業	2.7%	1.4%	1.7%	7.9%	5.6%
鉱工業／建設	0.9%	0.7%	－ 0.5%	0.2%	0.1%
人道支援	0.3%	1.2%	0.6%	0.6%	0.2%
プログラム援助等	55.2%	62.1%	62.2%	47.1%	44.3%

（3）地域別配分（2004年～2008年、支出純額ベース）

	2004	2005	2006	2007	2008
アフリカ	67.0%	64.2%	65.1%	56.9%	52.2%
中南米	6.2%	3.5%	3.9%	5.7%	3.3%
アジア	7.3%	7.1%	7.2%	7.7%	11.1%
中東	2.7%	10.8%	12.2%	15.8%	11.9%
欧州	3.2%	3.8%	3.9%	3.9%	6.7%
大洋州	2.1%	1.5%	1.4%	2.1%	2.3%

（4）贈与と貸付けの比率（2004年～2008年、約束額ベース）

	2004	2005	2006	2007	2008
贈与	87.6%	86.1%	86.4%	81.1%	64.0%
貸付	12.4%	13.9%	13.6%	18.9%	36.0%

（5）NGO向け援助額（2004年～2008年、約束額ベース、単位：100万ドル）

2004	2005	2006	2007	2008
50.32	47.13	53.7	58.36	51.2

（出所）外務省＜仏の援助機関と援助政策＞、OECD－DAC資料等より作成

第2 OECD-DACの概要とその活動

1. 設立の経緯

1960年1月、米国の提唱により開発援助グループ（DAG : Development Assistance Group）の設立が決定され、第1回会合が3月ワシントンにおいて開催された。DAGの原加盟国は、米、英、仏、西独、伊、白、ポルトガル、加及びEC委員会で、日本も直ちに招待され、わが国はOECD加盟に先立ちDAGに加盟した。

1961年9月のOECD発足に伴い、その傘下の委員会の1つとなり、開発援助委員会（DAC : Development Assistance Committee）に改組された。経済政策委員会、貿易委員会と並んでOECDの三大委員会の1つとも称される。

2. 目的

DAG「共同援助努力に関する決議」（1961年3月）

- ・ 対途上国援助の量的拡大とその効率化を図る。
- ・ 加盟国の援助の量と質について定期的に相互検討を行う。
- ・ 贈与ないし有利な条件での借款の形態による援助の拡充を共通の援助努力によって確保する。

3. 構成

（1）メンバー

現在のメンバーは、OECD加盟国（30か国）中のアイスランド、トルコ、メキシコ、チェコ、スロバキア、ハンガリー、ポーランド及び韓国を除く22か国と、欧州委員会（EC）の合計23メンバー（なお、韓国は2010年からの加盟を申請していたが、2009年11月25日にこれを認められた）。

（参考）OECD加盟国

オーストリア、ベルギー、デンマーク、仏、独、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、伊、ルクセンブルグ、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英、米、カナダ（以上原加盟国）、日本（1964年）、フィンランド（1969年）、豪（1971年）、ニュージーランド（1973年）、メキシコ（1994年）、チェコ（1995年）、ハンガリー、ポーランド、韓国（以上1996年）、スロバキア（2000年）

（2）議長、副議長

- ・ 議長 : Eckhard Deutscher（独）
- ・ 副議長 : Bert Van Geell（蘭）、Roger Cornforth（ニュージーランド）
Danielle Meuwly-Monteleone（スイス）

（3）事務局

- ・OECD開発協力局（Development Cooperation Directorate）が所管。
 - ・事務局長：Richard Carey（ニュージーランド）
- なお、事務局には4名の邦人職員が在籍している。

4. 活動概要

（１）ハイレベル会合（HLM、年１回）

基本的に年１回、閣僚を含む各国のハイレベルの援助関係者が出席して開催され、特に重要な開発問題を討議するとともに、勧告等の採択を行う。例年４月～５月に開催（日本よりは、外務省国際協力局長が出席）。

（２）シニアレベル会合（SLM、年１回）

援助実務を担当するハイレベルの関係者が集まり、ハイレベル会合の準備を含め重要な援助政策について討議する。例年１２月に開催（日本よりは、国際協力局参事官が出席）。

（３）本会合（原則月１回）

DAC活動の中核であり、DACの年間活動計画の策定・実施状況の確認、国別援助審査、及びテーマ別会合が対象となる。継続的かつ専門的にフォローする必要がある個別問題については、その検討を下部機構に付託できる。

（４）援助審査（ピア・レビュー）

DACの中心的活動の１つであり、各メンバーは、定期的に援助実績及び政策について審査を受ける。DAC事務局とともに、メンバーのうち２か国が審査国として事前調査の準備に当たる。被審査国本国を調査団（DAC事務局及びメンバー国２か国）が訪問する本国調査と、被審査国が援助を実施している途上国を調査団が訪問するフィールド調査を踏まえ、DAC本会合の場で全メンバー国により審査が行われる。審査結果は、報告書として公表される。

2010年５月20日にドイツとデンマークが審査国となり、我が国の審査が行われる予定である（前回は2003年に実施された）。なお、それに先立ち2009年10月19日から23日に東京での本国審査、10月25日から29日にはバングラデシュ、11月16日から20日にはケニアでそれぞれフィールド調査が行われた。

（５）OECD開発グローバル・フォーラム

ODA以外の公的資金、投資・貿易・送金等の民間資金、中国やインド等新興ドナーの資金、革新的資金メカニズム等、既存の範囲（＝DAC諸国のODA資金）を超えた開発資金の動向の全体像をつかむ必要があるとの問題意識から、OECDに「開発に関するグローバル・フォーラム」が立ち上げられた。

2007年４月のDACハイレベル会合に際して開催された同フォーラムの第１回では、我が国の働き掛けも踏まえ、非OECDの新興ドナー（中国を含む）に関するセッションが

設けられた。2008 年 5 月の同フォーラムの第 2 回会合では、途上国のオーナーシップ強化やア克拉・ハイレベル・フォーラム等に関し議論がなされた。また、2008 年 12 月のフォーラムでは、「援助効果向上の実施」をテーマに議論された。

（６）DAC リフレクション・グループ会合

DAC のマンデートを見直し、DAC の今後の活動の方向性についてハイレベルで検討していく場として、ドイチャー DAC 議長が 2008 年 1 月の就任後、力を入れている。新興ドナー等の登場で、援助構造が大きく変化してきている中、従来の DAC の役割を再検討し、今後どのような援助機関であるべきか、一部の DAC 諸国とともに非 DAC 諸国の代表も集まり議論を行った（出席登録者は DAC 加盟国のうち 18 か国及び韓国。なお、代理出席は不可）。

2008 年 7 月以降 2009 年 4 月まで 6 回の会合を開催し、5 月 28 日の DAC ハイレベル会合に最終報告書が提出され承認された。DAC では報告書の提言を実施しつつ、マンデートの改訂草案を 2010 年前半を目途に本会合に提出することを目指し作業を行っている。

（７）下部機構

特定のテーマにつき、継続的・専門的にフォローするため、以下の下部機構が設けられている。

（イ）統計作業部会（WP-STAT）：途上国及び多国間機関への資金の流れの統計報告・集計・ODA 定義に係わる問題を扱う。現在 ODA の適格性に関する議論及び統計指示書の改定等を行っている。

（ロ）援助効果作業部会（WP-EFF）：援助効果（Aid Effectiveness）の改善に関する広範な問題（オーナーシップ、カントリーシステム、透明性、モニタリング、開発成果等）を扱う。

（ハ）開発評価ネットワーク（EVALUNET）：加盟国、多国間援助機関の評価部門間の情報交換・協力（合同評価を含む）を行う。また、評価手法の改善等の検討を行っている。

（ニ）ジェンダー平等ネットワーク（GENDERNET）：開発と援助政策全般への女性の参加を支援する措置を含め、開発における性差別の解消の方策を検討。

（ホ）環境と開発協力ネットワーク（ENVIRONET）：持続可能な開発のための一貫したアプローチの促進。環境と開発のリンケージに注目した議論を行っている。

（ヘ）貧困削減ネットワーク（POVNET）：貧困削減のための有効な開発協力の在り方等に関する議論を行う。2001 年 5 月には貧困削減ガイドラインを策定した。2003 年からは経済成長と貧困削減の関係に重点を置くことで活動内容が一新され、2007 年に民間セクター開発、農業、インフラを具体例として、「貧困削減に資する成果の促進」に関する政策ガイダンスを作成した。

（ト）ガバナンスネットワーク（GOVNET）：開発協力の重要な視点の 1 つである良い統治と、それを実現するために必要な汚職防止や人権保護に関する協力の在り方を

検討。

(チ) 紛争と脆弱に関する国際ネットワーク（INCAF）：開発の阻害要因でもある紛争の予防・紛争後の復興及び脆弱国の開発において開発協力が果たす役割を検討。

5. DACに関わる最近の主な議論と我が国の対応

(1) 援助効果向上（アンタイド、調和化、結果重視等）

(イ) パリ宣言

国連ミレニアム開発目標（MDGs）等の開発目標達成の手段の1つとして、「援助効果の向上」が議論されている。ドナー数の増加、各ドナーの実施方法の違いなどにより、途上国での取引費用が高くなっていることから、2005年のパリ・ハイレベル・フォーラムで、「パリ宣言」を採択し、途上国の主導により、途上国の制度を使い、ドナーの実施方法を調和化し、成果主義で援助を実施し、相互の説明責任を高めることを途上国及びドナーで合意した。2008年9月のア克拉・ハイレベル・フォーラム（ア克拉HLF）で、パリ宣言の実施の進捗を評価するとともに、2010年までの行動計画（ア克拉行動計画（AAA））を取りまとめた。今後は、2010年のパリ宣言目標年までに各国で取組を行い、2011年に最終評価を行った上で、韓国で実施予定の第4回ハイレベル・フォーラムで達成を確認する。

(ロ) 援助効果作業部会

パリ宣言及びア克拉行動計画の実施促進に関し、DAC下部機構である援助効果作業部会が中心に取組を行っている。同部会は、DACドナー及び途上国代表、CSO等がメンバーとなり、クラスターに分かれて作業をしている。我が国は、JICAフランス所長が、パリ宣言のモニタリングを行うクラスターDのコーディネーターであり、同クラスターを中心に取組を実施している。

(2) DACアウトリーチ戦略・新興ドナーとの協力

(イ) 議論の概要

グローバルな開発目標達成に対するDACの活動のインパクトを向上させるためには、DAC以外のドナーの活動に関する情報収集や協力関係の構築が不可欠である。DACは非DACドナー（OECD加盟DAC非加盟国（例：韓国、トルコ、チェコ、ポーランド）、新規EU加盟国（例：バルト三国）、新興ドナー（非OECDドナーと称される中国、タイ、マレーシア、ブラジル、チリ、チュニジア、アラブ諸国等））との関係を含めた外部の関連諸国・組織の関係を以下のように定める「DACアウトリーチ戦略」を採択した（2005年6月）。

- 短期的（2005－2006年）：統計分野での協力の拡充を始め、DAC活動への関与を維持・深化させる
- 中期的（2007－2008年）：援助実施の好事例の共有を促進する
- 長期的（2009年以降）：援助効果向上に貢献する恒常的な政策対話が行われるような安定的な組織的方策を模索する

（ロ）最近の動き

最近はDACの活動そのものにおいてもアウトリーチを重視してきており、援助効果作業部会において新興ドナー、被援助国を交えての議論を行っているほか、貧困削減ネットワークでは中国スタディー・グループを立ち上げた。2009年5月にはキューートにおいて、アラブ・ドナーとの対話も行った。

（ハ）我が国の対応

我が国は、様々な機会を捉え、新興ドナーとの協力、政策対話をDACの活動として推進することをDACで働き掛けてきた。

我が国は、2008年のア克拉H L Fに向けて新興ドナーとの対話の作業グループを主導し、新興ドナーの視点も踏まえて援助効果向上を超えた開発効果向上を達成するにはどうしたらよいかを議論。露とともに、新興ドナーの関与を促すための地域コンサルテーションを開催したほか、日韓共催の「開発パートナーシップ拡大のための会合」や新興ドナーとのパートナーシップ強化を協議する会合を開催した。また、新興ドナーの調査を実施し、ア克拉H L F分科会での議論につなげた。ア克拉H L F以降もDACにおいてこのような対話の場を維持することが有益と考えている。

（出所）外務省＜OECD／DAC＞、OECD－DAC資料より作成

第3 意見交換の概要

1. トマジ仏外務省世界経済・開発戦略局長

(1) 説明の概要

【2009年の外務省の組織再編】

2009年4月に「グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局」が設置され、協力・仏語圏担当長官（閣内大臣）が外務省に送られている。組織再編の趣旨は、グローバル化という現象をより良く理解し、グローバル化のガバナンスという包括的な課題に取り組むためである。また、この総局の下に「世界経済・開発戦略局」（注1）を設置し、グローバル経済全般、開発政策全般を担当させることとし、局ごとに行われていた開発及び経済に関わる事項を統合した（注2）。なお、フランスでも公共支出の効率性を高めるため公務員を削減する政策が採られており、統合で人員は2割減となった。

（注1）「世界経済・開発戦略局」には「国際経済課」「開発戦略課」「民主的ガバナンス課」が置かれている。

（注2）総局の下には、「世界経済・開発戦略局」のほか「計画・ネットワーク課」「文化政策・フランス語局」「流動性及び魅力向上担当局」「グローバル公共財局」が置かれている。

【フランスの開発援助体制の全体像】

援助政策決定の一番上に位置する機関は、首相が議長を務めるC I C I D（省庁間国際協力・開発委員会）である。国際協力に関わる全省庁を取りまとめ、政策の大枠の方向性を決定する。そして政策の実際のステアリングを行う組織として外務省、経済・財政・雇用省、移民・統合・国家アイデンティティ・連帯開発省がある。ODA予算の議会での審議に際して責任を負う外務省がリーダー的な役割を務めている。経済・財政・雇用省は借款及び債務免除を担当する。三番目の省は、移民政策と開発援助政策を連携させる（注）。そしてAFD（フランス開発庁）が、フィールドで実際に具体的な援助の運営に当たっている。なお、文化的な協力、国外のフランス語の教育、良好なガバナンスを支援する活動は外務省が直接フィールドでも実施している。



（写真）トマジ外務省世界経済・開発戦略局長との意見交換を終えて

(注) 途上国からの移民送出を抑制するには移民送出国側の開発が不可欠との認識に基づき、移民への支援等を移民移送国の発展を目指すという政策に言及しているとみられる。移民大臣が移民政策の一環として創設した「連帯開発に関するアフリカ開発マルチ基金」がその一例である。

【開発援助予算／開発政策の方向性】

援助のGNIに占める比率は、2008年度は0.39%、2009年度は0.44%の予定で、2010年度は0.48%を目指している。援助は約40%がマルチ、60%がバイであるが、債務免除分を引いた「ネット」では半々である。二国間援助についてCICIDはODA予算の中の60%はサブ・サハラ・アフリカに援助すること、無償援助の50%はアフリカの14か国の貧しい国々を対象にすることを決定した。また、アフリカなどの援助受益国の民間部門強化に役立つような援助に力を入れており、市場のツールを使っている。具体的には、民間企業への貸出しをするための融資、資本参加、あるいはアフリカの国々の銀行から企業に対する貸出しの保証である。

(2) 質疑応答

【CICIDの役割、機能等】

(議員団) CICIDの位置付け、開催頻度、会議・議事録の公開等はどうであるか。

(局長) 個別の問題分野に関して大臣全員ではなく、関係大臣だけで開く政府機関の会合の1つであり(大統領の政令であるデクレで設置)、その決定は政府の決定である。議事録は会合終了後外務省及び首相府のホームページに掲載される。年1回の開催を原則とし、設置された1998年から2006年までは年1回開催されたが、選挙と政権交代に伴い2009年まで開催されなかった。また、CICIDには共同事務局が設置され、年3～4回ほど会合を開き決定事項の進捗状況をフォローしている。

【NGO等との関係】

(議員団) NGOや労働組合が入る協議の場である評議会の役割はどのようなものか。

(局長) 非政府協力のための戦略評議会(注)で、国際関係、国際協力で新たなパートナー(企業やクリントン財団、ゲーツ財団等のNGO)と関係強化を行うという政策的な強い意思が反映している。国境無き医師団を立ち上げたクシュネール外務大臣がNGOと連携する組織の設置を考えたことが背景にある。評議会は、外交政策全般の大きな戦略的方向性の検討に当たりNGO等を取り込むための意見交換の場である。

(議員団) 外務大臣のイニシアティブの割にNGOを通じた援助予算が非常に低いのは何故か。

(局長) NGOを通じた供与は約1%強であるが、二国間のネットの援助に占める割合は2.5%になる。NGOを介する援助を倍増したいが、数字が低い理由は、フランスは政府が大きい存在で市民社会の組織が進んでいなかったこと、この分野で規模や組織がしっかりとしていて大きなプロジェクトを進める能力を有するNGOが比較的少な

ったことがある。

(注) かつてはNGO、労働組合等との協議の場として「国際協力高等評議会」が設置されていたが、2008年3月に廃止され、その後「非政府協力のための戦略評議会」が設置された。外務大臣を議長とし、NGO、労働組合、財団の代表等約20名の構成である。

【援助をGNIの0.7%とする目標の実現可能性／国民の支持】

(議員団) 援助をGNI比0.7%とする国際目標の達成はどこで決定されるのか。

(局長) 2009年6月5日のCICIDで目標を再確認した。フランスでは政府が議会の上下両院に予算法を提出することから、決定機関は議会上下両院である。なお、目標達成には、難しい点が2点ある。まず、2012年以降債務救済が減るため、ODAを純増するための予算を捻出しなければならない。そして、財政状況が非常に厳しいということである。

(議員団) 我が国では経済状況が厳しい中、世論の動向もあり0.7%を目指すことが難しい。フランスでは国民の理解があるのか。

(局長) 市民社会の代表、特にNGOには0.7%目標を是非守るべきという声がある。また、世論調査ではODA自体を前向きに受け止める意見が大半である。しかしそれで良しとしているわけでは無く、広報活動を強化することとしている。世論には2つの側面があり、一般的にはODAには賛成で支持したいという意見、本当に具体的な成果が出ているのかかなり懐疑的な意見の双方がある。

【対アフリカ援助戦略の背景】

(議員団) 対アフリカ援助戦略の背景は何か。

(局長) DACの審査報告書でフランスの援助が少額で細分化されていると明確に指摘されたことを受け、CICIDは援助対象国を絞り（ODA予算の60%をサブ・サハラ・アフリカに援助し、無償援助の50%をアフリカの14か国を対象とすることを指す）、5つのセクターに集中することを決定した。アフリカとは旧植民地を中心に長期的関係もあるが、歴史的経緯というより、地理的な状況から外せない。まず第一に地理的に欧州に近く、アフリカに興味がないとは言えない。第二に、現在でもアフリカからの移民が多いが、2050年のアフリカの人口は30億人と予測されており、将来を懸念している。第三は、過去20年ほどでラテンアメリカやアジアの途上国のかなりが経済的に離陸したものの、アフリカの途上国はそのままであり、開発の問題が大陸全体に存在している。

【民間部門への援助】

(議員団) 民間企業への援助の具体的な進め方はどのようなものか。

(局長) 大統領が昨年、向こう5年間で100億ドルの資金を合計で投入し民間部門への援助を行うとするイニシアティブを発表した。伝統的なODA以外にも民間部門への援

助をより強化するものであり、特恵的な借款ではなく、A F Dが国際的な金融市場から資金を調達し、アフリカ諸国の民間部門に援助するものである。全般的にO D Aと民間部門への援助をうまく組み合わせるべきである。

【フランスが目指す援助モデル】

(議員団) フランスが目指すO D Aのモデル、理想の姿があるのか。

(局長) 援助の在り方、組織は国ごとに異なっており、モデル国はないが、個人的には、英国はD F I D (国際開発省) のみでほぼ全て援助を取り仕切り、一貫性と大きな力が与えられている点の評価している。一方、民間への貸出しはフランスではA F Dが行うことができるが、D F I Dは自ら融資ツールを持っていない。関連する主体が多く調整にコストがかかるのがフランスの弱点である。日本については、J I C Aに無償資金協力を委譲し、あるいは、外務省が組織変更を行ったことの成果に非常に興味がある。2004年頃フランスでも融資も無償援助も技術援助も全部A F Dの所管に置こうとの議論があり、現在も議論が続いている。フランスの今のやり方が理想的と思っているわけではなく、長所、短所両方があることは認識している。

【中国の援助への評価】

(議員団) 中国の援助をどのように評価するか。

(局長) 中国は特にアフリカを中心に活発な援助主体であるが、ライバル視せず新しい主体と見ている。中国のアフリカへの積極的な援助で様々なインパクトが出ている。プラス面ではインフラの面で参加が顕著であること、非常に安価で製品輸出を行いアフリカのインフレの下落につながったことがある。マイナス面については今後中国と話をしていきたいが、まず、開発援助全体の調整への対話にもっと参加して欲しい。第二に中国が非特恵的な利率で借款を供与している国の多くがかつてG 7諸国を中心とした伝統的援助国から債務救済を受けている。これら諸国は未だ脆弱で再度重債務をかかえると将来の危険もはらむので、それは避けて欲しい。三番目は、中国は自国の製品を輸出しているが、アフリカが自らの産業基盤を整えグローバルな市場に向けて産品を輸出する形で発展を遂げることが必要であり、原材料のみを輸出するだけあつては将来に危険が残る。

【南アフリカに対する援助】

(議員団) 南アフリカに対して日本の援助は非常に少ないが、フランスの援助額は相当大きい。南アフリカへの援助の現状はどうであるか。

(局長) フランスの対南アフリカ援助の中心を占めているのは借款、A F Dを通じたものが大半であり、無償援助はない。A F Dが企業、銀行セクターに対して貸出しを行っているが、これは援助がなければ企業でも個人でも銀行からの借入れができないような人々にアクセスの機会を与えるものである。

【原子力発電所に対するODAによる協力】

(議員団) 日本とフランスは世界で最大の原子力国であるが、OECDの輸出信用アレンジメントでは、円借款では原子力発電所を設置できない。これを変えて途上国の温暖化対策のためにも協力して原子力開発を考えたい。

(局長) 原子力は両国が意見交換できる分野である。原子力エネルギーの利用に大統領は非常に力を入れている。ただ、貧しい国々にアンタイドで援助するのは既決事項で、逆戻りしてタイドを許すことにはならないと思う。また、一部の国やNGOは原子力に絶対反対の意思を貫いている。しかし、日仏間での意見交換については取り計らいたい。なお、西アフリカではエネルギーへのアクセスに大きな困難があるが、ウランを大量に産出するニジェールから原子力エネルギーの分野での技術移転の要望が出始めている。

2. ド・ロアン上院外務防衛委員長

【政権交代に伴う我が国の援助政策】

(委員長) 政権交代で政策的な開発援助ビジョンは変わるのか。

(議員団) 援助政策全般については物から人へと移るように考えている。アフリカについては、我々にとって未知の世界でもあり、議員レベルで連携していきたい。

【0.7%の国際目標の達成】

(議員団) フランスはGNI比 0.7%の国際目標の達成を今年再度決定しているが、見通しはどうか。

(委員長) フランスは複数の機会にODA増額を表明してきた。2002年のモンテレー会議の後にGNIの0.7%にまで比率を高めるという目標を表明し、目標年次を2012年とした。2007年は0.6%に近い0.5%台に達したが(ママ。137頁参照)、金融危機で期限を2015年と修正した。2008年のドーハ会議で再びODA増額の立場を表明した。フランスの援助額は世界第4位であるが、もとは3位であった。ランクが1つ下がったのは金融危機の影響もあるといえる。



(写真) ド・ロアン上院外務防衛委員長との意見交換

【原子力発電所に対するODAによる支援】

(議員団) 原子力は日本とフランスが共通する大国であり、原子力を使いCO₂削減に十分寄与できると考えている。OECDにおける、ローンでは原子力発電所に使えないという取極をどのように考えるか。

(委員長) フランスのODAの対象の46%を占めるサブ・サハラ・アフリカ諸国は、当面原子力のようなプロジェクトを行う能力がほぼなく、問題ではない。フランスも最近インドとの間で原子力エネルギーの民生利用に関わる協定を締結した。返済能力等の面からアフリカやアジアでもインドのような協定を結べるような国があればともかく、そのような国はほとんど見あたらない。

【中国の援助】

(委員長) 中国のアフリカでの行動に強い関心がある。軍事援助を受けるのに相応しくない国にもこれを供与し、大陸の更なる不安定化に影響を与えている。開発援助の分野では非常に頭の良い政策を展開し、自国の利益を優先した方向に動いている。例えば、原油等原材料の輸入に有利な契約を結び、見返りに長期的な借款を大変低利子で行っている。更に建設部門で非常に活発に活動している。また、アフリカの諸国に半加工品や最終製品を多く輸出している。中国は極めて迅速に援助を実施するという意味で効率良い政策を展開している。他方、非常に安価に繊維製品等を輸出した結果、北アフリカ諸国やマダガスカル等は繊維製品を輸出できなくなり、大きな貿易赤字を被っている。また、土地を取得し優れた農業技術で農作物を栽培している。しかし、モーリタニアでは自ら農作物の価格を決めたいとの動きが出たとき、中国は同国から撤退した。フランスや日本は市場経済を基本とした共通の開発援助ビジョンを持っており、競争するような政策が展開されるのは好ましくない。共同の歩調を取って欲しい。

(議員団) 中国と援助理念を共有できるよう、OECDやDACが受け皿になる必要があるのではないか。

(委員長) 中国がOECDに加盟すればOECDこそが開発援助を話し合う最良の場になるが、近い将来に加盟を果たすとはとても思えない。中国は既にG20の重要なメンバーで、それなりに重要な役割を果たしたいと考えており、そちらからアプローチする方がより早く収斂を見ることができないのではないか。

3. OECD-DAC (バンヒール副議長、ケアリーOECD開発局長等)

【DACの対日援助審査(ピア・レビュー)、新政権の援助政策】

(DAC事務局) 加盟国同士が援助を評価するのが援助審査で、DACの活動のコーナー・ストーンである。1年間に5か国を対象に、他のメンバー2国が審査に当たる。来週から始まる日本の審査は2つの理由で重要性が大きい。まず、通常ピア・レビューの間隔は4年から5年であるが、7年となっている。この間日本は援助に関するいく

つかのコミットメントを出し、新生 J I C A が発足する等、大きな変化があった。次に新政権の発足であり、フレッシュな目で援助政策やシステムを見ることができる。

ピア・レビューでは被審査国の国会議員を含む広範なステークホルダーと協議を行う。(議員団) 新政権の援助政策は、物から人へという流れを取りながら、選択と集中をしていくという方向になっている。そしてその中で民間の投資を応援するような援助の在り方がより鮮明になると思う。

(局長) 日本が援助をアフリカにシフトさせるという動きは継続すると考えるか。

(議員団) T I C A D I V におけるアフリカ援助を 5 年間で倍増することは国際的な公約であり、基本的な方向性はそう思う。ただ、例えば円借款の進捗具合によっては達成できないかも知れない。中国を始めとする新興国の援助の仕方とか、先方政府のガバナンスが非常に弱い等の理由で目標が達成できないことがある。

【中国の援助への D A C の対応】

(議員団) 中国を始めとする新興ドナーを D A C はどのように見ているか。

(局長) D A C は中国スタディー・グループを作った。被援助国として中国は援助をどう使ってきたか、中国はどのようにアフリカ諸国に援助を提供しているか、の 2 つの調査を共同で行い、結果をたたき台にして政策議論をしようとしている。

(議員団) 中国の援助を D A C はどのように見ているかを聞きたい。

(局長) D A C は新興ドナー諸国を取り込むべきである。中国は最も重要な新興ドナーである。中国は援助効果に関するハイレベル・フォーラムに参加し、外務省の担当局長は、パリ宣言とアクラ行動計画を使い援助政策を決めているとしている。慎重に進捗を遂げつつあり、これは信頼醸成である。

(議員団) D A C が中国の援助をどう見ているかを聞きたい。中国の動きは極めて迅速であり、ステップ・バイ・ステップも良いが、気がついたら全て終わっているという状況を非常に懸念している。

(局長) 中国スタディー・グループは、中国当局に 2011 年初頭に勧告を出す。それが実現すれば一歩前進となると思うが容易でない。中国には、ルールとまで言わなくてもドナー達の一定の規律に加わってもらいたい。

(議員団) 今の中国はルールから少し外れているということで構わないか。

(局長) それが真実だと思う。だからといって中国の援助が全



(写真) O E C D - D A C との意見交換

部悪いわけではない。

(議員団) 被援助国に、ルールに則った支援が結果的には自国のためになるという教育や指導はできないのか。

(局長) アフリカ諸国の政権が様々なドナーからの援助提案を自ら評価できる能力を持ち自国の利益を判断できるべきだと思う。より長期的には中国と我々は関心利益を共有していると思う。また、中国の進出が恨みを買っている事実を中国も承知していることもあり、中国は援助で管理しなければならない課題もあることに気づいたと思う。

(議員団) OECD-DACのレゾンデートルを深く認識していただきたい。国際機関の役割は、一国で言えないことをマルチの土俵や国の上に立ち指導することだと思う。中国やインドは、G7やOECDのテーブルには乗らず、別のテーブルに乗ることになると思う。そういう新しい局面にどう対応するかが本当に勝負だと思う。

(副議長) OECDが中核的に提供するの学習プロセスで、これによりソフト・ローが形成される。中国がテーブルに着くモチベーションを与えることが必要で、究極的に中国もDACで行っていることのメリットを享受することができると思う。中国がモチベーションを持つよう、日本からも是非急いで働き掛けていただきたい。

(局長) 援助コミュニティに統合されるよう中国に働き掛けるのがOECDの責務である。だからこそ、中国スタディー・グループを通じた取組を開始している。中国にインパクト、影響力を行使したい。

【アフリカの開発におけるNEPADとAUの関係】

(議員団) アフリカの開発についてNEPAD事務局が南アフリカに、AUがエチオピアにあるが、アフリカ開発の基軸となる事務局をどこがやるのが望ましいか。

(局長) バランスが変わりつつある。我々はNEPADと既に強力な関係を築いてきたが、NEPADはAUのエージェンシーのような存在になりつつある。そして閣僚級の会合はAUの枠組みで増えている。NEPADはアフリカ共通農業開発プランを策定したが、農業大臣会合はAUで行われている。食糧安全保障の新しい議論にはNEPADもAUも関与しているが、AUとのやり取りの方が増えてきている。ニジェールの元首相のマヤキ博士がNEPADの新しいCEOとして着任した。非常に良い方で、私たちと良く連携している。助言めいたことを申し上げると一定のバランスが存在する。

【原子力発電所に対するODAによる協力】

(議員団) 地球温暖化への対応として原子力は非常に有効である。OECDのアレンジメントで原子力に対する協力はグラントでアンタイドが条件とされてきたが、7月に改正されたとも聞いている。ローンでも受入れを希望する国もあり、原子力エネルギー導入は非常に重要ではないか。

(DAC事務局) 関連している問題が2つある。まず、原子力を対象とした援助をODAでカウントして良いかということで、グラント、ローンのいずれかの形態であれば、

イエスである。もう1つ、輸出信用アレンジメント参加国が規定した特別なルールがあり、参加国は何をして良いか、何が許可されるか規定されている。これは貿易政策、通商政策の問題でOECDの別の部局が扱っており、日本はグループに入っている。

(議員団) グラントかソフト・ローンでなければ、原子力を進めることができないということであるが、原子力発電所は余りにもボリュームが大きく、それをアフォードできる途上国もないかも知れないが、BOT等の手段を使えば償却できる。

(局長) グラントとソフト・ローンだけをODAとしてカウントするというルールは教育分野等いかなる活動にも適用されるが、原子力にせよ他の目的にせよ、日本が特恵的でない条件で借款をすることを阻止するルールは一切無い。ただ資金の流れとしてODAではなく、別の資金の流れとして報告されるべきである。

(議員団) 教育等の話は分かるが、ボリュームが全然違うのではないか。

(OECD輸出アレンジメント担当) 輸出信用アレンジメントには原子力発電所について一章が設けられている。今年の7月にルールが改正され、援助は原子力発電所の事業をやめる、閉鎖する場合のみ使用できるとされた。また、原子力発電所を閉めるのは人道援助だとも書いてある。原子力エネルギー開発に投資する場合は、援助は全く許可されていない。日本とかフランスが例えば原子力発電所の契約を取るために援助を使うことを防止しようとの考え方が基底にある。

【ODAをめぐる汚職問題への対応】

(議員団) DACの汚職防止策について伺いたい。

(DAC事務局) 腐敗の問題は、需給両方のサイドにアプローチを行うとともに、集団的な行動による取組が必要である。腐敗のケースが検知された際、統一的な政策を決定し、全てのドナー国に適用を強要することはできない。各ドナー国の評価を共有化する、情報交換を行うことが集団的な行動である。1つのドナー国だけが腐敗に全く反対し、それを横目に見て全然違う行動をして自分に有利な状況にするドナー国が併存してはならない。ドナー各国の大使館の商業アタッシェや開発案件の担当者と連携し、腐敗の方に行かないよう、インセンティブを与えるよう情報交換や材料の提供をしている。

(議員団) 日本の腐敗防止策についてはどう評価するか。

(DAC事務局) DACでは個々のドナーの腐敗、贈収賄コードの評価はしていない。

(局長) 例外として援助審査で東京に行った際には質問が行われると考える。

【脆弱国家への対応】

(DAC事務局) 40から50か国の途上国で、政府が国民へのサービスを果たしていない脆弱国家がある。ボトム・ビリオンの人々と呼ばれる約10億人で、MDGs達成の可能性が最も低いと思われる国々の国民である。脆弱国家には国連の活動も、私たちの目指すゴールもあり連携を取っている。日本の専門家も参画し、よりよい調整が図られることを期待している。脆弱国家に関連して問題となるのは、一国に集中して援助

が供与される傾向があることである。また、良い成果が比較的早期に出るとドナー国は撤退して他の国に援助を始める例がある。DACハイレベル会合は「脆弱国家に対する国際社会の良い関与についての10原則」に合意した。私たちもモニタリングしているが、被援助国である脆弱国家が主体となって援助国側と自ら合意した原則を守っているかについて行っている。

【援助効果の効率化／このための指標についての考え方】

(議員団) 長年アフリカに援助しているがうまくいかない。UNDPは人間開発指数を用いているが、OECD独自の指標はないのか。

(DAC事務局) 昨年末のアクラ行動計画で援助効果に関するパリ宣言が強化された。パリ宣言の特徴の1つはモニタリングの対象となっていることである。開発による改善、いくつかの個別部門セクターの援助効果、MDGsの進捗度もモニタリングしている。

(議員団) 幸せか否かたずね、その推移を見るような調査はあるのか。プロジェクトの評価、MDGsのように数字としての客観的な調査にフォーカスし過ぎていないか。

(DAC事務局) ステグリッツ＝センの報告書で“well being”が着目されており、モニタリングの中で今後浮上すると感じている。

(副議長) 新しい指標を出して混乱をきたすよりステップ・バイ・ステップで進む方がよいかも知れないが、これが日本の具体的な提案として、個別の国に集中して進捗度を計測することが行われれば歓迎したい。長年DACでもピア・レビューのシステムを開発・成熟させ、そしてドナー国の援助の効果を評価するステップも組み込まれている。この部分は未だ十分でないことから、それを補足し強化する国別評価により、フィールドでの成果が出ているという方にもう少しシフトしたい。これが逆に被援助国同士のピア・レビューが行われればDACもサポートすると思う。また、グローバル公共財を開発アジェンダにどのように統合するか検討しており、ここでは既存の指標を使っているがそれを基盤に全体的な指標の策定も内部的に着手している。政策的な一貫性、開発援助のインパクトを測定する指標とすることを目指している。援助効果の測定、更にその後の援助の企画の改善にも役立つようになると期待している。

その他、DACの在り方について議員団から、DAC事務局に非ドナー国の人間を入れていくべきではないかと指摘した。また、DAC事務局から「環境と開発ネットワーク」の取組について紹介があった。

IV. ケニア共和国における調査

調査の視点と概要
○ケニアに対する我が国のODAの在り方等（オディンガ首相） ケニアは灌漑農業にシフトする考え。水、電力、インフラ、教育、保健分野での協力を重要と認識 光ファイバーネットワークを活用したビジネス・アウト・ソーシング、モンバサ港の経済特区に日本の投資機会があることに言及 人材育成支援無償（無償資金協力を奨学金として留学生を招く制度）の導入を提案し賛同を得る
○国別援助計画の改訂 我が国は2000年8月に「国別援助計画」を策定したが、その後改訂されておらず問題。今後改訂の予定
○サブ・サハラ・アフリカ最大の被援助国であるケニアにおける援助案件の現状（問題案件への対応を含む） 【理数科教育強化計画プロジェクト、中等理数科教育強化計画（SMASSE）】 ケニア及びアフリカ全土で18,000人以上の理数科教師の能力が強化された案件 【森林研究所】 4半世紀に亘り我が国が援助し、日本の大学と独自に交流を行うなど完全に自立している優良案件 【問題案件である「園芸作物処理施設」】 会計検査院の指摘にもかかわらず視察時に改善計画が提出されず 我が国援助実施機関、現地機関が一体となった真摯な努力が必要 【国際平和訓練支援センター（IPSTC）】 TICADⅣの「横浜行動計画」で盛り込まれたPKO訓練センターへの支援。我が国の平和構築支援の一環
○干ばつ被害への対応 議員団はケニア政府首相顧問の要請によりケニア北部の干ばつの状況を視察。干ばつの状況は悲惨であり、我が国独自又は国際機関を通じた援助を更に実施すべき

第 1 ケニア共和国の概況

(基本データ)

面積：58.3 万 km² (日本の約 1.5 倍)

人口：3,720 万人 (2007 年 日本の約 3 分の 1)

首都：ナイロビ

民族：バンツー系及びナイロート系アフリカ人等。主要部族はキクユ、ルヒヤ、カレンジン、ルオ、カンバ等

言語：英語、スワヒリ語 (ともに公用語)

宗教：キリスト教、イスラム教、伝統宗教

略史：1895 年 英保護領となる

1963 年 独立

1964 年 新憲法制定、共和制へ移行。ケニヤッタ大統領就任

1978 年 モイ第 2 代大統領就任

1991 年 複数政党制へ移行

1992 年 総選挙、モイ大統領再選

2002 年 総選挙、キバキ第 3 代大統領就任

2007 年 総選挙、キバキ大統領再選。選挙をめぐる混乱

2008 年 与野党合意に基づく連立政権発足

1. 内政

1963 年の独立以来、市場経済、親西側外交を柱に、ケニヤッタ政権、続くモイ政権による政治的安定の下、比較的順調な経済発展を遂げてきた。2002 年末の政権交代を受けて成立したキバキ政権の下でも各種の社会・経済改革により高い経済成長を遂げた。2007 年末の大統領選挙は、与党候補キバキ大統領と野党候補オディンガ氏との接戦の結果、キバキ大統領が当選したが、選挙をめぐる国内に根強く存在する部族対立が暴力の形で顕在化し、死者 1,200 人超、国内避難民 50 万人を出す混乱が生じた。アナン前国連事務総長等の仲介努力により、2008 年 4 月に与野党の合意が成立し、キバキ大統領、オディンガ首相の下、連立政権が発足した。連立政権は各種の改革に取り組んでいるが、憲法改正問題、国民融和などが課題とされている。

2. 外交

ケニアの外交方針は、国連重視、アフリカ連合 (AU) 及び非同盟諸国との協調、東アフリカ地域の統合推進を柱としている。近年では、日米欧などの伝統的な開発パートナーとの関係強化を目指す一方、アジア、中東等の諸国との関係強化にも取り組んでいる。また、ケニアは、タンザニア、ウガンダ、ルワンダ、ブルンジとで構成す

る東アフリカ共同体（E A C）を通じた域内協力を積極的に推進している。さらに、東アフリカの安定基盤であるケニアは、地域のピース・メーカーとして、エチオピア・エリトリア紛争、ソマリア、スーダンの内戦等の域内の和平調停に関与している。

3. 経済

ケニア経済は、市場メカニズムの尊重、健全な財政金融政策、民営化と規制緩和等の構造改革の推進などの政府のオーソドックスで賢明な経済運営の下で、堅調に推移し、2007 年まで5年連続の経済成長率上昇を達成してきた。近年の経済成長を支えているのは、観光業、建設業、運輸・通信分野である。また、紅茶・園芸作物等の伝統的な輸出作物の輸出量増大、海外送金等の資金流入によるケニア・シリングの対主要外国為替レートの高さも堅調な経済を支えてきた。

しかし、2007 年末の選挙後の混乱、世界的な燃油・食糧価格の高騰、干ばつ被害、2008 年の世界的金融危機により、2008 年の経済成長率は前年の 7.0%から一転して 3.6%に落ち込んだ。2008 年後半はインフレ率が 20%台後半を推移し、市民生活を圧迫した。2009 年についても、引き続く世界的経済不況の影響を受け、輸出の減少、観光業の停滞、送金の減少により成長率は 2～3%にとどまると予測されている。

2008 年 6 月、ケニア政府は 2030 年に中所得国入りを目指す長期経済開発戦略「ビジョン 2030」、及び同戦略の第 1 次 5 か年中期計画（2008～2012 年）を公表した。この戦略では、相互関連性のある経済、社会、政治の 3 分野におけるビジョンを 3 本柱とし、①2030 年までに毎年平均成長率 10%以上の達成、②公平な社会発展と清潔で安全な環境の整備、③民主的政治システムの持続を目指すとしている。

【主要産業】

農業：コーヒー、紅茶、サイザル麻、綿花、とうもろこし、除虫菊

工業：食品加工、ビール、タバコ、セメント、石油製品、砂糖

鉱業：ソーダ灰、ほたる石

【G N I】

295 億米ドル（2008 年、世銀）

1 人当たり G N I は 770 米ドル（2008 年、世銀）

【経済成長率】

3.6%（2008 年、世銀）

【インフレ率】

4.7%（2007 年、世銀）

【失業率】

12.6%（2005/2006 年度、ケニア政府）

【貿易額・主要貿易品目】（2007 年）

輸出：40 億ドル 紅茶、園芸作物、石油製品、コーヒー

輸入：70 億ドル 機械、自動車、石油製品、化学製品

【主要貿易相手国】

輸出：ウガンダ、英国、タンザニア、オランダ

輸入：ア首連、インド、中国、米国、日本

【通貨】

ケニア・シリング (K. shs) 1 ドル＝約 76 シリング (2009 年 9 月現在)

4. 我が国との二国間関係

（1）政治関係

我が国は 1963 年 12 月に、ケニアの独立と同時に同国を承認した。1964 年 6 月に駐ケニア大使館を設置し、1979 年 1 月には駐日ケニア大使館が開設されている。

我が国はケニアが東アフリカの中心的国家であることを踏まえ、緊密な関係を築いてきており、要人の往来も活発に行われている。我が国からケニアへは、森総理（2001 年）、福田特派大使（元総理 2009 年）等が訪れている。他方、ケニアからは、キバキ大統領（2004 年、2008 年 T I C A D I V 出席）等が訪日している。

（2）経済関係

2008 年の我が国のケニアからの輸入は 3,382 万ドル、ケニアへの輸出は 6 億 4,800 万ドルとなっており、我が国にとって大幅な輸出超過が続いている。主要輸入品目は、ナッツ類、魚切身、紅茶、コーヒー等であり、主要輸出品目は、自動車、機械、鉄鋼板等である。

我が国からの対ケニア投資は近年、低調な状況にある（10 件、4 億 1,600 万円。1989 年度～2004 年度累計）。その原因としては、ケニア側の投資環境が十分整備されていないこと、ケニアの最近の治安状況が好ましくないことなどが挙げられている。

在留邦人数は 648 人（2009 年 10 月現在）、在日ケニア人数は 350 人（2009 年 2 月末現在）である。

（出所）外務省資料等により作成

第2 我が国のODA実績

1. 概要と対ケニア経済協力の意義

ケニアは、東アフリカにおいて地理的な要衝を占め、政治・経済面で指導的役割を果たしており、地域の平和と安定に貢献している。我が国は、ケニアの東アフリカ地域における安定勢力としての重要性や、民主化及び経済改革への努力を評価し、ケニアの貧困削減や持続的成長に向けた努力を支援している。

我が国の対ケニア経済協力については、①経済インフラ、農業・農村開発、環境保全（水・気候変動関連等）に重点を置いた支援の実施、②2007年までのODA累計額がサブ・サハラ・アフリカの中で第1位という実績、③二国間ドナーとしては、米国、英国、ドイツに次ぐ主要ドナー（2007年）としての実績、④東アフリカ地域の平和構築に向けた支援の実施、⑤草の根・人間の安全保障無償、NGO連携支援無償等を通じたコミュニティー開発や、NGO活動等の支援の実施などが特色として挙げられる。

2. 対ケニア経済協力の重点分野

我が国は2000年8月に策定された「対ケニア国別援助計画」において、①人材育成、②農業開発、③経済インフラ整備、④保健・医療、⑤環境保全の5分野を重点分野として協力を実施している。また、慢性化する干ばつや、2007年末の大統領選挙後の混乱からの復興支援のために、食糧、肥料の供与等の人道支援も実施している。策定から9年を経過した「対ケニア国別援助計画」については、今後改訂の予定とされる。

5重点分野のうち、①人材育成については、理数科教育強化計画による理数科教員の質及び授業方法の改善、草の根・人間の安全保障無償の活用による教育施設の改善、アフリカ人づくり拠点事業を通じた東アフリカの人材育成等が実施されている。②農業開発としては、小規模農業の振興を中心に、生産性向上、灌漑技術の確立、半乾燥地域における農村開発等が挙げられる、③経済インフラ整備については、交通網の充実に貢献する橋梁の整備、産業活動に不可欠な電力を確保するためのエネルギー資源の開発、国土開発の基礎的情報となる地図データの整備等が進められている。④保健・医療については、ケニア中央医学研究所への協力の成果を踏まえた感染症対策、寄生虫症対策の推進、母子保健、学校保健の充実、医療施設の整備が実施されている。⑤環境保全としては、森林の保護・造成、農地の保全、湖沼・河川の汚染対策、都市衛生環境の整備及び水質保全に資するための上下水道の整備等が挙げられる。

3. 実績

このような考えを踏まえた我が国の援助実績は次のとおりである。

援助形態別実績

(単位:億円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	累計
円 借 款	105.54	—	—	56.20	267.11	2,157.18
無償資金協力	13.73	20.17	28.59	37.54	44.59	963.90
技 術 協 力	28.31	32.03	30.09	30.08	23.96	886.10

- (注) 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
 2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。

(参考) DAC諸国の対ケニア経済協力実績

(支出純額ベース、単位:100万ドル)

暦年	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	うち日本	合計
2004	米 140.87	日 70.89	英 45.81	独 41.69	仏 32.17	70.89	470.79
2005	米 153.26	英 86.28	日 60.88	独 49.55	瑞 42.12	60.88	510.06
2006	米 282.38	英 107.80	日 105.10	瑞 51.94	独 45.41	105.10	760.12
2007	米 325.22	英 111.30	独 62.47	日 57.11	仏 47.82	57.11	824.09
2008	米 439.43	英 91.38	独 85.29	瑞 65.85	丁 59.31	8.79	951.43

- (注) 1. 瑞はスウェーデン、丁はデンマーク。
 2. 日本の実績額は、政府貸付等につきケニア側の返済金額を差し引いた金額となっている。

(出所) 外務省資料等により作成



(写真) ナイロビ市内



(写真) ナイロビ郊外の市場

第3 意見交換等の概要

1. オディンガ首相

(議員団) T I C A D I Vの大きな成果を更に発展強化したい。基本的には人への投資、人的交流を中心的な課題にしたい。去年大きな投資ミッションを受け入れていただいた。民間企業進出をサポートするインフラ整備は欠かせないが、カントリー・リスクが重要なポイントになる。投資環境を整備していただければと思う。また、アジアで行われている、人材育成支援無償(注)をアフリカにも是非広げて、多くの大学生を中心に学生を日本に呼びたいとの思いがある。

(オディンガ首相) アフリカも気候変動、温暖化の影響を受けている。温度の上昇に伴い、かつて低地の病気であったマラリアが高地でも見られるようになり、免疫のない高地の人には致死的な病気になっている。また、干ばつ、洪水の問題がある。エルニーニョの影響で大雨が降った場合多くのインフラ等が破壊されている可能性がある。干ばつが4年以上続き、1,000万人の国民が飢饉に面している。日本政府による食糧援助、農民への肥料の供給の支援に感謝する。ケニア政府は灌漑農業へのシフトを優先事項ととらえており、予算を灌漑スキームに回している。また、主食のメイズ、小麦や米、キャッサバ等国内の食糧生産を十分にしていきたい。

日本政府からのODA支援には非常に感謝している。特にセクターでは、水、電力、インフラ、教育、保健での支援の一部は草の根レベルでの支援で、とても有益である。政府間の協力は非常に良好であるが、T I C A Dでもコミットメントがあったように、益々関係を強化したい。

日本人の投資家にもう少し製造業への投資をお願いしたい。政府は、インフラに多くの予算を割くとともに、治安の問題、手続に時間がかかるという問題、汚職の問題等に力を入れ、投資環境整備に努めている。ケニアも移行期にあり、2008年に起きたことは1つの警告であった。憲法改正、司法・警察改革、土地等潜在的であった問題を取り上げるとともに、次回の選挙では同様のことが二度と起きないように努めている。また、日本はケニアの主要な貿易国であるがケニアから切り花、野菜、果物、コーヒー、紅茶、砂糖等の買入れをより進めて頂きたい。



(写真) オディンガ首相との意見交換

学生支援は非常に有益なものだと考える。双方向的な支援、交流を考えている。
(議員団) どのような企業にケニアに進出してもらいたいか。
(オディンガ首相) ケニアが海底ケーブルでつながれたことから I T 分野、ビジネス・プロセス・オペレーションの分野、そしてケニアが地域的な要を占めているということから、モンバサ港に設立した貿易特区での工場設立等がある。

(注)「人材育成支援無償」は「社会・経済開発計画の立案・実施に関わり、当該国の 21 世紀を担う指導者となることが期待される優秀な若手行政官等を対象とする人材育成」であり、平成 12 年度に開始された。現在対象国は主に市場移行国を中心とするアジア周辺諸国となっているが、平成 21 年度までに約 2,000 人が我が国に留学している。

2. ワールド・ビジョン・ケニア事務所

ワールド・ビジョンについて

ワールド・ビジョンは、アメリカ生まれのキリスト教宣教師ボブ・ピアスが1950年9月、アメリカのオレゴン州で設立した。朝鮮戦争で生まれた多くの孤児や、夫を亡くした女性、ハンセン病や結核患者に救いの手をさしのべることから始まった活動は、2008年には98か国で展開されている。受益者数は1億人、チャイルド・スポンサーシップ・プログラム(注)を通じて支援対象となっている子どもは346万人、総収入額は25億7,480万米ドルー2,666億7,203万円ー(2008年9月30日現在1US\$=103.57円で計算)、スタッフ数は40,000人である。

ワールド・ビジョンはキリスト教の精神に基づいて、次の活動を行っている。

- ①開発援助(チャイルド・スポンサーシップによる地域開発援助の核であり、教育、保健衛生、農業指導、水資源開発、収入向上、指導者育成、H I V / A I D S 対策など幅広い分野で長期的な支援を実施。このために、1万5千人から3万人のコミュニティーを対象とするA D P (Area Development Programme: 地域開発計画)がある。
- ②緊急人道援助(災害発生時の緊急援助や、紛争等のために生じる人道支援のニーズに対して、食糧、衣料、毛布、テント等の支援物資の配布や、人々の精神的ケアなどを行い、緊急期が過ぎた後には、人々の生活の回復に向けて、保健衛生、教育、農業復興、住居再建など、生活基盤の復興を支援)
- ③アドボカシー(世界が子どもにとって安全で平和な場所になることを目指して、アドボカシー活動ー貧困や紛争の原因について声をあげ、問題解決のために政府や市民社会に働き掛けることーを実施)

(注)チャイルド・スポンサーシップ・プログラムは、子ども達が健やかに成長し、教育を受け、やがて地域が自立できるよう、子どもと交流しながら、地域に根ざした貧困を解消する開発援助を支援するものである。

(出所)”ワールド・ビジョン・ジャパン”HPより作成

【ケニアにおける活動概要】

ワールド・ビジョンは1974年にケニアで活動を開始し、現在は全州で活動しており14万人以上の子どもが裨益している。ケニアで行っている事業は次のとおりである。

①農家と共に、より生産性の高い農法及び乾燥に強い作物の導入。長期化する干ばつで影響を受けた家庭への緊急食糧援助。②マラリア汚染地域で蚊帳とスプレーの配布。③家族とコミュニティーが孤児及び脆弱な子どもをケアし、HIV/AIDS感染者に生活訓練を行い母子感染の防止を支援。④教室を建設・修繕し、授業料・制服・教材を提供し子どもが学校に行くことを支援。⑤保健へのアクセスの改善・地域の保健従事者を訓練。母親に子どもの栄養と病気の予防法を教育。⑥飲食用の清潔で安全な水源の確認。雨水の「集積」及び利用。水に起因する疾病を減らすための個人・家庭における衛生の重要性の教育。

(出所) ”World Vision” HPより作成

【意見交換の概要】

(ワールド・ビジョン) ケニア事務所は1,100人のスタッフを擁し、インド、エチオピアに次ぐ3番目の規模である。国内には日本から支援を受ける3か所のADPがある。6千人の子供たちがスポンサーを受け約6万人が裨益している。全国では約15万人の子どもがスポンサーの対象であるが、ケニアには2,500万から2,800万人の子どもがおり、45%から50%が貧困ライン以下の生活であることから、3年間で対象を17万人にしたい。HIV/AIDSによって家計を支える子どもの数が増える等社会状況が変わっており、ターゲットとする子どもを20%から50%に引き上げている。ケニアでは干ばつが起きている地域もあり、地域に灌漑施設を持つよう働き掛けている。小規模な事業を始められるようにマイクロ・ファイナンスも提供している。また、WFP(国連世界食糧計画)と密接に連携し、毎月約50万人の人々に食料を提供している。

(議員団) 寄付の配分や地域開発プログラムのサイクルはどのようなものか。

(ワールド・ビジョン) 一定の地域が支援を行う国からの地域に割り当てられる。ADPは15年越しのプロジェクトである。政府や地域社会と連携して3～4年ごとに達成度を評価し、最終的にプロジェク



(写真) ワールド・ビジョン・ケニア事務所との意見交換

トの自立を目指す。スポンサーの資金は地域開発プログラムの中で地域の問題に対応するためにも使われる。なお、スポンサーは通常は5歳、6歳の就学時から12、13年続くが、中学校以上はスポンサーと子どもの関係次第で継続されるかどうかが決まる。

(議員団) 我が国の援助をどのように考えるか。

(ワールド・ビジョン) 昔はJICAのサポートがあったが今はない。私たちは全ての州で活動し64のADPを持っているので、大使館を訪ね関心分野などについて話ができると思う。なお、CDF (Constituency Development Fund) には関心があり、アカウンタビリティーがあれば極めて有効であると考えている。

(公使) CDFはケニアの政府の資金が各選挙区の議員に付き、自分の選挙区における地域の開発に利用できるもので、我が国の草の根・人間の安全保障無償と結び付けて活用されている。

3. NGO・青年海外協力隊員との懇談

議員団は10月14日、教育・児童福祉(「セーブ・ザ・チルドレン」「アフリカ児童教育基金の会」「少年ケニアの友」)、水資源(「インターナショナル・ウォーター・プロジェクト」)、地域開発(「アフリカ地域開発市民の会」)、紛争予防(「日本紛争予防センター」という様々な分野で活動している我が国のNGO関係者6名及び、医療、自動車整備等の分野で活動している青年海外協力隊員3名から活動の実情を聴き、懇談を行った。



(写真) NGO・青年海外協力隊員との懇談を終えて

4. 現地日本企業関係者との懇談

議員団は10月15日、現地日本企業関係者7名(鴻池組、トヨタ、コマツ、丸紅、三菱商事、サミア・アフリカ(自動車タイヤ)、ドウドゥワールド(旅行))、日本貿易振興機構(JETRO)ナイロビ事務所関係者との懇談を行った。日本企業関係者からは、ケニアにおいては、



(写真) 現地日本企業関係者との懇談を終えて

港湾整備等の事業があるが、円借款の供与を投資環境の更なる整備に結び付けることができないか、円借款案件を受注した日本企業は厳密な施工、納期の遵守などで高い評価を得ている、我が国のODA案件は実施に当たり足が遅いので、より機動的な対応ができるよう取り組むべきである等の発言がなされた。

5. JICA専門家等との懇談

議員団は10月17日、JICAケニア事務所長、理数科教育強化計画プロジェクト・チーフアドバイザー、保健省に派遣中の感染症対策アドバイザー、小規模園芸農民組織強化プロジェクト担当者等のJICA専門家5名、日本学術振興会ナイロビ研究連絡センター長、長崎大学熱帯医学研究所教授の専門家2名から活動の実情を聴き、懇談を行った。



(写真) JICA専門家等との懇談を終えて

第4 案件視察等

1. 理数科教育強化計画プロジェクト（技術協力プロジェクト）

（1）事業の背景

ケニアでは、国家的な目標である工業化を進める上で、必要な人材育成を図るための基礎教育、特に理数科教育の質の向上が課題とされてきた（なお、これはアフリカ諸国共通の課題とされている）。我が国は1998年から2008年まで「中等理数科教育強化計画」を通じて、ケニアの中等教育における理数科教育の質の向上を支援してきたが、同プロジェクトの有効性及び自立発展性が確認されたことから、ケニア政府もこれを高く評価した。ケニア政府からは、人材育成の基礎である初等理数科教育の充実を図るため、初等教員に対する研修の支援及び域内への支援体制の強化について要請がなされた。

（2）事業の目的

現職教員研修を通じて初等教育における理数科教育の質を高め、生徒の理数科能力の向上を図る。

（3）事業の概要

我が国はケニアに対し、中等教育を対象に「中等理数科教育強化計画（SMASSE）」を実施した。フェーズ1（1998年～2003年）では、ケニア国内で対象地区を選定し、現職教員研修システムの構築が進められ、フェーズ2（2003年～2008年）では、その成果をケニア全国に展開するとともに、常設の研修施設である「アフリカ理数科・技術教育センター（CEMASTE A）」を設立した。ここで、1,200名の地方研修講師（教員代表）が研修を受け、研修を受けた講師が全国108の地方研修センターで全国4,500の中等学校2万名の理数科教員を対象に研修を行い、これらを通じて授業の改善が行われ、中等学校140万名の生徒の理数科能力の向上が図られた。この間、本邦研修、第三国研修に参加したケニア人研修生は345名に及ぶ。

理数科教育の低迷はアフリカ諸国で共通の課題であるが、2001年には、アフリカの理数科教育域内ネットワーク（SMASSE-WECSA）が設立され、ケニアにおける域内諸国教員の研修（第三



（写真）理数科教員の研修状況を視察 手作りの教材

国研修)、ケニア人研修講師の派遣(第三国専門家)など、理数科教育の振興、教員研修制度の構築等に関する技術交流が実施された。中等理数科教育強化計画においてケニアで実施された第三国研修への参加者は、25 か国 1,030 名に上った。理数科教育域内ネットワークには、現在 34 か国 1 地域(会費を支払っている正式参加国は 24 か国 1 地域)が参加している。

2009 年 1 月から開始された「理数科教育強化プロジェクト」(2009 年～2013 年)は、中等教育の成果を踏まえ、①初等理数科現職教員研修の制度構築(ケニア全国で 2 万校、教員 6 万名、生徒 850 万名を対象とする初等教育における理数科教育の質的向上)、②中等理数科現職職員研修の継続、③アフリカ域内に対する現職教員研修制度構築に対する支援の継続、を柱としている。

ケニア側は「アフリカ理数科・技術教育センター」を事業実施機関として、スタッフ 50 名の能力を強化しつつプロジェクトの運営に当たり、日本側は JICA から、チーフアドバイザー、業務調整、理科教育、数学教育等の専門家を派遣し支援している。

(4) 視察の概要

議員団は、「アフリカ理数科・技術教育センター」において、キサカ所長、長沼チーフアドバイザー(JICA 専門家)から説明を聴取した。説明では、本プロジェクトは授業の方法の改善等を通じて教員の質の向上を図ることによって、生徒の能力を向上させるとの考え方に立っていること、生活に関連した授業方法で生徒に興味関心を持たせ、生徒の実践を通じて理解を促進させ理数科教育の質的向上につなげていること等が述べられた。また、本プロジェクトが成果を上げ、中等教育から初等教育へ拡充できた理由として、ケニア側が施設の整備、人材・予算の確保などについて熱心に取り組んだこと、ケニアの教育現場の現状を把握した上で、日本・ケニア双方が協調して研修内容を固めることができたこと、専任スタッフが研修員として日本での研修機会を得られたことなどが指摘された。

同施設では、10 か国 76 名の中等教育の理数科教員、教員研修講師が参加する「アフリカ理数科授業改善運動入門コース」(第三国研修)が実施されており、議員団は、生物、化学等の授業において、身近で入手可能な手作りの教材を用いた授業の実践など、参加教員が熱心に研修に取り組んでいる状況を視察した。

本プロジェクトは、アフリカ諸国の累計 1 万 8,000 名以上の理数科教員の能力向上に寄与している案件であり、第三国研修による波及効果も高く更なる強化が望まれることを感得した。

2. 国際平和支援訓練センター（IPSTC）（アフリカPKO訓練センターへの支援）

（1）概要

2009年9月現在、国連PKOは世界で15のミッションが派遣されており、そのうちアフリカには国連スーダンミッション（UNMIS）等の7ミッションが展開している。アフリカ諸国のPKOへの関心は高く、PKO要員は約3万名に上る。また、AU、地域諸国による平和維持部隊、即応部隊の設置の動きもあり、ケニア、エジプト、南アフリカ、ルワンダ、ガーナ等においてPKO訓練センターが設置されている。また、東アフリカ地域は近年、ソマリア、スーダン等、地域紛争への対応が求められており、東アフリカ諸国は、平和構築、平和支援に熱心に取り組んでいる。

ケニアの「国際平和支援訓練センター」は2000年に、ケニア国防参謀大学の一部として設立され、2006年に国防省の一機関として独立した。現在は諸外国にも門戸が開放され、国連及びAUによるPKO訓練を実施している。東アフリカ待機軍（EASBRIG）の支援に重点を置き、訓練生の90%はEASBRIGの構成国から受け入れている。主にPKO参加予定の軍人を対象に、護衛・パトロール、交通統制、武器取扱、ナビゲーション・地図判読、通信・語学、サバイバル技術、行政・兵站、テロ対処等の訓練を実施している。

（2）我が国の支援

我が国は2008年のTICADIVの横浜行動計画において、PKO訓練センターへの支援が盛り込まれたことを受けて、同年以降、「ガーナ・コフィ・アナン国際平和維持訓練センター」を始め9案件に対し、制度的な能力の強化、訓練コースの実施等について総額2,000万ドルの支援を行ったほか、同センター等3案件には、国際平和協力に携わる人材開発、難民救援活動等に関する講師の派遣をあわせて実施した。このような支援は、ODA案件には該当しないが、我が国の平和構築支援の一環である。

国際平和支援訓練センター（IPSTC）への支援は次のとおりである。

①実施主体：UNDPケニア事務所、IPSTC

②対象地域：ケニア等東アフリカ諸国中心

③規模：356万ドル

④内容：IPSTCの制度的能力強化（人材リクルート、車両購入、コンピュータ、机・イス等の機材整備）及び各種訓練プロジェクトの実施（国



（写真）国際平和研修センターの視察を終えて

際平和活動、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）等に関する訓練コースの実施）。IPSTCを活用した東アフリカ待機軍による訓練部門の能力強化等もあわせて実施。

また、国際平和支援訓練センターは、UNDPを經由して我が国が支援する平和構築の拠点と位置付けられており、邦人NGOである日本紛争予防センターが、紛争予防及び分析、交渉・調停、予防外交に係る訓練コースの設定など、平和構築への文民参加を特色とする案件の形成に参画している。

（３）視察の概要

議員団は、キボチ所長から、センターの概要と意義などに関して説明を聴取した。同所長からは、我が国の支援により、紛争予防、紛争後の復興プログラムに関するコース、平和支援活動の配置前研修が実施できるようになったことについて謝意が表明された。また、西本UNDP現地代表、瀬谷日本紛争予防センター事務局長と、国際機関を通じた支援の在り方、日本の顔が支援に見える必要性、UNDPと平和構築支援との関係などについて意見交換を行った後、施設を視察した。

３．ナイロビ国立公園（青年海外協力隊）

（１）事業の背景

ケニアは豊かな野生生物を有し、観光セクターが重要な外貨獲得源となっている一方、野生生物の保護が課題となっている。JICAは2005年から2008年まで、ケニア野生生物公社における教育実施戦略の策定等を通じて、自然保護教育に対する同公社の実施能力の向上を目的とする「野生生物保全教育強化プロジェクト」を実施した。JICAの同プロジェクトに対する評価調査において、「ボランティアの継続派遣が期待される」と提言されたことから、青年海外協力隊員が継続派遣されることとなった。

（２）事業の目的

野生生物の保護施設における動物の飼育、治療支援等を実施するとともに、ケニアにおける経済成長の牽引役、外貨獲得源である観光セクター支援を推進する。



（３）事業の概要

（写真）野生動物の治療・保護に携わる青年海外協力隊員

ナイロビ国立公園内に設置されている野生生物の保護施設において、同施設で保護されている動物の飼育、治療支援等の活動を行っている。青年海外協力隊員は5年前から派遣され、現在の派遣人数は1名である。同施設では、ケニア国内の27の国立公園から、負傷した動物、群れを離れた動物が保護されている。

（４）視察の概要

議員団は、ナイロビ国立公園内に設置されている野生生物の保護施設を視察するとともに、青年海外協力隊の古賀隊員（獣医師）から活動の状況について説明を聴取し、同隊員が負傷した動物を治療・保護している状況を視察した。

４．ケニア森林研究所（無償資金協力、技術協力プロジェクト）

（１）事業の背景

ケニアは国土の8割が乾燥・半乾燥地帯であり、砂漠化の防止が大きな問題となっている。このため、少ない降雨を効率よく貯水し、その貯水を植樹にいかすなどの森林研究や砂漠化防止に資する植樹についての地域社会による取組の普及が必要とされてきた。

（２）事業の目的

ケニア森林研究所（KEFRI）は、環境・天然資源省管轄の機関であり、森林に関する調査研究を行うほか、砂漠化を防止するため農地上での植樹活動を推進しており、農民を対象とした研修会、技術指導を実施している。我が国は、KEFRIを主なカウンターパート機関として、ケニアの森林研究や、砂漠化防止に資するため、1985年以来無償資金協力による施設の供与と、技術協力を実施した。

（３）事業の概要

1985年及び1986年に、林業育苗訓練センター建設計画に基づき、無償資金協力により、研究・訓練施設の整備、機材の供与が実施され、更に1993年に同センター拡充計画に基づき、無償資金協力により、訓練・普及棟、研究施設の増設が実施された。あわせて専門家派遣、研修員受入



（写真）ケニア森林研究所の視察を終えて

れ等の技術協力が実施された。

【無償資金協力】

- ・林業育苗センター建設計画

第1期 1985年

供与限度額 7億800万円

第2期 1986年

供与限度額 7億1,400万円

事業内容：植林に必要な育苗技術研究開発、林業技術訓練のための施設及び研究訓練用機材の供与

- ・林業育苗訓練センター拡充計画

1993年

供与限度額 16億4,600万円

事業内容：林業技術訓練センターにおける研究施設、会議室等の供与

【技術協力】

無償資金協力による育苗研究施設及び機材の供与に加え、1985年以降、森林セクターにおける技術協力を実施。

・林業育苗訓練計画（準備フェーズ）	1985年～1987年
・社会林業訓練計画フェーズ1	1987年～1992年
・社会林業訓練計画フェーズ2	1992年～1997年
・半乾燥地社会林業普及モデル開発計画	1997年～2002年
・半乾燥地社会林業強化計画	2004年～2009年（同年3月で終了）

（４）視察の概要

議員団は、チカマイ所長から、ケニアは森林面積が1.7%に過ぎず、乾燥化、砂漠化が進むなか、森林研究、林業施策の重要性が高まっており、KEFRIはその主導的役割を果たしている旨の説明を聴取した。また、同所長から、日本の支援に対する謝意が表明された。KEFRIからは現在、砂漠化防止に資するため、農民を始め地域社会の住民を主体として、植樹や森林管理を行うという社会林業に注力していると説明があった。さらに、議員団は、森林面積の増加計画と実情、林業分野の人材育成、気候変動対策としての森林資源の保護、同研究所における第三国研修の実施等に関して説明を聴取した後、施設、研究等の状況を視察した。

ケニア森林研究所は、我が国が四半世紀にわたり無償資金協力、技術協力プロジェクトという包括的な支援を実施した案件である。視察を通じて、本研究所が第三国研修実施の中核機関として周辺アフリカ諸国等に寄与するとともに、更に我が国の大学との間で独自の研究交流を行うに至るなど、研究機関としての自立を果たすという成

果を上げ、極めて優れた実績を収めている優良な案件であることを実感し得た。

5. 園芸作物処理施設事業（有償資金協力）

（１）事業の背景

ケニアでは、インゲン豆、アボガド、切り花、オクラ、唐辛子等の園芸作物の輸出が重要な外貨獲得源となっている。園芸作物の輸出を促進する上で、収穫後の処理を改善し流通中の品質保持を図ることが重要である。このため、作物の温度を短時間に急激に低下させる予冷施設、一度低下させた作物の温度上昇を防ぐ保冷施設など、園芸作物処理施設の設置が必要とされた。なお、本事業は後述するように、我が国の会計検査院の検査報告で指摘を受けるなど問題のある案件である。

（２）事業の目的

園芸作物の品質保持を図るための予冷・保冷施設の建設等により、園芸作物輸出の増強、輸出競争力強化を通じた外貨獲得能力、小規模園芸農家の所得の向上を図る。

（３）事業の概要

①円借款交換公文締結	1993 年 7 月
②借款契約調印	1993 年 10 月
③供与限度額	20 億 1,600 万円
④借款契約条件	金利 2.6% 返還 30 年（据置 10 年） 部分アンタイド
⑤貸付完了	2001 年 7 月
⑥事業内容	ナイロビ及び主要園芸作物生産地に、園芸作物の品質保持を図るための予冷・保冷施設計 8 施設の建設（ナイロビは保冷施設のみ、他の 7 施設は予冷施設のみ）、保冷トラックの配備等を円借款で支援する。

（４）事業の状況・効果と評価、会計検査院の検査報告における指摘

ケニアでは、本事業の施設建設中、民間主導で園芸作物市場が著しく発達し、大規模農家、輸出業者が独自に予冷・保冷施設を保有するようになった。そのため、本事業で建設された 8 施設は完成後、1 施設を除き 7 施設について、計量・梱包スペースのみ利用され、予冷・保冷施設の利用はほとんどないなど、十分に利用されず、2003 年 7 月に国際協力銀行（当時）による事後評価で A（非常に満足）から D（不満足）の評価のうち D 判定が下された（ナイロビは保冷库を稼働させたことがあるが、その後梱包スペースのみが利用されたに過ぎず、他の 7 施設のうち予冷库が利用されたのはマチャコス、サガナ、ムエアの 3 施設であり、リムル、ヤッタ、キブウェジ、クブの 4 施設は予冷库の利用はなく、梱包スペースのみの利用にとどまった）。これを受け

て、処理施設と輸出業者・小規模園芸農家との信頼関係の構築、車両の貸与、施設を通じた農民への種苗・資機材の供給など利用促進策がとられたが、利用状況は好転を見なかった。

2006 年の我が国の会計検査報告においては、8 施設中 4 施設について利用率が目標の 50%を下回り（2006 年 1 月～12 月の利用状況：ナイロビ 67.5%、クブ 100%、リムル 83.3%、ヤッタ 58.3%、サガナ 41.6%、ムエア 25.0%、マチャコス 4.1%、キブウェジ 4.1%）、援助の効果が十分に発現していないと認められ、施設の一層の利用率向上のために相手国事業実施機関と引き続き協議を行い、現状把握、各種助言など事後監理に取り組む必要がある旨の所見が示された。その後、利用促進の努力が継続されてきたが、利用状況について顕著な改善は見られていない。

（５）視察の概要

議員団は 10 月 15 日、ナイロビ近郊リムル地区の園芸作物処理施設を視察した。同施設は園芸作物を計量、梱包するための作業スペース、予冷库、事務スペースで構成され、1 日の総処理能力は 20 トンであり、建設には 3 億 329 万円を要した。同施設はナイロビへの地理的な近接性をいかして利用が進められ、現在利用率は 75%となっており、8 施設の中では利用率が比較的高い施設の 1 つである（2009 年 10 月 15 日時点の利用状況：ナイロビ 89%、サガナ 100%、ヤッタ 50%、マチャコス 50%、ムエア、キブウェジ、クブいずれも 0%）。

議員団は、同施設において、園芸作物処理施設事業の農業省担当官、園芸作物開発公社総裁代行等から説明を聴取した。しかし、ケニア側は、施設利用低迷の背景、同公社予算への施設利用促進経費の計上、利用促進のための農家への働き掛けなどの説明に終始し、利用改善の具体策に関する報告の準備は全くなく、何よりも格別な改善意欲が示されない状況であった。

そこで、議員団は、会計検査院の指摘にもかかわらず具体的な改善計画が準備・提出されず誠に遺憾であること、我が国国民にはODAに対する厳しい世論があることを述べ、報告書をまとめ具体的な改善計画を説明するよう強く求めた。これに対しケニア側より、議員団のケニア滞在中に報告書を提出するとの発言があった。議員団は、同席の農民から施設利用の現状につき意見を聴取した後、予冷库等の施設を視察した。



（写真）園芸作物の予冷库を視察

（６）視察後の対応（ＪＩＣＡの報告）

議員団は 10 月 17 日、北部地域の干ばつ状況等の視察後、本件施設の事業改善に向けた現状及び今後の対応、事業評価に対するケニア側の対応について、ＪＩＣＡより議員団に対する報告を聴取した。

報告によれば、園芸作物開発公社は、新たに本件に取り組む担当部長を雇用し、施設改善のための関連予算の確保に加え、各園芸作物処理施設の利用状況の改善に組織として取り組む意思を明確に打ち出している。具体的には、援助効果促進調査の提言を受けて、輸出業者との信頼関係の構築、稼働率向上のための輸出業者への施設・車両の転貸、農民グループへの農業普及サービスの強化、財務・経理の効率化、情報システムの改善、公社本部・処理施設間の電子ネットワークの強化等に取り組んでいる。

日本側としては、ケニア側の取組に呼応する形で、現在ＪＩＣＡで実施している「事後モニタリング評価」を通じて、同公社に対し更にきめ細かな技術面での支援を行う。これには経営・組織運営改善、農民組織化等の技術支援を行う専門家の派遣等が想定される。また、小規模園芸農民組織の強化を目的としてケニア西部で実施した技術協力「小規模農民組織強化計画」が高い成果を挙げたことから、この成果の全国展開に向けた新たなプロジェクトを計画しており、中長期的視点で本件園芸作物処理施設の利用向上に貢献していく方針である。

議員団としては、本事業について、我が国援実施機関、ケニア側事業実施機関が一体となった事業改善に向けた取組を強化するよう強く求める。また、同様に、会計検査院による指摘がなされるなど援助効果の発現が十分に認められない案件について、我が国援助実施機関、相手国事業実施機関が連携した事後監理、改善の取組が進められるよう強く求める。

6. 北部地域における干ばつ状況等の視察

ケニアでは 2003 年以降の降雨量の減少が東部、北部の農牧畜業に多大な影響を与えており、我が国は W F P 経由の食糧援助、貧困農民支援等を実施してきているが、2007 年以降、干ばつの状況は更に深刻になっている。我が国は、2009 年 8 月に 6 億 7,000 万円の食糧援助、9 月には、ケニアが経済社会開発努力を進める上で必要な資機材の購入を支援するため、10 億円のノン・プロジェクト無償を供与した。また、10 月には、ケニア政府が実施中の種子配布プログラムに約 3 億円の支援を行った。



（写真）干ばつであらわになった川底
（ヘリコプターより）

議員団は、オディンガ首相の顧問(経済アドバイザー)である日野教授の要請により、10月17日、ナイロビから約450キロメートル北北東に位置するマルサビットをヘリコプターで訪れ、干ばつの状況を視察した(視察には大統領府特別プログラム省の副大臣及び次官が同行した)。干ばつの状況は大変厳しく、副大臣、次官、地元住民から、周辺の何万人もの住民及び家畜の水を賄っている1つの井戸での24時間稼働のポンプがすぐに壊れてしまうこと、食糧については赤十字やWFPの援助に頼っていること等の説明が行われた。また、我が国の食糧援助等に謝意が表明されるとともに、更なる支援が要請された。なお、家畜の約8割が死んでしまい、その肉を食べることができないので、死がいや焼いた跡が至る所に生々しく残っている惨状であった。

引き続き、部族の下に当たる氏族レベルでの争いについて和解が行われつつある、国内避難民のキャンプの視察を行った。



(写真) 北部地域の干ばつの状況等を視察



(写真) 干ばつの被害を受けた家畜の死がい



(写真) 干ばつ状況についての説明を受ける



(写真) 国内避難民キャンプにて

V. ウガンダ共和国における調査

調査の視点と概要
○ウガンダに対する我が国のODAの在り方等（ンシバンビ首相、セカンディ国会議長） 議員団より人材育成支援無償の導入を提起 首相との会談で「ナイル架橋建設計画」がT I C A D I Vの公約達成のため試金石となることを説明（協調融資に際してはシステムの違いを超えた柔軟な対応が必要） 議長より中国の援助の状況について説明を聴取（外務省、大統領府を建設。稲作指導も実施）。また、議会間交流の促進、議会及び議会事務局に対する支援の必要性に言及
○国のオーナーシップを補完する民間団体（ワトト）の活動状況 ワトト村はコミュニティー・ベースでA I D S孤児等の支援を行っており、教会が運営する4つのサイトに1,800名以上の子ども達が家族として生活 「いつかリーダーとなって国を支える」をキャッチフレーズとするワトトの活動はウガンダのオーナーシップを補完
○ネリカ米の普及（帰国後における追加調査） 我が国はウガンダをネリカ米の開発・普及の重点国に指定 議員団は帰国後、一時帰国中のウガンダ派遣のJ I C Aネリカ米適用化技術専門家から説明を聴取し意見交換（ネリカ米普及のため長期専門家5名の増員を要望）

第 1 ウガンダ共和国の概況

(基本データ)

面 積	： 24.2 万 km ² （日本の本州とほぼ同じ）
人 口	： 3,066 万人（2009 年ウガンダ統計局推計 日本 の 4 分 の 1 弱）
首 都	： カンパラ
民 族	： ガンダ族、ランゴ族、アチョリ族等
言 語	： 英語、ガンダ語、スワヒリ語
宗 教	： キリスト教、伝統宗教、イスラム教
略 史	： 1962 年 独立（旧宗主国 英国）
	1963 年 共和制移行
	1966 年 オボテ首相によるクーデター（オボテ大統領）
	1971 年 アミン少将によるクーデター（アミン大統領）
	1979 年 アミン失脚（ルレ大統領）
	1979 年 ルレ失脚（ビナイサ大統領）
	1980 年 オボテ大統領復帰
	1985 年 オケロ将軍によるクーデター
	1986 年 ムセベニによるクーデター（ムセベニ大統領）
	1996 年 大統領・国会議員選挙。ムセベニ大統領当選
	2001 年 ムセベニ大統領再選
	2006 年 大統領・国会議員選挙。ムセベニ大統領三選

1. 内政

1962 年の独立以来、部族間対立を背景とした度重なるクーデターにより内政、経済は混乱したが、1986 年に成立したムセベニ政権がほぼ全土を平定し、独自の非政党制民主主義システム（国民抵抗運動システム）の下、世界銀行、国際通貨基金（IMF）、援助国の支援を受けつつ、政治の安定、経済の発展に取り組んだ。1995 年に公布された新憲法の下、1996 年 5 月、2001 年 3 月に大統領選挙が実施され、ムセベニ大統領が再選された。

2000 年 6 月には複数政党制の導入を問う国民投票が実施されたが、圧倒的多数で国民抵抗運動システムが支持を得たため、導入は当面見送られた。

しかし、2003 年頃より複数政党制導入への気運が高まり、2005 年 7 月に行われた国民投票により複数政党制への回帰が決定された。一方、8 月には議会で憲法が修正され、大統領三選禁止規定が撤廃された。これらを受けて 2006 年 2 月、1980 年のオボテ政権以来の複数政党制の下で大統領・国会議員選挙が実施され、ムセベニ大統領が 59.26% の得票で三選を果たした。次回大統領選挙は 2011 年に予定されており、ムセベニ大統領は四選に向けた地盤固めを強化していくものと見られている。

北部地域では、20 年に及ぶ反政府組織「神の抵抗軍」（LRA）との戦闘により住民襲

撃、略奪、児童の拉致が横行したが、ウガンダ国軍による掃討作戦等の進展により L R A の勢力は大幅に縮小し、2006 年 8 月のウガンダ政府と L R A の間での「敵対行為停止合意」の署名以降、南部スーダン政府の仲介による和平交渉が行われた。しかし、L R A 側が最終和平合意への署名を拒否したことから、ウガンダ、コンゴ民主共和国、南部スーダンによる共同軍事掃討作戦が行われ、L R A の勢力は縮小した。北部地域の治安回復に伴い、一時は 200 万人近くに達した国内避難民の帰還が本格化しており、これら国内避難民の帰還促進と社会の復旧・復興開発が課題となっている。

2. 外交

善隣友好、非同盟の原則の下に、アフリカ連合（A U）及び英連邦諸国との連帯を打ち出している。キューバ、リビア等との関係を重視していた時期もあったが、ムセベニ大統領就任後は欧米諸国との関係強化に努めている。タンザニア、ケニアとの三国間の協力を推進しており、1999 年 11 月には、東アフリカ共同体（E A C）設立条約が署名され、2001 年 1 月には正式に発足し、また 2005 年 1 月には E A C 関税同盟が発効した。なお、E A C は 2006 年 11 月、ルワンダとブルンジの 2 か国が加盟し計 5 か国となっている。

周辺国との間では、スーダン南北和平の進展に伴い対スーダン関係が改善し、また、ウガンダ政府軍の軍事介入により関係が悪化したことのあるコンゴ民主共和国との関係も、信頼醸成のための多国間枠組みの構築により改善されてきている。さらに、ウガンダは、ソマリアに展開している A U ソマリア治安維持部隊（A M I S O M）に対して進んで部隊を派遣するなど、東アフリカの安定に貢献している。

3. 経済

独立以来、度重なる内乱により、1980 年代後半まで経済は混乱したが、1987 年以来、世銀・I M F の支援を得て、構造調整政策を積極的に推進し、軍人及び公務員の削減、農産物市場全般の自由化等を実施したことから、近年マクロ経済は安定し、サブ・サハラ・アフリカにおいて最も成長率の高い国の 1 つとなっている。

1996 年ウガンダは世界銀行・I M F により重債務貧困国（H I P C）と認定されたが、1997 年のウガンダ援助国会合では、構造調整・経済改革の努力が高く評価された。2000 年には、拡大 H I P C イニシアティブに基づく債務救済措置が適用され、我が国も G 7 諸国と協調し債務免除を行った。

ウガンダではおおむね達成された自由化経済の枠組みの中で、



（写真）カンパラ市内

民間投資等の経済活動をいかに活発化させていくかが今後の課題となっている。2004年にはPEAP（貧困削減行動計画）第3版の策定を終え、特に農産物を中心とした輸出品の多様化、付加価値の付与を最優先課題として貧困削減に向けた一層の努力を行うとともに、現在PEAPに代わる新たな国家開発計画（NDP）の策定作業が行われている。2008年には国際食糧・原油価格の高騰等により、インフレ率が上昇、世界的な景気後退による影響を受けたが、経済はおおむね堅調な動きを示している。

ウガンダでは1980年代半ばから90年代初頭にかけて、HIV/AIDSの罹患率が都市部の深刻な地域で25%~30%、地方で18%と高率を記録し、過去25年間の感染者数は260万人（うち死者160万人）、エイズ孤児は110万人に達した。これに対しムセベニ政権は、エイズ対策を「愛国者の責務」と表明し、「ABCアプローチ」（A：禁欲、B：貞操、C：コンドームの使用）による対策など予防・啓発に注力したことから、罹患率は1990年代の15%から2005年には6.2%に改善を見るなど、エイズ対策のモデル国として評価されている。

【主要産業】

農水産業：鮮魚、コーヒー、綿花、紅茶、タバコ

鉱業：銅、コバルト、金

工業：繊維、タバコ、セメント、砂糖、醸造

【GNI】

133億米ドル（2008年、世銀）

1人当たりGNIは420米ドル（2008年、世銀）

【経済成長率】

約7.0%（2008/9年度、ウガンダ統計局）

【インフレ率】

14.1%（2008/9年度、ウガンダ統計局）

【失業率】

33%（2004年、ウガンダ中央銀行）

【貿易額・主要貿易品目】（2008年）

輸出：28.12億ドル（コーヒー、鮮魚・魚加工品、タバコ、紅茶）

輸入：41.65億ドル（石油・石油製品、車両、鉄鋼、電話機・録音機、医薬品）

【主要貿易相手国】（2008年）

輸出：スーダン（14.3%）、ケニア（9.5%）、スイス（9.0%）、ルワンダ（7.9%）、ア首連（7.4%）、コンゴ（民）（7.2%）、英国（6.9%）、オランダ（4.7%）

輸入：ア首連（11.4%）、ケニア（11.3%）、インド（10.4%）、中国（8.1%）、南ア（6.7%）日本（5.9%）、フランス（4.0%）、マレーシア（3.2%）

【通貨】

ウガンダ・シリング 1ウガンダ・シリング＝約0.0466円（2009年10月現在）

4. 我が国との二国間関係

(1) 政治関係

我が国は、1962年10月、ウガンダ独立とともに同国を承認し、1973年には駐日ウガンダ大使館が開設された。我が国は、ケニアより兼轄していたが、1997年3月に首都カンパラに大使館を開設し、2003年11月には初の常駐本任大使が派遣された。一方、駐日ウガンダ大使館は1987年8月に財政事情により閉鎖されたが、1994年9月に再開設された。

(2) 経済関係

①対日貿易額・主要貿易品目（2008年 財務省貿易統計）

輸出：18.3億円（ゴマ、魚介類、コバルト、コーヒー）

輸入：193.6億円（自動車、鉄鋼）

②進出企業・直接投資

現地法人化された日系企業が7社（シャツ・メリヤス加工等）。その他経済協力プロジェクト関連等で本邦企業数社が駐在。在留邦人数は277名（2009年10月現在）。

（出所）外務省資料等により作成

第2 我が国のODA実績

1. 概要と対ウガンダ経済協力の意義

ウガンダは、国民1人当たりGNIは420米ドル（2008年）の低開発貧困国である。ウガンダ政府が経済成長を通じた貧困削減を目指していることも踏まえ、ODAを通じて開発ニーズの充足に貢献することは、ODA大綱の重点課題である「貧困削減」と「持続的成長」の観点からも意義が大きい。

ウガンダは、ムセベニ政権の下、政治・経済の両面において、大湖地域の平和と発展に積極的な役割を果たしてきていることから、我が国ODAの供与を通じ、ウガンダの継続した安定と発展を支援することは、大湖地域、ひいてはアフリカ全体の平和と発展に貢献することにつながる。

2. 対ウガンダ経済協力の重点分野

我が国は、ウガンダの開発ニーズに合致しつつ、我が国の経験と知見がいかされ比較優位が発揮される分野に重点を置き開発援助を進めてきた。1997年の経済協力政策協議の際には、①人的資源開発（教育、職業訓練等）、②基礎生活支援（保健・医療インフラ）、③農業開発（コメ振興、農産物付加価値向上等）、④経済基礎インフラ整備（道路、電力等）の4重点分野が合意され、2006年の政策協議でも、引き続き4重点分野を中心とすることで意見の一致を見た。人的資源開発については、中等理数科教育、職業訓練教育等を実施している。基礎生活支援としては、地方における生活用水の供給、感染症対策、医療施設

の改善等、保健サービスの向上に対する協力を行っている。農業開発においては、「コメ振興プログラム」、「地場産業強化・振興プログラム」、「畜産振興プログラム」を設け、農業近代化への促進に協力している。コメ振興支援に関して我が国は、ウガンダを東南部アフリカにおけるネリカ米普及の中心、重点国として位置付け、JICA専門家の派遣等を実施している。経済基礎インフラ整備については、電力、運輸交通の整備を支援している。2001年以来、青年海外協力隊員が派遣され、2009年10月1日現在、派遣中の隊員は村落開発普及員、理数科教師、獣医師など116名に上り、ウガンダは同時点で、青年海外協力隊員が最も多く派遣されている国である（2001年以来の累計は363名）。

現在、ウガンダ政府が策定中の「国家開発計画」（NDP）では、経済成長重視の方針を打ち出し、「繁栄のための成長と雇用」を主題として、①生活水準の向上、②有給雇用の促進、③社会・経済・貿易インフラの改善、④効率的、革新的かつ国際的に競争力のある工業の促進、⑤グッド・ガバナンスの強化と人間の安全保障の拡充を重点分野としており、これを踏まえ、今後の政策協議の中で、我が国の知見をいかす援助を模索していく方針である。

3. 実績

このような考え方を踏まえた我が国の援助実績は次のとおりである。

援助形態別実績

（単位：億円）

年 度	2004	2005	2006	2007	2008	累計
円 借 款	—	—	—	34.84	—	107.39
無償資金協力	15.72	17.70	19.20	31.66	25.44	420.45
技 術 協 力	8.06	8.29	10.58	9.58	16.28	144.24

- （注） 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
 2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。

（参考）DAC諸国の対ウガンダ経済協力実績

（支出純額ベース、単位：100万ドル）

歴年	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	うち日本	合計
2004	米 207.71	英 107.64	蘭 70.92	丁 61.31	愛 47.62	11.84	683.85
2005	米 228.82	蘭 80.12	丁 63.72	英 55.63	独 51.38	14.44	690.74
2006	米 246.22	英 214.41	蘭 82.38	丁 78.50	瑞 62.59	21.78	938.19
2007	米 301.57	英 167.15	丁 109.85	蘭 70.43	諾 69.77	27.51	1,002.46
2008	米 352.88	蘭 82.85	丁 82.58	愛 80.87	諾 74.98	57.01	1,005.00

（備考） 蘭はオランダ、丁はデンマーク、愛はアイルランド、瑞はスウェーデン、諾はノルウェー。

（出所） 外務省資料等により作成

第3 意見交換の概要

1. ンシバンビ首相

(首相) 我々二国間の関係は相互の利益に資するものである。北部地域の復興に協力をいただいたが、紛争で避難民となった人々が今まさに帰還している。また、アヤゴ水力発電所建設計画の準備調査に感謝する。

(議員団) 我が国は政権交代をしたがT I C A D I Vの成功を踏襲し更にそれを発展させたい。対アフリカ援助倍増については、例えばナイル架橋のプロジェクトについて、援助の形を変えなければならないというようなことがある。また、アジアで行われている人材育成支援無償をアフリカに導入し、大学生以上の学生を日本に招きたい。

(首相) 援助の形を変える必要があるとは、どのような問題であるか。

(議員団) 我が国は、債務免除をした国に対しては円借款をバイでそのまま供与するのではなく、世界銀行やA f D B (アフリカ開発銀行) との協調融資の形を取っている。この場合、日本の援助では無償でフィージビリティ・スタディーがあり、円借款の本体部分に詳細設計があるが、A f D Bでは事前に詳細設計がある。このため、協調融資でうまくいくか、頭の痛い問題である。是非首相の助言も受けながら進めていきたい。このため、このプロジェクトが援助倍増の上での1つの試金石になっている。



(写真) ンシバンビ首相との意見交換

2. セカンディ国会議長

(議員団) T I C A D I Vの成果の成功のため我々も尽力したい。また、是非ウガンダや東アフリカのために日本の援助を使っていただきたい。青年海外協力隊の派遣が世界で一番多いので、逆にウガンダの青年に日本にたくさん来てもらいたいと思っており、アジアで行っている人材育成支援無償を導入し、是非ウガンダからも日本にたくさん来てもらいたい。

(議長) 二国間関係は良好で問題がない。ウガンダは47年前英国から独立し、現在8期目の国会であるが、任期は5年で2011年に終了する。議員333人は215名が選挙区から選ばれ、その他80人の女性、身体障害者5人、若者(18歳から30歳)5人、労働組合5名、国軍10人の代表者がいる。また、非議員の閣僚も議席を有し、議論には参加

できるが投票はできない。議会には教育、保健、国防、道路等の委員会がある。他人の意見に十分耳を傾ける議員の能力や、スタッフのノウハウにも問題があり、議員とスタッフのトレーニングが必要である。この分野では日本と協力したい。また、国会の建物は独立直後の1960年代に建てられ収容能力が80名であるので拡張が必要である。我が国では国民が政党が「カラー」



(写真) セカンディ国会議長との意見交換

ではなく政策であるということから混乱が生ずることがあるため、国民に政党が何のためにあるのか、教育する必要がある。この観点から人々の交流、ウガンダの議員と日本の議員の交流を歓迎する。また、議員が諸外国の事情を理解するために図書館を充実させたい。議員のためのICTの整備にも取り組む必要もあり、このような分野の協力を歓迎する。

(議員団) 中国が多く援助を行っているが、どう考えるか。

(議長) 中国人は我々と協力し、外務省や大統領府のビルを建設し、長い期間にわたり稲作を教えるなど、多くの点で我々を助けている。中国の人たちを歓迎するし、日本の人も歓迎する。

第4 ワトト (WATOTO) 村視察

ワトト (WATOTO) について

1982年からカンパラでワトト (スワヒリ語で「子ども達」の意味) 教会活動を行っていたゲアリー／マーリーン・スキナー夫妻が1992年に孤児を助ける活動を開始した。アフリカでは、6,000万を超える子ども達が、エイズや紛争による被害により障害者となったりストリート・チルドレンや孤児となっている。膨大な数の子ども達がアフリカの家庭、共同体、国の将来に多大な影響を与えることから、「ウガンダの次世代のリーダーを育成する」ことを第一の目的に子ども達を無条件の愛の溢れる家族の中に置き、心のケア、しつけ、日常の世話など、子ども達が健康的に成長していける生活全体のサポートをしている。

ワトトは次のプロジェクトを行っているが、活動資金は世界各地からの寄付で賄われている (95%が個人や教会からの寄付であるが、“Global Fund”、“USAID”等からの寄付を受けたことがある)。

①ワトト村 (子どもたちに健全な共同体を提供するために、家、学校、診療所、教会が建てられてい

る。現在カンパラ市の郊外に3つ、北部のグル市に1つある)

②少年少女兵たちのリハビリセンター（内戦で少年兵にさせられた子どもたち、誘拐された子どもたちが社会復帰するために、愛を体験し、専門的なケアを受ける救助センターでグル市に所在する）

③ベイビー・ワトト（カンパラに所在する捨てられた乳児のための施設）

現在、ワトトは1,800名の子ども達が住む4つの村を運営している。村には250世帯以上の家庭があり、一人の母親が8人の子どもを養育している。村には完全な学校制度があり、病院、教会、コミュニティセンター、清潔な水、電気が通り、自給自足をするための農業プロジェクトが展開されており、村で働いているウガンダ人の教師や、仕事が見つかりにくい女性の雇用の機会もあり、地元の労働者に雇用の機会を与える事もできており、完全な自給自足の共同体となっている。

ワトトの今後の目的は、①ワトト病院、②ワトト工科大学、③自給自足を促進するための大規模な農業プロジェクト、④ワトト大学、⑤2020年までに1万人の子どもたちをケアする、である。

なお、1994年以来、子ども達のグループであるワトト・チルドレンズ・クワイアが、歌や踊りを通して、自分たちが受け取った希望のメッセージを世界中に届けるという使命を持ち、世界各地で公演を行っている。

（出所）“WATOTO Japan”、“WATOTO”のHP等より作成

議員団は、カンパラ郊外のスービのワトト村を訪問した。ここでは、892人の子ども（男子503人、女子389人）、124人の里親、85人の教師及び職員、200名のプロジェクトチーム員の約1,300人が生活している。議員団は子ども達の歌と踊りによる出迎えを受けた後、スキナー牧師からワトトの活動について説明を受け、子ども達にバドミントンのセットを寄贈した。その後、スキナー牧師の案内で学校、職業訓練施設、建設中の病院等を視察した。子ども達が皆将来の夢を持って元気に生活しており、今年はワトト村全体から56人の子どもが大学に進学したことを聞き、ワトトの活動がウガンダの国のオーナーシップを補完し、大きな成果を上げていることに感銘を受けるとともに、ワトトや国際的なNGOの活動は草の根レベルで多くの人々が裨益するものであり、積極的な支援の必要性を痛感した。



（写真）ワトト村訪問 子ども達の歓迎を受ける



（写真）ワトト村訪問 学校教室にて

第5 ネリカ米の普及についての追加調査

我が国の対ウガンダ経済協力の重点分野である農業開発の柱の1つは「コメ振興プログラム」である。ウガンダは東南部アフリカにおけるネリカ米普及の中心と位置付けられており、2004年にはネリカ米の専門家が初めて派遣されたが、現在は技術協力プロジェクト「ネリカ米振興計画」が展開されている（下記参照）。また、平成20（2008）年度には、無償資金協力案件で稲研究・研修計画（ウガンダの稲作試験・研究・普及の拠点として、同国におけるコメ振興の中心的役割を担う国立作物資源研究所（N a C R R I）の研究・研修用施設を建設し、同研究所に必要な機材を整備するもの）に6.51億円が供与された。

技術協力プロジェクト「ネリカ米振興計画」

○協力期間：2008年8月より2011年6月まで 2年10か月

○対象地域：ウガンダ全土（治安の悪い北部地域を除く）

○対象者：研究者、農業普及員、農家

○案件目標：プロジェクト活動地域のネリカ米の生産量及び生産性の向上

○主な活動：（1）各種研修の実施によるウガンダ人研究者・普及員の育成

（2）巡回指導による農家などへのネリカ米普及活動の実施

（3）各種調査・試験の実施

（4）簡易農耕機具開発

（5）小規模のインフラ整備

○投入：日本人専門家（長期2名、短期3名）、現地業務費、資機材（車両、精米機など）

（出所）JICA資料

議員団は、帰国後、たまたま一時帰国中であった坪井ネリカ米適用化技術専門家と意見交換を行った。この中で、ウガンダの稲作地12～13万ヘクタールの約5万ヘクタールがネリカ米であるが、今後ウガンダを更にネリカ米の普及の中心地としていくためには、これに携わる日本人の増強が必要であるとの指摘がなされた。このため坪井専門家からは、現在の2名に加えて青年海外協力隊経験者5名程度が必要であるとの要望が出された。この要望についてはJICAにフォローを要請している。

なお、2009年10月時点でネリカ米関連の青年海外協力隊員は18名がウガンダ共和国に派遣されているが、このうち2名が食用作物・稲作栽培の職種である。

VI. 南アフリカ共和国における調査

調査の視点と概要
○官民連携の現状（民間の投資を我が国の援助がどのように支えているか） 【ハーニック・フェロクロム社】 三菱商事が世界で初めて51%を出資し、4名の邦人社員を派遣しフェロクロム鉱山を経営。同社周辺における教育、AIDS対策で企業の社会貢献活動（CSR）を行い、これに草の根・人間の安全保障無償資金協力を供与 【JICAと日立の人材育成案件】 日立の大型石炭炉（6,000億円のプロジェク。12基で960万キロワットの出力を保持し、南アフリカの電力の5分の1を供給）を2か所に作る巨大プロジェクトに併せてJICAと日立と共同で人材育成を実施 ○南部アフリカ、アフリカ全体のエンジンとしての南アフリカの現状と課題、これに我が国が果たす役割 ○DBSA（南部アフリカ開発銀行）／NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）等の役割（現状と将来像） 【ムベキ元大統領との会談】 アフリカにおける開発はNEPAD、政治はAUとのスタンス 【ポーザANC財務部長】 人材育成無償支援の導入に積極的 原子力の必要性を強調するとともに、外部資金が必要な場合の政府保証に言及 【ムフェケト下院議長代行、メメラ上院副議長】 議会間交流の強化を提案 人材育成無償支援の導入を希望する旨の意向 【エブラヒム国際関係・協力副大臣】 人材交流の促進に積極姿勢 エネルギー問題解決のため円借款が重要なツールである旨明確に表明 【ナイドゥDBSA総裁】 JBIC、JICAにはアフリカと南アフリカを取り巻く課題にコラボレーションの大きなチャンス NEPADはコンテンツの創出に利用価値があるが、成果を出すシステムに見られることに問題 【NEPAD事務局】 NEPADはAUとの統合が進められる過渡期。両者がバラバラに進むのでは混乱 これからはCEOのリーダーシップに期待

第1 南アフリカ共和国の概況

(基本データ)

面積：122 万 km² (日本の 3.2 倍)

人口：4,790 万人 (日本の 3 分の 1 強)

首都：プレトリア

民族：黒人 (ズールー族、コサ族、ソト族他)、白人、カラード、アジア系

言語：英語、アフリカーンス語、ズールー語など 11 の公用語

宗教：キリスト教、イスラム教、ユダヤ教他

略史：1652 年	オランダがケープ植民地を建設
1910 年	南アフリカ連邦独立
1960 年	シャープビル事件、アフリカ民族会議 (ANC) の非合法化
1961 年	英連邦を脱退し、南アフリカ共和国の成立
1969 年	国連総会、アパルトヘイト政策非難決議を採択
1991 年	アパルトヘイト撤廃
1994 年	全人種参加による初の総選挙が実施され、マンデラ政権成立
1997 年	新憲法発効
1999 年	第 2 回目の総選挙実施、ムベキ政権成立
2004 年	第 3 回目の総選挙実施、ムベキ大統領再任
2008 年	ムベキ大統領辞任。国民議会、モトランテ大統領選出
2009 年	第 4 回目の総選挙実施、ズマ政権成立

1. 内政

南アフリカは、1991 年にアパルトヘイトが撤廃され、1994 年には初めての全人種参加による総選挙を経てマンデラ政権が誕生、国際社会への復帰も果たした。1999 年にはムベキ政権が発足した (2004 年再任)。2007 年 12 月の ANC 全国大会で、ズマ副総裁が総裁に選出され、2008 年 9 月の ANC 中央執行委員会の要求を受けて、ムベキ大統領が辞任し、国民議会でモトランテ ANC 副総裁が大統領に選出された。2009 年 4 月の総選挙で与党 ANC は 65% の得票を得て圧勝し、5 月ズマ ANC 総裁が大統領に就任した。ズマ政権の課題としては、①各種インフラ整備のための資金調達、②電力危機への対応、③黒人経済力強化政策の改革、④雇用維持・拡大、底辺から中間層に位置する国民の生活の質の改善が挙げられている。

2. 外交

1994 年 5 月以降、O A U 加盟、非同盟諸国会議加盟、英連邦再加盟、南部アフリカ開発共同体（S A D C : Southern African Development Community）加盟を果たし、6 月には 20 年ぶりに国連総会の議席を回復した。

南アフリカは、アフリカのみならず途上国のリーダーとして、「南北の架け橋」たる役割を自認し、安全保障、環境など様々な分野で積極的な役割を展開している。南アフリカは九州沖縄サミット（2000 年）以降のすべての G 8 サミットのアウトリーチに出席するとともに、アフリカ自身による初の包括的な開発計画である NE P A D（アフリカの開発のための新パートナーシップ）の策定に主導的な役割を果たした。また、アフリカの平和と安定の維持に努め、コンゴ民主共和国、ブルンジ、コートジボワール等の紛争解決にも積極的に関与してきた。

ズマ政権は、①アフリカ諸国の平和と安定のための一層の努力、②地域協力の重視、③南南協力の継続、④G 8、E U との戦略的パートナーシップの強化を掲げている。

3. 経済

南アフリカは、サブ・サハラ・アフリカの全 G D P の約 30% を占め、年 5.1% の高成長（2007 年）を遂げている。また、金、ダイヤモンド、稀少金属（レアメタル）など豊富な鉱物資源を有し、金、プラチナ、クロムの産出量は世界一である。アフリカで圧倒的な経済力を有する同国の経済発展は、南部アフリカのみならずアフリカ全体の発展にとって重要な役割を果たしている。

一方、貧困削減、高失業率（22.9%、2008 年）、高犯罪率、エイズの蔓延防止（感染者数は世界最大の 550 万人）等が開発の課題であり、教育を受ける機会の乏しかった黒人を人材として育成することが急務である。南アフリカ政府は 1994 年、貧困削減と弱者救済を基本方針とする「復興開発計画（R D P）」を、1996 年には同計画を実現するために経済自由化を推進する「成長・雇用・再分配（G E A R）」を策定し、これに基づく政策を実施してきた。また、2006 年 3 月、2010 年以降経済成長率 6% を達



（写真）ヨハネスブルグ市内



（写真）旧黒人居住区ソウェトの一角

成し、2014 年までに失業率を半減させることを目標とする「経済成長加速化戦略（A S G I S A）」及び同戦略を達成するために不可欠な人材獲得のための「人的資源育成イニシアティブ（J I P S A）」を策定した。さらに、2009 年 9 月ズマ政権は、国民の生活向上を目指し、2025 年までを視野に入れた長期的国家開発のための「グリーン・ペーパー（国家開発戦略）」を発表している。

南アフリカの経済は 2008 年後半以降、世界的な経済金融危機の影響を受け、製造業、鉱業を中心に景気後退に陥ったが、保守的で健全経営との評価を得ている銀行部門の健全性を強みとして、経済成長率のマイナス幅はそれほど大きくはなっていない。

南アフリカでは 1994 年の民主化以降、電力需要が急増したものの発電所の新設が行われず、2007 年末頃から電力不足が深刻となり、2025 年までに現行の発電能力を倍増させる必要があるとされる。

【主要産業】（産業別構成比、2007 年、世銀）

農林水産業 2.7%

鉱工業 30.9%

サービス業 66.4%

【G N I】

2,740 億米ドル（2007 年、世銀）

1 人当たり G N I は 5,720 米ドル（2007 年、世銀）

【経済成長率】

5.1%（2007 年、世銀）

【インフレ率】

8.9%（2007 年、世銀）

【失業率】

22.9%（2008 年）

【貿易額・主要貿易品目】（2008 年、南アフリカ歳入庁）

（1）輸出：861 億ドル レアメタル、その他鉱物資源

（2）輸入：905 億ドル 機械類、自動車部品

【主要貿易相手国】（2008 年）

（1）輸出：日本、米国、ドイツ、英国、中国、インド

（2）輸入：ドイツ、中国、米国、日本、英国、インド

【通貨】

ランド（Rand） 1 ドル＝7.3 ランド （2009 年 10 月現在）

4. 我が国との二国間関係

(1) 政治関係

我が国は 1918 年、アフリカ大陸で初めての在外公館をケープタウンに、1937 年にはプレトリアに公使館を設置した。1942 年、第二次世界大戦による国交断絶により公使館は閉鎖された。戦後、1952 年の対日平和条約批准により、同年我が国は在プレトリア総領事館を、1964 年にはケープタウン出張駐在官事務所を設置した。

南アフリカでは 1948 年に国民党政権が成立し、アパルトヘイト政策が開始されたが、1980 年代に入り国際社会は南アフリカに対して経済制裁を行い、我が国もこれに従った。1991 年のアパルトヘイト政策の撤廃及び国内改革の進展を踏まえ、我が国は同年 6 月に人的交流の規制を、10 月には経済規制措置をそれぞれ緩和した。両国は 1992 年 1 月に外交関係を再開し、同月駐日南アフリカ大使館が、翌 1993 年 2 月には在南アフリカ日本国大使館がそれぞれ設置された。

両国間では、1994 年以降首脳会議のみならず、政府、議会など様々なレベルで人的交流が活発に行われている。日本からは原参議院議長（1994 年）、森総理（2001 年）、小泉総理（2002 年、持続可能な開発のための世界首脳会議）、扇参議院議長（2004 年）、森特派大使（元総理 2009 年、大統領就任式）等が南アフリカを訪問している。他方、南アフリカからはマンデラ大統領（1995 年）、ムベキ大統領（2000 年、2001 年、2003 年、2008 年）等が訪日している。

二国間の政治・経済問題のみならず、アフリカ開発問題及びグローバルな問題を協議する「日・南ア・パートナーシップ・フォーラム」が 1999 年に始まり、これまで 9 回の会合が開かれている。2003 年 8 月には「日・南ア科学技術協力協定」が署名され、日・南ア科学技術協力合同委員会がこれまで 3 回開催されている。

2010 年は、1910 年に日本政府による在ケープタウン名誉領事の任命から 100 年目に当たり、日本・南アフリカ交流 100 周年として様々な行事が予定されている。

(2) 経済関係

2008 年の我が国の南アフリカからの輸入は 81.05 億ドル、南アフリカへの輸出は 49.51 億ドルであり、我が国の輸入超過である。主要輸入品目は、レアメタル、石炭、鉄鋼、金（非貨幣用）、自動車等であり、主要輸出品目は、機械類（自動車及び部品）である。

進出企業はトヨタ自動車など 79 社に上り（2009 年現在）、直接投資は約 1,511 億円に上る（平成 20 年末時点での累計）。

在留邦人数は 1,357 人（2008 年 10 月現在）、在日南アフリカ人数は 592 人（2008 年現在）である。

（出所）外務省資料等により作成

第2 我が国のODA実績

1. 概要と対南アフリカ経済協力の意義

南アフリカは南部アフリカ経済全体の成長に寄与しているほか、アフリカにおける指導的国家の1つとして、開発分野における牽引役としての役割を果たす能力を有しており、南アフリカへの支援は、同国のみならず、南部アフリカ地域ひいてはアフリカ全体の経済成長のためにも重要である。また、同国のリソースを活用して行う第三国協力により、周辺国に対する多面的かつ効果的な支援が可能である。

南アフリカは、我が国の対アフリカ経済協力における重要なパートナー・重点国であり、我が国は、1999年から5年間の支援パッケージ（ムベキ・パッケージ）を供与した。南アフリカは我が国の一般プロジェクト無償供与の所得水準を超えていることから、同パッケージ終了後は草の根・人間の安全保障無償資金協力及び技術協力を中心に、①貧困問題の深刻な旧ホームランド地域の黒人貧困層の生活向上、②同国の成長戦略に沿った人材育成、③第三国協力、の3つの視点から支援を強化している。

また、円借款については、南アフリカ政府からの要請があれば検討していく方針である。南アフリカは国家財政の健全な運営の観点から、対GDP50%を超える債務を保有しない政策を採り、政府保証を要する我が国の円借款を近年活用していなかったが、最近の金融危機を背景に相対的にODA資金への関心が高くなってきていること、公共事業主導型の経済成長を志向し積極財政に転じていることから、円借款の可能性もあるとの立場に変化してきている。

さらに、南アフリカでは、ODAを活用して日系企業が行う社会貢献活動（CSR）への側面支援が行われ、地域社会との関係強化、安定的な投資拡大への寄与が図られている。

2. 対南アフリカ経済協力の重点分野

南アフリカに対する経済協力の重点分野については、①成長戦略のための人材育成、②貧困層の開発促進、③南アフリカのリソースを活用した周辺国への支援（第三国協力）であり、南部アフリカ地域への還元を視野に入れつつ実施していく方針である。

また、ムベキ元大統領政権下で策定された南アフリカの国家戦略であるASGISA及びJIPSAの理念は現政権においても引き続き重視されており、我が国の対アフリカ支援の柱の1つである「経済成長を通じた貧困削減」に合致することから、両者の推進に協力していく考えである。

3. 実績

こうした考えを踏まえた我が国の援助実績は次のとおりである。

援助形態別実績

(単位:億円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	累計
円 借 款	—	—	—	—	—	201.45
無償資金協力	16.51	16.67	1.90	0.69	1.02	128.70
技 術 協 力	6.71	6.59	5.64	4.99	3.36	72.27

- (注) 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。

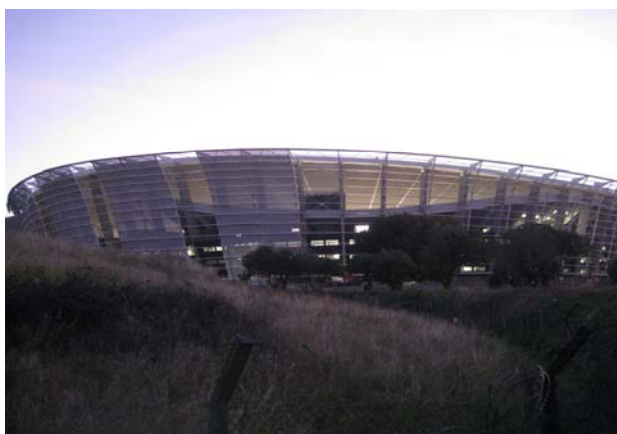
(参考) DAC諸国の対南アフリカ経済協力実績

(支出純額ベース、単位:100万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合計
2004	米 99.46	英 87.06	独 56.54	蘭 55.65	瑞 25.58	18.83	459.19
2005	米 116.78	英 70.26	蘭 55.49	独 36.99	仏 28.25	16.10	465.96
2006	仏 158.77	米 140.50	蘭 53.23	独 40.53	丁 25.42	15.92	560.63
2007	米 227.08	仏 105.00	独 101.49	蘭 44.87	丁 20.91	4.67	597.18
2008	米 378.66	独 150.10	英 113.49	蘭 36.26	仏 32.93	3.67	881.25

(備考) 蘭はオランダ、瑞はスウェーデン、丁はデンマーク。

(出所) 外務省資料等により作成



(写真) ワールド・カップに向けて建設中のサッカー・スタジアム (ケープタウン)



(写真) プレトリアのユニオン・ビルディング (大統領府)

第3 意見交換等の概要

1. ムベキ元大統領

(議員団) 元大統領がANC外交部長であった1991年に経団連の招待で初来日し、その時に開催された政官民のアフリカ三局会議は、1993年のTICADの前身と言えるものである。元大統領は、アパルトヘイト後の南アフリカの経済発展と国際的な地位の向上を実現し、新世紀におけるアフリカの発展の方向性を定めた。また、TICADとNEPADの連携、G8首脳とアフリカ首脳との対話において日本と緊密なパートナーシップを構築された。今後も我が国は、元大統領が敷いていただいた日本と南アフリカ及びアフリカの連携を継続・強化したい。新政権は、アフリカへの支援とTICADプロセスを継続・強化したいと考えており、今後はより人材育成に力を入れることになると思う。

(ムベキ元大統領) 新政権がTICADプロセスを継続・強化する方針であることを大変うれしく思う。日本は、南アフリカ及びアフリカ全体の将来に間違いなく重要な国である。政治や経済を含むあらゆる分野で日本と緊密な対話を行い、特別なパートナーシップが構築できるよう、常に意識してきた。アフリカの国造りに向けて今後も日本が行える貢献は極めて大きいものと確信している。アフリカでは、ようやくクーデターや紛争といった時代から脱却できたかのように思われたが、ここ2～3年の動向を見ると、懸念すべき事件が継続している。「21世紀をアフリカの世紀にする」との意気込みは薄れていないが、試行錯誤が依然として継続している。AUでは政治、経済、開発、安全保障、文化等の分野でアフリカの目指すべき良い政策が合意されているものの、実施されない状態が継続している。これはアフリカにおけるリーダーシップに関わる問題にほかならない。今後の活動として、アフリカの若いリーダーを育成するための研究所を設置したいと考えている。

(議員団) 中国のアフリカ進出についてどう思うか。

(ムベキ元大統領) 2007年に北京で開催された中国アフリカ協力フォーラム(FOCAC)で、中国は石油や鉱物資源を求め、アフリカ諸国は、アフリカ産品の中国市場への参入とアフリカの



(写真) ムベキ元大統領との意見交換

国造りのための資本の投入を求めた。両者はこれを確認した上で、相互利益を追求することで一致した。ところが、現実には多くのアフリカ諸国は、個別に中国と交渉を行うには脆弱であり、不利な内容を一方的に押し付けられる恐れがある。そこで、南アフリカは、中国との良好な二国間関係を踏まえ、中国がアフリカ諸国との間で締結する合意について意見を表明することができることとした。中国政府は、アフリカ諸国から強い非難の矛先が向けられる恐れがあることをよく認識している。

(議員団) 恐らくこのような合意は元大統領が出席したからこそ成し遂げられたものと思う。自身が提唱したNEPADのAUへの統合についてどう考えるか。

(ムベキ元大統領) 開発プログラムも本来AUの所掌であるが、AUが脆弱であることからNEPADを南アフリカに作ったのである。即ち、南アフリカの南部アフリカ開発銀行(DBSA)内に拠点を置き、DBSAの人材、インフラやデータを活用しつつ、NEPADが実施してきたのである。この機能をAU事務局の所在するアジスアベバに移転させては、成果が期待できない。NEPADはAUの政治的リーダーシップの下で定めたアフリカの開発戦略であり、完全な統合は考えられず、必ず一部の機能はNEPADとして残り、南アフリカで展開されることになると思っている。AUは、NEPADを活用しつつ、日本との関係強化を求めてゆくことになるであろう。

2. ポーザANC財務部長

(ポーザ部長) 日本とは非常に長い関係を有しているが、政治、経済、人的交流を更に強化しなければならない。政府は国造りと国民和解を基本方針として進めるとともに、南アフリカのみならず南部アフリカ、更にアフリカ全体の成長及びその安定に貢献しようとしている。南アフリカ経済はとても強いファンダメンタルを持っている。南アフリカ経済の一部は東京のようであるが、他方の部分は未開発であり、この部分を先進社会に持って行かなければならない。教育、生活向上、経済の成長、雇用の創出で



(写真) ポーザANC財務部長との意見交換

生活レベルを上げなければならないが、我々だけでできることではない。世界の国と協力しなければならず、日本のような友人を得られることを非常にうれしく思う。

(議員団) 来年は両国の交流 100 周年に当たり是非盛り上げていきたい。アフリカのブランド、アフリカがクールだというイメージを作りたい。

(ポーザ部長) 政権樹立 2 か月でアフリカにおいていただいていることに感謝する。国内を重視されるのではないかとということも聞いていたが、直ぐ海外に目を向けていただいていることを評価する。

(議員団) 鳩山総理も述べたように T I C A D I V の成功を受け継いで更にそれを発展させたい。

(ポーザ部長) 南アフリカと日本は多くの分野で政府間で協議をする必要がある。経済協力の枠組み、テクノロジー、軍事技術、農業についても分け合うことができる。また、政府と民間部門の連携といった分野での協力ができる。

(議員団) 南アフリカの方も含めて留学生の方は日本へは非常に少ない。そこで、アジアでは既にたくさんの方を招聘している人材支援育成無償をアフリカに広げ、技術を学んでいただく等、是非たくさんの方に来てもらいたい。

(ポーザ部長) 教育大臣に話して大使と話を始めたい。また、日本からも我が国を訪れていただきたい。課題もあるが、治安、安全に懸命に取り組んでいる。

(議員団) 原子力についてはどのように考えておいでか。

(ポーザ部長) 今一番重要なのが原子力発電所建設の問題である。我々は原子力発電の方向に行きたいと考えている。E S K O M (電力公社) がプロセスを進められず政治的サポートが必要となっている。極めて高いものであるがそれがベストである。原子力に行くという政策は時間の問題で、ズマ大統領がそうしなければ我々の世代がそうする。

(議員団) 例えば世界銀行のガイドラインでは援助で原子力発電所を作ることはできず、全くナンセンスである。

(ポーザ部長) 外部資金が必要となって融資を受ける場合には政府が保証する。日本と南アフリカの間でエネルギー分野の協力が必要である。

* ポーザ氏は反アパルトヘイト闘争にも長く携わり、南アフリカの民主化の後にはムプマランガ州首相を務めた後ビジネス界に転身した。与党 A N C のナンバー 6 として、A N C 出身の現閣僚の多くを指示する立場にある。

3. ムフェケト国民議会（下院）議長代行

（議員団）新政権はアフリカとの関係、特にT I C A D I Vの枠組みを守り発展させることを約束している。来年はワールド・カップがあり、両国の交流 100 周年であり、より近い関係を持ちたい。議長又は副議長に日本に来ていただき議会あるいは議員同士の交流を是非深めたい。

（ムフェケト議長代行）この訪問でより両国の関係が深まると思っている。議会間交流、議長の訪日については議長に伝えたい。議会間交流は非常に重要で、議員交流を活発にすることは大賛成である。日本を訪問する

ときには、我々民主主義国家が抱えている問題に日本がどのように対応したかを学びたい。

（議員団）T I C A Dの枠組みを成功させるため、日本のシステムをより活用いただきたい。円借款は大変低利で長い期間使えるローンで、特にエネルギー、環境分野での活用は南アフリカと周辺国のためになる。世界銀行の借款が始まるので、日本も是非貢献したい。

（ムフェケト議長代行）円借款の活用は、南アフリカの抱える 1 つの問題を解決する方法の 1 つだと思う。メッセージは然るべく伝えたい。特に我々の大きな問題がエネルギー問題であり電力問題である。引き続き協力を深め、大使にも頼っていききたい。

（議員団）我が国は人材育成支援無償で何百人ものアジアの学生を日本に招聘しているが、このスキームはアフリカに導入されていない。これを使っていただきアフリカの学生を多数お招きしたい。これについても話し合っていただきたい。

（ムフェケト議長代行）議会も新しい国家を形作る責任がある。若者の交流は重要であり、南アフリカの若者が他の国で学ぶことができれば良いことだと思う。両院関係の強化という点から若者の交流プログラムを構築することができるかも知れない。両院の関係者が相互に訪問する際に併せてプログラムを評価し、進め方を検討できるかも知れない。行政にも話を伝えたい。



（写真）ムフェケト国民議会議長代行との意見交換

4. メメラ全国州評議会（上院）副議長

（議員団）新政権はT I C A D I V及びアフリカへの思いは強く、アフリカとの対話を更に深化させたい。特に強調したいのは人への投資である。来年は両国の交流 100 周年であるが、T I C A D I Vの目標である 2013 年に向けた仕込みをするのは今年から来年しかないと思っており、これから来年がアフリカと日本の勝負と思っている。また、全国州評議会との間で頻繁な議員交流を是非お願いしたい。

（メメラ副議長）全国州評議会としても議員同士の関係強化に努めたい。南アフリカにおいては人材開発が国を発展させる要である。S A D Cの一員としても日本から多くを学びたい。引き続き関係を強化したい。

（議員団）人の往来が非常に大事である。多くの議員、南アフリカの青年達に日本に来ていただきたい。アジアの国々に対しては人材育成支援無償で奨学金を出して留学生を招聘しているが、アフリカはゼロである。是非議長と一緒に頑張ってたくさんの方のアフリカの青年達を日本に招きたい。

（メメラ副議長）青年の交流という意味ではジェンダーの取組をしないとイケない。南アフリカでは女性をエンパワーしないとイケないという課題がある。

（議員団）そうしていただきたい。これに向けたイニシアティブを是非上院で作っていただけると有り難い。

（メメラ副議長）マシュラング議長は、理数科教育にフォーカスを当てている。専門家をアフリカに送るなど、日本からいろいろと支援をいただけるのではないかな。

（議員団）ケニアを中心として既に何万人という先生を教育するプログラムを日本がイニシアティブをとって行っており大成功している。

（メメラ副議長）それを是非南アフリカに展開していただきたい。

（大使）レソト、スワジランドの先生を送り込んでいる。南アフリカには日本の専門家が1名派遣されている。ケニアのプログラムには参加していないと思う。

（議員団）非常に上手く組織されており強化したいと思う。南アフリカの先生を是非お招きして、その種を持ち帰りそれを広げていただいてはどうか。

（メメラ副議長）是非情報をいただきたい。

（議員団）大使経由でお送りする。アフリカの開発は私は世界の課題と思っている。日本は資



（写真）メメラ全国州評議会副議長との意見交換を終えて

源がないからアフリカを見ているのではなく、同じ地球の人間として、より関係を持ちよりよい人生をお互いに歩もうというスクラムを組むという気持ちである。

(注) 南アフリカはSMA S E－W E C S A（アフリカの理数科教育域内ネットワーク）の正式メンバー国ではないが、近年オブザーバーとして参加している。第三国研修は会費を支払っている正式メンバー国の優先的な参加が認められ、人数枠を超えた場合は参加できない扱いになっている。

5. エブラヒム国際関係・協力副大臣

(議員団) 新政権は昨年のT I C A D I Vの成功を更に発展させていく考えである。来年は両国の交流 100 周年であり、盛り上げたいと思っている。治安の問題もあるが、実はより安全で、素晴らしい国だということをもっと知ってもらうことが大事かと思う。新政権は援助についてハードからソフトへ、物から人へという戦略である。アフリカの援助でインフラは非常に重要であるが、人の往来を活発にできないかと考えている。人材育成支援無償をアフリカに広げ、たくさんの方をアフリカから招きたい。日本からも多くの方が南アフリカを訪問し、交流の中でアフリカを知り、日本のことも知っていただくのが大事である。

(エブラヒム副大臣) 新政権でも日本と南アフリカの非常に強い関係は、維持されると考えている。T I C A D I VにおけるODA倍増の約束を新政権も維持すると聞いて非常に安心している。J I C Aの各種の研修に非常に感謝している。人材育成が南アフリカの発展には欠かせない大きな問題である。J B I CのE S K O Mやトランスネット（運輸公社）へのローンに感謝している。エネルギーは非常に重要であり原子力協力も考えている。支援という意味では、南アフリカだけでなく地域（S A D C）、または大陸（A U）の観点を忘れてはならないと思う。留学生の招聘の事業については非常に歓迎する。南アフリカの問題は人材育成であり、教育制度を改善し、新しい技術に対応できるようにしたい。来年開催される日・南アフリカパートナーシップ・フォーラムでは技術協



(写真) エブラヒム国際関係・協力副大臣との意見交換

力協定の署名を実現したい。犯罪は非常に大きな問題で、必死で対応している。貧困も大きな問題の1つであり、観光客の増加で経済が活性化されればと思っている。日本を訪れたときに非常に感動したのは中小企業の活力であり、中小企業の育成では学ぶことが多い。また、中小企業は大きな雇用を生み出す。我々の優先順位としては、雇用創出、保健教育分野、地方の開発、最後に治安問題を設定している。日本も非常に重要なパートナーであり、両国の交流を是非促進したい。

(議員団) 南アフリカが今にも増してアフリカ、南部アフリカのエネルギー・センターになるべきだと思う。その場合円借款が必要ではないかと考える。円借款を再開し、クール・アース・パートナーシップに参加すれば非常に低い金利でデイスバースできる。これには高いハードルもないが、南アフリカはまだサインしていない。是非参加いただき、ともにアフリカ開発を考えたい。

(エブラヒム副大臣) 円借款については考えなければならない。エネルギー問題は極めて重要であるが過去に適切な投資をしなかった。この問題に対応するのに円借款は非常に有効なツールだと思っている。

(議員団) 人材育成支援無償については大使を中心に進めていただき、リクエストを出していただきたい。

6. ナイドゥDBSA総裁

DBSA (Development Bank of Southern Africa : 南部アフリカ開発銀行) について

1. 概要

DBSAは、南アフリカ政府100%出資の政府金融機関。南アフリカのみならず、南部アフリカ全体の貧困緩和と繁栄を目指しSADC (Southern African Development Community : 南部アフリカ開発共同体) 諸国 (モーリシャス、セーシェル、タンザニア、ザンビア、ボツワナ、モザンビーク、アンゴラ、ジンバブエ、レソト、スワジランド、マラウイ、ナミビア、南アフリカ、コンゴ民主共和国の14か国 (マダガスカルは国内情勢により参加資格を停止中) から成る) において、①ハード (社会、経済インフラ支援)、②ソフト (人材育成・機構の能力構築) 支援を使命としている。

2007年度 (2007年4月～2008年3月) の貸付実績は、南アフリカ (22%)、モザンビーク (17%)、ザンビア (12%)、ナミビア (6%) 等、セクター別ではエネルギー (36%)、情報通信 (12%)、運輸交通 (12%)、その他の社会インフラ (水、地方自治、保健、教育、技術開発分野) (40%) となっている。

2. 日本との関係

(1) J B I C 融資

2007年6月、J B I Cが2億米ドル (約200億円) を融資調印済み。南部アフリカにおける現

地日本企業や地場企業が投資環境整備・設備投資のために借入れを可能とする支援。

（２）ＪＩＣＡとの関係

ＪＩＣＡは協力関係の模索をし、大島ＪＩＣＡ副理事長が2009年９月にナイドゥ会長とワシントンで、ディートリッヒ財務局長と南アフリカで協議を行っている。また、円借款による協調融資の可能性につき検討を行っている。

2004年より３名のＪＩＣＡ専門家（NEPAD政策アドバイザー）をDBSA内に派遣しており、NEPADインフラ・プログラム支援及びSADC諸国のインフラ整備を実施しているDBSAと情報共有（F/Sなど調査資料の共有）、連携を密に行っている。ＪＩＣＡ－NEPAD－DBSAのインフラ・ワーキング・グループ・フレームワークを作成し、インフラ案件実施支援を共同で行っている。

（出所）外務省資料より作成

【DBSAについて】

（ナイドゥ総裁）DBSAは国内と地域で政府のために非常に重要な役割を果たしている。現在「インスティテュート・キャパシティ・ビルディング」という大きなプログラムに力を入れており、DBSA職員全体の半数に当たる約350名が地方行政の強化・支援をしている。この数年間の間に貸付けを増やし、2008年は90億ランド（約1,000億円）以上の事業を行った。譲許的な資金も用いて事業計画を実施している。DBSAは、融資を受けるに際して一切の条件を受け入れない。また、融資を受けるに際して政府保証は一切出さない。DBSAを他の銀行と同じように扱い、判断していただきたい。なお、政府は大きなインフラ・プログラムに非常に力を入れ、開発金融機関がこれまで以上に役割を果たすよう声を掛けており、近々最終的に決定される予定である。

【ＪＩＣＡやＪＢＩＣとの関係強化】

（議員団）DBSAとＪＩＣＡやＪＢＩＣとの関係をどのように強化していくか。

（ナイドゥ総裁）南アフリカと地域の開発のために日本は非常に重要であり、パートナーとして強力な関係を築いていきたい。その際、信頼を基本と



（写真）ナイドゥDBSA総裁との意見交換

し、実績を基に関係を築き上げなければならない。大島 J I C A 副理事長が再度訪問すると約束したが、私はまず技術チーム同士の対話から始めようと言っている。私たちが日本に行くときは何らかの決定を行う。しかし私は政治的なフレームワーク提供のため皆さんと話し合うことは大切だと考えた。そのフレームワークの中に解決法を見つける。

(大使) J I C A 副理事長は、J I C A が D B S A を国際機関に準ずる機関であると認めるところから始めるという創造的な案を持っている。

【我が国の協力分野／地域における人材育成】

(議員団) 我が国は D B S A に対してどのような協力ができるか。

(ナイドゥ総裁) D B S A は N E P A D イニシアティブを国内、国外で多く主催している。域内の様々な機関を強化する支援、トレーニング、キャパシティ・ビルディングであり、他のアフリカ諸国にも大きな課題である。私たちは日本にこの取組への手助けをしてもらいたい。なお、D B S A がやらなければならないことの 1 つに、南部アフリカにおける開発金融機関の開発がある。

(議員団) アジアで行われている人材育成支援無償をアフリカにも導入して、人材育成に協力を行いたい。

(ナイドゥ総裁) 素晴らしい案で興味深い。D B S A は大きなトレーニング施設を持っている。非常に興味を持っているのは、どのように国外の人をトレーニングできるかである。一緒にアフリカのために他のプログラムを見てもいいかもしれない。場合によりトレーニングを南アフリカでやる方が安価に上がるかもしれない。あなた方の技術や人々を持ち込み、D B S A と一緒にプログラムの開発、プログラムの形作りをすることもできるかも知れない。

【南アフリカ及び南部アフリカの電力問題への対応】

(議員団) 南アフリカをパワー・センターとして大きくする場合、莫大な資金力が必要であり、D B S A といえども全てに対応できないのではないか。

(ナイドゥ総裁) 電力の危機に対応すべく発電所の設立が進められるとともに、新しい発電プログラムに資金提供するため価格引上げが政府内で議論されている。政府は原子力発電プログラムを約束していたが、経済危機で保留になった。また、クリーンな技術等についても検討している。南アフリカは多くの電力を無駄にしてきたが、この分野で進んだ日本の省エネ技術の協力を得る余地が大きい。D B S A は今後の地域全体の発電ニーズに注目している。南アフリカの問題を解決し、アフリカ建設にもエネルギーを注ぐべきであるが全てのリソースを持っていない。D B S A のようなパートナーは既に話合いの中心にいる。日本は政治的にも確かで関係構築を約束する。非常に真剣である。J B I C や J I C A には大きなチャ

ンスがある。アフリカと南アフリカを取り巻く課題のコラボレーションへのチャンスもある。しかし問題を解決するために人々を1つにしなければならない。そのためには創造的な解決策が必要であり、大島副理事長もそのため懸命に働いていると思う。

【NEPADの在り方】

(議員団) NEPADの在り方をどのように考えているか。

(ナイドゥ総裁) NEPADはコンテンツを作り出すのに非常に利用価値がある。NEPADを通じて国々をまとめ、私たちが国や地域のプロジェクトを作り込むようなフレームワークを作る。NEPADは実施のキャパシティを持っていないがDBSAには専門家がおり話ができる。プロジェクトの発案から実施まで全ての連携である。政策のフレームワークを作ることと、プロジェクトを導入するために解決しなければならないという政治的課題の優先化を混乱させてしまうことがある。NEPADが成果を出すシステムに見られてしまうことに問題がある。発案やプロジェクト形成、政治を1つにすることはできる。しかし適切な銀行や民間セクターのプレイヤー、政府所有ながら民間企業のような機関が必要である。NEPADが前進するための役割は議論されている。次のステップが何か見ていかなければならない。それは政府のトップ間の政治的な議論になる。

7. NEPAD関係者

NEPAD (The New Partnership for Africa's Development : アフリカ開発のための新パートナーシップ) について

1. NEPADとは

ムベキ南アフリカ大統領(当時)が提唱し、南アフリカ・ナイジェリア・アルジェリア・エジプト・セネガルを共同提案国として、2001年7月のアフリカ統一機構(OAU、現アフリカ連合(AU))総会で採択された、アフリカ自身によるアフリカ開発のためのイニシアティブ。

2. NEPADの目的

国際社会の援助に従属するのではなく、アフリカ自身の責任においてアフリカにおける貧困撲滅、持続可能な成長と開発、世界経済への統合を目指す。国際社会には、アフリカのオーナーシップを補完する形でのパートナーシップを求めていく立場。

3. NEPADの開発戦略と分野

2002年7月、NEPAD行動計画を採択。APRM(相互審査)を通じた良いガバナンス、農業・貿易・市場アクセス、インフラ、人材育成、科学技術、環境・気候変動、文化・観光の8つを優先分野と設定。その資金リソースとしては、債務削減、ODA、FDI。

4. NEPADの意思決定過程

- (1) AUサミット（首脳級）：NEPAD方針について最終的な承認を付与。NEPADがアフリカ全体の開発イニシアティブであることを担保。最高意思決定の場。
- (2) NEPAD実施委員会（首脳級）：アフリカを5つの地域に分け、各地域から4か国ずつ合計20か国により構成されNEPADの方針・プロジェクトを決定し、AUサミットへ勧告。
（現在はメレス・エチオピア首相が委員長）
- (3) NEPAD運営委員会（首脳個人代表）：NEPAD提案国の5か国の首脳個人代表により構成され、NEPAD方針について、実施委員会へ提案、また実施委員会の決定した方針の具体化。
- (4) NEPAD事務局：全体的調整役（事務局長は元ニジェール首相のマヤキ氏。事務局は130人規模で、南アフリカには80名）。AU統合後は、AU政策・プログラムの実施調整機関として、プログラムレベルでのRECs（地域経済共同体）、開発パートナーとの調整、資金調達、アドボカシーなどの役割を担う予定。

5. ドナー拠出

- (1) アフリカ諸国からの拠出：南アが7割（年間4億円程度）拠出、その他アフリカ諸国（アルジェリア、エジプト、ガーナ、モザンビーク、ルワンダ、ボツワナ、セネガル、ケニア、コンゴ民主共和国等）も1,000万円程度ずつ拠出。
- (2) 開発パートナー諸国からの拠出：マルチでは世銀、UNDP、IFAD（国際農業開発基金）等、バイでは最大ドナーの中国（年間4億円程度）のほか、英、独、フィンランド、スウェーデン等。民間では、ビルゲイツ財団等。

6. NEPADの課題：AU統合

- (イ) これまで2001年にNEPADはAU事務局に先行して創設。2003年7月、AU総会にて3年以内の暫定期間を経てAUへ統合されることが宣言、調整開始。
- (ロ) NEPADはAU統合プロセスの最終ステージにある。統合後は、AUはグランド・デザインを描く機関、NEPADはそのデザインを実施するテクニカルな実施機関との明確な役割ができる。
- (ハ) NEPAD事務局をAUに並ぶ国際機関としてのステータス変更手続を実施。
- (ニ) NEPADが南アフリカにNEPAD-AUオフィスとして残ることは間違いないと考えられている。

7. 日本との関係

(1) 日・NEPAD政策対話

- (イ) 第1回 2006年3月：NEPAD優先分野8つのうちの4つ（インフラ、農業、市場アクセス（貿易投資促進・民間セクター開発）、人材開発（教育・保健））を日本の重点支援分野と設定。
- (ロ) 第2回 2007年8月：主な狙いはTICADIV準備の一環で、4分野に加え、環境・科学

技術分野で進捗報告し、次回対話開催に向け調整中。

(2) JICAとの協力

(イ) NEPADアドバイザーの派遣：2004年から3人継続して派遣中。

(ロ) 第三国研修の実施：「SADC地域開発金融機関のキャパシティ・ビルディング」、「地域保健医療中間管理職人材育成」、「公務員研修実施機関の指導員養成」を実施。これらは、直接的にNEPAD事務局に対して支援を実施しているわけではなく、各国政府に対して実施しているが、地域全体で取り組むべき課題としてNEPAD事務局がエンドースをしている案件との位置付け。

(出所) 外務省資料等より作成

(1) ギドラナNEPAD事務局CEO特別顧問等

(議員団) AUとNEPADの関係はどのようなになっているのか。

(NEPAD事務局) NEPADについては、20名のアフリカ諸国首脳から構成されるNEPAD実施委員会がAUの総会に勧告し、総会が決定を下すことになる。

(議員団) 決定にはオブリゲーションが発生するのか。

(NEPAD事務局) その通りである。

(議員団) NEPADが例えば全アフリカのエネルギー開発について国境を越える開発のプランを出すのか。

(NEPAD事務局) そうである。私たちは8つの優先分野で大陸全体のプログラムを作る責任がある。なお、国境を越える問題について日本は非常に深く関わり、ワン・ストップ・ボーダーに重要な協力をいただいている。

(議員団) 電力需要を見てこの国はこれだけの電力供給をして欲しい、ということをしてNEPADが決めて実施するのか。

(NEPAD事務局) AUのコミッション、アフリカ開発銀行と協力してインフラ整備のプログラムに携わっている。包括的なインフラ開発を進めるものであり、各セクターを含み、エネルギーもこの一部である。電力供給は、大陸、国家間の非常に重要な部分で、実際に焦点を置いている。



(写真) NEPAD関係者との意見交換

- (議員団) それは具体的なプランとなって各国にオブリゲーションを課すのか。
- (NEPAD事務局) エネルギーについてはプランの中に発電所の建設があり、NEPADの一部として実施し、地域機関がニーズの開発支援を行い特定のプロジェクトに対応している。私たちはECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）、SADC（南部アフリカ開発共同体）等と非常に密接に連携している。
- (議員団) 21世紀はアフリカの世紀という傾向が出ている。しかしアフリカ諸国にNEPADの成果が出ていないという不満がある。南アフリカにはプロジェクトなどを行う実力を持つDBSAなどの機関がある。なぜ南アフリカに全て集中させないのか。
- (NEPAD事務局) 大陸は広すぎる。アジスアベバが中心でコミュニケーションが取りやすい。大陸ではアクセスの問題が重要で、複数のセンターがあるのがベストである。DBSAとのパートナーシップのようにパートナーシップは開発の大きな鍵となる。強力なプログラムの開発と迅速な実施には民間セクターとも連携が必要である。また、各国の持つ強い部分を使わなければならない。
- (議員団) ムベキ元大統領の当初の考え方とは違うのではないか。南アフリカに経済が集中し、他の国のガバナンスの問題を克服するためにNEPADがあり、司令塔として各国、地域を指導するというコンセプトではないか。
- (NEPAD事務局) 開発に関しては全大陸的なアプローチが重要である。南アフリカの経済面での機関車的な力を過小評価してはいけないが、大陸のリーダーはAUのシステムに沿ったアプローチを取っている。
- (議員団) NEPADが他国のガバナンス不足を補い開発を進めるという強い意思と本当のプランの具体的なものが感じられない。JICAのスタッフも入っているので、どのような協力ができるか話し合っていきたい。なお、人材育成支援無償をアフリカに導入することを考えており、NEPADが中心にコーディネーションをお願いしたい。

(2) 坂下 JICA 専門家

(坂下専門家) AUとの統合が進められるなかで、NEPAD事務局がNEPAD調整局（NEPAD Coordination Agency）になる組織替えが進んでいる。NEPAD職員は、10月1日にAUの職員となった。NEPADは過渡期にある。



(写真) 坂下 JICA 専門家との意見交換

(議員団) 組織を替えても組織に十分な人材がいるのか。

(坂下専門家) 今後はCEOのリーダーシップが期待できる。また、CEOのスタッフを増員することで、AUのシンクタンクとして位置付けられるのではないかと。国、地域経済共同体、大陸のマスタープランがある中でNEPADは大陸のプランに地域経済共同体のプランを組み込んでいく。CEOはプロジェクトが動かない場合、国家元首同士のつながりでこれを動かしていくことができる。

(議員団) NEPADはアフリカの開発に不可欠である。AUが十分に機能を果たさないためにNEPADを別途作ったという本来のNEPADの趣旨と違うベクトルの方向である統合に向かうのは何故か。

(坂下専門家) そもそもNEPADの上にAUがあるということである。両者がパラレルに進むのでは混乱が生じることになる。

8. 世銀南アフリカ事務所（カギヤ所長等）

【世界銀行と日本の関係について】

(世界銀行) 日本による次のプログラムに特に感謝している。①技術や科学への協力プログラム。②PHRD信託基金の創設。基金により、理事会が承認する前にプロジェクトの準備を行うことが可能となった。③奨学金プログラム。政府のキャパシティ・ビルディングを向上するもので、21年間で質の高い人材100人以上が給付を受けた。また、長年日本と非常に強力な協力体制を維持し、それぞれのシステムを使い、共同でクライアントに利益をもたらしてきた。

【南アフリカへの協力／ESKOM（南アフリカ電力公社）への借款の供与】

(世界銀行) 南アフリカでの世界銀行の取組は非常に新しい。1994年の民主化以降、同国は安定しており借入れを行う必要がなかった。現在、南アフリカ事務所はマクロ経済分析や人間開発といった分野で技術支援などを行っているが、最も重要な案件はESKOMである。ESKOMは世界第9位の電力公社で、拡大プログラムの資金を市場で調達ができると考えてきたが、世界金融危機によって困難となり、



(写真) 世銀南アフリカ事務所との意見交換

支援を求めてきたものである。支援は次の4分野にわたる、ある意味パッケージであり、供与額は最大50億ドルである。①石炭プロジェクトへの30億ドルの資金提供。②今後10年から15年の二酸化炭素排出削減戦略への6億ドルの支援。これには、風力、太陽光熱の導入等が含まれる。③エネルギー効率向上のための支援。④エネルギー供給で民間セクターを引きつけるための枠組み作りの支援。エネルギー供給が破綻すればこの国の管理はできなくなる。単に電力のサポートではなく、国の開発にかかる問題であり、財務省は融資に対して保証を出すことに同意した。最も遅くても南アフリカの予算年度の最終日である3月31日までに決める約束をしなければならない。

(議員団) 南アフリカの電気料金は世界で最も安い、キロワット・アワー当たりの適正価格をどのように考えているか。

(世界銀行) 電気料金はEskomが当局と話し合い決める事項である。価格は実際世界で最も安い価格であるが、運用コストでカバーしており、Eskomが資金を必要としているのは、拡張プログラムに対する資金である。なお、世界銀行としては、エネルギー供給のために民間セクターを取り込むのが難しいのは価格が低すぎることにあり、Eskom側に示している。

【南アフリカ、南部アフリカの電力についてのマスタープラン】

(議員団) 世界銀行は、南部アフリカの電力需給等を踏まえた今後のトータル・ビジョンを持っているのか。

(世界銀行) 南部アフリカパワープールの努力が行われ、世界銀行、日本や他のヨーロッパのドナー、アフリカ開発銀行が支援している。2008年の世界不況と南アフリカのエネルギー不況で南アフリカは近隣の国に電力の供給を確約できず、ジンバブエ、ナミビア、モザンビークの二国間協力に支障を来した。この地域のパワープールの開発に非常に重要なマスタープランが危機になっている。南アフリカ政府のドキュメントはあるが、時として私たちでさえ手にできない。政府の政策が公にできれば喜んで取り持つ。南部アフリカパワープールで仕事をしている同僚にコンタクトし、シェアできることがあれば、入手できるドキュメントを作成する。当局が評価しているものは公に手に入る。

(議員団) 世界銀行としての基本方針をきちんとまとめてもらいたい。

(世界銀行) 南アフリカとの取組については非常に慎重にならないといけない。Eskomは非常に強力であり、Eskomと話し合いをしなければならない。

(議員団) 詳細にわたるそのものではなくラフなスケッチでいい。Eskomと相談して欲しいということではない。サジェスションをいただきたい。

(世界銀行) お渡ししたい。あなた方は私たちの非常に重要なパートナーである。

【原子力発電所に対するODAによる支援】

(議員団) 原子力発電についての援助をどのように考えるか。需要や気候変動を考えた場合非常に大事である。また、南アフリカもそれを求めるのではないか。

(世界銀行) 原子力発電については理事会のガイドラインで認められていない。世界銀行がやりたいと思っても株主がだめだと言っているのであり、銀行のオーナーのあなた方から言って欲しい。南アフリカについては、原子力発電は既に机上にある選択肢であるが、世界金融危機で先送りになった。政府は、気候変動などを真剣に考えていると確信しており、今後3年間非常に重要な課題になると考えている。

(議員団) 確かに我々も考え方を変えなければならない。執行者としての答弁はそうかも知れないが、現実的な問題として本気で考えて提案をする、という気持ちが無ければ駄目である。

なお、議員団より、我が国の円借款と世界銀行の融資の仕組みが異なっているため、協調融資を考える際に問題が生ずることがあるので、フレキシビリティを持たせる必要があることをカントリー・ダイレクターの会合で提起していただきたい旨要請した。

9. ワールド・ビジョン南アフリカ事務所

【南アフリカにおけるワールド・ビジョンの活動概要】

ワールド・ビジョンは1967年に南アフリカで活動を開始し、現在15のADP（地域開発計画）に焦点を当て、53,000人の子どもとその家族、コミュニティーが裨益している。南アフリカにおける主要な活動は次のとおりである。①保健従事者及び親に対する教育プログラムを通じたコミュニティーの質の高いヘルス・ケアへのアクセスの改善。②予防・ケア・アドボカシー計画を通じたHIV/AIDSへの集中的な対応。③既存の水源を保護し、水タンクの建設による清潔な水と下水設備へのアクセスの改善。④種子を供給し農業及び動物の管理の訓練を行うことで栄養状態を向上し、食糧の十分な確保を支援すること。⑤訓練コース及び学校の改善を通じてコミュニティーの教育と識字率を向上すること。⑥マイクロ・ファイナンス機関、ビジネス訓練、新興起業家の能力開発を通じて経済発展を支援すること。

(ワールド・ビジョンの概要については163頁を参照)

(出所) ”World Vision” HPより作成

【意見交換の概要】

(ワールド・ビジョン) 南アフリカは人口4,800万人の50%が貧困ライン以下で暮らしており、地域で貧困人口が一番大きい。活動は保健、子どもの育成、教育、H

H I V／A I D S、農業、経済開発、水と衛生にフォーカスしているが、我々の夢は“NO CHILD WITHOUT”、一全ての子どもが一市民として成長することを望んでいる。南アフリカのエイズ孤児は現在 300 万人であるが、2050 年には 500 万人と見込まれている。H I V／A I D S の予防には妊婦や若者に対する教育が重要であるが、感染の状況も調べている。政策決定においてアド



(写真) ワールド・ビジョン・南アフリカ事務所
との意見交換

ボカシーは重要で、母子感染予防法については関係者と協議を重ね成立に貢献した。また、保健、栄養分野の活動を拡充しているが、MDG 4（乳児死亡率）が後退しており、非常に心配している。“Child Health Now”というキャンペーンを南アフリカでは 2010 年の 4 月 5 日に立ち上げる。母子が栄養を取り、感染症から保護され、保健サービスにアクセスできることにフォーカスしている。また、農業分野は気候変動適応策も含む戦略に見直そうとしている。さらに、小規模な開発に焦点を当て、家庭の働き手が収入を得るよう支援するとともに、女性のエンパワーメントを目指している。

(議員団) 日本の援助についてどのように考えているか。

(ワールド・ビジョン) アメリカの USAID とは「PEPFER（米国大統領エイズ救済緊急計画）」を通じ協力している。2,500 万ドル規模で、H I V／A I D S 対策に非常に貢献している。日本とも様々な対策の実現を期待している。2010 年 1 月に大使館に提出する草の根・人間の安全保障無償の要請書を準備しているが、中身は気候変動の適応策である。この会合は始まりであり更に協議を進めたい。

(議員団) A I D S の状況と母子感染予防法への関わりはどのようなものか。女性のエンパワーメントに言及していたがターゲットは女性だけなのか。

(ワールド・ビジョン) 地域で H I V／A I D S の感染率は 3 位か 4 位であるが、感染者数は最多の 600 万人である。母子感染予防法については、ロビー活動のみならず国家エイズ委員会の医師にも働き掛けを行い、内容についても関与した。エンパワーメントについて、南アフリカは非常に男尊女卑の社会であり、女性にフォーカスする必要があることから申し上げた。

10. 現地日本企業関係者との懇談

議員団は10月19日、現地日本企業関係者8名（双日、住友商事、丸紅、三井物産、三菱商事、日産、トヨタ、コマツ）、日本貿易振興機構（JETRO）ヨハネスブルグ・センター所長と懇談を行った。日本企業関係者からは、南アフリカのフェロクロム生産、モザンビークのアルミ精錬、マダガスカルのニッケル開発、アンゴラ、ガボン等の油田開発等、近年は資源関係



（写真）現地日本企業関係者との懇談を終えて

の事業に注力している、円借款案件が他国、現地の企業に受注されてしまうことはもったいない、草の根の支援を通じて地道に日本シンパを増やしていくのが良策ではないか、ODAのタイド性を高めていく方向が考えられる等の発言がなされた。

11. JICA関係者との懇談

議員団は10月21日、JICA南アフリカ事務所長、科学技術省に派遣中の人材育成アドバイザー、社会開発省に派遣中のエイズ対策アドバイザー、公共サービス省に派遣中のモニタリング評価アドバイザー等のJICA関係者8名から活動の状況を聴き、懇談を行った。



（写真）JICA関係者との懇談

第4 案件視察

1. ハーニック・フェロクロム社（企業の社会貢献活動（CSR）に対するODAによる支援。官民連携のモデル案件）

（1）概要

ハーニック・フェロクロム社は、ヨハネスブルク近郊に位置するフェロクロム製造販売会社であり、クロム鉱石の採掘、フェロクロムの精錬・販売を主な業務としている。フェロクロムはステンレスの製造原料である。世界のクロム資源埋蔵量は約11億トンであり、南アフリカに約74%が、ジンバブエに約12%が所在する。同社は世界第4位、年間約42万トンのフェロクロム製造能力を有し、世界のフェロクロム生産量の7%を占めている。販売先は、アジアが58%、欧州が42%である。



（写真）露天掘りが行われた跡地

同社は、50年以上のフェロクロム製造量に相当する約6,500万トンの埋蔵量を有するクロム鉱石の地下鉱山（構内掘）及び露天掘鉱山を保有している。同社関連の従業員は全体で約2,500名であり、精錬のための4基の電炉、その周辺装置等から成る工場の従業員約500名は同社が直接雇用している。他方、業者が雇用し鉱石の採掘などに従事する者が約2,000名となっている。

三菱商事は2000年より同社に出資し、2002年には51%の株式を取得し、現在4名の三菱商事邦人社員が同社の経営のため派遣されている。これは三菱商事として外国の鉱山の経営権を取得した初めての事例である。なお、中国系企業も同様に鉱山に投資しているが、プロジェクトの立ち上げ等に相当な労力を要している。

ハーニック・フェロクロム社は、企業の社会貢献活動（CSR）を重視する観点から、地域経済開発計画、人的資源開発計画等に対し、近年4年間で4億円以上を支出している。同社は、従業員の子弟多数が通学しているレタビーレ地区のモレルワネン小学校に対して、社会貢献活動の一環として、学習機材、施設の修繕費を提供している。後述するように、我が国の草の根・人間の安全保障無償資金協力により、給食室の整備が図られている。さらに、近隣のマボロカ地区のHIV／AIDS患者のケア施設に対し、機材及び維持費を提供しており、我が国の草の根・人間の安全保障無償資金協力（供与金額2万1,372ドル）により、同施設に救急車が供与されている。

同社はまた地域社会との関係を重視しており、水質、大気汚染、廃棄物対策など環

環境保全に配慮した操業に努力し、環境関連施策として、2つの開放炉の密閉炉化を図り六価クロムの発生を防止したほか、排気ガスを利用した発電を計画している。

（２）現況等

議員団は、三菱商事から派遣されている林ハーニック・フェロクロム社チェアマン等から同社の概要について説明を聴取した後、工場施設内の原料置場、選鉱工場、ペレット・焼結工場、電炉、最終製品置場の順に製造工程を視察した。

議員団は、引き続き同社関係者から、三菱商事が経営権を取得した経緯、投資総額、年間売上げ、利益率等について説明を聴取した。また、新鉱業法において、黒人の採用比率の要件が設定されていること、従業員教育、社会貢献等が要請されていること、株主構成について段階的に多様化を図らないと鉱業権の制約を受ける可能性があること等について説明を受けた。さらに、従業員教育、従業員のエイズ対策、旧 J B I C によるエイズ対策に係る支援、官民連携の調整の在り方等について意見交換を行った。

我が国は草の根・人間の安全保障無償資金協力を通じて、ハーニック・フェロクロム社の社会貢献活動を支援しており、これは官民連携のモデルケースと言える。同社においては、施設内の整理整頓が行き届き、従業員が同社との強い一体感を保持していること、我が国企業のマネジメント能力の高さを発揮していることを伺うことができ、社会貢献活動、官民連携に意欲的に取り組む同社の姿勢を実感し得た。



（写真）最終製品のフェロクロムを背景に

２．レタビーレ地区学校環境改善計画（草の根・人間の安全保障無償資金協力による小学校の給食室の整備。ハーニック・フェロクロム社の社会貢献活動（CSR）の側面支援としての官民連携案件）

（１）事業の背景と目的

モレルワネン小学校は、ノース・ウェスト州ブリッツ町レタビーレ地区にある公立小学校である。同校には授業料の支払、昼食の確保が困難な生徒が多かった。このため、同校の給食室の整備を通じて、適切な環境の下での学校給食の無料提供を支援し、就学機会の保障、基礎教育環境の充実、就学率・識字率の向上を図ろうとするものである。

（２）事業の概要

- ①実施時期 平成 20 年度
- ②供与金額 81,193 米ドル
- ③被供与団体 モレルワネン小学校理事会
- ④事業概要 給食室の整備



（写真）モレルワネン小学校の生徒とともに

（３）視察の概要

議員団は、モロンゴ副校長の案内により、校舎、授業の状況等を視察するとともに、同校に対し文房具を寄贈した。レタビーレ地区の近接地域で操業するハーニッ

ク・フェロクロム社は、企業の社会貢献活動の一環として、同校に対して、パソコンを含む学習機材、学校施設の修繕費の支援を行っている。同校の職員・生徒が、議員団の視察に立ち会った同社の林チェアマン（三菱商事から派遣）を熟知しており、我が国企業が地域社会に溶け込む活動に努めている姿を間近に見ることができた。

3. クリップタウン機材供与計画（南アフリカの課題である貧困層への支援のため、草の根・人間の安全保障無償資金協力による自立支援・人材育成組織に対する工業用ミシン等の機材供与）

（１）事業の背景と目的

南アフリカでは、黒人層の経済的自立、人材育成が課題となっている。

ヨハネスブルグの旧黒人居住区ソウェトに所在するソウェト南部クリップタウン技術開発協同組合は、貧困層の失業女性の自立のため、縫製技術向上プログラムを実施している。同協同組合の活動の推進する上で、工業用ミシン等の機材の充実が必要とされたことから、これらの供与により、その活動を支援しようとするものである。



（写真）ファクデ代表から施設の説明を受ける

（２）事業の概要

- ①実施時期 平成 16 年度
- ②供与金額 2 万 7,000 米ドル
- ③被供与団体 ソウェト南部クリップタウン技術開発協同組合
- ④事業の概要 工業用ミシン、事業用アイロン台、車両 1 台の供与

（３）視察の概要

議員団は、ソウェト南部クリップタウン技術開発協同組合の施設を視察し、ファクデ代表の案内で縫製作業の研修状況等を視察した。同施設では、我が国からの支援による工業用ミシン等も活用し、多数の女性が熱心に縫製作業に取り組んでいた。

4. JICA・日立合同によるツワネ工科大学学生を対象とする人材育成ワークショップ（南アフリカの発電所の建設を受注している日立による官民連携研修）

（１）事業の背景

南アフリカでは 2014 年までに失業者の半減を目標としているが、失業問題の 1 つの課題として大学卒業者の実践的就職能力を向上させることが指摘されている。また、南アフリカの理工系大学では、カリキュラムが実業現場から乖離しているとの課題があり、産業界の求める人材を育成するには大学の教育内容の改善が必要とされていた。なお、南アフリカにおいては、契約において施設建設等を受注した企業が発注元企業の従業員の能力開発に当たることが一般に行われている。

（２）事業の目的

南アフリカ進出の邦人企業において、理工系大学生を対象に、現場での実学研修を実施し、民間の付加価値がついた研修に参加することを通じて学術・技能の進展を図り、就職力の向上及び産業界が求める人づくり支援に寄与する。

（３）事業の概要

トヨタ、日産、日立と JICA が連携し、黒人学生が多い技術大学であるツワネ工科大学をモデル校として選定し、研修事業を実施している。JICA からは、南アフリカ政府側のカウンターパート機関であり産業界の求める人材育成を所管している科学技術省に専門家 1 名が派遣され、調整・研修支援等を行っている。

- ①実施時期 2008 年 2009 年
- ②研修時期・参加者
第 1 回研修 2008 年 3 月～4 月（うち 4 月がトヨタ） 参加学生 37 名

第2回研修 2008年11月（座学）、2009年4月（日産）、5月（日立）
参加学生 29名

第3回研修 ツワネ工科大学ソシャシグーベ校
2009年9月（座学）、10月（日産、日立において研修）
ツワネ工科大学プレトリア校
2009年11月、2010年1月
参加学生 34名

③邦人企業の協力による研修

トヨタ、日産、日立が経済原理（企業と労働）、生産原理（技術、機械、人の役割）、生産システム（理論及び実習）、プロジェクト管理、生産ラインの視察など、社内研修の内容を応用し日系企業のノウハウを活かした研修を実施。

④役割分担

大学は、参加学生の選抜、管理・調整を行う。

邦人企業は、研修プログラム・教材の開発、研修施設の利用、講師等の人員配置、資機材・昼食の提供等を行い支援している。

JICAは研修計画を管理し、実施経費（参加学生1名当たり約5万円。南アフリカの黒人優遇政策NPO等派遣の講師謝金、学生の交通費、雑費）を支援している。

（４）視察の概要

議員団は、日立の岡田ジェネラル・マネージャーから研修の概要等について説明を聴取するとともに、邦人企業による実学研修の経緯、科学技術省派遣のJICA専門家の調整に係る役割、日立の参画している発電施設（12基で960万キロワットの出力を有する大型石炭炉を2か所に6基ずつ建設。南アフリカの電力の5分の1を供給）などについて意見交換を行った。

議員団は、ツワネ工科大学学生の研修状況を視察したが、「高度化した経済の体系、新規事業の展開・管理、新規事業の実施、産業界における大学卒業者の役割」という実践的なテーマの下、研修の締めくくりとなる講義が行われていた。また、学生との意見交換では、日立等日本企業への就職について関心を示す者も見られた。



（写真）ツワネ工科大学学生に対する講義の風景

VII. 派遣議員団としての所見

1. 総合的所見

(1) ODAの量の確保の必要性

ODAは我が国外交の重要なツールであり、我が国の国益を損なわないためにも十分な量の確保が必要である。既に参議院政府開発援助等に関する特別委員会においては平成20年5月にODAの増額について決議を行っている。

国際連合は1970年に先進国がGNIの0.7%をODAに振り向ける旨の目標を打ち立てており、例えばこれを達成していないフランス（首相が主宰するCICID―省庁間国際協力・開発委員会―で2015年の達成目標維持を決定）、英国（国際開発省及び財務省が2013年に達成するロード・マップを策定）においては、目標達成に向けた取組を行っており、我が国もこれを見据えた取組を行う必要がある。

(2) TICADIVのコミットメント実現のための円借款の的確な供与

2008年に開催したTICADIVにおいて我が国は、「向こう5年のあいだ、最大40億ドルの円借款を積極的かつ柔軟なやり方でアフリカに提供」することを表明している。他方、債務免除を受けた国に対する円借款の供与は世界銀行、アフリカ開発銀行等国際機関との協調融資が原則となっている。しかしながら、今般訪問したウガンダ共和国の「ナイル架橋建設計画」に関して、我が国円借款とアフリカ開発銀行のシステムの相違が実施についての懸念材料となっている。

TICADIVの公約実現のためにも、我が国、国際機関双方のシステムの違いを乗り越えて被援助国のニーズに応えることができるよう、柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 人材育成支援無償のアフリカ地域への拡大等人的交流の促進

経済成長に資するインフラの整備の必要性は言うまでもないことであるが、今後の援助の方向性として援助のソフト化、人材育成のための人への投資とともに、人的交流を様々なレベルで拡大・強化することが必要である。特に、平成12年以降アジア諸国から2,000人以上の実績がある人材育成支援無償（無償資金により奨学金を支給する制度）を早期にアフリカ諸国に導入し、開発重点分野に携わる人材の育成を図り、人的交流を拡大強化すべきである。

また、議会間交流の強化を行うとともに、議員、議会事務局スタッフ・トレーニングのための支援の検討を行うべきである。

(4) 官民連携の推進

今後の我が国のODAの在り方の1つとして、「官民連携」をキー・ワードとして挙げるができる。資源開発を行う民間企業の事業の周辺部分の社会・経済インフ

ラの整備をODAで支援することが必要である。

また、我が国からの投資環境を整備するため、円借款を始め、我が国の援助につき時機を失することなく機動的な対応を行うことが必要である。

（５）開発における全員参加型アプローチに向けた積極的支援

国際的なNGOが開発において果たしている役割は極めて重要であることは言うまでもない。また、今回ウガンダ共和国で訪問したワトト（WATOTO）村はその活動が同国のオーナーシップを補完している好事例である。

全員参加型のアプローチを行うため、開発に関与する様々な主体への積極的な支援が必要である。

（６）南南協力、特にアフリカ域内における南南協力の積極的な推進

TICADプロセスは、南南協力の拡大の原則に基礎を置いているが、ケニア共和国を拠点とする「理数科教育強化計画プロジェクト」（前身の「中等理数科教育強化計画」以来の活動を含む）、ウガンダ共和国を拠点とする「ネリカミの普及」等、援助効果を一国から地域、更に大陸へと広げていくため、アフリカ地域における南南協力をより積極的に進めていくべきである。

（７）会計検査院からの指摘に対する我が国と被援助国が一体となった適時適切な改善措置の実施

ODAに対する国民の厳しい評価がある中、事業効果の発現が不十分である等、会計検査院による指摘を受けた案件については、当該案件の改善のための措置を早急に講ずるべきである。

今回ケニア共和国で視察を行った「園芸作物処理施設」では、視察当初改善計画についての詳細なレポートが提出されなかったが、かかる事態が生ずることがないように、我が国（外務省、JICA）及び相手側（政府機関、実施機関）が一体となり、原因の究明及び改善のための計画の策定を行う等、対応に万全を期す必要がある。

２．対ケニア共和国ODAについて

（１）ケニア国別援助計画の早急な改訂

ケニア共和国に対して我が国は、サブ・サハラ・アフリカ最大の援助を供与している。しかしながら、「ケニア国別援助計画」は平成12年8月に策定されたもののその後改訂されていないのは大きな問題である。この間我が国は新たな「政府開発援助大綱」、「政府開発援助に関する中期政策」を策定するとともに、2回にわたるアフリカ開発会議を開催し、ケニア側においても2007年（平成19年）に政治的混乱があったとはいえ、開発のための政策文書の作成がいくたびも行われている。これら状況の変化を受けて時機を逸することなく国別援助計画の改訂が行われて然るべきであ

ったと考える。

については、政府は早急にケニア国別援助計画の改訂を行うべきである。

また、ケニア共和国以外の国においても、国別援助計画の策定、または改訂の状況について調査を行い、適時適切な策定または改訂を行うべきである。

（２）理数科教育強化の一層の充実・強化

アフリカ諸国にとって人材育成は喫緊の課題である。人材育成を支える理数科教育の強化の必要性は各国に共通していると言えることができる。ケニア共和国をベースとして中等教育を対象に 2008 年まで行われた「理数科教育強化計画」及び 2009 年から開始した対象を初等教育に広げること等を内容とする「理数科教育強化計画プロジェクト」は、アフリカ全土の 34 か国 1 地域（正式参加は 24 か国 1 地域）が参加する波及効果が極めて高いプロジェクトである（既にケニア国内及びアフリカ地域で 18,000 人以上の能力強化に資している）。

アフリカ諸国の人材育成を更に進め開発能力の向上に資するよう、本プロジェクトを更に強化すべきである。

（３）ケニア北部地域の干ばつに対する援助の拡充

ケニア北部地域の干ばつの状況は極めて悲惨である。我が国は国際機関（国連世界食糧計画：WFP）を通じて、あるいは独自に干ばつ被害に対する支援を行っているが、これを更に拡充すべきである。

3. 対ウガンダ共和国ODAについて

○ネリカ米の長期専門家 5 名程度の増員

我が国は、ウガンダ共和国をネリカ米の開発・普及の重点国にしている。同国にはネリカ米の長期専門家が 2 名派遣されているが、同国のネリカ米の拠点としての地位を更に向上し、食糧輸入国である状況の改善に資するとともに、更に周辺諸国への波及効果を高めていくため、長期専門家 5 名程度の増員を行い、体制を強化する必要がある。

4. 対南アフリカ共和国ODAについて

（１）南アフリカ共和国との重層的な関係強化を目指した人的交流の促進

平成 22 年は、我が国と南アフリカ共和国との交流 100 周年の節目の年である。南アフリカ共和国はサブ・サハラ・アフリカのエンジンとしての位置を占めている。また、AU（アフリカ連合）への統合が行われつつあるものの、NEPAD（アフリカ開発のための新パートナーシップ）の事務局は同国の中に置かれており、アフリカ全体の開発に当たって同国の果たす役割は極めて大きい。

我が国と南アフリカ共和国の関係をより強固なものとするため、高いレベルでの交流を含む、人的交流を重層的に行い、両国の関係強化に努めるべきである。特に、ズマ大統領の早期来日を実現することは極めて重要であると考えている。

（２）南アフリカ共和国に対する円借款の再開のための条件の整備

南アフリカ共和国は従来、円借款を必要としないとのスタンスを採っているとされてきたが、要人との会談の中で、エネルギー分野にかかる円借款の再開について非常に前向きな発言がなされたことの意義は極めて大きいと考える。T I C A D I V のコミットメントを果たしていくためにも同国に対して円借款の供与を再開することは重要である。

このため、南アフリカ政府に対して円借款再開の判断を促し、クール・アース・パートナーシップに参加するよう、高いレベルで働き掛けを行うとともに、我が国側においてもその環境整備に努めていくことが必要である。

5. その他

以上に加え、我が国と「A U、N E P A D の更なる関係の強化」、「世界銀行を始めとする国際機関を我が国の政策実現のために活用する戦略の構築」について検討を行う必要がある。

おわりに：T I C A D I V の公約を果たすために

我が国は、2008 年に開催したT I C A D I V において、「アフリカ向けO D A を 2012 年までに 2 倍とすること」を公約している。この公約を果たしていくためには、この 1、2 年の取組が極めて重要である。

議員団としては、参議院政府開発援助等に関する特別委員会においても対アフリカ援助について十分な議論を行い明確な方向性を打ち出すとともに、政治のリーダーシップにより国際公約が確実に履行されることを強く希望するものである。

第4章

ブラジル連邦共和国、
パナマ共和国、ペルー共和国班
報告

(裏余白)

第4章 ブラジル連邦共和国、パナマ共和国、ペルー共和国 班報告

I. 派遣団の構成・調査日程

第1 派遣団の構成

○期間

平成21年10月10日(土)～平成21年10月23日(金)〔13泊14日 うち機中2泊〕

○派遣団の構成

団長	参議院議員	藤	原	良	信(民主)
	同	椎	名	一	保(自民)
	同	井	上	哲	士(共産)

同行	外交防衛委員会調査室首席調査員	岡	留	康	文
	外交防衛委員会調査室調査員	柴	崎	敦	史

第2 調査日程

日程	午前	午後	宿泊
1日目 10月10日 (土)		【移動】 成田発(17:10)→ロサンゼルス着(11:10) ロサンゼルス発(14:50)→マイアミ着(22:40)	マイアミ
2日目 10月11日 (日)	【移動】 マイアミ発(8:10)→	【移動】 マウス着(13:25) マウス発(15:05)→ベレン着(18:10) 【説明聴取・意見交換】 在ベレン総領事館	ベレン
3日目 10月12日 (月)	【移動】 ベレン発(9:45)→トマス着(10:30) 【案件視察】 トマス文化農業振興協会移住史料館 トマス・ニッケイ学校(草の根) トマス日本語学校(技) アマゾン開拓先没者慰霊之碑献花	【説明聴取・意見交換】 トマス日系団体 【案件視察】 トマス総合農業協同組合(移) アグロフォレストリー 【移動】 トマス発(15:15)→ベレン着(16:00) 【説明聴取・意見交換】 ベレン日系団体	ベレン
4日目 10月13日 (火)	【案件視察】 東部アマゾン持続的農業技術開発(技) 開拓先没者慰霊碑献花 厚生ホーム(技) 河川水銀汚染対策(技)	【説明聴取・意見交換】 JICAボランティア、元国費留学生等 【移動】 ベレン発(16:15)→ブラジリア着(18:50) 【説明聴取・意見交換】 在ブラジル大使館	ブラジリア
5日目 10月14日 (水)	【移動】 ブラジリア(9:00)→イパミリ着(10:00) 【案件視察】 日伯セラード農業開発事業(投融資)	【移動】 イパミリ発(15:00)→ブラジリア着(16:00) 【案件視察】 アマゾン森林保全ALOS画像利用プロジェクト (技) 【説明聴取・意見交換】 伯上院議員、国際協力庁長官等	ブラジリア
6日目 10月15日 (木)	【移動】 ブラジリア発(9:15)→サンパウロ着(10:50)	【移動】 サンパウロ発(12:45)→ハノマシティ着(17:42) 【説明聴取・意見交換】 在ハノマ大使館	ハノマシティ

7日目 10月16日 (金)	【説明聴取・意見交換】 ・国会議長 ・JICA事務所等 【案件視察】 パナマ市水産市場（水無）	【案件視察】 シタ・テル・ニーニョ養護施設（草の根） 国際海事大学（技） 【説明聴取・意見交換】 JICAボランティア等	パナマシティ
8日目 10月17日 (土)	パナマ運河視察		パナマシティ
9日目 10月18日 (日)	【移動】 パナマシティ発（10:05）→	【移動】 リマ着（13:33） 【説明聴取・意見交換】 在ペルー大使館	リマ
10日目 10月19日 (月)	【説明聴取・意見交換】 国際協力庁長官 【案件視察】 日秘文化会館（草の根文化） 【説明聴取・意見交換】 秘日友好議連会長 国会議長	【案件視察】 エマヌエル孤児院（技、草の根） エマヌエル診療所（草の根、見返り） 老人ホーム 地震・津波減災技術向上（技） 【説明聴取・意見交換】 JICAボランティア、在留邦人等	リマ
11日目 10月20日 (火)	【案件視察】 リマ首都圏周辺居住域衛生改善事業 （有）	【説明聴取・意見交換】 住宅建設上下水道大臣等 【案件視察】 南部下水道整備事業（有） 【移動】 リマ発（23:50）	機中
12日目 10月21日 (水)	【移動】 ニューヨーク着（8:30）		ニューヨーク
13日目 10月22日 (木)		【移動】 ニューヨーク発（12:30）→	機中
14日目 10月23日 (金)	【移動】	【移動】 成田着（15:25）	

（注）（技）は技術協力プロジェクト、（移）は JICA 移住社会助成金、（投融資）は JICA 投融資、（水無）は水産無償、（草の根）は草の根・人間の安全保障無償、（草の根文化）は草の根文化無償、（見返り）は見返り資金、（有）は円借款事業の案件をそれぞれ示す。

ブラジル連邦共和国 調査対象案件



ベレン

東部アマゾン持続的農業技術開発（技）
厚生ホーム（技）
河川水銀汚染対策（技）

トメアス

トメアス・ニッケイ学校（草の根）
トメアス日本語学校（技）
トメアス総合農業協同組合（移）



イパミリ

日伯セラード農業開発事業（投融資）

ブラジリア

アマゾン森林保全 ALOS 画像利用プロジェクト（技）

パナマ共和国 調査対象案件



パナマシティ

パナマ市水産市場（水無）

シウダ・デル・ニーニョ養護施設（草の根）

国際海事大学（技）



地図出所：N S A旅マップ

ペルー共和国 調査対象案件



リマ

日秘文化会館（草の根文化）

リマ首都圏周辺居住域衛生改善事業（有）

エマヌエル孤児院（技、草の根）

南部下水道整備事業（有）

エマヌエル診療所（草の根、見返り）

地震・津波減災技術向上（技）



地図出所：NSA旅マップ

Ⅱ. ブラジル連邦共和国における調査

第1 ブラジル連邦共和国の概況

(基本データ)

面積：851.2 万平方キロメートル（日本の 22.5 倍）

人口：約 1 億 9,400 万人（2008 年国連統計）

首都：ブラジリア

民族：欧州系（55%）、混血（38%）、その他（アフリカ系東洋系等）

言語：ポルトガル語

宗教：キリスト教（カトリック約 74%、プロテスタント約 15%）（2000 年）

略史：1500 年 ポルトガル人カブラルによるブラジル発見

1822 年 ポルトガルより独立（9 月 7 日）

1889 年 共和制樹立（11 月 15 日）

1964 年 カステロ・ブランコ軍事政権樹立

1985 年 3 月 民政移管（サルネイ政権）

1988 年 10 月 新憲法公布

1995 年 1 月 カルドーゾ政権成立

1999 年 1 月 第 2 期カルドーゾ政権成立

2003 年 1 月 ルーラ政権成立

2007 年 1 月 第 2 期ルーラ政権成立

政体：連邦共和制、三権分立（米国型）

議会：二院制（上院 81 名、下院 513 名）

GNI：1 兆 379 億 6,625 万米ドル（2006 年）

1 人当たり GNI：4,710 米ドル（2006 年）

経済成長率：約 3.7%（2006 年）

通貨：レアル（1 レアル＝約 44 円 [2009 年 12 月現在]）

在留邦人数：60,770 名（2008 年 10 月現在）

（長期滞在者：1,795 人、永住者：58,975 人）

（日系人総数 約 150 万人）

1. 内政

1995 年から 2002 年にかけて、経済の安定化成功を背景にカルドーゾ大統領が安定政権を維持してきた。2003 年 1 月、「変革」を求める国民の声を背景に、4 度目の大統領選挙出馬で初当選したルーラ大統領による労働者党（PT）政権が発足した。ルーラ政権は、経済の安定・成長の確保に注意を払いつつも、社会政策に重点を置き、年金改革、税制改革、貧困削減に取り組んでいる。中・長期的には「飢餓撲滅計画」（全ての国民が毎日 3 度の食

事をとることができるようにする事業）の推進、また短期的には、社会保障制度・税制改革、労働法改革等の各種改革の推進を政策目標としている。

2006 年には再選を果たし、2007 年 1 月より二期目に入っている。二期目の政策の目玉は成長加速プログラム（PAC：Plan de Aceleração do Crescimento Econômico）であり、2010 年までにインフラ整備を中心とした多額の投資を行うことが計画されている。

2. 外交

外交面では開発途上国のリーダーとしての立場を維持しつつ、国際社会における発言力の強化を目指し、中南米諸国及び途上国との関係緊密化に努める一方、先進国との関係強化に向けて現実的な外交・通商政策を積極的に展開しており、国連、WTO、環境・気候変動、G20（金融サミット）など国際場裡で存在感を増している。

3. 経済

経済面では、輸送機器、エネルギー、鉄鋼、電気・電子等の産業が発展しており、中南米有数の工業国となっている。農業は、GDPの1割程度を占めるにすぎないが、アグリビジネス全体ではGDPの約3分の1を占める。

鉱物資源にも恵まれており、鉄鉱石、ボーキサイト、マンガン、ウラニウムなどが豊富に存在し、水産資源、林産資源も豊富である。ブラジルは世界最大の農産物純輸出国であり、世界の食糧需給において重要な位置を占めている。また、サトウキビを原料とするエタノールの生産は世界最大規模であり、石油代替燃料及び地球温暖化対策の観点からも注目を集めている

2002 年 4 月末以降、政治不安を発端とした信用問題等により急激なブラジル通貨（レアル）の下落、カントリーリスクの上昇が起こり、金融市場が不安定化した。しかし、ブラジル経済の悪化を防ぐため、2002 年 9 月、IMF は総額約 300 億ドルの新規融資プログラムを承認、2003 年 1 月の大統領就任以降のルーラ新政権の取組が功を奏し、市場は一定の落ち着きを取り戻した。その後、活況な商品市場の後押しもあり一次産品を始めとする好



（写真）ベレン市内の様子



（写真）ブラジリア市内の様子

調な輸出がブラジル経済を牽引し、これに呼応して国内市場の需要も高まり、2007年には経済成長率が5.4%に達するなど総じて良好なパフォーマンスを見せており、BRICsの一角として高い関心を呼んでいる。2005年末にはIMFからの再借入を繰上返済したほか、過去に発行したブレディ債の買い戻し等、対外債務構造の改善を図っており、2008年には史上初めて純債権国となるに至った。

経済は、その後も成長を続けているが、今後、金融危機による世界経済不振の影響をいかに克服するかが課題といえる。

貿易、投資関係の主な状況は次のとおり。

①総貿易額・主要貿易品目（2008年）

輸出：1,979億米ドル

（航空機・乗用車等工業製品46.8%、鉄鉱石・原油・大豆等一次産品36.9%）

輸入：1,731億米ドル

（化学・医薬品・鉱産物等原材料及び中間材48.1%、産業用機械等資本財20.7%）

②主要貿易相手国（2008年）

輸出：米（16.1%）、アルゼンチン（9.2%）、中（7.7%）、蘭（5.6%）、独（4.6%）、日（2.8%）

輸入：米（15.7%）、中（11.0%）、アルゼンチン（8.6%）、独（7.2%）、ナイジェリア（4.4%）、日（3.8%）

4. 日・ブラジル関係

（1）政治関係

我が国とは、1895年に外交関係を樹立し伝統的に友好関係にある。1908年には日本人の組織的な移住が始まり、世界最大の日系人社会を形成しており（約150万人）、2008年には、日本・ブラジル交流年（日本人ブラジル移住100周年）を迎え、同年6月にブラジルで開催された一連の記念式典には我が国皇太子殿下もご臨席された。要人往来も盛んで、2004年9月には小泉総理（当時）がブラジルを訪問、2005年5月にはルーラ大統領が我が国を訪問するなど、閣僚レベルの相互訪問が活発化している。また、2006年6月には世界で初めて日本方式を基礎とするデジタル放送方式の採用を決定し、その後両国で情報通信分野の協力が深化している。近年は、国連安保理改革など国際場裡における協力関係も構築している。

1990年の「出入国管理及び難民認定法」の改正以降、日系人を中心とする在日ブラジル人の数が急増し、2008年末時点で約31万人が本邦に在住しており、草の根レベルの交流も活性化している。

（2）経済関係

①対日貿易額・主要貿易品目（2008年）

輸出：9,433億円（対前年比34%増。主要品目：鶏肉、コーヒー、鉄鉱石、アルミ、大豆、合金鉄等）

輸入：6,132 億円（対前年比 31%増。主要品目：自動車部品、自動車、化学品、コンピュータ部品等）

②直接投資額（2007 年）

5.01 億ドル

③進出日本企業数（2008 年）

約 300 社

（出所）外務省資料等により作成

第2 我が国のODA実績

1. 概要と対ブラジル経済協力の意義

ブラジルは、約1億8千万人の人口を有し、世界有数の経済力を持つ一方で、所得格差が世界で最も大きい国の一つである。また、世界最大の熱帯雨林であるアマゾンを抱え、同国が有する自然資源の保全はブラジルのみならず世界の環境・地球温暖化問題に大きな影響を与える。特に、アマゾン熱帯雨林の減少により、穀倉地帯である南米大陸南部の降水量が減少すると予測されており、気候変動による食糧価格への影響は計り知れない。

アマゾン地域では農地や牧草地の拡大とともに、環境破壊の進行が懸念されている。アマゾンでは、森林の不法伐採、伐採地への牧場の進出、粗放な牧場経営、大豆畑等の進出といった森林破壊のサイクルが生まれており、違法伐採等に対する環境犯罪取締りが重要な課題となっている。他方、この地域の環境破壊は、小規模零細農家等が生活を維持するために行わざるを得ないという貧困問題としての側面もあり、これらの人々の所得の確保、生活水準の向上と環境保全の両立は困難ながらも達成しなければならない課題として大きく残っている。

また近年、地球温暖化対策の一つとして世界的に注目を集めているバイオ燃料の導入については、ブラジルは1970年代以来の先駆者であり、特にサトウキビ由来のエタノールは米国のトウモロコシ由来のものと比較して高効率であるとして注目されている。エネルギーの安定供給と地球温暖化防止に協力して取り組むため、バイオエタノールやバイオディーゼル等バイオマス由来燃料の活用推進、CDMの活用などを含む様々な協力を推進することが期待される。

さらに、都市部では農村部からの人口流入の増加に伴い、下水道、住宅、ゴミ処理、交通渋滞とそれに伴う大気汚染等の深刻な都市問題を引き起こしており、一部地域では麻薬等の犯罪が多発するなど、治安の回復も大きな課題となっている。また、最近では、ブラジル国内経済の成長に伴い、ブラジルの道路、鉄道、港湾等の経済インフラの脆弱性に注



(写真) 焼畑・森林伐採が進むアマゾン森林



(写真) 交通渋滞が著しいベレン市内

目が集まっている。

なお、我が国との関係においては、ブラジルは食料・資源の重要な供給国であるとともに、世界最大の日系人社会が存在することから、ブラジルとの安定した協力を維持していくことは我が国にとって重要な意味を持っている。1970年代に始まったプロデセール事業（ブラジル中西部の半乾燥地域セラードの農業開発）やウジミナス製鉄プロジェクト、カラジャス鉱山プロジェクトに代表されるように、ODAは伝統的な両国の友好関係及び緊密な経済関係において重要な役割を担ってきた。世界第10位のGDPを誇り、各分野において相対的に高い技術力を有するようになった今日では、我が国のパートナーとして第三国に対する支援を強化することも期待されている。

2. 対ブラジル経済協力の基本方針及び重点分野

上記の観点及び同国が高い援助吸収能力を有していることから、中南米地域の重点国の一つとして積極的に協力を行っている。ブラジルの一人当たりGNIは5,910ドル（2007年）であり、ブラジルは一般プロジェクト無償資金協力卒業国であるため、現在、我が国は円借款、技術協力、草の根・人間の安全保障無償資金協力を中心に協力を行っている。

また、2000年3月に署名をした「日本・ブラジル・パートナーシップ・プログラム（JBPP:Japan-Brazil Partnership Programme）」枠組みを通じて、ブラジルの相対的な技術水準の高さ及びこれまでの両国間経済協力による成果を活用し、中南米諸国やポルトガル語圏途上国等を対象とする第三国研修、共同研修、第三国における共同プロジェクトを実施している。さらに、ブラジルも加盟するMERCOSURを通じた協力も継続する。

我が国は、ブラジル政府の「多年度計画」を踏まえ、また2005年5月のルーラ大統領訪日の際に両国首脳間で確認された「環境」、「工業」、「農業」、「保健」及び「社会開発」の5分野を援助重点分野としている。

3. 実績

このような考え方を踏まえた我が国の援助実績は次のとおりである。

援助形態別実績

（単位：億円）

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	累計
円 借 款	216.37	—	—	—	—	3,430.82
無償資金協力	1.82	1.84	3.96	3.27	3.35	22.89
技 術 協 力	24.35	18.84	21.61	14.94	12.37	989.39

- （注） 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。

(参考) DAC諸国の対ブラジル経済協力実績 (支出純額ベース、単位：100 万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合計
2004	独 51.94	日 41.71	仏 31.09	蘭 16.30	伊 12.59	41.71	147.17
2005	独 76.98	日 30.75	仏 28.69	蘭 15.44	西 10.16	30.75	174.55
2006	独 65.62	仏 30.91	西 17.22	伊 8.12	加 7.11	-13.06	74.73
2007	仏 112.91	独 76.80	西 32.80	諾 9.44	加 9.24	-9.91	269.86
2008	独 126.65	日 93.28	仏 41.03	西 36.84	伊 17.40	93.28	378.43

(備考) 蘭はオランダ、加はカナダ、諾はノルウェー。

(出所) 外務省資料等により作成

第3 調査の概要

1. トメアス・ニッケイ学校（学校拡充計画）（草の根・人間の安全保障無償資金協力）

（1）事業の背景

ブラジル北部（アマゾン地域）にあるパラ州トメアス市は、1929年にアマゾン地域で最初に日本人が移住した地であり、日本人移住者によって開拓された市である。

トメアス・ニッケイ学校を運営しているトメアス文化農業振興協会は、日本でいう町内会と農協を兼ね備えたような組織である。同協会は、前身のトメアス文化協会から数えると40余年にわたり、日系移住者子弟に対する日本語教育、初等中等教育機関運営、マラリア対策、文化スポーツ活動、周年行事の実施、防犯活動、移民史料の保存と展示など幅広く活動を行っている。

トメアス・ニッケイ学校は、2002年にトメアス文化農業振興協会により設立された小学校から高等学校までの一貫校である。かつては、トメアス市における教育の質が低いため、日系移住者は子弟を220キロメートル離れたベレン市に住まわせ、高等教育を受けさせる必要があった。親子ともに負担が大きいため、2002年、地域開発に貢献する人材を育成するため、トメアス・ニッケイ学校を設置した。



（写真） トメアス・ニッケイ学校

同校は、元々日系人移住地の子弟教育を目的に設立されたが、現在では生徒の7割以上が非日系人である。学校への入学希望者は増加しつつあったが、校舎スペースの関係で生徒の受入れの拡大が難しい状況にあった。

（2）事業の概要

日本人のアマゾン移住 80 周年記念事業として実施される同校の校舎増築計画に対し、2009年度の「草の根・人間の安全保障無償資金協力」として、資金供与が実施され、本年9月に竣工した。

○案件名：トメアス・ニッケイ学校拡充計画

○供与先：トメアス文化農業振興協会

○供与額：85,250 米ドル（約 878 万円）

（3）現況等

本議員団は、海谷英雄・トメアス文化農業振興協会会長より説明を聴取した後、同校

を視察した。

2008 年度におけるトメアス・ニッケイ学校の生徒数は 112 名であったが、完成後 220 名となり、最大 400 名まで受け入れることが可能となった。

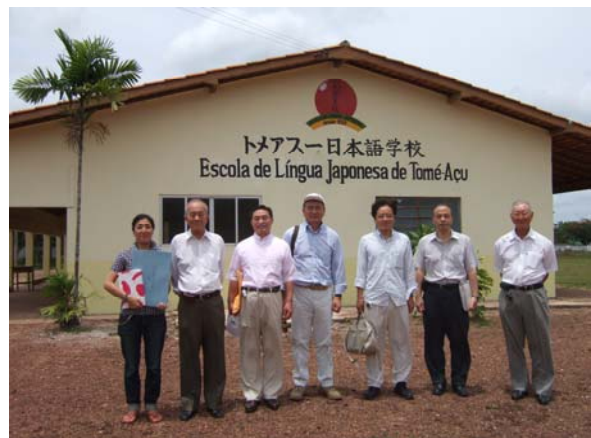
本拡充計画の実施により、生徒数の増大に加えて教育環境の向上が見込まれている。

2. トメアス日本語学校（JICA 日系社会青年ボランティア）

（1）事業の背景

トメアス日本語学校は、トメアス文化協会（トメアス文化農業振興協会の前身）により 1966 年に設立された。現在、教員 3 名、生徒数約 60 名である。かつては、本校から 7 キロ、30 キロ、40 キロ離れたところにそれぞれ分校があったが、廃校又は合併により現在は本校でのみ授業を行っている。日本語学習者は次第に減少の傾向にあり日本語教育環境は年々厳しくなっている。

現地教師は日本語教育の経験が少なく、現在のところリーダーとなれる教師がいないため、日系社会青年ボランティアが中心となり日本語の授業やイベントを企画・実施することが求められている。また、日系社会青年ボランティアによる現地教師の日本語能力及び指導力向上にかかる支援も求められている。さらには、日本からのボランティア派遣により、現在の日本文化についての知見が高まり、生徒の学習意欲が向上することによる、日本語教育・日本文化活性化が期待されている。



（写真）トメアス日本語学校

（2）事業の目的

日本語の授業および日本文化や習字の授業を行う。

（3）現況等

2009 年 7 月より、JICA 日系社会青年ボランティア 1 名（南順子さん）が派遣されている。同人を含め、これまでシニア及び青年ボランティアが計 9 人派遣されている。

同校では、日本語の授業（1 回 90 分）を週に 2 回午後 1 時から 5 時まで、日本文化や習字の授業を週に 1 回行っている。また、年間行事として七夕、ピクニック、運動会を行い、全校生徒でラジオ体操やゲームを行う誕生日会を 3 か月に一度行っている。

なお、日系社会青年ボランティア事業は、中南米地域の日系社会で、移住者・日系人の人々とともに生活・協働しながら、中南米の地域社会の発展のために、青年を派遣する事業である。

3. トメアス総合農業協同組合（CAMTA）ジュース工場（JICA移住社会助成金）

（1）事業の背景

トメアス総合農業協同組合は、トメアスへの日本人移住開始から2年後の1931年に設立されたアカラ野菜組合を起点とし、1949年、アカラ産業組合から現在の名称に改称され、公認組合となった。

第2次世界大戦により、それまでのコショウの栽培地（東南アジア）が戦災地となり、1950年代にコショウ価格が高騰した。コショウを栽培していたトメアスは、コショウによる黄金時代を迎える。その後、病害により、コショウの栽培は減少し、メロン、パパイヤ、マラクジャ（パッションフルーツ）、カカオなどが栽培されはじめた。

主要農産物の価格低迷と高インフレによる組合員の債務は増大し、組合の対外債務も増大し、1983年度決算は大幅な赤字決算に陥り、事実上破綻した。

1984年、組合は「営農再建10か年計画」を取りまとめ、マラクジャ等の熱帯果実の安定的生産及びそのジュース加工工場の建設を進めることとした。

（2）事業の概要

コショウ栽培に代替し得る唯一の手段が、マラクジャ等の熱帯果実の安定的生産及びそのジュース加工工場の建設であるとの観点から、JICAの第2トメアス移住地向け営農改善特別対策事業の一環として、1984年度から1995年度までの間、ジュース工場に対する支援が行われた。

年 度	支 援 内 容	予算規模
1984年	青果物運搬冷蔵庫1セット、マラクジャ加工機械1式、マラクジャジュース加工工場設置2／3補助	42百万円
1985年	マラクジャ運搬用トレーラー1台、小型4輪トラクター5台	43百万円
1993年	低温殺菌装置一式、ラボラトリー関係（建物建設、検査機械一式、パソコン一式）	11百万円
1994年	ジュース濃縮装置一式（ボイラー含む）	27百万円
1995年	自動充填装置、遠心分離機等	27百万円
合 計		150百万円

（3）現況等

同工場の規模は、敷地約20ヘクタール、建物約8,500平方メートル（本館、出荷場、冷蔵庫用建物、冷蔵室、保冷室）であり、機械（搾汁機、洗浄装置、流水コンベアー、果汁注入タンク、給水ポンプ、深井戸）、車両（保冷库、運搬用小型トラクター）及び陣容

(工場支配人、品質検査官ほか8名)からなっている。

本議員団は、坂口CAMTA理事長より説明を聴取した後、同工場を視察した。

なお、同組合は、国際協力事業に長年に亘って貢献・協力し、途上国の人材育成や社会発展に尽力した個人・団体の功績を称える「JICA理事長表彰」の今年度の受賞団体となった。

<説明概要>

2002年、第2ジュース工場が完成し、当組合の加工ジュースの初荷が、日本、米国、ドイツへ出荷された。

現在、ジュース工場は、1日当たり20トンの生産能力があり、パイナップル、アセロラ、クプアス、グァバ、アサイーなどの13種類の冷凍ジュースを生産しており、2,000トンを保管できる冷凍庫を有している。

かつて当組合の経営はコショウ本産地だったが、現在は果実関連が総売上の6割を占め、コショウなどの乾物は4割に過ぎず、多角化されている。

また、最近日本の大手菓子メーカーとココアの取引が始まった。

アマゾン地域の環境保全のため、また、トメアスの農業が安定的かつ長期的に持続することが可能であるとして、アグロフォレストリーを研究・実践し、普及活動を行っている。



(写真) CAMTAジュース工場

<質疑応答>

(Q) 1年間の生産額はどれくらいか。

(A) 2008年は、ジュースは3,000トン、700万米ドルであった。コショウとココアを入れた全生産額は900万米ドルである。

(Q) 日系の生産者はどれくらいいるのか。

(A) 周辺の農家のうち約7割、約200世帯が日系である。組合員は約9割が日系である。

(Q) 工場従業員はどれくらいか。

(A) 約100人である。

(Q) 出荷先はどういうところになるのか。

(A) ブラジル国内ではスーパーで販売している。ドラム缶入りは米国、日本に輸出している。

(Q) ジュースの粉末は製造しないのか。

(A) 設備が高価であるため製造していない。

4. 坂口農場（アグロフォレストリー）

（1）アグロフォレストリーの概要

アグロフォレストリーとは、土地利用の一形態であり、農業（Agriculture）と、林業（Forestry）を組み合わせた言葉のとおり、一つの土地で、永年作物（樹木、果樹など）と農作物や家畜とを意図的に組み合わせて育成する土地利用システムと技術の総称である。

一般的な農業においては、森林や自然植生を切り開き、農地を造成するため、生物多様性、炭素固定、土壌保全、水源涵養等の公益的機能が失われることが問題となることもあるが、アグロフォレストリーでは、森林・自然植生をいかしながら、農作物を生産するため、森林のこれらの機能の一部を維持することができる。そのため、農業利用と、生物多様性や森林による炭素固定機能の保全を両立する手段として期待されている。

また、森林は、その公益的機能以外にも、木材生産、落葉落枝による有機肥料生産、果実、種子、油脂、樹液、樹皮、薬用植物等の非木材林産物の生産機能も有しており、森林地域に暮らす人々の貴重な生活資源ともなる。

アグロフォレストリーにおいて生産される樹木や作物の組み合わせは、土地の条件やそれぞれの作物の特性に応じて選択されるが、必ずしも、多種多様な作物を、すべて同時に、生産、収穫するわけではない。それぞれの成長段階や特性に合わせて、太陽光や土壌、水の利用が競合せず、相利関係となるよう、階層的、または、時間的に段階に応じ、それぞれの作物の利用される空間が異なるようデザインされる。

トメアスにおいては、米、トウモロコシ、コショウ、カカオ、バナナ、アサイー、マホガニー等を組み合わせており、初期段階から全生産過程において、何らかの収入源や栄養源が得られ、安定的な収入がもたらされることになる。さらに、その多様性により、単一栽培に比べ、病虫害のリスク、ダメージも軽減され、持続的な生産にもつながる。

現在は、ジュース工場の整備も進み、多様な生産物の加工により、さらなる多角化、収益の向上が進められ、持続的かつ安定的な経営が実現しつつある。これらの果実の中には、栄養分が豊富な高機能食品として注目されているアサイーのように日本にも輸出している



（写真）アグロフォレストリー



（写真）アグロフォレストリー
坂口農場における視察

ものもある。トメアスでのアグロフォレストリー産品は、日本の市場と結びつくことにより、環境面及び経済面からも持続可能なシステムの成功例となっている。

我が国は、JICAによる協力を通じ、これまでトメアス移住地に対する農業技術の移転やベレンにあるブラジル農牧研究公社東部アマゾン農林研究所との間でアグロフォレストリーの研究協力を実施してきた。また、2006年度からは同研究所等と協力して第三国研修を開始し、ベネズエラ、コロンビア、エクアドル、ペルー、ボリビア等の近隣諸国の技術者や普及員を招いたセミナーを開催している。これらのセミナーでは、欠かさずトメアスを訪問している。

近年、こうしたトメアスのアグロフォレストリーの経験が国内外から関心を集めるようになり、JICAは、州政府との協力で、アグロフォレストリーの技術をアマゾン熱帯林を有する近隣諸国や国内他地域に広げている。

（２）坂口農場の現況等

議員団は、トメアスに200ほどある日系人が経営するアグロフォレストリー農場のうち、CAMTA理事長の坂口氏が経営する農場を同氏の案内で視察した。

同農場は、面積291ヘクタールで、アサイーとカカオを主力に、コーヒー、クプアス、マンゴスティン、アセロラなどの熱帯果樹、ブラジルナッツ、タパレバ、アンジローバなどの樹木を植えている。

５．ブラジル農牧研究公社東部アマゾン農林研究所

（アマゾン農業研究協力計画）（技術協力）

（東部アマゾン持続的農業技術開発計画）（技術協力）

（１）アマゾン農業研究協力計画

①事業の背景

本研究所は、アマゾン地域における農畜産業（一部林・水産業を含む）の自然との調和のとれた開発を技術的に可能にするために必要な調査・研究を行う地域総合試験研究機関として設立された。

ブラジル政府は、国土の2分の1を占める資源豊かなアマゾン地域の合理的な農業開発を推進することに高いプライオリティを付していたことから、同研究所が中核的研究機関として役割を果たすことを期待し、さらなる研究能力の引上げを目的に、プロジェクト方式技術協力を我が国に要請した。

②事業の概要

アマゾン湿潤熱帯地域に於ける有用植物資源及び特定経済作物に関する研究活動を強化することにより、同地域に適合した生産システムの開発に寄与することを目的に、専門家の派遣、研修員受入、資機材供与が行われた。

◎協力期間：1990年～1997年(当初5年、延長2年)

◎日本側投入

○専門家派遣：長期 7 名、短期 21 名

○研修員受入：21 名

○資機材供与：2 億 6,138 万 7 千円

◎ブラジル側投入

○既存の研究圃場・建物・施設の提供

○化学実験棟の増設・植物病理実験室の改修

○各協力課題に対する研究員・実験室技師などの配置

○運営費（456 万 3 千ドル）の負担

（２）東部アマゾン持続的農業技術開発計画

①事業の背景

ブラジルのアマゾン地域は、1970 年代以降、国家の政策として農牧業を営む小規模農家の移住や民間企業による大規模農牧業開発が奨励されてきた結果、熱帯雨林が著しく消失し、森林破壊、土壌浸食等の様々な環境問題が発生した。また農村部と生活水準の高い都市部との間で「ブラジルの南北問題」といわれる極端な地域格差が存在しており、特に産業活動の活発な南部に比べ、北部・東北部は、開発から大きく取り残されている。このため、ブラジル政府はアマゾン開発庁などを通じ、地域格差の是正に努めてきたが、問題の解決には至っていない。

一方、地球環境保全の観点からアマゾンの森林保護の重要性が高まる中、アマゾン地域における熱帯果樹及びコショウ栽培は、環境と調和し得る重要な基幹換金作物として、また農民の安定した生活を支える持続的定着農業のモデルとして、近年注目されている。

しかしながら、持続的農業のためのこれら作物の栽培技術にかかる諸問題について、特に土壌の管理技術及び施肥基準の確立などに関して、生産者の要望が強いにもかかわらず、同地域の対応機関の体制は非常に脆弱であり、これまでに実質的な技術開発はおこなわれていなかった。

このような背景から、ブラジル国は、東部アマゾン地域において適正かつ持続的な農作物栽培技術の開発を目的とするプロジェクト方式技術協力を我が国に要請してきた。

②事業の概要

本プロジェクトは、パラ州の特定対象地域において現地の事情に沿った熱帯果樹及びコショウの有用系統の選抜及び適正栽培技術の開発を目的に、東部アマゾ



（写真）東部アマゾン農林研究所に供与された機材

ン地域において適切かつ持続的な農作物栽培技術が普及し、同地域の営農基盤が強化されることを目指し、本研究所を実施機関として行われた。

◎協力期間：1999 年～2004 年（5 年間）

◎日本側投入

○長期専門家：7 名（チーフアドバイザー／コショウ栽培、熱帯果樹栽培、土壌肥料、植物病理、業務調整）

○短期専門家：9 名（授粉媒介昆虫、果樹育種統計、作物保護、果樹のための統計学的解析法統計、コショウフザリウム病、植物病理、土壌微生物、植物細菌病実験技術）

○研修員受入：13 名（熱帯果樹栽培、熱帯果樹育種、熱帯果樹病理、コショウ病理、植物生理及び栽培）

○機 材 供 与：1 億 5,300 万円（車両、分析用機材、実験用機器等）

◎ブラジル側投入

○要 員：熱帯果樹系統選抜分野 4 名、病虫害防除分野 5 名、熱帯果樹管理・栽培 12 名、コショウ病害分野 6 名、コショウ栽培分野 1 名

○施設等整備：グリーンハウス

（3）現況等

本研究所では、アマゾン地域に適合した生産システムの開発や同地域での持続的な農業技術の開発計画の技術協力プロジェクトを行ってきた。

アマゾンではこの間、日本の 2 倍の面積の森林が伐採され、環境問題が深刻となっている。同研究所では、伐採地域の森林の復活等についても研究が進められている。

本議員団は、研究所関係者から説明を聴取した後、日本から提供された機材等を視察した。

＜説明概要＞

本研究所はパラ州の日系社会と長い付き合いをしており、当研究所の研究員にも日系人がいる。日本との技術協力によりさまざまな技術を取得でき大変光栄である。

日本からの機材供与により、今後パラ州内の森林保護区で使われる種子を当研究所で提供することができるようになった。

従来はブラジル国内で知名度のある種子の研究を行っていたが、現在ではアマゾン原産の種子を使い、できるだけ自然に近い環境に戻すということを念頭において活動を行っている。このような活動を通じて当研究所の重要性が高まっている。

日本との技術協力は、1965 年に始まったが、最初は日本からの移住者に対する支援であった。その後いろいろな技術協力事業が行われてきた。一番の成果はコショウの病害対策である。

コショウについては病害対策だけでなく、栽培方法も日本の技術協力のおかげで進展した。

その他の成果として、熱帯果実の採取方法、ガラナの粉末製造、熱帯果樹の新品種開発等がある。

＜質疑応答＞

（Q）研究所ではブラジル全域の植物の種子を研究しているのか。

（A）アマゾン地域のみである。

（Q）こちらで研究している「特定経済作物」とはどのようなものか。

（A）当研究所で研究している特定経済作物は、クプアス、アサイー、マンジョーカ、コショウ等である。

（Q）民間企業との共同研究（事業）を行っているのか。

（A）研究段階であるが、アサイーに含まれている物質がある病気に効くことを発見した。それをジョンソン・アンド・ジョンソン社と提携し販売できないか検討している。

また、マホガニーの害虫対策としてフェロモンの開発が成功すればこの地域の経済に貢献することになる。JICAと共同研究ができればと考えている。

（Q）昨日視察したトメアスのジュース工場の製品の成分をこの研究所でオーソライズするようなことをやっているのか。

（A）品質検査を実施している。その他品質管理の指導も行っている。

（Q）伐採された森林を元に戻すためどのようなことを行っているのか。

（A）森林伐採事業をゼロにするのは不可能と思っている。できるだけ伐採事業を減少させる、植林事業の生産性を高める、他の熱帯果樹を用いてできるだけ自然に近い環境に戻す、このようなことを念頭に事業を行っている。

6. 厚生ホーム

（1）厚生ホームの概要

厚生ホームは、ブラジル北部地域で活動する日系民間福祉団体であるアマゾニア日伯援護協会が設置・運営している、高齢、身体障害その他の理由で居宅生活が困難な日系移住者ための老人福祉センターである。1986年に仮設され、1991年に新築開所した。

日本語の通じる職員が常駐（24時間）し、食事はカロリー計算された日本食を提供している。毎日のリハビリ訓練、ラジオ体操、作業療法のほか、日本とブラジルの行事を組み合わせたバラエティに富んだ毎月の行事や、レクリエーション、カラオケ、ゲームを行い、入居者が充実した生活を送れるように工夫を凝らしている。

2008年度実績は、延べ入居者数226名、月平均入居者は19名、ベッド数は22床である。

アマゾニア日伯援護協会は、特にブラジル北部地域において、国籍、宗教、人種の区別無く、物心両面の援助を必要とする人々に対して福祉事業を行うことを目的に設立された協会である。本部には、企画、渉外、広報、財務会計、人事育成部があり、アマゾニア病

院、十字路アマゾニア病院、高齢者施設、厚生ホームを経営している。年間予算は約 930 万ドルである。

（２）移住者保護謝金

同ホームの困窮入居者への医療費及び入居費として、在ベレン総領事館を通じて移住者保護謝金を交付している（2008 年度は 56,461 米ドル）。

（３）ＪＩＣＡ協力

①1991 年

○背景

移住者の高齢化に伴い、老人福祉の要請が高まってきており、アマゾン地方で唯一の日系福祉施設であるベレン厚生ホーム（以下「ホーム」という。）への期待は大きい。設備不十分で福祉施設としての機能を著しく欠いているため、福祉の目的に沿った施設にする必要があった。

○支援実績

増改築への助成（管理棟、第一居室棟の建設） 29,120 千円

②1995 年

○背景

ホームの入居者数は収容能力限界の 10 名に達し、なお 8 名の入居希望者を抱えているため、当初計画どおりの収容規模に早期にもっていく必要性が高くなった。

また、営農不振、子どもたちの出稼ぎ等により取り残された老人夫婦家庭、寝たきり老人が多数存在しており、かつ、広大な地域（日本の約 5 倍）に散在しているため、最も効果的な福祉活動を行うためには、直接家庭訪問を行い、実態を把握しながら相談の受付や介護指導等を実施することが必要不可欠であった。

○支援実績

12,247 千円

・リハビリ棟建設への助成

リハビリ訓練、レクリエーション、体操、教養講座などに活用

・福祉活動用機材（巡回車両等）購入への助成

（４）開発青年、シニア専門家、日系社会ボランティア

これまで開発青年 1 名、シニア専門家 1 名、日系社会ボランティア 6 名が派遣されている。2009 年 7 月より、シニアボランティア 1 名（看護師、形山千明さん）、青年ボランティア 1 名（栄養士、板垣香織さん）が派遣されている。

（５）現況等

本議員団は、敷地内の開拓先没者慰霊碑に献花した後、生田・アマゾニア日伯援護協会会長より説明を聴取し、同ホーム及び併設の診療所を視察した。

<説明概要>

厚生ホームの入居者は現在 19 名で平均年齢は 85 歳（最高 98 歳）、視力障害、聴力障害、身体障害、認知症などが進んだ人が多い。入居者 19 名中、16 名が日本語を話す。ベッド数は 22 床である。

また、併設されている診療所では、周辺の貧しい住民に対し無料で診察を行っている。

<質疑応答>

（Q）入所者は日系 1 世か。

（A）ほとんどは戦後に移住してきた 1 世である。

（Q）入所希望は多いのか。

（A）多い。ブラジル人の入所希望もあるが、ここは食事など日本式で行っているので適合できるか、考慮している。



（写真）厚生ホーム

7. 保健省エバンドロ・シャーガス研究所（タパジヨス川流域メチル水銀に関する保健監視システム強化プロジェクト）（技術協力）

（1）事業の背景

アマゾン地域では過去の金採掘の影響による水銀汚染が存在しており、JICA は 1994 年から 2001 年までの間、国立水俣病総合研究センターの協力により、短期専門家の派遣や研修員受入を通じ、鉱山動力省、保健省エバンドロ・シャーガス研究所、パラ連邦大学等に対し、水銀分析技術や水銀中毒診断に係る技術移転を行ってきた。しかし、調査対象地区であるタパジヨス川の水銀汚染状況（面的な広がりや汚染の程度）及び感覚障害をはじめとする人体への影響や予防対策等については、カウンターパート機関の予算、人員、技術等の問題から、現地機関では十分な調査結果が出せないという状況であった。これを踏まえ、各関係機関が協力して調査を実施する必要性が認識され、パラ連邦大学とエバンドロ・シャーガス研究所の 2 機関が共同で実施機関となり、その他の関係機関の協力も得た体制で調査を実施するとの計画のもとに、これに必要な技術及び人材育成に係る協力要請がなされ、多くの機関の参加により、2007 年 9 月末より案件を開始することとなった。

（2）事業の概要

水俣の経験を基にした水銀汚染対策の評価・改善指導を通じて、人間の健康に対する水銀の影響を調査分析できる保健環境監視システムの確立を支援し、水銀による健康被害の予防・対策に努めるため、以下の事業を行う。当初は 2007 年 9 月～2009 年 9 月までの 2

年間の予定であったが、2010年3月まで延期された。

- フィールド活動（伯側機関による）
- 短期専門家派遣による水銀汚染対策への評価・指導
- メチル水銀検査の品質管理のための本邦研修
- 診断及び鑑別診断能力のための本邦研修
- 機材供与及び使用法指導（必要性を判断のうえ）
- メチル水銀に関する住民啓発活動改善のための能力強化
- メチル水銀にかかる国内ネットワークを作るためのセミナー、ワークショップの開催

（３）現況等

本議員団は、エリザベート・サントス同研究所長から説明を聴取した後、同研究所を視察した。

＜説明概要＞

当研究所は、JICAの技術協力のおかげで、ブラジルにおける水銀問題研究のトップレベルにある。

現在実施している技術協力は、①日本からの専門家派遣による技術移転、②ブラジル側の研究員の日本での研修、③機材供与、である。いただいた技術を研修し質的向上を図り、定期的に国立水俣病研究所の赤木専門官から指導を受けている。日本における研修では水銀中毒問題について、技術的なもののみならず、いろんな観点から見ることができ、技術者としてだけでなく、人間として問題を把握することができたことは、素晴らしいことである。

今回の事業は、当初2009年9月までであったが、目標達成が困難になり2010年3月まで延長して頂いた。今回の事業終了後に新たな事業を開始し、他のラテンアメリカにも技術移転したいとJICAに伝えた。次の事業も今までと同様に、日本での研修、日本から



（写真）エバンドロ・シャーガス研究所



（写真）同研究所に供与された機材

の専門家派遣を考えている。機材については保健省の方で何とかかなると思うが、技術指導は日本の専門家の指導がまだ必要である。

<質疑応答>

(Q) この事業の現状はどうなっているか。

(A) 当研究所は目標達成したが、他のブラジル側協力機関の目標達成が遅れ、本事業の終了期間を来年3月まで延期してもらった。

(Q) 今後日本に対し期待・要望するものは何か。

(A) 水銀問題に関する我々の知識と能力を、JICAと協力して近隣諸国に広めるため新たな協力をお願いしたい。

(Q) どの程度の健康被害が出ているのか。

(A) 当研究所は、アマゾン地域の健康被害を監視する機関でもある。現在、水銀中毒の患者はいない。ただ、住民の中に数値の高い人はいる。水俣の住民と同程度かあるいはそれを上回る数値の人がいるが、中毒患者と断定される人はいない。その理由が新陳代謝なのか、遺伝なのか、などについて現在調査している。

(Q) 住民に対する健康診断の体制はどのようになっているのか。

(A) 健康診断は十分にできていない。

8. 日本・ブラジルセラード農業開発協力事業（JICA開発投融資）

（1）事業の背景

1970年代前半、ブラジルでは農産物の輸出振興を図る必要性などから食糧増産が必要となった。他方、石油ショック・異常気象などにより世界規模での食糧不足が生じ、食料の輸入大国である日本では、開発途上国への農業開発協力による食糧増産の関心が高まった。このような状況の中で、ブラジルの食糧増産と地域開発の推進、世界の食糧供給の増大への貢献を行い、加えて、日伯両国の経済交流を促進し、友好関係をいっそう強固にすることを目的に本事業が開始された。

（2）事業の概要

第1期試験的事業（1979年～1983年）

土壌改良や適切な品種の選定により、様々な悪条件を克服する技術の開発を目的として、ミナスジェライス州の3つの地区で実施された。総事業費は約102億5千万円（JICA貸付41億円）、入植農家は92戸、開発面積59,000ヘクタールである。

第2期試験的事業（1985年～1990年）

雨量の少ないバイア州と、雨量の多いマツグロソ州の気候条件に適応した技術の開発を目的に4つの地区を中心に実施された。総事業費は約127億8千万円（JICA貸付

額 51 億 1300 万円）、入植農家は 144 戸、開発面積は 60,000 ヘクタールである。同時期に第 1 期試験事業地の成果を応用し得る地域で海外経済協力基金（O E C F）の一般案件融資による本格事業が実施された。

第 3 期試験的事業（1995 年～2001 年）

トカンチンス州及びマラニョン州において、日照時間の年間変化がほとんどないという条件に適応した品種の導入や、灌漑を取り入れた営農技術の確立を目的として実施され、総事業費は約 149 億 400 万円（J I C A 貸付額 60 億 5700 万円）、入植農家数 80 戸、開発面積 80,000 ヘクタールである。

（３）現況等

本議員団は、第 2 期事業が行われたゴイヤス州イパミリのパイネイラス入植団地において、秋本カンポ社（日伯農業開発株式会社）副社長等から説明を聴取した後、芦原、ペレス、菊池の 3 農場を視察した。

＜説明概要＞

セラード地域の主要穀物生産が飛躍的に増大し、1999 年時点ですでにブラジル全体の生産量の 4 割以上を占め、中でも大豆の生産量はブラジル全体の 5 割以上を占めるに至った。その結果、2007 年にはブラジルが米国を凌駕し、世界最大の大豆生産国になろうとしている。

すでに 1,000 万ヘクタールの農地が開発され、営農も多角化した。牧草地も含めた開発面積は 4,500 万ヘクタールを超え、さらに拡大を続けている。穀物や飼料が大量に生産されたことで、養鶏や養豚業も生まれ、農産加工業も興隆した。開発に伴い社会基盤の整備も進み、工場や商店の進出もあり、雇用の創出を通じての地域住民の所得向上が図られている。

パイネイラス入植団地は、第 2 期事業で行われたもので、1986 年にプロデセール資金に



（写真）セラード農業開発事業の現況



（写真）菊池農場における視察

より設置された。入植農家数は29家族（うち日系は8家族）であり、プロジェクト総面積は8,274ヘクタール。大半（20家族）はCOARI組合の本拠地であるパラナ州から進出して来た生産者達である。

当初のプロジェクトでは無灌漑であったが、その後24個のセントラル・ピポット方式の灌漑設備投資が行われ、灌漑可能面積は1,505ヘクタールとなった。

当初は穀物栽培が主体となった営農計画が実施され、永年作物にはコーヒー栽培（1耕地あたり20ヘクタール）が導入され、畑作地には大豆とトウモロコシが大部分を占めていた。灌漑設備導入後は小面積で多額の収入を得ることを可能とする作物栽培が行われるようになり、現在までに、フェイジョン豆、小麦、タマネギ、ニンニク、エンドウ豆、馬鈴薯、かぼちゃ等の作物が灌漑設備の地域に栽培されてきた。

○年間収穫量	18,860 トン
○生産額	467 万米ドル
○納税額	88 万米ドル
○雇用機会	直接雇用 800 人
	間接雇用 1,600 人
○総投資額	2,312 万9千米ドル

<質疑応答>

（Q）灌漑用の水は地下水を汲み上げているのか。

（A）川から取水している。

（Q）ここの土は養分が含んでいないようだが、作物を作ったあとの肥料はどのようにしているのか。

（A）セラードの土は非常にやせている。土壌を分析し必要な肥料はまいている。1ヘクタールあたり400キログラムの肥料をまいている。最初に燐をまくが、燐は雨水に流されないで、2回目は燐以外のものをまいている。毎年肥料をまいているので肥沃な土地になっている。また、土の酸性度が高いので1ヘクタール当たり6～7トン石灰をまいた。今でも年に400～500キログラムの石灰をまいている。

（Q）何年かごとに作物を変えているのか。

（A）3年に1度、大豆、トウモロコシなどに変えている。

（Q）生産物はどういう経路で販売しているのか。

（A）カーギルなどの穀物メジャーや生産組合に出荷するほか、直接販売することもある。いい買値を付けてくれればどこでも売りたいが、確実に支払ってくれる保証がないので、メジャーに売ることが多い。

9. 環境再生可能天然資源院（I BAMA）（アマゾン森林保全・違法伐採防止のためのALOS画像利用プロジェクト）（技術協力）

（1）事業の背景

ブラジル政府はアマゾン熱帯雨林の保全を目的として、1970年代から衛星画像を活用している。2004年からは、「アマゾン森林減少阻止・管理計画」が13省庁の連携により開始され、ほぼリアルタイムで伐採状況を把握できる衛星モニタリングシステムの導入、環境犯罪の取締り強化などが奏功し、森林伐採の減少に貢献した。衛星画像を使用した環境犯罪取締りに関しては、JICAによる協力で衛星画像を使った鑑定書作成のための技術移転等が行われ、技術者の能力向上などの成果が上がっている。

一方、これまでの衛星画像による監視は熱帯雨林の伐採を抑制するための重要な手段であるが、光学センサーを用いている為、年間5か月近く厚い雲に覆われているアマゾン地域では、この期間、地上の状況をとらえることができず、違法伐採者がこの間に作業を完遂してしまうため、その有効性には限界があった。

日本のALOS（陸域観測技術衛星（だいち）：Advanced Land Observing Satellite）に搭載されたPALSAR（フェーズドアレイ方式Lバンド合成開口レーダー）では、雲の状況に関係なく地上の状況が把握できるため、アマゾンであっても、有効に活用できることが期待されている。2007年から日本宇宙航空研究開発機構（JAXA）はIBAMAに対し、ALOS画像の提供を開始したが、ALOS画像は従来の光学センサーの画像とは異なるため、ブラジルに十分な判読技術が確立されておらず、判読に時間を要しており、また、既存の衛星モニタリングシステムにALOS画像を組み込んでいない状況にある。このためブラジル側は提供されたALOS画像の判読技術を高めるとともに、ブラジルの既存の衛星モニタリングシステムにALOS画像を組み込んでいきたいとの期待を高めており、本プロジェクトは、日本のALOS/PALSAR画像をアマゾンの熱帯雨林保全に活用する能力や仕組みを構築することを目的として要請された。



（写真）IBAMAにおける視察・説明聴取

（2）事業の概要

衛星を活用した違法伐採情報に基づく取締りを強化するため、日本のALOS/PALSAR画像をアマゾンの熱帯雨林保全に活用する能力や仕組みを構築するもの。

○署名日（実施合意）：2008年12月16日

○プロジェクトサイト：ブラジリアマゾン森林地域（主な活動はブラジルで実施）

○協 力 期 間：2009 年 6 月 17 日 ～ 2012 年 6 月 16 日

○相手国機関名：ブラジル環境再生可能資源院、連邦警察科学技術局

○日本側協力機関名：農林水産省、環境省、文部科学省、東京大学、森林総合研修所、
宇宙航空研究開発機構

○日本からの専門家派遣、機材供与

○ブラジルからの研修生受入れ

（３）現況等

議員団は、同施設関係者から説明を聴取した後、同施設内環境モニタリングセンターを視察した。

＜説明概要＞

I B A M A は従来から環境保護事業を行っていたが、日本から新たな衛星画像とその分析技術をいただいたことでアマゾン地域の森林を違法伐採から保護できるようになった。日本の技術のおかげで、我々は初めての天候に左右されない監視が可能となった。

森林伐採は小さなところから始まり、我々が気づいたときには広大な範囲になっている。ブラジルは広大な国であり、いくら職員を増やしてもブラジル全土監視をカバーすることはできないが、新たな技術を取り入れて監視するのは有効である。この衛星画像による監視は職員を増やさずにできる。

このA L O S 画像の技術協力は、2009 年 1 月に開始したもので、2 日間でアマゾン地域全体（約 600 ヘクタール）をモニタリングできる。これをもとに取締りが行われる。

＜質疑応答＞

（Q）衛星画像により不法伐採が発見されてから取り締まるまでにどれくらいの期間がかかるのか。

（A）観測された画像を処理し、取締り当局に届くまで 10 日間程度である。9 つの州の I B A M A と連邦警察の支所にデータを送ることが可能である。通常 2 ～ 3 週間で察知できれば現場に踏み込むことができる。

（Q）データ解析に 2 週間近くもかかるのか。

（A）特定の 1 か所であれば 1 時間で画像が出せるが、毎日広い範囲のデータの処理をしているので時間がかかる。アマゾン全体をカバーするには 45 日かかる。

（Q）もう少し処理時間等を短くできないのか。

（A）現在の衛星では、処理速度を上げるのはほとんど無理である。新たな衛星（A L O S 2）が計画されており、これが実現すればもう少し早く処理することができる。

（Q）この衛星を使った技術は日本が突出して優れているのか。

（A）日本は 1992 年から L バンドの周波数を使った画像収集を行っているが、最近になって森林の監視に一番適しているのが L バンドということが分かった。1992 年から継続しており過去のデータもあり、日本が最先端ということである。

Ⅲ. パナマ共和国における調査

第 1 パナマ共和国の概況

(基本データ)

面積：75,517 平方キロメートル（北海道よりやや小さい）

人口：323 万人

首都：パナマシティ

民族：混血 70%、アフリカ系 14%、ヨーロッパ系 9%、先住民 7%

言語：スペイン語

宗教：キリスト教（カトリック）

略史：1501年 スペイン人バスティーダ、パナマ地峡発見。

1821年 大コロンビアの一州としてスペインより独立。

1903年 コロンビアより分離独立。

1914年 米国、パナマ運河完成。

1968年 トリホス将軍、クーデターにより実権掌握。

1978年 ロヨ大統領就任、民政移管

1983年 ノリエガ将軍が国軍最高司令官に就任

1989年 米国の軍事侵攻、ノリエガ将軍逮捕、エンダラ政権発足

1999年 モスコソ大統領就任、パナマ運河返還、米軍完全撤退

2004年 トリホス大統領就任（故トリホス将軍の実息）

2009年 マルティネリ大統領就任

政体：立憲共和制

議会：一院制（定員 71 名）

GNI：160億5,220万米ドル（2006年）

1人当たりGNI：5,000米ドル（2006年）

経済成長率：約9.2%（2008年）

通貨：バルボア（1バルボア＝1ドル（固定）＝約88円 [2009年12月現在]）

在留邦人数：334名（2008年10月現在）

1. 内政

1983年にノリエガ将軍が政治の実権を握った後続いていた政情不安は、1987年、ディアス・エレラ大佐によるノリエガ将軍非難を契機に深刻化。1989年12月の米軍侵攻及び1990年1月のノリエガ将軍逮捕はパナマ政治が大きく変革される契機となり、エンダラ大統領（アルヌルフィスタ党）が同年12月に就任した。エンダラ政権は1992年前半に延滞債務解消により国際金融機関との関係正常化を実現した。建設部門等の好況を背景に比較的高い経済成長を達成したが、失業、貧困問題が悪化し、国内の治安悪化が見られたため、

支持率は低下した。

1994 年の大統領選挙においては、民主革命党（PRD）書記長のペレス・バジャダレス候補が勝利し、同時に行われた国会議員選挙でも PRD は同盟党の議席と併せ国会過半数勢力を確保した。ペレス・バジャダレス大統領は、力強いリーダーシップを発揮し、開放経済政策を押し進めた。積極的な投資促進による雇用拡大、大規模な民営化促進、道路及び港湾施設をはじめとする大規模なインフラ整備を行った結果、安定した経済成長を実現させた。1997 年 9 月には WTO 加盟も実現させた。

1998 年 8 月、ペレス・バジャダレス大統領は自己の大統領再選を意図し、憲法改正のための国民投票を行ったが、国民の支持を得ることはできなかった。1999 年 5 月に行われた大統領選挙では、モスコソ・アルヌルフィスタ党党首がパナマ史上初の女性大統領に選出された。

モスコソ政権は、4 つの基本方針（貧困緩和、人権擁護、社会正義の実現及び環境保全）の下、各種政策を通じ国民生活の改善を図ることを目標とした。同政権の下、1999 年末、米国よりパナマ運河が返還され、米軍も完全に撤退した。2003 年 11 月には、各国からの要人を招いて「独立 100 周年記念式典」が盛大にとり行われた。

2004 年 5 月に行われた大統領選挙は、トリホス PRD 書記長が勝利し、9 月、大統領に就任した。トリホス政権は、憲法改正、税制改正を行うとともに、パナマ運河拡張計画を推進し、国民投票で承認（2006 年 10 月）された。現在、同拡張計画は順調に進んでいる。米国との F T A 交渉も締結した（2009 年 8 月現在、米議会の承認待ち）。2004 年以降 7 % を超す高い経済成長が続き、失業率も大きく改善。生活保護プログラムや米を始めとする安価な基礎食料品提供も実施された。

他方、治安の悪化が顕著となり、2008 年には物価の高騰、都市交通問題などに対する有効な対策が取れないことから、国民の不満が高まった。このような状況の下、2009 年 5 月の総選挙においては、「変革」を訴えるマルティネリ民主変革党（CD）が国民の幅広い支持を獲得し、60% もの高い得票率で大統領に当選。同年 7 月、就任。

2. 外交

パナマは国際社会との協調を重視し、特定の国やイデオロギーに偏らない外交方針を取っている。

パナマ独立の経緯、運河の建設、米軍駐留等から、米国との関係が経済及び安全保障にとって極めて重要であったが、パナマ運河返還（駐留米軍撤退）後も良好な関係の維持・発展に努めている。米国はパナマにとり最大の貿易相手国である。

中南米諸国との連帯も重視し、リオ・グループのメンバーであるとともに、中米統合機構（SICA）のメンバーでもあり、SICA 各国と自由貿易協定交渉を進めている（ニカラグア、グアテマラ以外の 3 か国との間では発効済み）。さらに、米州機構（OAS）などの国際場裡においても活躍している。

またパナマは、台湾と外交関係を維持しつつも、中国との経済関係を発展させている。中国、パナマ双方に通商事務所がある。

隣国コロンビアとの関係では、国境にあたるダリエン県（ジャングル地帯）へのゲリラ等の侵入、麻薬密輸といった問題がある。両国の国境道路の整備は進んでいない。

3. 経済

地理的優位性とドル化経済、海外投資を促す各種制度の導入などにより、運河、港湾、コロン・フリーゾーン、金融、観光、建設の各セクターが発達。第3次産業が国内GDPの約8割を占める。

第1次及び第2次産業が脆弱であるため、食糧加工品、石油、医療、雑貨、工業製品等の消費財、生産財の大半を輸入に依存しており、貿易収支は恒常的に赤字。

近年のパナマ経済は好調を維持し、2008年の経済成長率は9.2%（2007年は11.5%、2006年は8.5%、2005年は7.2%）であった。

近年の経済成長は、都市部での海外資本による高層ビル建設、海外企業の進出、アジア・米州間の貿易拡大に伴うパナマ運河、港湾、コロン・フリーゾーンでの取扱増加、北米・欧州からの年金生活者の移住や観光客の増加、金融セクターの発展が牽引役となっていた。

2008年中盤からの世界的な景気後退に対しては、当初国内において急激な景気の落ち込みは表われていなかったが、2009年に入り、近年の経済成長を支えた前述の各セクターにおいて影響が表れ始め、2009年のGDP成長率は下落する見込み。

他国との通商協定締結も積極的に推進されており、二国間自由貿易協定（FTA）については、前政権下の2003年にエルサルバドル、台湾との間でFTAが発効した後、トリホス政権下では、チリ、シンガポール、コスタリカなど4か国との間でFTAが発効。米国、ニカラグア、グアテマラの3か国とは署名が完了し、議会承認、批准を待っている状況にある。

日本とパナマの経済関係に関して、海事分野では、日本はパナマ運河の第4位の利用国（2008年統計貨物/発着地ベース：第1位米国、第2位中国、第3位：チリ）であると共に、便宜置籍船制度のもと、日本の商船隊の実に約70%がパナマ船籍で運航されており、逆に約8,000隻にもものぼるパナマの便宜置籍船（商船）の約25%を日本船舶が占めている。貿易分野では、パナマ会計検査院の2007年の貿易統計では、日本からの輸入は約3億2,900万ドルで米国、コロン・フリーゾーン、キュラソー、原油フリーゾーン、中国に次いで第6位となっており、特にパナマでは日本車の販売シェアが約70%を占め、家電製品と共に日本車はパナマで親しまれている。一方、パナマから日本への輸出は約3,900万ドルで、食肉、装飾用の枝葉などが輸出されている。また、コロン・フリーゾーンの日本からの輸入は2億6,365万ドルで、中国、台湾、米国に次いで第4位となっており、日本にとって同フリーゾーンは中南米への再輸出拠点として重要な役割を担っている。

貿易、投資関係の主な状況は次のとおり。

①総貿易額・主要貿易品目（2008年）

輸出：11.5億ドル（バナナ、メロン、魚肉、スイカ、キハダマグロ、パイナップル）

輸入：90.5億ドル（電気製品・部品、原油、食料品、輸送機器、化学製品）

②主要貿易相手国（2008年）

輸出：米、ラ米諸国、欧州

輸入：米、ラ米諸国、日

4. 日・パナマ関係

(1) 政治関係

1904年1月7日の外交関係樹立以来友好関係にある。我が国は、第4のパナマ運河利用国であるほか、コロン・フリーゾーンの大口利用国であり、また我が国商船隊の約7割がパナマの便宜置籍船制度を利用していることなどから、パナマとは特に経済分野で強い関係を有している。

(2) 経済関係

①対日貿易額・主要貿易品目（2008年）

輸出：18億円（対前年比11%増。主要品目：マグロ、魚粉、植物）

輸入：1兆1,317億円（対前年比1%減。主要品目：船舶、乗用車、一般機械、電気機械）

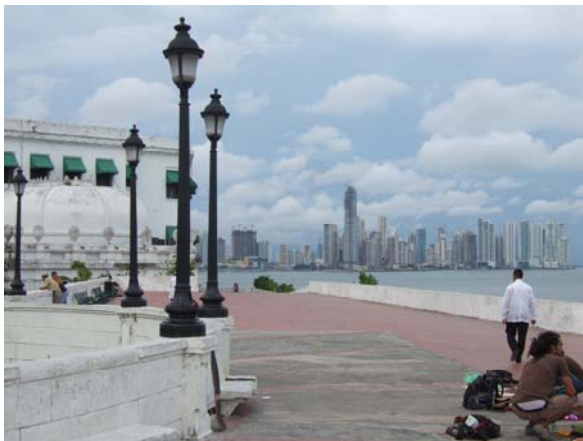
②直接投資額（2008年度までの累計）

829億円

③進出日本企業数（2008年）

37社

（出所）外務省資料等により作成



（写真）パナマシティ市内の様子



（写真）パナマ運河・ガツン閘門

第2 我が国のODA実績

1. 概要と対パナマ経済協力の意義

パナマ運河を始め、パナマとの特に経済分野に関する強い関係の維持のため、パナマの政治経済の安定が確保されている必要がある。

1989年の米軍侵攻後に民主政権が成立して以降、これまで3回の大統領選挙があり、平和裏に政権交代が行われてきた。一方で、パナマの政治経済の安定を脅かす要因として、失業と貧困問題があり、それらの改善が依然として大きな課題となっている。

2. 対パナマ経済協力の基本方針及び重点分野

パナマの一人当たりGNIは5,000ドル（2007年）であり、同国は、一般無償資金協力の卒業国であること、パナマ運河を擁するパナマの政治的安定が世界の海上輸送の安定と世界貿易の発展にとって重要であること、及びパナマが比較的高い所得水準の経済開発を既に達成していることも考慮し、我が国は円借款、草の根・人間の安全保障無償及び技術協力を中心に、地方貧困の削減、経済社会の持続的成長、環境保全を重点的に支援していく。

さらに、近年パナマを含む中米地域は、中米統合の動きを加速化させており、我が国は、中米統合は中米地域の安定化に寄与すると考えられることから、中米統合に資する案件の形成及びその実施に向けて取り組んでいく考えである。

現地ODAタスクフォースは、トリホス政権との間で、2005年3月に政策協議を行い、その後の修正を経て、以下の3つの事項を重点分野とすることで合意している。

（イ）地方貧困の削減

- ・地方貧困層の生活力向上支援

（ロ）経済社会の持続的成長

- ・経済振興・産業人材育成支援
- ・感染症対策・社会福祉支援

（ハ）環境保全

- ・環境管理行政改善支援
- ・中米防災実施体制強化支援

3. 実績

このような考え方を踏まえた我が国の援助実績は次のとおりである。

援助形態別実績

(単位:億円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	累計
円 借 款	—	—	—	—	193.71	323.21
無償資金協力	0.17	0.48	0.22	0.77	0.75	32.26
技 術 協 力	13.15	9.25	8.31	8.74	7.87	257.06

- (注) 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
 2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は J I C A 経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。

(参考) DAC 諸国の対パナマ経済協力実績

(支出純額ベース、単位:100 万ドル)

暦年	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	うち日本	合計
2004	米 9.33	西 6.60	日 6.21	独 1.32	カ 0.68	6.21	25.29
2005	米 7.50	西 4.49	日 2.11	独 1.13	カ 1.10	2.11	17.29
2006	米 18.73	西 6.43	日 2.09	独 1.10	カ 0.87	2.09	19.25
2007	西 10.60	米 7.28	日 1.98	加 1.20	独 1.05	1.98	-139.42
2008	米 13.66	西 7.44	日 4.11	独 1.15	加 0.56	4.11	27.38

(備考) 丁はデンマーク、加はカナダ。

(出所) 外務省資料等により作成

第3 調査の概要

1. パレーラ国会議長との意見交換

<パレーラ国会議長>

パナマは新政権になったばかりで、これから経済成長へと向かう。世界的な経済危機の影響を乗り越え、中南米の中でも成長の可能性の高い国である。現在多くのプロジェクトがあり日本の企業にもチャンスである。日本がこれまでパナマの発展を支援していただいたことに感謝している。今回の視察でこれまでのプロジェクトがいかに良いものであるかということを見ていただくことは、今後の二国間関係の安定強化にもつながると考えている。日本とパナマは地理的には遠いが、どの家庭にも日本製品があり身近に感じている。議会間の友好を通じ二国間関係を更に強化したい。

<議員団>

今回の訪問は、日本のODAがどのように活用されているかを、国民の代表たる議員の目で直接現場を見て、関係者と意見交換をし、その結果を国会に報告し、今後の日本のODAに反映させていくためのものである。

両国は、海運をはじめとする共通の利害に基づき、幅広い協力関係を築いてきた。日本は、パナマ運河、便宜置籍船制度、コロン・フリーゾーンの利用を通じてパナマと強い経済的絆を有している。また、経済分野のみならず、外交分野では、特に国連をはじめとする国際機関において、パナマと緊密な協力関係にある。

以上のような両国関係を背景として、日本はパナマへの経済協力を推進している。ODAを通じ、さらに二国間の交流が深まり、友好関係が発展することを期待したい。



(写真) パナマ国会



(写真) パレーラ議長との意見交換

2. パナマ市水産市場（水産物流基盤整備計画）（水産無償資金協力）

（１）事業の背景

パナマ国では、国民の魚食嗜好は高いものの、水産物流通基盤の未整備により、水産物の消費は限られた範囲に留まっていた。当該施設の整備は、漁業生産物の流通を改善し、沿岸漁業を振興する上で喫緊の課題となっていたため、パナマ国政府は、老朽化し、かつ衛生的に問題のあった旧水産市場を移転・新設するため、わが国に対して協力を要請してきた。

（２）事業の概要

○協力期間：プロジェクト実施期間：1993 年 7 月 5 日～1995 年 1 月 27 日

○施設概要

市場本棟：鉄筋コンクリート構造（1,871 平方メートル）

卸売市場：鉄構造（245 平方メートル）

付属設備：既存栈橋の補修、係船・水揚げ設備の新設など

○供与金額：7.86 億円

○相手国実施機関：商工省海洋資源局、パナマ市

○協力の内容：漁民の労働条件の改善、水産物の需要拡大、漁業経営体収入の安定・増大を図り沿岸漁業を振興するために、水産物販売・小売市場を建設する。

（３）現況等

パナマ市内における水産物の流通基盤として、一般消費者への小売も兼ねる商業施設となっている。市場本棟、卸売のみの別棟及び水揚げ用の栈橋の3つの施設からなっており、1995 年 2 月のオープン以来、同施設は、パナマ市の消費者を中心に高い利用頻度を保っている。



（写真）パナマ市水産市場



（写真）同市場内における視察

本議員団は、カルロス・パリス市場管理責任者代理から、栈橋の大型化をはじめとする水産市場の近代化計画について説明を聴取した後、水産物売り場などの同市場内や既存の栈橋の視察を行った。

<質疑応答>

(Q) 市場で使う水や氷は衛生的なものが求められるが、どこから調達しているのか。

(A) 水は水道水、氷は市場内の製氷機で作っている。製氷機は小さくて老朽化している。

(Q) 日本の市場の運営主体は漁業組合であるが、こちらはどこが運営しているのか。

(A) 漁業組合が運営しているところもあるが、ここは市である。将来的には組合で運営したいとの希望もある。

(Q) 他の市場との競争はあるのか。

(A) 将来拡張すれば競争できる。野菜市場はそうになっている。

3. シウダ・デル・ニーニョ養護施設（養護施設歯科・小児科診療室設置計画）（草の根無償・人間の安全保障無償資金協力）

（１）事業の背景

パナマ市西方 30 キロのラ・チャレラ市にあるシウダ・デル・ニーニョ養護施設は、身寄りのない子供や貧困家庭の子供（17 歳以下の男児約 230 名）を受け入れ、扶養、教育のほか、敷地内での野菜・果樹栽培・養鶏等の職業訓練、貧困家庭の親を対象とした識字教育等を行う施設であり、地域の社会事業施設として高い評価を得ている。

同施設では、保健省から週 1 回医師が派遣されて児童の診察を行っているが、カルテと医薬品の増加により既存の診療室が手狭となり、児童が出入りする場所にもかかわらず、施設内では適切な診療のみならず、治療器具や医薬品等の適切な管理・保管が困難な状況となっていた。また、同施設は、小児科と同様にニーズの大きい歯科診療についても、歯科医師の手当はできていたものの、施設内での歯科用診療室の開設や治療器具の購入の費用を捻出できずにいたため、同施設の改修について、協力の要請がなされた。

（２）事業の概要

(イ) 養護施設内の倉庫を改修し（建物の基礎的構造は維持）、同スペースに小児科診療室、歯科診療室及びカルテ・医薬品管理用の部屋を新設した。

(ロ) 主な供与品目：歯科口腔治療のための診療室内器具一式

手洗い台、照明、仕切り壁設置のための改装資材一式

電気系統・配管工事及び機材設置工事に係る熟練労働費

(ハ) 供与金額：約 280 万円

○竣工式期日：2009 年 3 月 18 日

○案件署名日：2008 年 11 月 20 日

○案 件 名：シウダ・デル・ニーニョ養護施設歯科・小児科診療室設置計画

○場 所：パナマ県ラ・チャレラ市

○供 与 先：シウダ・デル・ニーニョ養護施設支援財団

○供 与 額：24,716 ドル

○案件内容：歯科治療機器の購入、施設内の改装による歯科・小児科診療室の設置

(3) 現況等

同施設では、フォルトゥナト・ペイロン施設長より施設概要についての説明の後、子どもたちによる歌や踊りによる歓迎式が行われた。その後、草の根無償資金協力により設けられた歯科診療室や小児科診察室のほか、宿泊施設や職業訓練に使われている木工所等を視察した。

<説明概要>

当施設は、1968 年に設立され、社会的問題、貧困問題に対処し、900 人以上の子供たちが巣立っていった。子供たちがこの施設にきた理由は養育放棄、病気、虐待、麻薬などである。ここには現在 5 歳から 17 歳までの 217 人の子供たちがいる。施設には 12 の宿舎があり、それぞれ指導員が一人住み込んでいる。

子供たちは学校に通い、必要な制服、学用品、靴、洋服、食料、医療等を施設が与えている。14 歳以上の子供たちには施設内で職業訓練を受けさせ、家具、溶接、電気、美容、農業、コンピューターなどを教えている。

医療は、基本的には保健省から提供されているが、歯科については制限があり、60 パーセントの子供が受けられない状況であった。日本の援助により 2009 年 4 月、歯科診療所が開設され、9 月までに約 600 回の治療をし、11 月末までにすべての子供たち



(写真) シウダ・デル・ニーニョ養護施設



(写真) 同施設内の歯科診療所

のニーズを満たす予定である。2010 年の 1 月から 3 月は、ここの子供たちの兄弟に対し無料で診察する予定である。

小児科診療室は従来からあったが、今回の支援により改善され利用しやすくなった。改修後 343 回の診療が行われた。

日本の支援のおかげで、子供たちが明るい未来を迎えて、良い市民になる希望がある。日本の支援に感謝し、絶対に無駄にせず、子供が将来立派な市民になることを約束する。

<質疑応答>

(Q) ここにいるのは孤児だけか。

(A) 貧困家庭の子供もいる。

(Q) 施設を運営する資金は、どのように調達しているのか。

(A) 国から 25%、この施設の収入が 35%、寄付が 40%である。

(Q) 日本からのボランティアの派遣予定はないのか。

(A) 現在台湾のボランティアが 5 人いるが、来年日本からスポーツ指導のボランティアが派遣される予定である。

4. パナマ国際海事大学校（パナマ航海学校強化）（技術協力）

（１）事業の背景

パナマ国際海事大学校は、旧パナマ航海学校を母体に、2005 年 12 月に新設された国立大学である。2007 年から航海学部、海洋科学部、海事輸送学部の一般教養課程が開設され、2008 年から専門・修士課程が順次開講している。

旧パナマ航海学校は、1958 年教育省により設立された同国唯一の商船乗組員（航海・機関の両部門における士官及び部員）の養成機関であった。

1982 年から 4 年間、国際海事機関（IMO）により、教育・訓練内容に関する技術支援及び機材供与が行われたが、その後、機材の老朽化が進み、また、同国の国内法で定められているパナマ船籍へのパナマ人船員の乗組定数を満たすだけの養成能力も不十分であったことから、我が国に対して、本件要請がなされた。

（２）事業の概要

○協力期間：プロジェクト実施期間：1993 年 10 月～1998 年 9 月

フォローアップ期間：1998 年 10 月～2000 年 2 月

○投入実績(1993 年～1999 年)

- ・長期専門家 9 名（リーダー兼業務調整等）
- ・短期専門家 16 名（供与機材の据付、機関・航海指導）
- ・研修員受入れ 18 名（航海、機関、航海行政）
- ・機材供与 6.54 億円

※フォローアップ：シニアボランティア 1 名派遣（航海科及び機関科）

○主な供与機材

- ・航海分野：ジャイロ・コンパス、レーダー・シミュレータ、セキスタント（六分儀）、GPS 機材、気象観測機材
- ・機関分野：自動制御実習装置、電気溶接機、ボイラー水試験機、ボイラー・シミュレータ、油圧回路実習装置、機器カットモデル、電子回路実習装置、ポンプ性能試験装置、ディーゼルエンジン機関燃焼状態解析装置
- ・その他：教材、端艇、消火・救命・応急医療機材

（３）現況等

同大学校では、ルイス・ファブレガ学長より同大学校の概要及びこれまでの JICA の援助について説明があった後、同大学校生による歓迎式が行われた。その後、技術プロジェクトにより我が国が提供したシミュレータや自動制御装置、エンジンプラント等を視察した。

また、現在、短期シニアボランティア（船舶無線・航海シミュレータの保守点検指導等）1 名が派遣されているほか、2009 年度中に、航海運用学及び船外機保守の分野についてボランティアを派遣予定である。

＜説明概要＞

本大学校の前身であるパナマ航海学校には、1993 年～2000 年にかけて JICA の技術協力プロジェクト「航海学校強化」が実施され、技術面・機材面で協力をいただき、心から感謝している。

同プロジェクトでは、シミュレータ、GPS 機材、気象観測機材など 6.5 億円の機材供与を受けた。現在までの 16 年間で、日本に留学生を出し、日本から 30 人の専門家や 10 人のシニアボランティアに来ていただき技術指導を受けた。

改めて感謝の気持ちを述べたい。



（写真）国際海事大学校



（写真）同校における視察

<質疑応答>

(Q) 提供した機材で教育を受けた学生はどれくらいいるのか。

(A) 1996 年に提供された航海用のアルファレーダーの場合、年間約 70 人で、13 年間で約 1,000 人である。

(Q) プロジェクトの初期に提供された機材は古くて、実際に使われていないということはないのか。

(A) 古いが、今でも実際に船で使われているものなので、支障はない。

(Q) この学校ではどのような資格が取れるのか。

(A) 航海士と機関士である。

5. J I C A 青年海外協力隊員、シニア海外ボランティア等との意見交換

議員団は、パナマで活動する青年海外協力隊員 14 名及びシニア海外ボランティア 6 名と懇談し、活動の実情を聴き、意見交換を行った。



(写真) J I C A ボランティアとの意見交換を終えて

IV. ペルー共和国における調査

第1 ペルー共和国の概況

(基本データ)

面積：約 128.5 万平方キロメートル（日本の約 3.4 倍）

人口：2,850 万人（2008 年世銀）

首都：リマ

民族：先住民 45%、混血 37%、欧州系 15%、その他 3%

言語：スペイン語（他にケチュア語、アイマラ語等）

宗教：キリスト教（カトリック）

略史：1821年 スペインから独立

1968～1980年 軍事政権

1980～1985年 ベラウンデ政権

1985～1990年 ガルシア政権

1990年 フジモリ政権

1995年 フジモリ第二期政権

2000年 フジモリ第三期政権、同政権退陣、パニアグア暫定政権

2001年 トレド政権

2006年 ガルシア政権

政体：立憲共和制

議会：一院制（120 名）

GNI：1,073億米ドル（2008年）

1人当たりGNI：3,990米ドル（2008年）

経済成長率：約9.84%（2008年）

通貨：ヌエボ・ソル（1ヌエボ・ソル＝約31円 [2009年12月現在]）

在留邦人数：3,020 人（2008 年 10 月）

（日系人推定 9 万人（世界第 3 番目の規模））

1. 内政

1980 年民政移管。その後深刻化した経済危機、テロ問題は、フジモリ政権下の改革断行もあり沈静化した。2000 年 11 月、第 3 期フジモリ政権が崩壊し、暫定政権を経て、2001 年、トレド政権が発足。

トレド大統領は、マクロ経済が好調な一方で、雇用創出、貧困対策、汚職撲滅等の公約の履行は容易ではなく、厳しい政権運営を強いられた。

2006 年 4 月、大統領選挙・国会議員選挙が実施され、同 6 月、大統領選挙の決選投票により、ガルシア候補（元大統領、アブラ党）が選出された。7 月 28 日、ガルシア政権が発

足した。

ガルシア政権は、社会格差の解消、すなわち貧困削減及び雇用創出を最大の課題とし、貧困層の特に多い山岳地域において農産品の輸出拡大による開発及び上下水道整備を積極的に実施している。1985年からの第一次政権時とは異なり、閣僚起用に際しても党人ばかりではなく党外からテクノクラートを抜擢しており、特に経済政策に関しては国際社会からの信用を獲得している。その結果、2008年に入り長期外貨債務の投資格付を取得したほか、5月には2007年の貧困率が前年比5.2%減の39.3%と統計庁が発表した。反面、マクロ経済は引き続き好調であるものの、その恩恵を受けていないと感じる国民は多いことから、ガルシア大統領に対する支持率は発足時から比べると低下傾向にあり、地方によってはストや道路封鎖等が頻繁に発生し、政府がその收拾に当たるといった事態となっている。

2008年10月、石油公社の汚職問題を受けて、デル・カスティージョ首相に代わり、シモン首相が就任したが、2009年7月、同首相はアマゾンにおける先住民による騒動を契機に辞任し、国会議長であったベラスケス・ケスケン氏が新首相に就任し、閣僚も一部交代した。

2. 外交

貿易の最大相手国でもあるアメリカ合衆国との関係を最重視しているが、外交関係多角化の観点からEU及びアジア・太平洋諸国についても重視しており、2008年5月にリマにおいて中南米カリブ・EU首脳会合が開催されたほか、同年のAPEC議長国を務めた。

近隣諸国との関係強化。特に中南米太平洋岸諸国との連携も重視し、穏健な外交を展開している。隣国エクアドルとは、紛争が続いた国境問題につき1998年に和平合意を達成し、現在は国境地域の開発促進に取り組んでいる。一方、南の隣国チリとは領海画定問題等はあるも貿易・投資面での関係が緊密化している。また、ペルーはコロンビア、エクアドル、ボリビアとともにアンデス共同体（CAN）を構成し、域内の貿易や協力関係の促進に努めている。メルコスールの準加盟国でもある。

自由貿易協定（FTA）の締結を積極的に進めており、2006年4月、米国とのFTAに署名し、2009年2月に発効した。その他、カナダ、シンガポール、中国は署名済み、EU、EFTA、メキシコ、韓国と交渉中。日本は、2008年11月の首脳会談において、麻生総理（当時）から交渉開始に向けて前向きに検討する旨述べ、2009年4月、両国首脳間の電話会談でEPA交渉の開始が正式に決定された。

3. 経済

経済面では、ガルシア政権は、前トレド政権と同様に、1990年代のフジモリ政権下で開始したネオリベリズム経済政策を基本的に踏襲した政策を進めている。最大の輸出産業である鉱業セクターが世界的な鉱物価格上昇に伴い好調に推移、更に最近では内需拡大も顕著となり、2001年にプラス成長へ転じて以降、内需の拡大、鉱産物等の国際価格の高止まり等により、高成長が継続し（2007年9.0%、2008年9.8%）、同時に低インフレ（2007年3.9%、2008年5.8%）も実現してきた。2008年には、複数の有力格付け会社から投資

適格グレードを獲得した。

現在ペルーは、財政黒字、外貨準備高増、低インフレ、為替安定など、マクロ経済面では中南米の中でも最も安定した国の一つとなっている。国内の産業活動では、銅、金、亜鉛、銀等の豊かな鉱物資源を産出しているほか、近年では非伝統的農産品の欧米向け輸出も増加、また世界第2位の漁獲高を誇る漁業は魚粉生産が中心である。

国際金融危機発生後は、輸出入の約2割を依存する米国の景気後退により、輸出（繊維製品、農産品）の減少が予想されるとともに、政府の税収減及び民間投資の鈍化が見込まれることから、約15億ドル相当に上る景気刺激策にも拘わらず、2009年は1.5%程度（本年10月、IMF発表）の成長にとどまると予想されている。しかしながら、財政規律の維持及び潤沢な外貨準備高等により、金融危機の影響は比較的小さく、中南米では最高の成長率を記録するものとみられる。

貿易、投資関係の主な状況は次のとおり。

①総貿易額・主要貿易品目（2008年）

輸出：315.29億ドル（銅、金、繊維製品、魚粉）

輸入：284.39億ドル（工業用中間財、燃料・潤滑油、工業用資本財）

②主要貿易相手国（2007年）

輸出：米、中、スイス、カナダ、日、チリ

輸入：米、中、伯、エクアドル、アルゼンチン、コロンビア、日、チリ



（写真）リマ市内の様子



（写真）リマ市郊外に広がるポブラシオン・マルジナル

4. 日・ペルー関係

（1）政治関係

1873年に中南米では最初に我が国と外交関係を結び、1899年には日本人の契約移民が来した歴史を有している。現在、中南米では2番目に多い約9万人の日系人・日本人移住

者が在住している。2008 年 3 月に続き 2009 年 11 月にもガルシア大統領が来日、首脳会談を行った。

（２）経済関係

①対日貿易額・主要貿易品目（2008 年）

輸出：2,213.1 億円（銅、亜鉛、魚粉、銀）

輸入：1,015.4 億円（自動車、機械・機器、金属品、タイヤ）

②直接投資額（2004 年度末までの累計）

112 件、7 億 8,500 万米ドル

③進出日本企業数（2008 年）

35 社

（出所）外務省資料等により作成

第2 我が国のODA実績

1. 概要と対ペルー経済協力の意義

ペルーは鉱物資源や農水産物資源に富むことから、資源の乏しい我が国とは経済的補完関係にあり、日系人の存在等を通じ伝統的な友好関係にある我が国にとって同国の安定的な発展は重要な意義がある。なお、ペルーは民主化と市場経済化を推し進めるとともに、麻薬やテロ問題にもつながる貧困対策にも意欲的に取り組んでおり、こうした取組を支援することはODA大綱の重点課題の一つである「貧困削減」や「地球的規模の問題への取組」の観点からも意義が大きい。

2. 対ペルー経済協力の基本方針及び重点分野

2006年11月の経済協力政策協議において、ペルー側より優先分野として、①「基礎的なニーズ」に重点を置いた貧困削減、②ソフト及びハードを含む広い概念でのインフラ整備、③環境対策が挙げられたことを踏まえ、我が国支援の可能性を検討する。援助ツールとしては、1999年に両国外相会談で合意された一般無償資金協力卒業を受けて、①円借款、②人の派遣を中心とした技術協力を中心としつつ、③草の根・人間の安全保障無償資金協力、④見返り資金、等を効果的に活用した、継ぎ目がなく、かつ統合的な援助を実施し、オールジャパンとしての取組を進めていく。

なお、2008年3月に、日・ペルー両国首脳間で「環境・気候変動問題における協力の一層の強化に関する共同声明」を署名しており、両国は2013年以降の全ての国が参加する実効的な枠組みの構築のために緊密に協力するとともに、我が国は、同国との間でクールアース・パートナーシップを構築し、ペルーを支援することとなっている。具体的には、同国の経済開発と環境・気候変動対策を両立しつつ、環境・気候変動問題の解決のため、①温室効果ガスの排出抑制や森林・土壌保全等の緩和策、②防災、水・衛生、灌漑等の適応策、③大気汚染、鉱害等の公害問題への対策に重点的に取り組む予定である。

2000年8月、我が国は対ペルー国別援助計画を発表し、以下の分野を対ペルー援助重点分野としている。

なお、同計画は近く改定の予定。

(イ) 貧困対策

都市と地方の所得格差是正や農村開発が大きな課題であることを踏まえ、農業インフラ及び農業生産技術の近代化支援を重点として、資金協力を通じた給水・小規模灌漑に関わるインフラ整備等の協力を検討する。

BHN分野では、今後も上下水道整備を中心とした協力を推進する。また、貧困地域の生活環境改善に資する事業についても協力していく。

(ロ) 社会セクター支援

初等教育就学率、識字率が、ともに都市・農村間及び男女間の格差が大きいことを踏まえ、現職教員の再訓練、教材・教育機材整備等を支援する。また、妊産婦及び幼児の死亡

率が高いことから、母子保健・家族計画の改善とともに、保健・医療施設への機材供与や医療従事者の育成のための協力を重視する。なお、社会セクター支援にあたっては、新しい情報通信技術の活用も検討していく。

(ハ) 経済基盤整備

持続的成長を維持していくために不可欠な交通、電力、情報通信等の経済インフラ整備につき、民営化の動向を踏まえつつ、地方部への対応も視野に置きながら協力する。また、食糧生産拡大のための農林水産業の体質強化や、輸出の主要な担い手となっている鉱業部門における環境配慮型鉱山開発の推進、石油・天然ガス等エネルギー関連のインフラ整備等を支援していく。

(ニ) 環境保全

持続可能な開発を進める上で環境問題への対処は不可欠であることから、我が国の「21世紀に向けた環境開発支援構想(I S D : Initiatives for Sustainable Development toward the 21st Century)」に基づき、大気・水質汚染対策や廃棄物処理、産業公害対策等の都市環境問題や、温暖化をはじめとする地球環境問題の改善に資する支援を進める。また、エル・ニーニョ現象等による自然災害対策への協力も重視していく。

3. 実績

このような考え方を踏まえた我が国の援助実績は次のとおりである。

援助形態別実績

(単位:億円)

年 度	2003	2004	2005	2006	2007	累計
円 借 款	—	—	—	59.72	—	3,643.17
無償資金協力	3.12	2.35	4.31	13.99	12.48	575.51
技 術 協 力	13.45	11.15	9.26	12.80	8.23	450.63

- (注) 1. 年度区分は、円借款は交換公文締結日、無償資金協力及び技術協力は予算年度による。
 2. 金額は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績ベースによる。
 3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。

(参考) DAC諸国の対ペルー経済協力実績

(支出純額ベース、単位:100万ドル)

歴 年	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	うち日本	合計
2004	米 177.91	日 89.80	西 56.15	瑞 20.04	独 19.74	89.80	439.34
2005	米 155.19	西 65.53	日 43.47	独 38.98	白 15.96	43.47	389.01
2006	米 187.26	西 69.37	独 25.11	英 22.14	白 16.82	-0.48	374.85
2007	西 109.35	諾 94.39	米 94.08	日 39.81	加 20.09	39.81	171.24
2008	西 131.48	米 94.00	独 93.55	白 29.81	瑞 17.80	-17.91	384.62

(備考) 瑞はスイス、白はベルギー、諾はノルウェー、加はカナダ。

(出所) 外務省資料等により作成

第3 調査の概要

1. ペルー国際協力庁

ペルー国際協力庁においては、パンド長官と意見交換を行った。

<パンド長官>

日本からの協力はペルーにとって非常に重要な協力の一つとなっている。特に、インフラ、医療、保健衛生、災害予防・減災、漁業分野での協力がペルーにとって重要なものとなっている。また今後、再生可能エネルギー分野も重要となってくる。更に、柔道機材の供与など、スポーツ分野の協力は、両国関係を促進している。

国際協力庁は、無償支援プロジェクトの調整窓口であるが、私個人として、所管外の有償分野、特に上下水道関連のプロジェクトについても感謝している。また、長官として関与している見返り資金については、最も貧しい地域の 880 万人の住民に資するインフラ整備が行われ満足している。

ガルシア政権後、大統領から日本との関係を再構築し、経済協力においても関係を密にするよう指示を受けている。



(写真) パンド長官との意見交換

今後の支援として日本に期待するものとして、1つは気候変動、特に環境分野における協力を重視している。2008 年ペルーでは環境省を新設し、この分野の新たなビジョンを作成しなければならないが、気候変動により生ずるさまざまな環境問題についてその影響を軽減するプロジェクトを重視していきたい。

2つ目は、防災・減災を重視している。ペルーは自然災害のリスクが非常に高い国である。こういった分野において進んでいる日本の技術協力を引き続きお願いしたいと考えている。

また、今後は国際社会における役割を果たすという意味で、これまでに培った技術や知識を中米の国々などに対し支援を行っていきたいと考えており、こういった点においても日本の協力を要請したい。

<議員団>

今回の訪問は、日本のODAの実状調査と今後の日本のODAに対する要望についてお聞きするためのものである。

両国は伝統的に友好関係にあり、ペルーは日本にとって大変大事な国である。本年(2009年)は日本から移住が開始して110周年の年であり、またガルシア大統領が訪日する予定とお聞きしている。さらに両国が連携してともに発展するようODAで連携できることを期待している。

ご要望については、国会に報告し、今後のODA政策にいかしていきたい。

2. ペルー日系人協会

(日秘文化会館大ホール音響照明機材整備計画) (草の根文化無償資金協力)

(ペルー日系人協会に対する柔道器材) (草の根文化無償資金協力)

(1) 日秘文化会館大ホール音響照明機材整備計画

(イ) 事業の背景

日秘文化会館は、ペルー日系社会、日本企業及び日本政府の支援を得て、1967年に開館した。以来、ペルーと日本の文化交流を発展させ、我が国文化を発信するシンボリックな場として様々な活動を行ってきており、ペルー社会ではリーダー的文化機関の一つとして認知されている。同館は、日秘劇場、大小のホール、会議室、茶室、日本庭園、道場、図書室などを有し、積極的に日本文化紹介事業や日本語普及事業を行っているだけでなく、武道や工芸を含む内容豊かな教養講座を広くペルー人に開き、また他機関に会場を貸し出すなど、我が国文化の普及とペルーの文化振興に大きく貢献している。また、その立地条件と認知度から、日本大使館主催の文化事業でも同会館の施設を使用することが多く、文化行事のみならず、国費留学制度の説明会や留学試験など様々な事業に協力を得ている。

中でも大ホールは使いやすさと手頃な収容人数から多岐に亘る行事に使用されているが、当初有していた音響照明機材はごく基本的なものに限られ、多くはすでに20年の使用期間を経ているため激しい老朽化が見られた。音響照明装置が限られているため、プログラムや公演内容においてアーティストや文化人が要求するレベルに合わせられないこともしばしばあった。同ホールでは高い頻度で機材が使用されているが、予算の制約があり、定期的な機材更新や新規機材の購入は困難であった。

(ロ) 事業の概要

同会館の活動促進と、より効果的な日本文化紹介事業の実施を目指すため、同ホールの照明・音響機材を整備し、多様な内容・質の事業に対応できるよう機材の供与を行った。

○案 件 名：「日秘文化会館大ホール音響照明機材整備計画」

○スキーム名：草の根文化無償

○実 施 年 度：2008年度

○被供与団体：ペルー日系人協会

○供与限度額：68,183 米ドル

○供与機材：照明機材、音響機材、マルチメディア・プロジェクター

（２）ペルー日系人協会に対する柔道器材整備計画

（イ）事業の背景

当国は日系人が多いことから日本の武道もたしなまれており、中でもペルー日系人協会の体育部が運営する日秘文化会館道場（1992 年完成）は、柔道、剣道、合気道、空手を教える伝統的かつ正統派の道場として知られている。日系・非日系を問わず多くのペルー青少年が武道を学び、鍛錬を通じて礼儀や規律正しさといった日本の伝統スポーツ精神が育まれている。また、その指導者や教え子が日本文化週間や地方での文化行事でデモンストレーションを披露することもある。

日系人協会が当時所有していた 147 畳の畳は入手から 15 年以上が経過し、度重なる使用で損傷や汚れが著しくなっていた。そのため、新しい畳を導入し、道場の柔道普及活動を支援することとなった。

道場ではペルー人有段者 3 名が毎日、子供（5～11 歳）および成人（12 歳以上）に指導を行っている。

（ロ）事業の概要

ペルー日系人協会体育部が日秘文化会館道場において使用する柔道用畳を供与し、日本の伝統武道である柔道の普及と振興に役立てる。

○案 件 名：「ペルー日系人協会に対する柔道器材整備計画」

○スキーム名：草の根文化無償

○実施年度：2003 年度

○被供与団体：ペルー日系人協会

○供与限度額：14,170 米ドル

○供与機材：柔道用畳 128 枚

○引 渡 式：2004 年 12 月 20 日

（３）現況等

議員団は、津覇テオドロ・ペルー日系人協会幹事長ら関係者の案内で、日秘文化会館内の日本人ペルー移住史料館、支援の対象となった日秘文化会館大ホールを視察したほか、同会館に派遣されている JICA ボランティア（斎藤恵美子さん）から説明を聴取した。



（写真）日秘文化会館

3. ペルー国会議員との懇談等

(1) アルバ・カストロ国会議長への表敬

<議員団>

今回の訪問は、日本のODAの実状調査と今後の日本のODAに対する要望についてお聞きするためのものである。

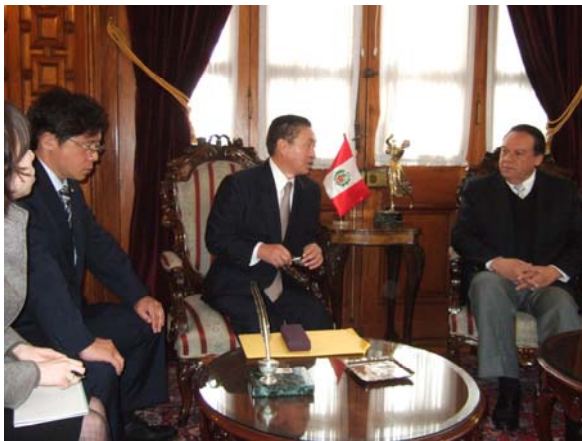
南米の中ではペルーに対するODA拠出額の累計が最も多い。それだけ日本とペルーは深い付き合いをしてきたし、日本にとってペルーが非常に大事な国ということである。本年（2009年）は日本から移住が開始して110周年であり、またガルシア大統領が近々に訪日する予定とお聞きしている。さらに両国が連携してともに発展するようODAで連携できることを期待している。

ご要望については、国会に報告し、今後のODA政策に生かしていきたい。

<議長>

日本はペルーに対し様々な支援を行っているが、特に円借款は貧困対策に役立っている。円借款は支払い据え置き期間が10年と長く、さらに返済期間も30年以上と長く、しかも低金利である。これが貧困地区、特に地方の電化を進めるのに役立っている。

日本の支援は一時期止まったこともあるが、現在はすべての議員が協力関係を進めるべきであるとの立場である。ペルー議会は日本からの貧困対策支援案件を高く評価している。これまでに3,000以上の貧困集落の住民が電気を利用することができるようになった。このような日本の特別な支援を評価するとともに感謝申し上げたい。



(写真) カストロ国会議長への表敬



(写真) ヤマシロ秘日友好議連会長らとの懇談

(2) 秘日友好議員連盟メンバー及び外交委員長代理との懇談

議員団は、ラファエル・ヤマシロ秘日友好議員連盟会長ほか同議員連盟の所属議員及

び外交防衛委員長代理のアルコルタ議員ら 10 人の議員と懇談を行った。

<ペルー側議員団>

ペルーは、一院制で、25 州から 120 名の議員が選出される。ただし、二院制と同様すべての採択には二度の投票を行って決定を行う。現在、憲法委員会において二院制の導入について議論を行っているところである。

ペルーにおいては、日本人の勤勉さに加え、日系人のペルー経済への貢献も強く認識され、日系人社会及び日本社会に対し尊敬の念がある。

日本からは、医療・厚生、環境、漁業、農業、スポーツ、地方の電化、貧困対策など多岐にわたって資金及び技術の支援をいただき感謝している。

今後も、環境や農業における技術協力、地方におけるインフラ整備など要望したい。

両国は、今後も二国間協力、貿易、投資等を通じ様々な分野で関係強化をしなければならない。今後は議員交流も進めていきたい。今回の参議院議員団の訪問は両国間の関係を進める上で有意義であった。

経済危機の中で、日本にいる 7 万人のペルー人に対する日本政府の対応についても関心を有している。110 年前からペルーは多くの日本人移住者受け入れ、長い年月をかけ社会政策をとってきた。在日ペルー人に対して長期的な視点での政策を日本政府が取るものと考えているが、ペルー議会としても支援していきたい。

<日本側議員団>

今回の訪問は、日本のODAの実状調査を行い、関係者と懇談し今後の日本のODAに対する意見を伺い、要望についてお聞きするためのものである。

南米の中ではペルーに対するODA拠出額の累計が最も多い。これは我が国がペルーを重要だと考えてきた証である。本年（2009 年）は日本から移住が開始して 110 周年であり、さらに両国が連携してともに発展するようODAで連携できることを期待している。

ご要望については、国会に報告し、今後のODA政策に生かしていきたい。

4. エマヌエル孤児院（草の根・人間の安全保障無償資金協力）

（1）事業の背景

エマヌエル孤児院は、日系人のカトウ神父が中心となって設立したエマヌエル協会が 1982 年に設立した施設で、リマ市プエンテ・ピエドラ地区の貧困地区にある。同地区住民は丘陵などに粗末なむしろや板で小屋を建てて生活している。

設立当初よりカトウ神父を初め日系人協会や婦人会など多くの日系人が継続的にボランティア活動を行い、サポートし続けている。

同施設に入所している児童は、過去にテロの破壊活動の影響で両親を失ったり、生活難で見捨てられたりした孤児などであり、同施設は開所以来常に多くの入所者を抱え、施設

内で衣食住サービスの提供及び児童に対する教育活動を行っている。

エマヌエル孤児院では、2008年3月から、JICA青年海外協力隊員1名が活動を行っている。

（２）事業の概要

エマヌエル孤児院に入所する孤児が、安全で清潔な生活を送れるよう、老朽した施設の改修工事を実施する。

○案 件 名：「エマヌエル孤児院改修計画」

○スキーム名：草の根・人間の安全保障無償資金協力

○実 施 年 度：2007年度

○被供与団体名：エマヌエル協会

○供 与 額：85,042米ドル

○実 施 内 容：エマヌエル孤児院の児童棟（食堂、祈祷所、宿泊棟、調理棟（洗濯室を含む）、医務棟、就寝棟（3棟））の改修工事を実施（屋根・床・内装等の改修を実施）。

（３）現況等

本議員団は、青年海外協力隊員の林真里子さんから説明を聴取した後、エマヌエル協会関係者の案内で同施設を視察した。

＜説明概要＞

この施設は、日系人が中心となって1982年に設立され、これまでに600～700人受け入れた。運営資金は、日本などからの寄付や宿泊料収入（施設をカトリック教徒の宿泊所に提供）で賄っており、国からの支援はない。現在入所している子供たち35名はすべてが非日系である。そのうち、30人は孤児ではなく親戚がいる、残りの5人は孤児である。ほとんどが就学児であるが、ここに来るまで教育を受けていない子もおり、現在20歳の女性は13歳のクラスで学んでいる。2008年から受け入れたJICAのボランティアのほか、日系人協会婦人部もボランティア活動を行っている。



（写真）エマヌエル孤児院

5. エマヌエル診療所（草の根・人間の安全保障無償資金協力）

（１）事業の背景

エマヌエル診療所は、同孤児院と同様にエマヌエル協会が設置・運営している診療所で、同孤児院に隣接している。同診療所は、当初は隣接する孤児院の子供達の健康保健体制の確保のためのものであったが、現在は広く周辺の貧困者に対して低廉で良質な医療サービスを提供している。

当診療所の医療機材の多くは、日系人協会を通じ日本の地方医療機関等から寄贈を受けた医療機器等であるが、当初提供を受けた中古の医療機器は老朽化が進み、更新が必要になっている。また、周辺地区の爆発的な人口増加を背景に、医療サービスの需要も多様化しているため、日本大使館がこれまで草の根無償や見返り資金のスキームを活用して支援を行ってきた。



（写真）エマヌエル診療所

（２）事業の概要

（イ）草の根無償資金協力

- 1992 年度：「エマヌエル診療所に対する医療機材供与」（37,478 米ドル）
（診療所立ち上げに協力）
- 1996 年度：「呼吸感染及び結核対策機材整備計画」（100,000 米ドル）
（周辺貧困地区の巡回検診機器の整備）
- 1998 年度：「エマヌエル総合診療所消化器系診断機材整備計画」（80,330 米ドル）
- 2001 年度：「エマヌエル総合診療所機材整備計画」（89,524 米ドル）
- 2003 年度：「エマヌエル総合診療所婦人科医療機材整備計画」（79,990 米ドル）

（ロ）見返り資金

- 2005 年度：「エマヌエル総合診療所増築計画」（626,305 米ドル）
（診療所 2 階増築）

（３）現況等

本議員団は、エマヌエル協会関係者の案内で日本から供与された機材及び見返り資金で増築された診療施設を視察した。

6. 日本・ペルー地震防災センター（C I S M I D）

（日本・ペルー地震防災センタープロジェクト）（技術協力）

（ペルーにおける地震・津波減災技術の向上プロジェクト）（技術協力）

（1）日本・ペルー地震防災センタープロジェクト

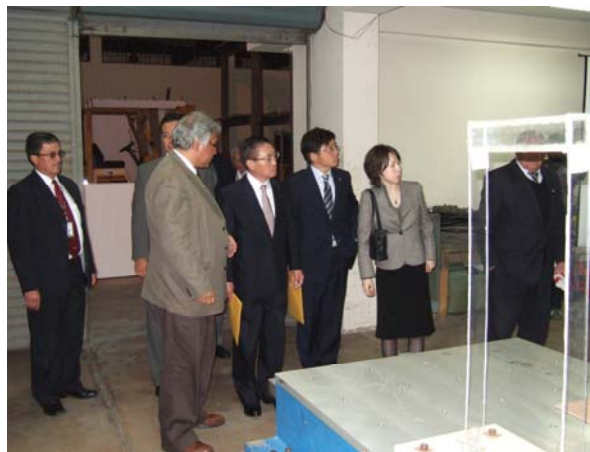
（イ）事業の背景

ペルーは、日本と同様に環太平洋地震帯に位置し、歴史的にも地震による被害を数多く経験しており、地震防災は国家的重要課題となっている。このため、まず、地震防災、耐震工学技術等の水準向上を図るべく、ペルー政府は、既存のペルー国立工科大学内に地震防災センターの設立を計画し、地震学及び耐震工学等の面で国際的に指導的立場にある我が国に協力を要請してきた。

（ロ）事業の概要

日本・ペルー地震防災センター（C I S M I D）は、地震防災を中心とした各種の自然災害の防止を図るための研究とその成果の普及を行うことを目的に、技術協力プロジェクトにより 1986 年に設立された。日本側は主として専門家の派遣と機材の供与を行い、ペルー側は主としてセンターの敷地の提供、建物の建設、スタッフの確保を行った。同センターにおいて技術移転が 5 年間実施され、さらに 1999 年、供与機材の更新や近年の防災研究ニーズに対応するため

1 年間のアフターケアを実施した。
また、同センターは自助努力により各種振動実験、地盤条件分類マップの作成と市街地開発ガイドライン策定のための調査研究、定例セミナーやシンポジウム、第三国研修等の活動を行っており、第三国研修(地震工学・防災計画：1994 年～1998 年、ペルー自然災害軽減対策：2000 年～2004 年)を始め、南米各国への研究成果の普及に貢献している。



（写真）日本・ペルー地震センターにおける視察

○協力期間：プロジェクト実施期間：1986 年 6 月～1991 年 6 月

アフターケア協力実施期間：2000 年 4 月～2001 年 3 月

○投入実績：（1986 年～2001 年累計）

- ・長期専門家派遣 14 名
- ・短期専門家派遣 34 名
- ・研修員受入 25 名
- ・機材供与 6 億 6,200 万円（構造実験用機材等）

○協力内容

- イ) 地震工学及び地震防災都市計画の研修、研究・技術開発に関する技術の移転
- ロ) 耐震構造、都市防災、土質工学に関する技術の移転及び供与機材の更新

(2) ペルーにおける地震・津波減災技術の向上

(イ) 事業の背景

日本の支援により 1986 年に設立された C I S M I D は、その後 20 年以上にわたって J I C A 及び日本の大学・研究機関との協力・交流を続けてきた。本件は、現在では南米随一の地震研究センターへと発展した C I S M I D と協力し、地震・津波による災害リスクの予測と被害軽減に係る技術の研究・開発を行うことを目的としている。

(ロ) 事業の概要

○協力期間：未定(2010 年から 5 年間で予定)

○目 標：ペルー沿岸の海溝型巨大地震による地震動・津波被害の予測・軽減技術の開発

○成 果

- ・ペルー国に最も甚大な被害を及ぼしうる海溝型巨大地震のシナリオが設定される。
- ・シナリオ地震による主要都市の地震動被害が予測される。
- ・シナリオ地震による主要都市の津波被害が予測される。
- ・ペルーで普及している建築構造種別に応じた耐震診断・補強技術が開発される。
- ・シナリオ地震によって最も大きな被害が想定される主要都市の地域減災計画が作成される。

○活動計画

- ・シナリオ地震の設定
- ・主な地震・津波高リスク都市の地形・標高モデル、建物台帳データベース、マイクロゾーンネーションマップの作成
- ・地震予測、被害予測及び地震ハザードマップ作成
- ・津波シミュレーションと津波被害予測
- ・耐震補強技術の検討と構造実験による検証
- ・地域防災計画の作成と広報・普及

○投入計画：短期専門家派遣（日本側研究者 20 名）、研修員受入（ペルー側研究者 21 名）、機材供与

(ハ) 現在の協力

2009 年 8 月に詳細計画策定調査実施済。現在協力開始準備中。

(3) 現況等

議員団は、同センター関係者から説明を聴取した後、同センターを視察した。

<説明概要>

このセンターの大きな任務は、ペルー国民の繁栄と国家の発展に資するような研究や技術開発を通じて、自然災害予防及び被害の軽減に資することを行っていくことである。

具体的には、減災の分野において革新的な技術開発について指導的立場になる研究センターになることである。

2つ目として、耐震工学、地学、自然災害予防の分野におけるリーダーとなる研究者を育成していくことである。

次に、津波災害予防に資する技術開発、経済的な耐震構造住宅の開発、地震被害のゾーニング、時間的空間的な災害情報のシステム化に関する技術開発を行うことである。

さらに、ペルーにおいては調査研究に充てる費用が少ないこともあり、各国の大学や研究機関と協力して学術的な事業を実施することにより、国際的な学術交流に努めることである。

また、国の発展に役立つような研究開発を進めることにより大学の教員や学生に対し教育することも目的としている。

このセンターは、地震防災センタープロジェクトにより設立された。日本からは機材供与と専門家の派遣、研修員の受入を行って頂き、ペルー側は、センターの土地を提供した。このプロジェクトによりペルーにおける震災工学全体の向上に資する研究が行われ、シンポジウムや無償の研修を通じ、知識や技術を普及することができた。

2000年～2001年には、地震防災センタープロジェクトのアフターケア事業が行われ、被害予想、地震以外の自然災害減災対策の共同プロジェクトを開始するための支援を行って頂いた。

このプロジェクトのほか、第三国研修を日本との協力で行っている。

また、千葉大学や東京大学などと共同研究も実施している。

来年からは、千葉大学との新たな共同プロジェクトも予定している。ペルーにおける地震・津波災害の軽減を図るため、両国の研究者の強い連携のもとに、地域特性を考慮した総合的な防災研究（災害リスクの予測と被害軽減に係る技術の研究・開発等）を実施していこうというものである。

7. リマ首都圏周辺居住域衛生改善事業（円借款）

（1）事業の背景

ペルー最大の人口を抱えるリマ首都圏は海岸砂漠気候に属しており、首都圏への極端な人口集中（全人口の約3分の1）と相まって水資源は非常に乏しく、特に乾季の水不足は極めて深刻である。また、リマ首都圏では低所得者層の流入により周辺部の市街地化が急速に進んでいる。流入した低所得者層の多くは、「ボブラシオン・マルジナル（周辺居住域）」と呼ばれるインフォーマルな集落を形成して居住しており、同地域においては、上下水道等の生活基礎インフラは整備されず、住民の多くは劣悪な生活環境に居住しており、

住民の健康及び衛生状態に深刻な影響を及ぼしていた。

首都圏における衛生サービスの供給は、リマ上下水道公社（SEDAPAL）によって実施されているが、既存の浄水場に十分な余剰浄水能力がなく、将来的に水源が確保されても浄水能力不足により十分な水供給が行えない恐れが生じていた。

（２）事業の概要

○借入人：ペルー共和国

○実施機関：リマ上下水道公社（SEDAPAL）

○承諾額：248億5,400万円

○貸付条件：金利／（本体）	1.7％／年
（コンサルタント）	0.75％／年
期 間／（本体）	25年（うち据置7年）
（コンサルタント）	40年（うち据置10年）
調達条件／（本体）	一般アントайд
（コンサルタント）	二国間タイト

○貸付実行累計額：212億2,300万円

○承諾日：2000年9月4日

○貸付完了日：貸付実行中。2011年8月貸付完了見込。

○借款契約（L／A）調印日：2000年9月4日

○事業内容：浄水場及び上下水道網整備を通じてリマ首都圏周辺部における深刻な水不足を解消するとともに、下水を適切に排除し、もって住民の衛生状態の改善を図る。

- ・ワチパ浄水場（取水堰、浄水場（5.0 m³/s）、北部導水管（26km））建設
- ・主要上下水道管、末端上下水道管建設（18給水地区の5万世帯対象）
- ・コンサルティング・サービス（詳細設計、施工監理）

（３）現況等

本事業においては、①近年の原油・鉱物資源価格等の世界的な上昇の影響を受けた資機材価格の上昇、②為替変動、③現場の状況に対処するための工事量の増加等により、事業費が当初見込みより大幅に増加しており、事業実施のために追加的な資金手当が必要となっている。

これに関し、リマ上下水道公社は、追加的な自己資金による対応とあわせ、譲許的な資金である円借款の追加融資を希望しており、2009年2月、ペルー政府から日本政府に対し、追加借款供与9,500万ドル相当（約93億円）の要請がなされた。

追加分は、取水口、ワチパ浄水場及び北部送水管建設に必要な追加資金に充当される予定である。



(写真) ワイカン地区の視察



(写真) ワチパ浄水場

議員団は、リマ上下水道公社専務理事の案内でワイカン地区、ワチパ浄水場、第1トンネルを視察した。

<説明概要>

このプロジェクトは、リマ市の3分の1の地域をカバーし、2011年3月にサービス開始を目指し工事を行っている。工事は11の地区に分けられており、これまでに8つの地区の工事が完了した。残りは取水口、ワチパ浄水場及び北部送水管建設である。

水道網が整備されていない地区では給水車から各自の容器に入れる方法で対応していた。整備後の利用料は6分の1程度になる。

多くの貧困層は首都圏の山肌など既存の浄水場より高い地域において生活している。本プロジェクトで建設する浄水場、給水塔、汲み上げポンプによりこれらの地域の住民が恩恵を受けることになる。

<質疑応答>

(Q) このプロジェクトにより恩恵を受ける人はどれくらいか。

(A) これまで短時間のサービスしか受けられなかったが1日中サービスを受けられるという人も含めれば240万人である。これはリマの人口の4分の1に当たり、40～50万戸が恩恵を受ける。先ほど訪れたワイカン地区では3.5万人が恩恵を受ける。リマの上水道の普及率は92%であるが、2012年末までには100%にしたいと考えている。

(Q) 現在も人口が流入しており、さらに次のプロジェクトが必要ではないか。

(A) 現プロジェクトの計画時よりも人口が増えており、将来新たなプロジェクトを考えなければならないかもしれない。現在のプロジェクトでも総額2億ドルの追加工事費が必要で日本にも追加の借款をお願いしている。

(Q) 今工事を行っているのはペルーの会社か。

(A) フランスとブラジルの共同企業体である。

8. リマ南部下水道整備事業（円借款）

（１）事業の背景

リマ首都圏人口 690 万人（1996 年当時）のうち、214 万人を占めるリマ南部は貧民街が広がる開発の遅れた地域であり、家庭排水等からの生下水が海洋に未処理のまま流入し深刻な環境問題となっていた。また、未処理下水を灌漑用水として使用している地域もあり、コレラ等の伝染病による衛生環境の悪化を招いていた。同地域への人口流入の継続に伴う下水排出量の増加が予想されており、同地域の下水処理施設の整備が急務となっていた。



（写真）サン・バルトロ下水処理場

（２）事業の概要

リマ南部地区において、下水管渠の敷設、下水処理場の改修・新設を行い、海洋汚染の低減及び同地域の衛生環境の改善を図る。

- 借 入 人：ペルー共和国
- 実 施 機 関：住宅建設衛生省
- 承 諾 額：126 億 6 千万円
- 貸 付 条 件：金利／（本体）2.5％／年
（コンサルタント）2.1％／年
期間／25 年（うち据置 7 年）
調達条件／一般アンタイド
- 貸付実行累計額：120 億 7,700 万円
- 承 諾 日：1996 年 9 月 24 日
- 貸付完了日：2005 年 12 月 31 日
- 事 業 内 容：サン・バルトロ下水処理場の新設（1.1 m³/s）
サンファン下水処理場の拡張（0.05 m³/s）
ウアスカル下水処理場新設（0.42 m³/s）
下水管渠きょ（送水管、排水管）の敷設
コンサルティング・サービス

（３）現況等

議員団は、リマ上下水道公社専務理事の案内で、リマ市郊外にあるサン・バルトロ下水処理場を視察した。

V. 派遣議員団としての所見

1. 対ブラジル援助について

ブラジルは、人口 1 億 8 千万人、GDP 世界第 10 位、豊富な鉱物資源や森林資源、世界最大の食料生産能力などを有し、21 世紀の超大国となる可能性を秘めている国である。また、150 万人の日系人やその周辺の膨大な親日層が存在し、日本に対する高い信頼感や広範な親日感情は貴重な外交資産である。これらのことなどからも、同国と安定した協力関係を維持していくことは大変重要なことであると考ええる。

その中で、日系人がこれまでブラジル社会や日本・ブラジル関係に貢献してきた功績は大きいものがある。引き続き日系人社会の支援を通じてブラジルを支援していくことも大変重要なことと考える。

トメアス総合農業協同組合は日系人を中心に運営されており、アマゾン産の熱帯果実を原料としたジュース製造事業は、同組合の中心事業となっている。我が国は、これまで工場設備等の整備に係る支援を行い、同事業は軌道に乗りつつある。同組合は、JICA が行う国際協力事業に、長年にわたって貢献・協力し、途上国の人材育成や社会発展に尽力した個人・団体の功績を称える「JICA 理事長表彰」の今年度の受賞団体にもなった。同団体のような日系団体を支援することは、同団体関係者だけでなく、間接的には日系社会や周辺住民の生活向上にもつながるものであると考える。

また、セラード農業開発協力事業は、ブラジルの食糧増産と地域開発の推進、世界の食糧供給の増大への貢献を行い、加えて、日本・ブラジル両国の経済交流を促進し、友好関係を一層強固にすることを目的に、1979 年から約 20 年間、技術協力と資金協力を組み合わせ実施された。現在では外延的拡大と生産性の向上に大きく貢献し、牧草地を含む農地面積は 4,500 万ヘクタールを超え、これは日本の農地面積の約 9.7 倍に相当する。

この事業は日本の ODA の成功事例である。しかし、大豆についてみると、ブラジルは米国と並ぶ輸出大国となったが、ブラジル産の日本への輸入量は総輸入量の 1 割前後である。当初の目的の一つである「両国の経済交流を促進」することには、それほど貢献していないようである。その原因には、米国等の穀物メジャーが流通を押さえたことと日本の農林水産省が国内農家保護政策をとったことなどが挙げられる。日本の食料安全保障の観点からも進められた事業がその点において十分な成果を挙げていないことは残念なことである。ODA 事業実施に際しては我が国への裨益ということも考慮すべき重要な観点であると考ええる。

また、環境面では、アマゾンの熱帯雨林を保全するため、森林再生と農業生産を両立する「森林農法」ともよばれるアグロフォレストリーの研究協力や、

違法伐採を早期に発見するために日本の人工衛星画像を利用するプロジェクト、水俣病の知見をいかした河川の水銀汚染対策など、日本の技術が役立っていることを目の当たりにした。地球環境問題がますます深刻になることが予想される中で、日本の高い技術を今後ともODAを通じていかすべきであると感じた。

2. 対パナマ援助について

我が国は、米国、中国、チリに次ぐパナマ運河の利用国であるほか、コロン・フリーゾーンの大口利用国であり、また、我が国海上輸送船の約70%がパナマ便宜置籍船制度を利用している一方、約8,000隻にもものぼるパナマの便宜置籍船（商船）の約25%を日本船舶が占めているなど、我が国の経済活動は、パナマの政治・経済の安定と密接に関わっている。かかる観点から、パナマの政治的安定、及びパナマとの友好関係を維持・強化していくことは極めて重要である。

国際海事大学校への支援は、1993年から7年間にわたり技術支援及び機材供与を行ったものである。プロジェクト終了後も専門家やシニアボランティアの派遣を継続しており、現在もシニアボランティアの方が機材の保守点検指導等を行っている。このような教育機関への支援はここで学ぶすべての学生に日本の支援を継続的に認知させる効果的なものといえるものである。

また、今回は事業の進捗状況の関係で視察しなかったが、同国での喫緊の課題の一つは「パナマ市及びパナマ湾浄化事業」である。同事業は2007年6月に契約に調印した、限度額194億円の円借款である。パナマ首都圏においては、下水施設が整備されておらず、1日あたり33万立方メートルの下水が未処理のまま市街地の河川及びパナマ湾に流入し、深刻な環境汚染をもたらしている。パナマ首都圏において、初めての本格的な下水処理システムを整備することにより、汚染が著しいパナマ市及びパナマ湾の環境を改善し、首都圏住民の生活・衛生環境の改善を図ることを目的としている。同事業が成功すればパナマ湾沿岸域が新たな商業地域や観光地域となる可能性もある。衛生分野への支援は、国連が掲げているミレニアム開発目標（MDGs）の一つである「安全な飲料水及び基本的な衛生施設を継続的に利用できない人の割合を2015年までに半減する」に合致し、MDGsの達成にも貢献することにもなる。

また、首都パナマ市の交通渋滞も深刻な問題となっている。マルティネリ政権の重要公約の一つである、パナマ市での「新都市交通システム導入」について、近々にも決定がなされると報道されており、我が国がどのような協力ができるのか今後の課題となっている。

3. 対ペルー援助について

ペルーは、鉱物資源や農水産物資源に富むことから、資源に乏しい我が国と

は経済的補完関係にある。また、日系人の活躍等により親日的な国でもある。このようなことから、同国の安定的な発展は伝統的に友好関係にある我が国にとって重要な意義がある。ペルーでは民主化と市場経済化を推し進めるとともに、麻薬やテロ問題にも繋がる貧困対策にも取り組んでいる。こうした取組を支援することは、ODA大綱の重点課題のひとつである「貧困削減」や「地球規模の問題への取組」の観点からも意義が大きい。

リマ首都圏の上下水道整備事業のうち、リマ首都圏周辺居住域衛生改善事業は、雨の少ない乾季の水不足や急速な低所得層の流入による居住域の生活環境悪化、住民の健康及び衛生状態の改善のため、浄水場及び上下水道網の整備を行うもので、2000年9月から11年にわたる、総額249億円の円借款である。しかし、契約後の資機材価格の上昇や価格変動、工事量の増加等により、事業費が当初見込みより大幅に増加し、事業実施のために追加的な資金手当が必要となり、ペルー側から工事費用増加分についての追加借款の要請が出ている。2009年11月10日に日本で行われた日・ペルー首脳会談において、鳩山総理から同浄水場について円借款により協力していくこととしたい旨の表明があったが、日・ペルー間の友好関係、経済関係等を考えれば、早急に対応すべきものであるといえる。

また、パンド国際協力庁長官との意見交換においては、今後日本の支援を期待する分野として水分野、環境、防災等を挙げられた。今回の調査においても地震防災や生活環境改善などのさらなる支援が必要であると感じた。

地震・津波災害の防災・減災に関する技術は、日本が世界のリード役として期待されている分野の一つでもあり、そのため地球規模で事例収集が必要なものである。ペルーはプレートの境界に位置し地震・津波の被害が多いという日本と似た環境にある。この技術協力を継続・強化していくことは、日本にとっても大きなメリットがある。

4. 対中南米援助について

今回訪問した3か国に限らず、中南米は、鉱物資源や農水産物資源に富む国が多く、他方で、依然として、地域間格差や所得格差の問題を抱えている国も少なくない。また、親日的な国が多いことでも知られている。

これまでの我が国がこの地域で行ったODAは、一定の成果を上げているが、これらの国々との経済関係をさらに強化することは日本の国益にとっても大変重要なことであると考えている。

ODAの供与先として、地理的に遠く、またアフリカのように喫緊の開発課題として注目されているわけではない中南米であるが、格差・貧困や環境・気候変動といった開発課題を多く抱えている。更に、資源、日系社会の存在など、我が国にとってこれからも重要な地域であり続けるといえる。

したがって、今後、貧困対策や日本の得意分野である環境・気候変動分野に

おける対策を積極的に行うことで、日本とこの地域の新たな協力関係を築くことが期待されている。

政府は、アジアやアフリカ支援への野心的な援助公約を掲げているが、2010年度ODA予算は11年連続で削減となる見込みである。アジアやアフリカのみならず、我が国の国益の観点から重要な中南米地域への支援を拡充するためにも、ODA予算の削減傾向に歯止めをかける必要があると考える。

付録

参考資料

(裏余白)

◇参議院政府開発援助（ODA）調査派遣の実績

第1回（平成16年度）

	第1班 (中国地域)	第2班 (東南アジア地域)	第3班 (南米地域)	
期間	平成16年 8月17日(火)～8月25日(水) (9日間)	平成16年 8月17日(火)～8月26日(木) (10日間)	平成16年 8月17日(火)～8月27日(金) (11日間)	—
訪問国	中華人民共和国 フィリピン共和国	タイ王国 インドネシア共和国	メキシコ合衆国 ブラジル連邦共和国	
派遣団の構成	団長 鴻池 祥肇 (自民) 松山 政司 (自民) 三浦 一水 (自民) 木俣 佳文 (自民) 和田 ひろ子 (民主) 大 門実紀史 (民主) 大 門実紀史 (共産)	団長 岩井 國治 (自民) 愛知 幸郎 (自民) 段 本 男 (自民) 松 下 平 (自民) 山 新孝 (民主) 遠 本史 (民主) 又 山彦 (公明) 又 市征治 (社民)	団長 坂村 三蔵 (自民) 保松 龍二 (自民) 後藤 博子 (自民) 広 博 だし (民主) 木 健太郎 (公明) 小 林美恵子 (共産)	

第2回（平成17年度）

	第1班 (アフリカ・中東地域)	第2班 (中国・東南アジア地域)	第3班 (南西アジア地域)	
期間	平成17年 11月20日(日)～11月29日(火) (10日間)	平成17年 11月30日(水)～12月8日(木) (9日間)	平成17年 12月4日(日)～12月12日(月) (9日間)	—
訪問国	エジプト・アラブ共和国 タンザニア連合共和国	ベトナム社会主義共和国 カンボジア王国	インド	
派遣団の構成	団長 伊達 忠一 (自民) 西 銘順志郎 (自民) 藤 井基之 (自民) 尾 立 幸三 (民主) 藤 末 健三 (民主) 浮 島とも子 (公明)	団長 小 泉 顕雄 (自民) 椎 名 一 保 (自民) 関 昌敏 (自民) 加 藤 敏一 (民主) 津 田 弥太郎 (民主) 西 田実仁 (公明) 渕 上 貞雄 (社民)	団長 山下 英利 (自民) 山田 耕太郎 (自民) 福 島 啓史郎 (自民) 大 久保 勉 (民主) 富 岡 由紀夫 (民主) 大 門実紀史 (共産)	

第3回（平成18年度）

	第1班 (北東アジア地域)	第2班 (東南アジア地域)	第3班 (中央アジア地域)	第4班 (アフリカ地域)
期間	平成18年 8月6日(日)～8月11日(金) (6日間)	平成18年 8月17日(木)～8月25日(金) (9日間)	平成18年 8月16日(水)～8月25日(金) (10日間)	平成18年 7月18日(火)～7月28日(金) (11日間)
訪問国	モンゴル国 中華人民共和国	タイ王国 インドネシア共和国 シンガポール共和国	ウズベキスタン共和国 カザフスタン共和国	ケニア共和国 セネガル共和国
派遣団の構成	団長 小田中足那 泉村川立那 昭耕川立屋 男太郎治也 男雅信正 (自民)(自民)(自民)(民主)(民主)(民主)(公明)	団長 鶴柏白前大 保村川門 庸武眞清 庸昭勲成 介昭勲成 (自民)(自民)(民主)(民主)(共産)	団長 阿部正信 岸田弥孝 津松谷近 合藤正正 (自民)(自民)(民主)(民主)(公明)(社民)	団長 田村公平 山内俊夫 松下山新 (自民)(自民)(民主)

第4回（平成19年度）

	第1班 (東南アジア地域)	第2班 (南西アジア地域)	第3班 (中東地域)	第4班 (アフリカ及び欧州地域)
期間	平成19年 12月2日(日)～12月6日(木) (5日間)	平成20年 2月4日(月)～2月13日(水) (10日間)	平成20年 2月12日(火)～2月20日(水) (9日間)	平成20年 2月2日(土)～2月14日(木) (13日間)
訪問国	ベトナム社会主義共和国	インド ネパール	トルコ共和国 ヨルダン・ハシェミット王国	カメルーン共和国 エチオピア連邦民主共和国 南アフリカ共和国 英国
派遣団の構成	団長 藤末山牧 健ひろ大 三ろ俊 (民主)(民主)(自民)(自民)(公明)	団長 富長石弘 岡浜井友 由紀夫行 博みどり (民主)(民主)(自民)(公明)	団長 加米鶴仁 藤長保比 敏晴庸聡 (民主)(民主)(自民)(共産)	団長 大内西 塚耕正昌 平光司 (民主)(民主)(自民)

第5回（平成20年度）

	第1班 (アジア地域)	第2班 (大洋州地域)	第3班 (欧州地域)	第4班 (アフリカ及び欧州地域)
期間	平成20年 8月19日(火)～8月27日(水) (9日間)	平成20年 8月23日(土)～8月30日(土) (8日間)	平成20年 8月17日(日)～8月25日(月) (9日間)	平成20年 8月14日(木)～8月25日(月) (12日間)
訪問国	ラオス人民民主共和国 タイ王国 カンボジア王国	フィジー諸島共和国 ツバル	ドイツ連邦共和国 スウェーデン王国	英国 ウガンダ共和国 スーダン共和国 フランス共和国
派遣団の構成	団長 中 村 哲 治 (民主) 轟 木 利 治 (民主) 広 田 一 治 (民主) 中 川 雅 治 (自民)	団長 溝 手 顕 正 (自民) 亀 井 亜 紀 子 (民主) 藤 田 幸 久 (民主) 水 戸 将 史 (民主) 森 ま さ こ (自民)	団長 櫻 井 充 勲 (民主) 白 川 眞 秀 (自民) 谷 住 裕 一 郎 (公明)	団長 武 内 則 男 (民主) 椎 名 一 保 (自民)

第6回（平成21年度）

	第1班 (東アジア地域)	第2班 (米州地域)	第3班 (アフリカ及び欧州地域)	第4班 (中南米地域)
期間	平成21年 10月11日(日)～10月19日(月) (9日間)	平成21年 10月8日(木)～10月16日(金) (9日間)	平成21年 10月11日(日)～10月23日(金) (13日間)	平成21年 10月10日(土)～10月23日(金) (14日間)
訪問国	フィリピン共和国 シンガポール共和国 インドネシア共和国	アメリカ合衆国 カナダ	フランス共和国 ケニア共和国 ウガンダ共和国 南アフリカ共和国	ブラジル連邦共和国 パナマ共和国 ペルー共和国
派遣団の構成	団長 若 林 正 俊 (自民) 松 浦 大 悟 (民主) 石 井 準 一 (自民)	団長 藤 末 健 三 (民主) 泉 信 也 (自民) 草 川 昭 三 (公明)	団長 木 俣 佳 丈 (民主) 姫 井 由 美 子 (民主) 山 本 順 三 (自民)	団長 藤 原 良 信 (民主) 椎 名 一 保 (自民) 井 上 哲 士 (共産)